

目 次

(令 和 7 年)

○第4回臨時会

第1日目（5月29日）

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
意見書第4号 在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書	3
決議第1号 在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議	5
決議第2号 西田昌司参議院議員のひめゆりの塔をめぐる発言に対する抗議決議	8
意見書第5号 戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書	11
承認第1号 専決処分の承認について（中城村税条例の一部を改正する条例）	14
承認第2号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	25

○第5回定例会

第1日目（6月13日）

会議録署名議員の指名	35
会期の決定	35
諸般の報告	35
行政報告	36
議案第33号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	36
議案第34号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	40
議案第35号 中城村平和の日を定める条例	43
議案第36号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	47
議案第37号 中城村下水道条例の一部を改正する条例	51
議案第38号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第1号）	53
議案第39号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	62
議案第40号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算（第1号）	63
議案第41号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（建築）請負契約について	65
議案第42号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（電気）請負契約に	

	について	69
議案第43号	吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（機械）請負契約に ついて	70
議案第44号	村有財産の貸付について	72
報告第5号	令和6年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	73
報告第6号	令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 の報告について	76

第2日目（6月14日） 休 会（土）

第3日目（6月15日） 休 会（日）

第4日目（6月16日）

一般質問

9番	大 城 常 良 議員	81
12番	金 城 章 議員	92
13番	新 垣 博 正 議員	102
8番	屋 良 照 枝 議員	113

第5日目（6月17日）

一般質問

14番	新 垣 善 功 議員	121
2番	玉那覇 登 議員	130
1番	小橋川 恵 美 議員	138
7番	新 垣 修 議員	145

第6日目（6月18日）

一般質問

4番	桃 原 清 議員	157
5番	新 垣 貞 則 議員	165
6番	安 里 清 市 議員	176
11番	仲 松 正 敏 議員	184

第7日目（6月19日）

議案第45号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例	195
議案第46号	令和7年度中城村一般会計補正予算（第2号）	198
議案第47号	物品等購入の契約について	199

一般質問

15番 石原昌雄議員	201
発議第3号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	208
発議第4号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	214
発議第5号 中城村議会映像配信に関する要綱	217
発議第6号 中城村議会事務局処務規程の一部を改正する規程	220
議案第35号 中城村平和の日を定める条例	225

第4回 臨時会

令和7年第4回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和7年5月29日

会 期 1 日間

閉 会 令和7年5月29日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	5月29日	木	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 意見書第4、5号における説明、質疑、採決 決議第1、2号における説明、質疑、採決 承認第1、2号に対する説明、質疑、討論、採決 <div style="text-align: right;">閉会</div>

令和7年第4回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	令和7年5月29日（木）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・ 閉会等日時	開会	令和7年5月29日（午前10時00分）		
	閉会	令和7年5月29日（午前11時05分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小橋川 恵美	9番	大城 常良
	2番	玉那覇 登	10番	欠 員
	3番	欠 員	11番	仲松 正敏
	4番	桃原 清	12番	金城 章
	5番	新垣 貞則	13番	新垣 博正
	7番	新垣 修	14番	新垣 善功
	8番	屋良 照枝	15番	石原 昌雄
欠席議員	6番	安里 清市	16番	伊佐 則勝
会議録署名議員	7番	新垣 修	8番	屋良 照枝
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比嘉 保	会計年度任用職員	安里 安美
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比嘉 麻乃	企画課長	金城 勉
	教育 長	比嘉 良治	都市建設課長	呉屋 克行
	総務課長	大湾 朝也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲村 武宏
	住民生活課長	新垣 忍	上下水道課長	下地 良和
	会計管理者	照屋 郁子	教育総務課長	我謝 慎太郎
	税務課長	比嘉 聡	生涯学習課長	渡久地 真
	福祉課長	照屋 淳	教育総務課主幹	永川 幸徳
	健康保険課長	島袋 かおり		
	こども課長	比嘉 昌子		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	意見書第4号 在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書
第 4	決議第1号 在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議
第 5	決議第2号 西田昌司参議院議員のひめゆりの塔をめぐる発言に対する抗議決議
第 6	意見書第5号 戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書
第 7	承認第1号 専決処分の承認について（中城村税条例の一部を改正する条例）
第 8	承認第2号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○副議長 石原昌雄 では、おはようございます。

ただいまより令和7年第4回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 新垣 修議員及び8番 屋良照枝議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月29日のみにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日5月29日の1日のみに決定しました。

日程第3 意見書第4号 在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書及び日程第4 決議第1号 在沖米海兵隊員による不

同意性交致傷事件に対する抗議決議については関連しますので、一括議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第3及び日程第4については、一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。議席番号8番 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 お願いします。

意見書第4号、令和7年5月23日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者、中城村議会議員 屋良照枝。

賛成者、中城村議会議員 大城常良、小橋川恵美、新垣博正、石原昌雄、仲松正敏、新垣貞則、桃原 清、玉那覇 登。

在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

意見書第4号

令和7年5月23日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

賛 成 者

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 小橋川 恵 美

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 石 原 昌 雄

中城村議会議員 仲 松 正 敏
中城村議会議員 新 垣 貞 則
中城村議会議員 桃 原 清
中城村議会議員 玉那覇 登

在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

在沖海兵隊員による性的暴行事件について関係要路に要請するため、この意見書を提出する。

在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書（案）

令和7年3月、本島中部の米軍基地内の個室トイレで基地従業員の女性に性的暴行をし、止めに入った別の女性も負傷させたとして、4月7日に沖縄県警は在沖米海兵隊員を不同意性交と傷害の疑いで那覇地方検察庁に書類送検したことが明らかとなった。

また、同年1月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなった。

本村議会では、昨年6月27日「人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の暴行事件に対する抗議決議」並びに意見書を全会一致で可決し、日米両政府に対して、米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と抜本的かつ実行性のある再発防止を強く求めてきた。それにもかかわらず、同様な事件が再発したことは、沖縄県民、とりわけ女性に対する人権蹂躪の何ものでもない。事件を防止できなかった日米両政府の責任は極めて重大である。

沖縄は、先の大戦から80年目を迎えた。その間、米軍人・軍属の事件・事故は枚挙に暇がなく、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担を強いられてきた。今回の事件は、日米両政府が綱紀粛正を強調し米軍に求めたリバティ制度等の再発防止策が機能せず起こったもので、その実効性に強い疑念を抱き、米軍内の規律の在り方が強く問われている深刻な事態であると危惧している。

よって、中城村議会は今回の事件に対し満身の怒りを込めて強く抗議するとともに、事件・事故の実効性のある再発防止に向けて下記の通り強く要求する。

記

- 1、被害者へのケア、謝罪及び補償を日米両政府が責任を持って講ずるとともに、その取組状況を県民に明らかにすること。
- 2、米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底とリバティ制度の更なる厳格化を図り実効性のある再発防止策をフォーラムで検証すること。

- 3、覚知後、被害者のプライバシーを最大限尊重し県及び市町村に速やかに通報すること。
- 4、日米地位協定の抜本的改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年5月29日
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 沖縄防衛局長 内閣官房長官 防衛大臣 外務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）

提案理由、在沖海兵隊員による性的暴行事件について、関係要路に要請するため、この意見書を提出する。

関連がありますので、続けます。

決議第1号、令和7年5月23日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者、中城村議会議員 屋良照枝。

賛成者、中城村議会議員 大城常良、小橋川恵美、新垣博正、石原昌雄、仲松正敏、桃原清、新垣貞則、玉那覇 登。

在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

決議第1号

令和7年5月23日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

賛 成 者

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 小橋川 恵 美

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 石 原 昌 雄

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 桃 原 清

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 玉那覇 登

在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

在沖海兵隊員による性的暴行事件について関係要路に要求するため。

在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議（案）

令和7年3月、本島中部の米軍基地内の個室トイレで基地従業員の女性に性的暴行をし、止めに入った別の女性も負傷させたとして、4月7日に沖縄県警は在沖米海兵隊員を不同意性交と傷害の疑いで那覇地方検察庁に書類送検したことが明らかとなった。

また、同年1月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなった。

本村議会では、昨年6月27日「人間の尊厳を踏みにじる米空軍兵の暴行事件に対する抗議決議」並びに意見書を全会一致で可決し、日米両政府に対して、米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と抜本的かつ実行性のある再発防止を強く求めてきた。それにもかかわらず、同様な事件が再発したことは、沖縄県民、とりわけ女性に対する人権蹂躪の何ものでもない。事件を防止できなかつた日米両政府の責任は極めて重大である。

沖縄は、先の大戦から80年目を迎えた。その間、米軍人・軍属の事件・事故は枚挙に暇がなく、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担を強いられてきた。今回の事件は、日米両政府が綱紀粛正を強調し米軍に求めたリバティ制度等の再発防止策が機能せず起こったもので、その実効性に強い疑念を抱き、米軍内の規律の在り方が強く問われている深刻な事態であると危惧している。

よって、中城村議会は今回の事件に対し満身の怒りを込めて強く抗議するとともに、事件・事故の実効性のある再発防止に向けて下記の通り強く要求する。

記

- 1、被害者へのケア、謝罪及び補償を日米両政府が責任を持って講ずるとともに、その取組状況を県民に明らかにすること。
- 2、米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底とリバティ制度の更なる厳格化を図り実効性のある再発防止策をフォーラムで検証すること。
- 3、覚知後、被害者のプライバシーを最大限尊重し県及び市町村に速やかに通報すること。
- 4、日米地位協定の抜本的改正を行うこと。

以上、決議する。

令和7年5月29日

宛先

在日米国大使
在沖米国総領事

在日米軍司令官

在日米軍沖縄地域調整官

第3海兵遠征司令官

提案理由、在沖米海兵隊員による性的暴行事件について、関係要路に要求するため。

○副議長 石原昌雄 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第4号及び決議第1号の趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから意見書第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、意見書第4号について、賛成の立場で討論をいたします。

本意見書に記されている基地内で働く女性従業員が、事もあろうに、安全であるはずの職場のトイレで性的暴行を受けた。そして、それを止めに入った別の女性も負傷させた卑劣極まりない事件がまたしても発生した。米軍基地が所在する地域の事件、事故は後を絶たない。とりわけ沖縄は米軍基地の7割が集中していることから、これまでも幾多の凶悪犯罪が繰り返され、

県民の我慢は沸点に達している。議会としても、事あるごとに綱紀粛正、再発防止を強く訴えてきたが、一向に改善する気配すらありません。

日本政府は、重大事件を起こした者は、日本の憲法の下、厳罰に処することは当然である。早急に不公平な日米地位協定の抜本的改定を行い、事件、事故のない安全な社会を築いていただきたい。以上であります。

○副議長 石原昌雄 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、意見書第4号「在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長 石原昌雄 着席願います。

起立全員です。したがって、意見書第4号在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

続きまして、ただいま議題となっております決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号は委員会付託を省略します。

これから決議第1号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、決議第1号
について、賛成の立場で討論をいたします。

抗議決議の条文の中にある令和7年1月に性的暴行事件が発生、今回は米軍基地内で働く女性従業員がトイレの中で被害に遭うという前代未聞の事件が発生しました。前年も同様の事件が発生し、議会として強い怒りを持って抗議決議を可決した経緯があります。にもかかわらず、事件を抑止できないのは、米軍の意識の中に、いまだに沖縄はアメリカの占領地であり、事件、事故を起こしても、アメリカへ帰れば罪は問われないという占領意識がまだまだ残っております。

よき隣人と言うならば、全ての軍人、軍属の人権教育を徹底し、二度と事件を起こさないように意識の変革を強く求めるものであります。以上であります。

○副議長 石原昌雄 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 これで討論を終わります。

これから、決議第1号「在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議」を採

決いたします。

この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長 石原昌雄 着席願います。

起立全員です。したがって、決議第1号 在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

日程第5 決議第2号 西田昌司参議院議員のひめゆりの塔をめぐる発言に対する抗議決議を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

議席番号9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、読み上げて御提案を申し上げます。

決議第2号、令和7年5月23日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者、中城村議会議員 大城常良。

賛成者、中城村議会議員 新垣博正、新垣貞則。

西田昌司参議院議員のひめゆりの塔をめぐる発言に対する抗議決議案。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

決議第2号

令和7年5月23日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛 成 者

中城村議会議員 新垣博正
賛成者
中城村議会議員 新垣貞則

西田昌司参議院議員のひめゆりの塔をめぐる発言に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

西田昌司参議院議員の一連の言動は、国会議員としての言葉の重みを考えれば議員辞職に値するものである。本村議会は沖縄戦の教訓を受け継ぎ次世代に継承していくことを誓い、西田昌司参議院議員に対し曖昧な記憶に基づく「歴史書き換え」などとの認識に固執せず、村民、県民への心の底からの謝罪を強く求めるため、この抗議決議を提出する。

西田昌司参議院議員のひめゆりの塔をめぐる発言に対する抗議決議（案）

5月3日、那覇市内で開催された「憲法シンポジウム」において西田昌司参議院議員の、ひめゆりの塔やひめゆり平和記念資料館の展示内容に関し「歴史の書き換え」などとの発言は、ひめゆり学徒の苛酷な体験を否定し沖縄県民の平和を願う思いを踏みにじるものであり決して許されるものではない。県民を愚弄するものであり最大の怒りを持って抗議する。

80年前、平和な日常を暮らしていた沖縄の一般住民を巻き込んだ苛烈極まる凄惨な地上戦で、県民の4人に1人が犠牲となり、20万余の多くの尊い命が奪われた。沖縄には筆舌に尽くし難い苦難の歴史がある。ひめゆり平和祈念資料館の展示は沖縄戦で犠牲となった方々の命の重みと平和の尊さを、沖縄戦の体験者の証言や遺品、資料を基に伝えるものであり、自身の曖昧な記憶と独自の考えや憶測でその証言や記録を否定・軽視する発言は、沖縄戦体験者や遺族、村民、県民の心を著しく傷つけ、先人たちの尊厳を踏みにじるものであり、言語道断である。

5月7日の会見では発言を撤回しないと表明したが、9日の会見ではシンポジウムでの発言は撤回、謝罪はしたものの「歴史の書き換え」や「沖縄の教育はめちゃくちゃ」などと自身の発言を正当化するなどの認識は変わらないとする不誠実極まりない対応は強い憤りを禁じ得ない。

戦後80年の節目を迎えた今日、体験者の証言を胸に刻み、戦争は悲惨で愚かな行為であり、人間が人間でなくなる。軍隊は住民を守らない。県民の思いである「命どう宝」を後世に残していく。

本村議会は沖縄戦の教訓を受け継ぎ次世代に継承していくことを誓うものである。西田昌司参議院議員に対し、ひめゆりの塔、ひめゆり平和祈念資料館を訪れて声なき声に真摯に向き合っていたきたい。そして国会議員としての言葉の重みを考えれば一連の言動、行動は議員辞職に値するものである。曖昧な記憶に基づく「歴史書き換え」などとの認識に固執せず、村民、県民への心の底からの謝罪を強く求める。

以上、決議する。

宛先

西田昌司参議院議員

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

提案理由、西田昌司参議院議員の一連の言動は、国会議員としての言葉の重みを考えれば、議員辞職に値するものである。本村議会は、沖縄戦の教訓を受け継ぎ、次世代に継承していくことを誓い、西田昌司参議院議員に対し、曖昧な記憶に基づく歴史書の歴史書換えなどとの認識に固執せず、村民、県民への心の底からの謝罪を強く求めるため、この抗議決議を提出します。

○副議長 石原昌雄 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから決議第2号の趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。したがって、決議第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、決議第2号、私はこの抗議決議に強く賛同する立場から、3つの視点から討論いたします。

視点1、西田氏の歴史認識の欠如と改ざんを許さない。

西田昌司参議院議員によるひめゆりの塔をめぐる一連の発言は、戦後80年の節目を迎えようとしている今日、沖縄の歴史に対する冒瀆であり、決して許されるものではありません。沖縄戦において、県民の4人に1人という尊い命が奪われました。西田議員の発言は、沖縄戦の悲惨な実態とひめゆり学徒隊が経験した筆舌に尽くしがたい苦難に対する根本的な理解を欠いています。

ひめゆり学徒隊は、ペンを銃に持ち替えさせられ、看護要員として、死と隣り合わせの極限状態に置かれました。その多くが若くして命を落とし、生き残った方々も心に深い傷を負っています。この沖縄戦の悲惨な実相を認識せず、意図的に歴史を修正しようとするものであり、その悪質性は看過できません。

特にひめゆりの塔の展示説明をめぐる歴史の書換え発言は、沖縄戦の真実から目をそらし、ゆがめようとするものであり、戦没者や戦争体験者の尊厳を深く冒瀆しております。これは、県民の尊厳を踏みにじる暴言であり、断じて許されるものではありません。

視点2、西田氏の無責任な言動と国会議員としての資質。

西田議員は、沖縄の歴史教育や平和教育を非難した根幹部分についても、いまだに謝罪や撤回をしておらず、そこには強い怒りしかありません。

ひめゆり資料館には、膨大な沖縄戦の証言と研究の蓄積があり、それらを否定する発言は、国会議員として不誠実極まりない言動です。

沖縄の歴史と平和教育は、二度とこのような悲劇を繰り返さないための私たちの強い願いと決意の結晶です。それを否定することは、未来への希望を摘み取ることにほかなりません。このような歴史認識と責任感の欠如は、議員辞職に値すると断言せざるを得ません。

視点3、沖縄の苦難に寄り添い、平和を希求する。

私たちは、この抗議決議を通して、西田議員への無責任な発言に対し強い抗議の意を示すとともに、沖縄の歴史と、何よりも平和への願いと必要性を改めて訴えていきます。

西田氏に対する抗議決議に強く賛同し、二度とこのような不当な発言がなされないよう、強く求めます。以上であります。

○副議長 石原昌雄 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○副議長 石原昌雄 これで討論を終わります。

これから、決議第2号「西田昌司参議院議員のひめゆりの塔をめぐる発言に対する抗議決議」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

(起立全員)

○副議長 石原昌雄 着席ください。

起立全員です。したがって、決議第2号 西田昌司参議院議員のひめゆりの塔をめぐる発言に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見書第5号 戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

議席番号1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 読み上げて提案いたします。

意見書第5号、令和7年5月23日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者、中城村議会議員 小橋川恵美。

賛成者、中城村議会議員 大城常良、屋良照枝。

戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

意見書第5号

令和7年5月23日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 小橋川 恵 美

賛 成 者

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 屋 良 照 枝

戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

戦後80年の節目に、沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める要請をするため、この意見書を提出する。

戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書（案）

2025年8月15日、日本は戦後80年を迎える。1945年の沖縄戦では、住民を巻き込んだ激しい地上戦が行われ、当時の県民の4分の1に当たる約20万人が犠牲となった。戦後、沖縄は本土から切り離され、27年間の米軍統治を経て1972年に本土復帰を果たした。しかし、現在に至るまで、国土のわずか0.6%しかない沖縄に在日米軍基地の約70%が集中し、不平等な負担が続いている。

日本の安全保障の在り方は様々な議論があるが、現状として日米安保体制を基軸としており、国民の約9割がその有用性を認識している。であるならば、憲法の「法の下での平等」に照らして、安全保障の負担は全国で公平に分担されるべきである。沖縄の基地負担軽減は、1996年の日米両政府によるSACO合意に基づき進められてきたが、SACOが設置される際には「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきである」と基本理念が掲げられていた。

戦後80年という節目にあたり、この理念に立ち返り、負担の公平化を実現するための法整備が必要だと考える。「（仮称）沖縄基地縮小促進法」を国会で制定することを強く求める。

また、その法律に基づき沖縄の基地整理を進める中で、安全保障上の代替施設が国内に必要とされる場合は、憲法の規定に則り、特別法の制定など公正かつ民主的な方法で解決すべきである。

沖縄を含むすべての国民が平等に安全保障の責任を担うことこそ、持続可能な日本の安全保障体制の基盤となり、日本のみならず、インド太平洋地域および国際社会の平和と安定、繁栄に貢献すると考える。よって、本議会は以下の通り要請する。

記

- 1、沖縄県民の民意を尊重しながら、基地の返還・整理・縮小などの負担軽減を国の責任で進める
「（仮称）沖縄基地縮小促進法」を国会で制定すること。
- 2、「（仮称）沖縄基地縮小促進法」の法に基づき、沖縄の基地の返還・整理・縮小によって代替施設が必要となる場合は、憲法第41条、第92条、第95条に基づき、特別法を制定するなど、公正かつ民主的に解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

宛先

内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
衆議院議長 参議院議長

提案理由、戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める要請をするため、この意見書を提出する。

○副議長 石原昌雄 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○副議長 石原昌雄 「質疑なし」と認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
8番 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、意見書第5号に対して賛成の立場で討論します。

沖縄に過重な基地負担があるのは、誰が見ても明らかな事実であります。そのための基地あるがゆえの事件、事故も、あまりにも多数発生しています。どれも基地あるがゆえの弊害です。一日も早く沖縄に平和と安心できる生活、日常を取り戻せるように、沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書に賛成します。

○副議長 石原昌雄 ほかにありませんか。
7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 同じように、意見書第5号に賛成の立場から討論いたします。

戦後80年の今日を迎えるに当たり、私たちは沖縄がこの80年間、日本の安全保障のためにいかに大きな犠牲を払ってきたかを改めて認識する必要があります。日本の米軍専用施設面積の約70%が沖縄に集中しており、県民にとっては耐え難いほどの重荷になっています。

日本政府は、安全保障と基地負担を国益として正当化発言していますが、その負担は特定の地域、特にこの沖縄に過度に集中している現状は、到底、公平とは言えません。広大な基地は、騒音問題、環境問題、事件、事故のリスクなど、県民の日常生活に多大な影響を与え続け、脅かしております。私たちが求める、目指す平和国家の姿とはかけ離れています。

だからこそ、私たちは、今、基地負担軽減を国の責務として明確に位置づけ、この歴史的な節目に具体的な処置を求める法整備を強力に推進すべき実効性のある取組を求め、意見書に強く賛成いたします。以上であります。

○副議長 石原昌雄 ほかにありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○副議長 石原昌雄 これでは討論を終わります。これから意見書第5号 戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長 石原昌雄 着席してください。

起立全員です。したがって、意見書第5号戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第7 承認第1号 専決処分の承認につ

いてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めまして、おはようございます。

承認第1号 専決処分の承認について。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和7年5月29日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日付けで公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を早急に行う必要が生じ、緊急を要したため議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、議会の承認を必要とするため。

中城村専決第2号

専 決 処 分 書

中城村税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

中城村長 比 嘉 麻 乃

中城村税条例の一部を改正する条例
中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を村公告式条例（昭和47年村条例第5号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____村公告式条例（昭和47年村条例第5号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ _____ものとする。</p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u> _____第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u> _____を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退</p>

職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、

3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を1にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(法第314条の2第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))

(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及

職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、

3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を1にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及

び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書等）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) （略）

2～6 （略）

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払__を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に

び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書等）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) （略）

2～6 （略）

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に

限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下

限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) _____

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの_____又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)
又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)
(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)
(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3 (略)
(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの _____
又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)
(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)
(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6)～(8) (略)

3 (略)
(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283

号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報の記録の有効期限並びに
運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個

号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)

_____を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

_____有効期限並びに
運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

人番号カードに記録された特定免許情報確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～12 (略)

13 村長は法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

14 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第12条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻きたばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻きたばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の

3 (略)

4 (略)

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～12 (略)

13 (略)

本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定する者に係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻きたばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻きたばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満

の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第12条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(村民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和7年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について

提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の中城村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

- 第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第12条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、中城村税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第12条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 中城村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第12条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第12条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由といたしまして、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日付で公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を早急に行う必要が生じ、緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、議会の承認を必要とするためごさい

ます。

○副議長 石原昌雄 これにて提出者の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時47分）

~~~~~

再 開（10時51分）

○副議長 石原昌雄 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、承認第1号について質疑をいたします。

1ページです。

その改正後の下のほうに、電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置というのがあるんですけども、そのちょっと説明を求めます。

○副議長 石原昌雄 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 お答えいたします。

今回の改正に伴いまして、インターネットの掲示もあるんですが、従来のアナログの公告を行っていたものと併せて、窓口のほうにパソコンの画面を設置して、そちらのほうで住民の方が見たいということ、閲覧を希望された場合に、事務所内において確認できる画面を設置するという意味合いであります。

最終的には、こちらに来なくても、デジタル庁の考えとしましては、役場に来なくても、インターネット環境によって、どこにいても見れるような状態をつくっていくというのが最終的な目的でありますので、それまでの経過措置として、紙によるものをなくしていく方向で今、事務所内の画面を設置して、そちらのほうで閲覧をしていただくという形になります。

○副議長 石原昌雄 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、事務所内でパソコンの中身を見て、これを住民が閲覧できる、あるいはすぐ見通せるというような判断でよろしいですか。

○副議長 石原昌雄 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 今、課の考えとしまし

ては、窓口のほうに航空写真のモニターがあるんですが、あの考えと同じで、あちらのほうで、窓口で閲覧していただくという形で対応を考えております。

○副議長 石原昌雄 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長 石原昌雄 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○副議長 石原昌雄 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

日程第8 承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、承認第2号 専決処分の承認について。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年5月29日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要したため議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、議会の承認を必要とする。

中城村専決第3号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

中城村長 比 嘉 麻 乃

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(課税額)<br/>第2条 (略)<br/>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>660,000円</u>とする。</p> | <p>(課税額)<br/>第2条 (略)<br/>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>650,000円</u>とする。</p> |

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には660,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合は260,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が240,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円とする。

4 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合は240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税

額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円
- (イ) 特定世帯 6,000円
- (ウ) 特定継続世帯 3,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,350円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,150円
- (イ) 特定世帯 2,075円
- (ウ) 特定継続世帯 1,037円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,650円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に

額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円
- (イ) 特定世帯 6,000円
- (ウ) 特定継続世帯 3,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,350円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,150円
- (イ) 特定世帯 2,075円
- (ウ) 特定継続世帯 1,037円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,650円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ついて 4,440円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,400円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1,200円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,660円</p> <p>(イ) 特定世帯 830円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 415円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,520円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,060円</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>ついて 4,440円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,400円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1,200円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,660円</p> <p>(イ) 特定世帯 830円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 415円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,520円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,060円</p> <p>2・3 (略)</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由といたしまして、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、中城

村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、議会の承認を必要とするためでございます。

○副議長 石原昌雄 休憩します。

休憩（10時58分）

~~~~~

再開（10時59分）

○副議長 石原昌雄 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、承認第2号について質疑をいたします。

まず、改正前、改正後、先ほど説明あったんですけども、第2条のほうの65万から66万に1万円基礎課税額がアップすると。その3のほうの24万円から26万円にアップすると。これは後期高齢者の支援金等の課税額ということなんですけれども、それについては、例えば後期高齢者に入っている方々は税額が重税になるのか、税額が多くなるのか、そういうことなのか。

あと、減額のほう、17条のほうですね、保険税の減額。その号では、29万5,000円が30万5,000円になっているんですけども、その号については、保険に入っている方々は減額になって、課税は、税金が安くなるのか、そのあたりはいかがですか。

○副議長 石原昌雄 休憩します。

休憩（11時01分）

~~~~~

再開（11時02分）

○副議長 石原昌雄 再開します。

健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 答えいたします。

後期高齢者加入者の方への影響は全くありません。国保加入者で高額所得の方、上限にかかっている方たちのこの上限が1万円上がる、2万円上がるということなので、中、低所得の方には影響がないものになります。軽減の判定所得に関しては、基準が上がるので、軽減のかかる対象者が増えると考えております。

○副議長 石原昌雄 ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○副議長 石原昌雄 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○副議長 石原昌雄 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長 石原昌雄 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会（11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会副議長 石 原 昌 雄

中城村議会議員 新 垣 修

中城村議会議員 屋 良 照 枝

# 第5回 定例会

## 令和7年第5回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和7年6月13日

会 期 7 日間

閉 会    令和7年6月19日

| 日 次   | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                                    |
|-------|-------|----|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 6月13日 | 金  | 午前10時 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告<br>議案第33、34、36、37、38、39、40、41、42、<br>43、44号に対する説明、質疑、討論、採決<br>議案第35号に対する説明、質疑、委員会付託<br>報告第5、6号に対する説明、質疑 |
| 第 2 日 | 6月14日 | 土  | \     | 休 会   |                                                                                                                                        |
| 第 3 日 | 6月15日 | 日  | \     | 休 会   |                                                                                                                                        |
| 第 4 日 | 6月16日 | 月  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                               |
| 第 5 日 | 6月17日 | 火  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                               |
| 第 6 日 | 6月18日 | 水  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                               |
| 第 7 日 | 6月19日 | 木  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（1人）<br>発議第3、4、5、6号に対する説明、質疑、<br>討論、採決<br>委員長報告に対する質疑、討論、採決<br><div style="text-align: right;">閉会</div>                            |
|       | 6月20日 | 金  | 午前10時 |       | 現場視察<br>（中城村立小学校整備事業・戦後引揚陸碑）                                                                                                           |

## 令和7年第5回中城村議会定例会（第1日目）

|                                |                 |                     |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和7年6月13日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和7年6月13日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和7年6月13日（午後2時19分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                 | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 9 番             | 大 城 常 良             | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃             | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正               | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 永 川 幸 徳   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                                                        |
| 第 2  | 会期の決定                                                                             |
| 第 3  | 諸般の報告                                                                             |
| 第 4  | 行政報告                                                                              |
| 第 5  | 議案第33号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                                   |
| 第 6  | 議案第34号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7  | 議案第35号 中城村平和の日を定める条例                                                              |
| 第 8  | 議案第36号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例                                                      |
| 第 9  | 議案第37号 中城村下水道条例の一部を改正する条例                                                         |
| 第 10 | 議案第38号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第1号）                                                      |
| 第 11 | 議案第39号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                                |
| 第 12 | 議案第40号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算（第1号）                                                   |
| 第 13 | 議案第41号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（建築）請負契約について                                          |
| 第 14 | 議案第42号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（電気）請負契約について                                          |
| 第 15 | 議案第43号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（機械）請負契約について                                          |
| 第 16 | 議案第44号 村有財産の貸付について                                                                |
| 第 17 | 報告第5号 令和6年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                               |
| 第 18 | 報告第6号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                       |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和7年第5回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番 大城常良議員及び11番 仲松正敏議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月13日から6月19日の7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月13日から6月19日の7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和7年3月3日より令和7年6月12日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

#### 記

#### 1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和7年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので、御参照ください。

#### 2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会、また、後期高齢者医療広域連合議会、中部広域市町村圏事務組合議会からの報告について

3月3日から、先日6月12日まで、各議会における議事の経過及び結果の報告の提出がありますので、事務局にて閲覧ください。

#### 3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・5月27日(火) 住民生活課より、浦添クリ

ーンセンター事業の進捗状況に関して調査を行っております。

○文教社会常任委員会

・5月7日(水) 沖縄県議会にて学校給食費の無償化に関して調査しております。

○建設常任委員会

・5月20日(火) 上下水道課より、中城村水道料金のクレジット化及び本村の漏水対策に関して調査を行っております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧してください。

#### 4 陳情・要請・意見書等の処理について

期間中に受理した陳情、要請、意見書等については1件受理し、6月9日の議会運営委員会で協議した結果、陳情第5号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書については、資料配付といたします。

#### 5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○4月18日(金) 中部地区町村議会定例会が北中城村にて開催され、議長が参加しております。

○5月19日(月) から22日(木) まで、令和7年度中部地区町村議会議長会県外行政視察が行われ、副議長及び事務局長が参加し、宮崎県宮崎市議会及び日南市飢肥にて、地方議会DX実証実験・研究にかかる連携協定、ミヤダンの活動について、飢肥のまち活性化事業、飢肥城下町食べあるき・町あるき事業について行政視察を行っております。

○5月26日(月) から28日(水) まで東京国際フォーラムにて、令和7年度町村議会議長・副議長研修会で、議会議員の成り手不足と女性議員の議会参画、3議長会による主権者教育推進のテーマについて研修会が開催され、副議長が参加しております。

#### 6 その他

その他の日程等については別紙を御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 改めまして、おはようございます。

それでは、行政報告を行います。

令和7年2月から令和7年4月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧ください。

今議会におきまして、1点の行政報告を行います。

議案として上程しております中城村平和の日の制定についてでございます。

制定の概要として、多くの住民が巻き込まれる地上戦となった沖縄戦、戦後80年が経過し、戦争体験者が少なくなっていく中、その実相を後世に語り継いでいくことが重要であり、戦後の米軍統治時代において苦しくもたくましく生き抜いていくウチナーンチュの姿や生活などを回顧する必要があると考えており、戦中だけでなく、その影響を受けた戦後に関する事柄も含めた平和事業の実施、戦争の悲惨さを訴え、平和な社会の実現を目指していくため、中城村平和の日を制定します。

中城村平和の日の候補日として、3案を検討し、8月17日、県外、国外からの最初の引揚げ団が久場埼港に到着した日を制定案として御承認いただきたいと考えております。候補日の選定につきましては、有識者、中城村遺族会、中城村教育委員会、中城村自治会長会などの関係機関と調整、意見交換を経て制定日案を決定しております。

平和の日の制定に当たり、平和の日記念式典、シンポジウムも予定しております。

以上、行政報告といたします。

次のページをめくっていただきまして、令和7年度主要施策の執行状況調書第1、四半期分、令和7年2月から令和7年5月分につきましては御参照ください。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第33号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第33号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第33号

#### 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、地域手当に関する規定の整備を行うため、所要の改定をする必要がある。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（地域手当）</u></p> <p><u>第12条の2 職員には地域手当を支給することができる。</u></p> <p><u>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>4 第9条の規定は、地域手当を支給する場合に準用する。</u></p> |                                                                                                                                                                      |
| <p>（期末手当）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 （略）</p>                                                                  | <p>（期末手当）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額とする。</p> <p>5・6 （略）</p>    |
| <p>（勤勉手当）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えては</p>                                                                           | <p>（勤勉手当）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えては</p> |

ならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 (略)

ならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額 \_\_\_\_\_ を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額 \_\_\_\_\_ とする。

4・5 (略)

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提案理由といたしまして、人事委員及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、地域手当に関する規定の整備を行うため、所要の改定をする必要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第33号について質疑をいたします。

まず最初に、これは議案説明書ということで、今回、机の上に置かれているんですけども、これは我々議会前に、毎回通例になっているんですけども、議案説明ということで副村長以下課長を呼んでいろいろ伺っているんですけども、こういうところがですね、こういう説明書だけ配付するのではなくて、やっぱり重要なものはしっかり我々に分かるようにしっかり

と説明してもらわないと。ただこうして議案説明書を渡して、これで見てくださいというようなことであれば、我々これ今日見て、すぐ説明してくださいと言われても全く納得がいかないものですから、そのあたりは十分説明すべきものはしっかり説明していただきたいというふうに思っております。

それでは、これは説明書に書かれているとおり、主な改正内容ということで、これ私も聞こうと思っていたんですけども、福岡県福智町が支給対象地域になったことからというふうにあるんですけども、これは地域手当の何をやりたいのか、何を国は地域手当として今回提出して条例を一部改正しているのか。そのあたりで、これ沖縄県、あるいは中城村に対してどういうメリットがあるのか、あるいはデメリットもあるのか。そのあたりがまだ全然定かじゃないものですから、そのあたりちょっとお聞きし

たいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大城議員の質問にお答えをいたします。

地域手当につきましては、説明書の中でも記載しておりますが、沖縄県につきましては該当しておりません。今回、私ども福智町の兄弟都市ということで人事交流をしておりますので、その職員、令和7年度4月1日から支給対象地域に福智町が指定されておりますので、それに伴う地域手当の支給ということで、議案として上げています。

今、大城議員からありましたように、支給手当につきましては、一番関連してくるものは年間給与水準の差を比較して、差に基づくもので、国が支給地域を指定するものとなっておりますので、沖縄県はどの市町村も該当していない状況であります。メリット、デメリットにつきましては、その地域の物価であったり、その辺の生活の水準が一番考えられているものになっております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは総務課長、分かるかどうか知らないんですけども、今回、福智町が支給対象地域になったということで、その対象地域を例えば国が限定する場合に、いろいろな調査、あるいは何かしらの調べるものがあるのかどうか。沖縄県は該当しないと、これは今、課長が言われた、例えば交流事業で福智町からこっちへ来ている方々が対象になっているような説明ですけども、そういうものなのかなとは思っているんですけども、それが該当するものなのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをします。

本村の人事交流については、その地域手当の中には含まれてはおりません。その地域の民間

企業等の公務員の給与の差額分について補正をするということで、地域手当ということになっております。もとは国家公務員が異動が各県にわたりますので、その辺の調整として、職員の手当関係の見直しということで設けられている地域手当でございます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この議案33号も私は重要な議案だと思っていますので、ぜひひとつ紙で説明書を配るのではなくて、最初に言ったとおりしっかり説明をして、各議員が納得できるまで、ぜひ説明を尽くしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、この地域手当についてですけれども、いきなり今議会でこのように出てきて、これまでもこの人事交流はなされていたと思うんですけどもね。やっぱりこういったものを提案するからには、少し時間をかけて、今、大城議員からもありましたように、議論を含めて議員が納得できるような方向を目指すべきではなかったかなと思うんですけども、これをいきなり出してきたというのは何か慌てる必要が今回あるのかどうかお答えください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の質問にお答えをいたします。

兄弟都市であります福智町が令和7年4月1日から支給対象地域となっておりますので、4月からは本村の職員が人事交流として行っておりますので、その辺の対応として早急に対応することが必要ということで、今回の議会のほうに提案をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そういう手当があるというのであれば、それは賛成する方向で私も

考えたいとは思いますが、やはり執行部がそういったものに提案したという考え方があるのであれば、そういった時点で議会には、ちょっと議会、時間をかけてね、説明をしていただいて、納得するということを今後はしっかりとやるということをお約束できますかね。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします、今の博正議員の質問に対してですね。

全協の中でも、今、歳出予算しか説明していないですから、あとは全協でも、こういう条例についてもちゃんと会議で説明していきますので、今後よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第6 議案第34号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第34号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第34号

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり一部改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この条例を制定する必要がある。

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び村長又は中城村教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 村長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び村長又は<u>教育委員会</u>が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 村長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> |



○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

今回の条例改正は、こども医療費助成を利用する場合に、これまでは保険証を提示するということでしたが、こちら全てのほかの医療保険各法ということで追加しまして、マイナンバーによって医療情報を取得することができるための改正となっています。これまで国民健康保険法というふうに、旧法律のほうではそれだけしかなかったんですけども、今回改正に伴って、全ての医療保険各法ということで追加をしております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 答弁では、マイナンバーによって管理していると。支給したりいろいろな補助がある場合にはそれを使っていくというようなことだと思うんですけども、例えば個人マイナンバーを持っていない方々についてはどういうふうにやられるのか。そのあたりちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 マイナンバーを取得していない方でも医療保険の確認証でもって病院の受診は可能となっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 中城村平和の日を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第35号 中城村平和の日を定める条例について御提案申し上げます。

#### 議案第35号

#### 中城村平和の日を定める条例

中城村平和の日を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

沖縄戦の悲惨な体験を教訓とし、二度と戦争を繰り返してはならないという断固たる決意のもと、全ての人々が安全で安心して暮らせる平和な社会の実現を目指して、平和に関する事業を推進するため、中城村平和の日を定める条例を制定する必要がある。

中城村平和の日を定める条例

(目的)

第1条 沖縄戦の悲惨な体験を教訓とし、二度と戦争を繰り返してはならないという断固たる決意のもと、全ての人々が安全で安心して暮らせる平和な社会の実現を目指して、平和に関する事業を推進するため、中城村平和の日を定める。

(平和の日)

第2条 中城村平和の日は、8月17日とする。

(平和事業の推進)

第3条 中城村は、次に掲げる平和に関する事業を推進する。

- (1) 平和意識の高揚を図るための事業
- (2) 平和教育の推進に関する事業
- (3) 平和に関する情報収集及び交流事業
- (4) その他村長が必要と認める事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしまして、沖縄戦の悲惨な体験を教訓とし、二度と戦争を繰り返してはならないという断固たる決意の下、全ての人々が安全で安心して暮らせる平和な社会の実現を目指して平和に関する事業を推進するため、中城村平和の日を定める条例を制定する必要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第35号 中城村平和の日を定める条例について何点が質問させていただきます。

制定するに至った経緯を確認したいと思いますが、資料の中では、関係機関と意見を交換、調整をしたというふうに書かれておりますが、このメンバー、名簿と会議録というのは提出は

可能でしょうか。

そして今般、平和の日を定める条例案が提出されておりますが、既に広報紙で告知をされておりますよね。議会承認前にそのような形で村民に広報するというのは、私はいかがなものかなと思いますけれども。やはり手順を踏んでやるべきではないかなというふうに思っておりますが、それについての見解を求めたいと思います。

○議長 伊佐則勝 休憩で確認事項、休憩します。

休 憩（10時32分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

まず1点目、制定に至った経緯でございますけれども、議員の皆様も御承知とは思いますが、これまで各議員から何度も平和の日の制定の提案がございました。執行部としても重要なことで、必要なことではあるけれども、検討、検討という答弁を重ねてまいりました。ということも3月の議会でも申し上げましたけれども、村長は議員時代からその提案をされてきた上でかつ村長公約にも掲げておまして、村長が就任後、ぜひ必要なことだと。中城においては制定をしたほうがいいというところから、指示を受けて執行部の検討が前へ進んだというところで、平和の日に向けて取組を進めていっております。

その中で、手順もこれまで何度か御説明していると思いますけれども、まずは資料等の情報収集から始まりまして、候補日の調査、史実等の確認とかをやっていった上で、これまで生涯学習課において戦前戦後のいろんな調査をしてきておりますので、そこから調べた中で3候補が挙げられるのかなというところで、3つの候補に絞って庁内の関係課協議会、検討会で3候

補日を確認しながら、村の素案として8月17日がいいのではないかなというような素案としてまとめました。それから、述べてきたような有識者をはじめ各関係機関への御説明と意見を賜る会を開催してきました。

細かい議事録はございませんけれども、まず、各委員からのお言葉なんですけれども、まず平和の日の制定については非常によいことであり、ぜひ制定してほしいという賛同のお言葉をいただいております。そのほかとしましては、やっぱり各委員とか各界から、戦争に対したりとか、あと平和に対する各想いを述べられて、ぜひこの平和の日を制定して次世代へ反戦と世界の恒久平和をつなげていってほしいというようなお言葉を頂戴しました。

というところで、細かい議事録は作成しておりませんが、今申し上げたようなことをいただいて作業を進めてきましたというところで、一般質問でも博正議員、掲げておりましたけれども、議会軽視ではなくて、僕らもこの取組というのを去年末から進めておりますので、経緯として御説明しているだけであって、広報に書いてあるのも、この号に載せないと、僕らがこの条例制定して議決してもらった後に進捗できないところで、仮として住民へも御説明してまいりますので、決まったということではなくて、進捗状況として広報紙に掲載させていただいているだけで、議会軽視とは全く考えておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私も平和の日を制定するというのは大いに賛同いたしますし、必要だというふうに理解しておりますし、私もその想いがあります。それは共通していると思います。

ただし、日にちをいつにするかというのは、多様な意見があるというのをこれまでの私も一般質問でもずっと取り上げてまいりました。こ

の8月17日という意見はどなたからの意見ですか。この有識者からの意見で決定したんですか、それとも村長個人の想いでそれは進んでいったのかどうなのかですね。その経緯については明らかにしてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁で付け加えればよかったと思っただんですが、まず、村に関連する日であることというところから、先ほど候補日として3日があるというところから、それ以外はもうほとんどないなというところから候補日として挙げてもらいまして、まず、村の考えとしては、中城に関連する日であるというところと、史実として日付が明確であること、それと、その史実が未来とか、あとはまた復興につながるプラスイメージなどあればさらにいいというような基本的な考えを持っておりまして、そこで、素案の段階から8月17日が一番妥当ではないかと。庁内の検討会議でもそうまとまりまして、先ほど各委員会に報告したり意見を伺ったということも申し上げましたけれども、3案に対して、8月17日に対しての質問、意見、反対というのは一切なくて、8月17日が一番妥当だとお墨つきをいただきました。これは、すみません、有識者も含めて、8月17日のほうが一番ベストであるというところで御意見をいただいて、その日を案として、今回議会上に上程しております。

やっぱり先ほど言ったプラスのイメージなんですけれども、3案、中城には関わらんですけれども、確実な公式な記録があるということと、全県的に見ても重要視すべき史実であると。県全体にも影響がある戦後復興になる重要な日だということから、特に有識者のほうから、一番いいねというような御意見もいただきましたので、僕らとして8月17日を平和の日として議案に上程している次第でございます。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この3案というのは、恐らく私の想像ですけれども、有識者から出たものではなくて、執行部側が、この3つの案がありますけれどもということで出したものに対して、検討を加えたんだろうなというふうに、私の想像ですけれども、今までの答弁から推察いたします。その中で、議会の全員協議会の中でも説明資料が配られましたけれども、特定が困難だというふうに答弁もありましたけれども、いろんな資料を私も読んでみましたけれども、特定が困難というのはよくある話なんですよ。これは一般質問でも私取り上げてまいりました。6月23日も正しいかどうかというのは基準が曖昧であるというのは、前提として位置づけられています。ということは、我々の中城村においての平和の日を制定するときも、そういうふうにピンポイントでこの日が正しいかどうかというのをつきつめるというのは難しい問題があるなというふうに思います。

だから、資料も、皆さんはどれぐらい読み込んで私たちに提示したかなというふうに考えているんですけれども、実は中城村の中では、米軍が4月1日に上陸する、その前の3月23日、24日にも猛烈な艦砲射撃が撃ち込まれて、たくさん本村では犠牲を伴っています。そういったところも既にこの全協で示された資料には抜け落ちておりますし、また、4月16日から4月22日の間は、中城村と今の西原町ですね、当時は西原村だったと思いますが。その境目での戦闘がかなり繰り広げられていて、戦でこういうふうな日にちを明確に線引きするというのは難しい問題だというふうに思いますね。

皆さんのところのこの資料によると、4月16日、既にウスクンダバルというふうに書かれています。このウスクンダバルというのは、皆さんどこを認識しているか。この地名とか分かりますか。それと、178.8高地、142高地、こういった資料が提示されておりますけれども、そう

いったところもどこの位置かというのを明確に把握した上で、その資料を検討したのかどうか。この辺の細かい検討がなされない状態で、8月17日ありきじゃないかなと私は思いますし、また、8月17日というのは、今年が戦後80年、8月17日は戦後79年目という違いがありますし、この広報紙にはまた何て書いてあるかといいますと、戦後80周年平和記念事業とともに取り組んでまいりますというようなニュアンスの広報がされていますよね。そういうふうに戦後80年と79年では1年以上の違いがあるんですよ。

そういったところも村民には分かりやすくやっぱり説明する必要があるんじゃないかなと。80年前の中城村と書いて、写真は79年前の写真が使われて広報されている。こういったやり方は、少しごまかしのやり方があるんじゃないかなというふうに思いますが、改める必要があるんじゃないかなと思いますが、課長、どうですか。教えてください。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 幾つか御本人のお考えを述べられておりましたけれども、すみません、詳細まで私も説明しておりませんが、有識者に対しましては、事前に資料をお送りして、実際伺って3案を検討した経緯を御説明して、また史実的に問題がないのかと、また、その3案以外もほかの意見も含めてお伺いして、これをお願いします、どうですかではなくて、こういう案を検討しております、史実は僕らがこう調べて、この程度しか調べていませんけれども、ほかに有識者として御意見があればぜひ賜りたいというような立ち位置でお伺いしていますので。こちらからこの日をお願いというようなお伺いはしていないというところは申し伝えておきたいと思います。

すみません、資料等も、博正議員がお求めに

なっている資料じゃない、誤解を招くような資料というところの提示は大変申し訳ございません。候補日についての説明としてつけていただけて……、ただで失礼ですね、つけていたものが不足している。また誤解を招くようであれば、こちらの落ち度であるというような認識でございます。

広報紙については、博正議員のような歴史的知識もお持ちの方は誤解を招くかもしれませんが、もし平和の日制定になって行事をする予定でございますので、その際はもちろんシンポジウムにおきましても、79年目ですというようなこと、日付もはっきり申し伝えるつもりでございますので、なるべく誤解のないように、その日からは79年ですというようなことはきちんと伝えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第35号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第36号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第36号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第36号

中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

沖縄県企業局からの受水費が増加したことにより、現行の水道料金では公営企業会計として独立採算制の維持が困難なため水道料金の改定を行う必要がある。また、水道料金算定にあたって10円未満の端数切捨てを行っていたが、1円未満の端数切捨てへ変更する。

中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(料金)					(料金)				
第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に <u>1円</u> 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。					第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に <u>10円</u> 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。				
(料金表)					(料金表)				
項目 単位 用途	基本水量	基本料金	超過料金		項目 単位 用途	基本水量	基本料金	超過料金	
	m ³	円	段階別 m ³	円		m ³	円	段階別 m ³	円
家事用	8	1,258	9～20	208	家事用	8	1,114	9～20	190
			21～35	218				21～35	200
			36以上	237				36以上	219
営業用	10	2,113	11～100	275	営業用	10	1,933	11～100	257
			101～1,000	289				101～1,000	271
			1,001以上	318				1,001以上	300
団体用	10	2,113	11～100	275	団体用	10	1,933	11～100	257
			101～1,000	289				101～1,000	271

			1,001以上	318
臨時用	1			541
連合専用	1戸あたりの料金はそれぞれの用途に応じて上記の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。			
(備考)				
(1) 家事用とは、主として家庭用水として使用する場合をいう。				
(2) 営業用とは、会社、工場その他営業に付随するすべての用途に使用する場合をいう。				
(3) 団体用とは、学校、官公庁、公共団体及びこれに準ずる用途に使用する場合をいう。				
(4) 臨時給水とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。				

			1,001以上	300
臨時用	1			523
連合専用	1戸あたりの料金はそれぞれの用途に応じて上記の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。			
(備考)				
(1) 家事用とは、主として家庭用水として使用する場合をいう。				
(2) 営業用とは、会社、工場その他営業に付随するすべての用途に使用する場合をいう。				
(3) 団体用とは、学校、官公庁、公共団体及びこれに準ずる用途に使用する場合をいう。				
(4) 臨時給水とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第27条の規定は、令和7年10月分として徴収する水道料金から適用する。なお、令和7年9月分として徴収する水道料金は、従前の例による。

提案理由といたしまして、沖縄県企業局からの受水費が増加したことにより、現行の水道料金では公営企業会計として独立採算制の維持が困難なため、水道料金の改定を行う必要があります。また、水道料金算定に当たって、10円未満の端数切捨てを行っていましたが、1円未満の端数切捨てへの変更といたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第36号について質疑をいたします。

まずこれ全協でも説明していただいて、概要

版ももらって、一定の納得はしてはいるんですけども、この中でも、提案理由にもあるんですけども、これは沖縄県から水の仕入価格を大幅に増加することにより、現行の水道料金では公営企業会計として独立採算制の維持が困難なため料金改定を行う必要があるということになっているんですけども、このほうはたしか今年の4月からやる予定が物価高騰等により、恐らく引上げを先送りしたというようなことがあったと思うんですけども。

今回も②のほうで負担の見込額が4,892万円ということで、相当の金額に上がっているんですけども、これは今回10月分から引き上げるということになった場合には、まだまだ物価高騰の折で、さらに前回よりも物価は上がって

るというふうに私は判断しているんですけども、これ村民への影響等は考えられたのか。ただただ独立採算制を考えてのことで上げたのか。

それと、現在の一般会計からの繰入金は水道料金に対してどれほどになっているのか。そのあたり2件お伺いします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 水道料金の値上げに関してですが、今回、前年の令和6年10月より料金改定のほうが行われております。それで、水道事業の経営の純利益のほうが大分減少しており、令和7年度でこのまま料金改定を行わずに事業を進めた場合、純利益がマイナス、赤字経営となる見込みとなっています。

今回、物価高騰等で住民の皆様、大変御苦労されているのは重々承知ではあります。どうしても水道事業として継続的に事業を運営していく必要がございます。そのため企業局が上げた料金相当の金額の水道料金改定とさせていただいております。

2点目に一般会計からの繰入金ということですが、水道料金に関しては、一般会計からの繰入金はございません。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回18円の値上げを予定している旨ですけども、また来年の4月も15.67円ですね、値上げの予定があるんですけども、それについては、物価が今後さらに上がろうが、それとも何があろうが、来年の4月はさらに値上げを断行するというような判断でやられているのか。あるいはまた一般会計から繰り入れた場合には、繰り入れられないのかどうか、法的なものでね。あるいはまた繰り入れられるとしたら、その方法も考慮する予定はあるのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 県企業局のほうでは来年4月、また15円程度の料金値上げを予定

されております。ただし、中城村の水道事業に関しては、近隣の市町村の値上げの状況であったり、また、村の水道事業の経営状況、そういったものも加味して今後検討していきたいと思っております。

あと、一般会計からの今後の繰入れについてですが、あくまで公営企業ですので、できるだけ水道事業のほうで賄えるように、今後ちょっとしたいろいろ工夫も、いろんな意見も聞きながら考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは比較表を見ても、3から5人家族だったら、これ月かな、約400円で、これ20立米ですね。30立米になったらもう600円ぐらい値上げするんで、年間通したらもう6,000円以上になるかと思うんですけどもね。それも十分考慮した上で、ぜひひとつ来々年4月、そういうところも見計らいながら水道料金の改定というのはしっかり、トータル的な外面も含めてよく考えてやっていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。6番の安里でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの議案についてなんです、やはり数字的なものだけを御覧になっていると、水道会計だけでやっていると、どうしても値上げをせざるを得ないというふうなお話になってきたと思うんですが、やはり昨今の物価高騰の現状を考えて、これは水道課会計のみならず、先ほどのお話からありましたように一般会計からの少し補填をいただきながら、せめて半年でも実施を繰り延べるというふうなことは政治的な判断というふうなことになるかと思うんですが、比嘉村長におかれましては、そのようなことについて、村民の困窮をさらに深めるような水道

料金値上げ、公共料金の値上げですね。そういうものに対して少し御配慮をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、安里清市議員の質疑にお答えいたします。

本当に住民の皆様の中の生活の中では、やっぱり物価高騰なども大変問題になっております。お米の高騰などもあります。国のほうからできるだけ負担を低くしようということである取組がある中ではあります。

今回のこの議案の上程ではありますけれども、4月からの予定していたのが、そのときにも高騰がまだまだ続いているということで延長はいたしました。また今回も高騰が続く中ではありますけれども、また今後、担当課とも協議をしながら、様々なことを考えて協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 水道会計の公のですね、一般会計からの補填をやっていくと、補助金を出していくというふうなことについては、法律的には可能だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 おっしゃるとおり水道事業に一般会計の繰り入れることは可能ではあります。ただ、あくまで独立採算制という1点で、可能な限り水道事業のことは水道事業のほうで賄うという方向で現在考えさせていただいております。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 先ほど最初に申し上げましたように、やはり独立採算、課における、水道事業におけるそういったサークルの中での収支、決算というふうなことでは、今回の問題については、私が今提案しているようなことに

ついて解決の糸口はないだろうというふうに思います。

それで、村長のお考えをお伺いしたんですが、やはり全世帯に係るような公の料金が値上がりをしていくというふうなことについて、やはりその物価が高騰していつている現状の中で村民に対する心理的な不安も考えられますので、今後においてはぜひ善処をしていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第36号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 中城村下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第37号 中

議案第37号

中城村下水道条例の一部を改正する条例

中城村下水道条例の一部を改正する条例（平成14年中城村条例第1号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

下水道料金の料金算定にあたって、10円未満の端数切捨てを行っていたが、1円未満の端数切捨てへ変更するため。

中城村下水道条例の一部を改正する条例

中城村下水道条例（平成14年中城村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じた額とする。ただし、<u>1円</u>未満については切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じた額とする。ただし、<u>10円</u>未満については切り捨てるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第22条の規定は、令和7年10月分として徴収する下水道使用料から適用する。なお、令和7年9月分として徴収する下水道使用料は、従前の例による。

提案理由といたしまして、下水道料金の料金算定に当たって10円未満の端数切捨てを行って

いたが、1円未満の端数切捨てへの変更するためでございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号 中城村下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号 中城村下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（11時04分）

~~~~~

再 開（11時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第10 議案第38号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第38号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

#### 議案第38号

#### 令和7年度中城村一般会計補正予算（第1号）

令和7年度中城村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,206,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

（単位：千円）

| 款          | 項         | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|------------|-----------|------------|--------|------------|
| 10 地方特例交付金 |           | 20,836     | 520    | 21,356     |
|            | 1 地方特例交付金 | 20,836     | 520    | 21,356     |
| 15 国庫支出金   |           | 5,708,582  | 60,180 | 5,768,762  |
|            | 1 国庫負担金   | 1,910,593  | △577   | 1,910,016  |
|            | 2 国庫補助金   | 3,788,576  | 60,757 | 3,849,333  |
| 16 県支出金    |           | 1,523,475  | 3,284  | 1,526,759  |
|            | 2 県補助金    | 720,398    | 3,087  | 723,485    |
|            | 3 委託金     | 51,114     | 197    | 51,311     |
| 19 繰入金     |           | 568,900    | 16,098 | 584,998    |
|            | 2 基金繰入金   | 568,900    | 16,098 | 584,998    |
| 21 諸収入     |           | 209,258    | 914    | 210,172    |
|            | 4 雑入      | 205,721    | 914    | 206,635    |
| 歳 入 合 計    |           | 15,125,553 | 80,996 | 15,206,549 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費    |             | 101,470   | 5,017  | 106,487   |
|          | 1 議会費       | 101,470   | 5,017  | 106,487   |
| 2 総務費    |             | 1,254,379 | 1,367  | 1,255,746 |
|          | 1 総務管理費     | 987,354   | 1,216  | 988,570   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 92,211    | 0      | 92,211    |
|          | 5 統計調査費     | 11,794    | 151    | 11,945    |
| 3 民生費    |             | 4,535,847 | 56,901 | 4,592,748 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,915,961 | 56,901 | 1,972,862 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,619,886 | 0      | 2,619,886 |
| 4 衛生費    |             | 1,401,890 | 656    | 1,402,546 |
|          | 1 保健衛生費     | 741,964   | 656    | 742,620   |
| 6 農林水産業費 |             | 158,192   | 2,919  | 161,111   |
|          | 1 農業費       | 141,997   | 2,919  | 144,916   |
| 8 土木費    |             | 671,014   | 2,575  | 673,589   |
|          | 5 下水道費      | 154,485   | 2,575  | 157,060   |
| 10 教育費   |             | 6,048,717 | 8,436  | 6,057,153 |
|          | 1 教育総務費     | 362,494   | 115    | 362,609   |
|          | 2 小学校費      | 4,489,188 | 1,851  | 4,491,039 |
|          | 3 中学校費      | 76,809    | 11,170 | 87,979    |
|          | 5 社会教育費     | 294,999   | 2,989  | 297,988   |

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|---------|---------|------------|--------|------------|
|         | 6 保健体育費 | 643,795    | △7,689 | 636,106    |
| 12 公債費  |         | 469,658    | 3,125  | 472,783    |
|         | 1 公債費   | 469,658    | 3,125  | 472,783    |
| 歳 出 合 計 |         | 15,125,553 | 80,996 | 15,206,549 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,099万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億654万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 議案第38号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第1号）について質問、14ページ御覧ください。

14ページの3款1項2目の19節扶助費があります。その扶助費の加齢性難聴者補聴器購入費の事業が減額50万になっています。その減額した理由と、加齢性難聴者補聴器購入費助成事業とはどういった事業でしょうか。この説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えします。

3款1項2目老人福祉費のほうでマイナス50万となっておりますが、その下、5目の介護保険事業費、こちらのほうの扶助費のほうに組替えとなっております。組替えした理由につきましては、当初予算のときにこれは事業の説明もさせていただいていますが、当時は充当する補

助金がないという状況であったので、一般会計で、2目の老人福祉費で組ませていただきました。最近になって、介護保険広域連合のほうから交付金が、使える交付金が毎年あるんですけども、去年までは新規事業のみの立ち上げにしか使えなかった事業が今後継続事業に使えるものに、今年度から改正がありましたので、祖の交付金のことにつきまして広域連合と調整をした結果、この事業に充てることができると回答をいただきましたので、組替えをしております。

この加齢性難聴補聴器の助成事業につきましては、当初予算のときにも説明しましたが、補聴器につきましては、高齢者におきましては高度の難聴の方においては補装具、身体障害者手帳を取って補装具の制度で補聴器を支給しております。昨年度のたしか地域懇談会の中で御要望がありまして、県内いろいろ調べたところ、この補聴器事業、加齢性難聴の方、特に軽度、中等度の難聴の方に補聴器を助成する事業が近隣も含めて結構ありましたので、その辺をまた調査、検討したところ、事業を実施するという運びになりました。

こちらのほう、7月の広報紙で住民の方に周知をかけて、一定期間受付を行って、1人2万5,000円を上限として20名の方先着という形で事業を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっと心配していたもんだから、これからもう70歳以上の方々が耳が聞こえない状況になりますので、何で必要な

のに減額やったかなという疑問点があったもので質問しました。これから高齢者社会で難聴が多くなりますと、どんどんそういった補助事業をね、補聴器の購入等もやってくださいね。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第38号の補正予算（第1号）について質疑をいたします。

まず17ページです。17ページのこれは6款農林水産業費になるんですけれども、3目の農業振興費の中で、これは全協の説明の中でもあったんですけれども、1節から13節まで、これはセグロウリミバエ関係予算ということで説明を受けているんですが、本村で現状はどういう状況になっているのか。減少に向かっているのか、あるいは拡大に向かっているのか、そのあたりをちょっと伺いたいと思います。

この予算を投入した場合に、可決して投入した場合にですね、どれぐらいの成果が発生するのか、そのあたりまで分かればお答えください。

2点目に20ページ、これは10款の教育費、学校管理費になるんですけれども、これの工事請負費、第14節です。これは日よけネット設置工事請負費ということで185万1,000円。これは説明でも、南小学校のプールの日よけネットということだったんですけれども、このプールネットの設置工事の説明の中で、これは日よけネットを設置するということなんですけれども、これは大体複数年の設置が可能なのかどうか。1年単位で切り替えていくのか、あるいは複数年、何年ぐらいを耐用年数を考えているのか、そこをお伺いします。

その下の21ページ、学校振興費です。それも小学校費ということで、18節の負担金補助及び交付金の対外試合派遣費補助ということで83万7,000円出ているんですけれども、これ説明ではバドミントンとバスケットの3チームか4チ

ームか、個人かということであったんですけれども、これのちょっと中身をお聞かせください。

例えばこれ施行規則に沿って出していると思うんですけれども、その中でも総勢何名が今回、宮古、八重山、石垣に行くのかどうかですね。

1人当たりの費用に対しての割合、大体補助額に、例えば1人10万円かかるんだけれども、この補助額が大体幾らぐらいを想定しているのか。そして、航空費、宿泊費等の値上がりした分に関しては、その対応はなされているのか、そのあたりをちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

セグロのほうなんです、中城では昨年の12月に1頭確認されております。最初は12月上旬ですね、それとあと12月中旬に1頭、これは果実から確認されております。

今回のセグロの県の補助金なんです、今、県のほうからも国、県、JAさん、いろいろ手伝ってもらいまして、誘殺板、テックス板と言うんですけれども、それを2,000枚余り、この確認された場所から500メートル以内で張りつけていて、調査を行っております。

現在のところは、このテックス板を張った場所からは確認はされておりましたが、もう農家さんの県外出荷ができなくなるため、その辺は12月を目標に、この調査をしながら撲滅に向けてやっていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質疑にお答えいたします。

まず最初に、20ページの10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の工事請負費、日よけネット設置工事請負費についてお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、去った議会全

員協議会のほうでも説明した中城南小学校の屋上にありますプールの遮光ネットを設置する工事費用として計上しております。遮光ネットにつきましては、プールの全面でなく半面を設置していきます。理由としましては、これまで風や雨等により水温が低いためにプール授業を行うことができなかつたのが通常でしたが、近年では温度の上昇により、逆に水温が熱くなり過ぎて熱中症の対策のために学校の授業ができないう状況が続いてきております。この環境をよくするために、教育委員会ではこのネットを設置してプールの授業を進めていこうというふうに考えて設置を行っていきます。

御質問のある、このネットを設置した後の耐用年数等につきましては、基本的な根拠のものはないんですが、一般的に遮光ネットの耐用年数につきましては、使用環境によって大きく異なりますが、一般的には3年から8年程度が目安とされています。特に今回、野外での設置となりますので、太陽光が直接当たる場所では3年から6年程度で劣化が始まるとされています。今回、南小学校のほうでは屋上に設置するため、こちらの耐用年数については、私たちのほうでは5年をめどに耐用、もたせたいなというふうに考えています。

ネットの設置後につきましては、維持管理のほうを、今、ルネサンスのほうで体育の授業でこちらのほうで授業を行っております。水質管理や授業の運営等につきましてもルネサンスのほうで行っていただきますので、このネットのほうにつきましても、その一環でやっていただくことをお願いしております。基本的に使わないときについては、この遮光ネットを巻き上げて閉じる対策ができるようなものを設置することで調整しております。

続きまして、21ページ目の3項学校教育費の2目教育振興費の中の対外試合派遣費補助についてです。こちらのほうにつきましては、村の

教育総務課のほうでは中学校の中体連及び中文連派遣事業に対してはこちらから補助をすることに規定がされております。今回予算の設置に関してはバドミントンが石垣開催で、バスケットが宮古島開催へ派遣することとなりました。費用の内訳としましては、選手1人当たり航空賃、例えば石垣開催につきましては2万9,680円で、宿泊費は7,000円を補助していきます。バスケットにつきましては宮古島開催ですので、航空賃が1人当たり2万7,880円、宿泊費が7,000円となっています。

今回この大会につきましては、7月22日から24日までの3日間となっております。基本的にはこの開催試合は前日いることで派遣することになっております。ですので、3泊4日の旅費を見込み、補正を上げております。

当初、私たちのほうでは男子バドミンントンの団体8名分と男子バスケット16名分を想定し予算を計上しております。その旨でこちらの予算残高と比較し83万7,000円の補正をお願いしておりました。今回、女子のバドミントンが個人戦で1人とマネジャー1人分、女子バスケットも県大会派遣となりましたので、その分を予算計上する必要があります。この部分につきましては、追加議案のほうで計上していくことで調整しているところです。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時31分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○教育総務課長 我謝慎太郎 すみません、答弁漏れがありました。答弁します。

まず、男子団体バドミントンが選手7名でマネジャー1人で8名の派遣となっています。女子個人バドミントンが選手1名、マネジャー1人で2名の派遣です。男子バスケットが選手15名、マネジャー1人の16名、女子も同じく16名

の派遣をすることで調整をしているところです。合計42名となっています。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、1点目のほうからです。

今回補正で上げた部分を通して、これから500メートル以内にいろいろと対策を打っていくということなんですけれども、これ村民からの大分関心がありまして、ゴーヤ、まだまだ植えたらいけないのかとか、ヘチマどうするのかいろいろな話があって、私のほうではあまり分からないものですから、村に連絡してくれというしか対応してなくて、そのあたり村民からいろいろと情報が欲しいというのであれば、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

それで2点目です。これは日よけネットで半面を考えているということなんですけど、例えば半面にした場合、何かデメリットが発生するのではないのかなと思うんですが、そのあたり半面で十分対応できるのかですね。あとは設置期間、大体これ夏休み前になるのかな、からいつぐらいまで、2か月ぐらいを予定しているのか、そのあたりの期間をちょっとお聞きしたいと思います。

あと3点目です。計42名の子供たち、児童生徒が宮古、石垣に行くんですけれども、その中で85万というのはちょっと少ないんじゃないかなと思うんですけれども、それはそれで、例えば保護者負担が相当発生するとか、そういうものは考慮されているのかなと思うんですけれども、それについて保護者が、例えば随行で四、五人ぐらい行くとした場合には、これは個人負担になると思うんですけれども、大体どれぐらいの1人当たり費用になるのか。子供が行く場合に、今も航空運賃とか宿泊費とかで約3万7,000円ぐらい、1人当たりですね、これ予定しているのかな。航空運賃と宿泊費だけね。と

いう場合なんで、この生徒が例えば持ち出して保護者が幾らぐらいの負担になるのか、そのあたりまで計算しているのであればちょっとお伺いしたいなというふうに思っています。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

まず、南小学校のネット設置につきましては、半面の設置に決まった理由につきましては、プールの場合、屋上にあるんですが、全面をネットで囲ってしまうと、水温が急に下がってしまいます。ある程度、日光のものも入れないと、水温が急に下がってしまう現状がありますので、生徒が泳ぐことから、この水も循環させる、半分は日に当たって、水が、水質が、流れによって温度を一定程度に低く保つように、抑えるようにという考えも含めて半面に設置しています。

設置期間につきましては、今議会議決後、業者にはすぐ発注を依頼するところです。基本的にはプールの上にワイヤーネットを張っていきますので、大幅な工事とはなりませんので、なるべくプールの授業に影響ないように、校舎の外壁から外壁までワイヤーをつないでネットを張るという作業になりますので、基本的に放課後だったり、プールにはなるべく影響がないような時間帯で設置していくことで考えています。

期間についても、大幅な工事ではないですので、短期間で済むというふうに確認をしております。

すみません、申し訳ございません。日よけネットを設置する、授業として設置する期間につきましては、基本的には5月から、もう使用していますので、基本的には5月から2学期の途中まで、大体9月ぐらいまでをめどに見ております。夏休み期間につきましても、去年も実施しましたが、生涯学習事業としまして、プールの開放を行ってきています、プール教室ですね。その期間もありますので、基本的にはその期間

はずっとネットを張ることになりますけど、ただ、使用しないと雨天時などにつきましては、随時ネットを巻き上げて閉じる方向で考えております。

続きまして、中体連の県大会における派遣事業の金額につきましては、今回補正予算につきましては、こちらで見込んだバドミントン団体とバスケットの1団体、2団体の派遣費補助を想定しておりました。その部分と現時点の予算残の分で不足分として83万7,000円を計上しております。今回、私たちの想定以上に選手が活躍してくれたというところで、女子の個人バドミンントンの部分のお二人分、選手とマネジャーの2人分、それと女子バスケットの16名分を追加、その部分の予算を確保しないといけない状況です。この部分の予算につきましては、今、概算で89万ほど予定をしております。この部分は追加の補正予算でちょっと計上していきたいというふうに考えております。

あと、保護者負担のほうと旅費の額につきまして、基本的に航空賃につきましては実費、算定された航空賃を実費で上げております。宿泊費の7,000円につきましては、村の規定で決めている額となっています。今回、中体連につきましてはホテルの借り上げ料というか宿泊費は一括して中体連のほうで、輸送計画をされております。ただ、ホテルの場所が金額がですね、バドミントンだと9,000円から1万2,000円程度の宿泊費で、バスケットの会場に係るホテルのほうで7,500円から1万2,000円と、ちょっとばらつきがあるんですけど、その差額分につきましては、どうしても村のほうで補助がちょっとできないので、保護者負担ということになっております。

あと、今回の教育委員会で計上している派遣費補助につきましては、選手とマネジャーの旅費となっておりますので、保護者とかその他の部分についてはこちらでは補助できないことに

なっております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは予算がかかるもんですから、子供たちが一生懸命頑張って優秀な成績を収めて派遣という形になろうかと思えますので、ぜひひとつ村の人材育成基金のほうにも要求した金額が得られるような制度を持っていただいて、何名でもいい成績を収めた生徒にはあちこちですね、外を見るというのは大変有意義なことでありますので、そういうところも含めてぜひ村長以下も十分予算面に対してはできるだけ十分な手当をしていただいて、修正した金額を削らないような対応を取っていきたいというふうに思っているんで、ぜひ担当課も十分これからも頑張っていたきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第38号についてちょっと質問します。

17ページの農林水産業費の3目18節、この中城村農道機械機械銀行協議会補助金というのを初めて聞くもんですから、どういったものなのか。それと金額はどのぐらいまでまた補助金利用できるのかだけ。どうしてまた減になっているのかだけ。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

この負担金補助金の10万円減については、中城村の農業機械銀行協議会を設立しようということで、JAのほうと協議を行っていました。今、補助で導入する、今まで導入した機械を、今まではずっと無償で貸出しをしていたのですが、これが維持管理がかかるということで、この協議会を設立して有償とすることで協議を行っていましたが、それが調わなくて、今回は通

常の維持管理で行うということで、10節のほうへ修繕費として組替えを行っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 では、1点だけお願いいたします。

全協のほうで説明を受けたんだけど、ちょっと聞き漏れてしまって、ちょっと分からなくて。11ページの役務費のふるさと納税事務手数料46万に関してなんですけれども、説明では、何か村で何かを行うというふうに聞いているんですけれども、この手数料がどのような内容なのか。要は委託業者にただ払う手数料なのか、それとも新たに村のほうで何か手続を行うのか、その1点お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

11ページ、11節の役務費46万につきましては、ふるさと納税の寄附者からの、ふるさと納税に対する寄附者からのメールの問合せ先、寄附する人がメールで問合せするときの問合せ先というのが、メールシステムというのがあるんですけれども、それを今、中間管理事業者に委託していたんですけれども、今後この中間事業者も見直しを検討しているものですから、今後も踏まえて、その委託していた内容を村でやるというところで、委託していたものを削って村で実施するというところで考えております。そのため事務手数料としてつけてございまして、委託事業からは減るということで、プラスになっているんじゃないかと、委託からは減るので、相殺するとゼロということでお考えください。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ちょっと概要的な内容は理解したように思えるんですけれども、要は今まで中間管理業者へ委託していた分、この手数料というのはもちろんその分減ると。この46万の手数料というのは課内で動く、システ

ム利用料とかそういったものになるんですか。その辺ちょっとお願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 今御説明した問合せ先メールシステムの管理委託料を村が払うということです。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 お願いします。

14ページの社会福祉費のほうで、臨時特別給付金事業費の中で扶助費、定額減税補足給付金、不足分が5,329万2,000円あるんですが、これは令和6年度で全部終了したかと思っていたんですが、内容的には村民税、県民税に係る定額減税だったのかなと思っているんですが、そこら辺について御説明をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 安里清市議員の質問にお答えいたします。

令和6年度につきましては、推計値ということで令和5年の所得に基づいて算定して給付をしておりましたので、実際、今年度、不足額として給付する額というのが実際の令和6年中の所得に対しての給付になりますので、その6年の収入、6年に実施したものの所得、それが令和5年の所得に対してになりますので、実際に6年中の実績、それぞれの各個人の所得に対して、この減税額、給付額が不足した方に対して、対象として支給することになっています。

主な内容としましては、令和5年の収入より令和6年の収入のほうの方が落ちた方とかはその対象になったり、その基準以降に、令和6年中に扶養の家族、お子様が出生したとか、そういう事情があった方に関しては実際の給付額が少なくなる形になっています。それに対して、この不足額給付ということで補正させていただいております。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうすると、これは村民一人一人の所得に応じて、令和5年度の所得に応じて算定したものを令和6年度に定額減税をしたんですが、確定をしたものについて、村民一人一人精査をして支給をするか、還付をするかというふうなものの総額というふうな受取りでよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 お答えします。

ちょっと繰り返しになるかと思うんですが、令和6年度の給付とか定額減税というので国の方針で速やかにということで推計値を使う、令和5年の収入の推計値に基づいて実施をしてくださいということでしたので、本来の支給は6年の収入に対して、所得に対してのものになりますので、そこでやはりそういう給付が受けられなかった、給付が不足していた方々については令和7年度で補足する形になりますので。令和6年の確定申告、住民税申告の情報が今6月で確定しておりますので、その額に基づいて支給ということです。これからまた情報を精査して、予定としては8月から9月頃にかけて、この対象、不足となった方々に通知していくという形になります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、16ページの3目母子衛生費の中の12節の委託料70万6,000円と19節の扶助費の50万、出産・子育て応援給付金で、続いて7目の健康増進費の中の12節の委託料について、内容をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 16ページの12節委託料のシステム改修委託料の106万の減につきましては、当初予算の時点で、このシステム改修委託料、予防接種のところに母子保健であるとか健康増進の部分とか全てそこのほうに見積りを依頼したところ、そこに全て入っていました

が、今回改めて見積りを取りましたら、母子保健と健康増進のほうに分けられていますので、この見積りを分けたということで、トータルの金額は変わってはいません。

そして、19節の扶助費、出産・子育て応援給付金の50万ですが、こちら出産・子育て応援給付金は令和6年度までが基本的に終了して、令和7年度からは妊婦等支援給付金ということに名称変更しまして、同時進行で給付をしているところでございます。この出産・子育て応援給付金は令和6年度の3月までに出生した方は、まだ申請していない方がいるということを見込んで当初も組んでおりましたけれども、想定以上に年度末に申請の方が多くいたため、改めて追加が50万ということで計上しております。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 7目の健康増進費、12節委託料について御説明いたします。

健康管理システム改修委託料、これは子宮頸がん検診の管理項目の追加により、情報連携に係る健康管理システムを改修するための費用となっております。

もう一つが運動支援委託料13万8,000円、こちらはワンコインフィットネス事業を当初で30名で計上しておりましたが、10名追加を今回しております。

○議長 伊佐則勝 1番 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 分かりました。すみません、ありがとうございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決

されました。

休憩いたします。

休 憩 (11時55分)

~~~~~

再 開 (13時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第11 議案第39号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第39号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第39号

令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,878千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,351,472千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

| 款       | 項        | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|----------|-----------|-------|-----------|
| 6 繰入金   |          | 285,945   | 1,878 | 287,823   |
|         | 1 他会計繰入金 | 285,944   | 1,878 | 287,822   |
| 歳 入 合 計 |          | 2,349,594 | 1,878 | 2,351,472 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費 |         | 54,831    | 1,878 | 56,709    |
|       | 1 総務管理費 | 40,497    | 1,878 | 42,375    |
| 歳入合計  |         | 2,349,594 | 1,878 | 2,351,472 |

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億5,147万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 令和7年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第40号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

#### 議案第40号

令和7年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和7年度中城村下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度中城村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の

とおり補正する。

|     |         | 収 入        |          |            |
|-----|---------|------------|----------|------------|
|     | (科目)    | (既決予定額)    | (補正予定額)  | (計)        |
| 第1款 | 下水道事業収益 | 305,367 千円 | 2,575 千円 | 307,942 千円 |
| 第2項 | 営業外収益   | 195,938 千円 | 2,575 千円 | 198,513 千円 |

  

|     |         | 支 出        |          |            |
|-----|---------|------------|----------|------------|
|     | (科目)    | (既決予定額)    | (補正予定額)  | (計)        |
| 第1款 | 下水道事業費用 | 295,488 千円 | 2,575 千円 | 298,063 千円 |
| 第1項 | 営業費用    | 264,811 千円 | 2,575 千円 | 267,386 千円 |

(資本的支出)

第3条 令和7年度中城村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

|     |       | 支 出        |         |            |
|-----|-------|------------|---------|------------|
|     | (科目)  | (既決予定額)    | (補正予定額) | (計)        |
| 第1款 | 資本的支出 | 470,677 千円 | 0 千円    | 470,677 千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 350,157 千円 | 0 千円    | 350,157 千円 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,306 千円

令和7年6月13日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

第1条、本案補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

令和7年度中城村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入のほうから、科目、第1款下水道事業収

益、第2項営業外収益、既決予定額が1億9,593万8,000円、補正予定額257万5,000円、合計で1億9,851万3,000円。

続きまして、支出でございます。

科目、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、既決予定額が2億6,481万1,000円、補正予定額が257万5,000円、合計が2億6,738万6,000

円。

2ページをお開きください。

第3条、資本的支出。

令和7年度中城村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予定額が3億5,015万7,000円、補正予定額がゼロとなっておりますけれども、4ページお開きください。4ページの1款1項1目の14節委託料が5,300万円を15節の工事請負費の5,300万に充当しております。

では、2ページにお戻りいただきまして、合計が3億5,015万7,000円。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費2,030万6,000円。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号 令和7年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(建築)請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第41号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(建築)請負契約について御提案申し上げます。

#### 議案第41号

##### 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(建築)請負契約について

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(建築)について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- |                         |                                                                                                                                |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 契約の目的                | 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（建築）                                                                                                      |
| 2. 契約の方法                | 指名競争入札                                                                                                                         |
| 3. 契約金額                 | 金 356,607,900円                                                                                                                 |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 32,418,900円                                                                                                                  |
| 4. 契約の相手方               | 株式会社新栄組・有限会社渡久地建設<br>特定建設工事共同企業体<br>代表者 中城村字津覇644番地2<br>株式会社 新栄組<br>代表取締役 前田正幸<br>構成員 中城村字奥間827-4<br>有限会社 渡久地建設<br>代表取締役 渡久地 良 |

令和7年6月13日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（建築）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（建築）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案第41号、吉の浦公園ごさまる陸上競技場の施設に関する

質問3点ほどお願いいたします。

まず前回、図面のほうを配っておりますけれども、その中で、屋根つき部分がありますよね、5メートル400の35メートルかな。この部分に関して、雨天時、やっぱり屋根があれば観客も助かるんだけど、その部分にこの観客、集客のまず収容人員が分かりましたら、その1点と、それと腰かけ部分、座るベンチ部分。ベンチ部分の素材は何が使われているのか。そして、前回、大城議員が照度に関して二、三質問していただきましたけれども、これ設計がちゃんと設計に出されて、この照明器具、今日資料も配られて

いますけれども、これを4基、あとは何灯か分からないんですけども、これを配置していますけれども、今現在の照明に関して、このトラックレーンで練習している方から、海側が暗いという話も以前にあったんですけども、これから見ると、トラックレーンの今、東側が200ルクスになっていて、端末部分で外側が56ルクスなんだけれども、ちょっと暗いかなと、ルクスでいうとちょっと気になるんですけども。この設計基準、サッカー基準でやっているのか、陸上トラックレーンでやっているのか。その3点、ちょっとお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、改築した新しく建てるものの観覧席の数ですが、今、350人分で設計しております。

それと、素材に関しましてです。これが環境対応型ウレタン塗膜防水となっております。ウレタンとなっております。防水ですね。

それとあと、照度に関しましてですが、今日追加で資料を、お昼になって提出させていただきましたが、こちらで赤い線で囲っていますが、グラウンド内は200ルクスになるようになっておまして、これは基準としましては、一応サッカーでプロ仕様じゃなくて、一般のサッカーの試合ができる程度のということで設計しております。

あとは、設計基準としましては、J I S規格でサッカーの野外の一般の試合用ということになっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これは屋根つき部分で350名、全体で350名ではないですよ。ちょっと僕計算すると、屋根つき部分の面積で350で、全体でいったら、全部でこれ残数が9反ぐらいあるから、もっと入るのかなというふうに思っていたんですけども、全体で350、分かりまし

た。

ウレタン素材防水型ということなんですけれども、耐用年数とかは何か仕様書にありますか。

あと、照明に関してなんですけど、もちろんこれ設計でうまくやると思うんですけども、これ多分完了検査のときに、要はこれあくまでも照明をセットして、放射角で配置を決めると思うんですけども、できれば完了検査のときに照度計を持って来ていただいて、業者のほうにですね。大体、普通、通常、引渡しというのは昼間とか行っただけでも、あるいは検査の要綱の中に夜8時とか、ちょうど引渡しが来年の3月ですよ。ちょうど早い時間から暗くもなるんですけども、その辺に言った照度計で、基本的にトラックレーンは、レーンより1メートル20の高さを基準に一般トラックレーンでありましたら150から300ルクスを基準とすると。サッカーであれば500ルクスから700ルクスを照度面を基準というふうにJ I Sの設計基準仕様にあると思うんですけども。その辺を照らし合わせて可能な限り、やっぱり利用者が、現状みたいに、せっかく新しく造りますのでね、照度がよくなったなというふうに評価が得られるような仕様にしてほしいというので、ぜひともその辺を参考にしてほしいと。

ウレタン防水の耐用とかそういったのが分かりましたら1点だけお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

すみません、このベンチに関しましては、ちょっと私も把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 ちょっと休憩します。

休憩 (13時47分)

~~~~~

再開 (13時48分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 お疲れさまです。

入札結果調書の件でお尋ねいたしますけれども、これは10者ほどが参加をしていらっしゃるんですが、ほとんど全てが委任ということになっていますけれども、実際の指名競争入札について、これは委任ということであれば、封書か何かに予定金額を書き入れて、それだけで終わっているのかと思うんですが、それにしても全体が委任というふうな形式でやっているというのは少しやり方が正当なのかなというようなことも思いますけれども、そういう解釈でよろしいんですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

委任というのは、委任状を、社長が来れば委任状を取らないです。会社の人に来れば委任ということで、委任状を取って参加して入札を行うということです。ほとんど社長の出席はないです。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時49分）

~~~~~

再 開（13時49分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第41号について質疑をいたします。

私のほうでは、ちょっと工程表と、それから予算について質問いたします。

まず、これは全協でもらった資料になるんですけども、そのほうに工程表が来年3月末までという予定になっているんですが、これは全ての工事をそれまでに終了するという予定で業者のほうと確約をされているのかどうか。これが延びるようなことはないのか。その辺と、これ説明資料の中からですけども、総事業費が

6億6,400万、これは3つの工事を兼ねているんですけども。その中で補助率が、沖縄振興特定事業推進費ということで80%の補助率になっているんですが、残りの20%、あるいはその予算に対して、例えば予算の返済計画とかそういうものが作成されているのか、あるいは今から作成して、我々にはしっかり分かるような体制でやられているのか、その2点お願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、工程に関しましては、来年の4月から供用開始できるようにということで、一応組んではおります。ただ、例えば台風が続いてとか、ちょっと不測の事態とかがもしございましたら、延びる可能性はないとは言えない状況ですが、できるだけ来年の4月にオープンに向けて工事を進めさせていただきたいと思っております。

それと、予算に関しましてですが、村で持つ分に関しましては、起債とかで充てていく部分もございますし、そのまま一般財源から出していくという、対象外経費に関しましては出していくということで予定しております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 近年、やはり我々が一番心配しているのは財源の確保であって、20%、約2億ぐらいなのかな、これから返済していくということになる場合には、学校建設も始まり、いろいろなものが重なってしまって、相当の財源が必要になってくる中で、全て起債、起債というようなことを言われても、学校建設と一緒に、しっかりとした返済期間、あるいは返済額、そういうものも我々は随時見ておかないといけないという中で、金額が2億ぐらいですよと言われても、それだけの金額になっているので。そういうのは全て出してもらって、ぜひ各議員に分かるように、じゃいつからいつまでが返済期間で、どれぐらいの返済額が、例えば毎年発

生しますよというようなところはしっかり示していただきたいというふうに思っているのですが、それはしっかり対応できますね。

○議長 伊佐則勝 答弁必要ですか。

○9番 大城常良議員 はい。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

そのように対応していきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(建築)請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(建築)請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(電気)請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第42号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(電気)請負契約について御提案申し上げます。

## 議案第42号

### 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(電気)請負契約について

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(電気)について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 契約の目的                | 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事(電気) |
| 2. 契約の方法                | 指名競争入札                    |
| 3. 契約金額                 | 金 96,668,000円             |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 8,788,000円              |

4. 契約の相手方 中城村字津覇545番地  
有限会社 津城電気工事  
代表取締役 呉 屋 賢

令和7年6月13日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（電気）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（電気）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 議案第42号、確認です。ここでお願いします。先ほど修議員からあったように、これはサッカーとかナイター設備ができるかという確認ですけれども、よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

サッカー等の夜間の試合ができるかということですが、そちらに関しましてはできるような設計となっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（電気）請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（電気）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（機械）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第43号 吉

(機械) 請負契約について御提案申し上げます。

議案第43号

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（機械）請負契約について

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（機械）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- |            |                                             |
|------------|---------------------------------------------|
| 1. 契約の目的   | 吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（機械）                   |
| 2. 契約の方法   | 指名競争入札                                      |
| 3. 契約金額    | 金 69,685,000円                               |
| うち取引に係る消費税 |                                             |
| 及び地方消費税の額  | 金 6,335,000円                                |
| 4. 契約の相手方  | 中城村字北上原696番地<br>有限会社 仲建設工業<br>代表取締役 名 嘉 治 二 |

令和7年6月13日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（機械）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事（機械）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第43号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから議案第43号 吉の浦公園ごさまる陸  
上競技場管理棟改築工事(機械)請負契約につ  
いてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第43号 吉の浦公園ごさまる  
陸上競技場管理棟改築工事(機械)請負契約に  
ついては原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 村有財産の貸付につ  
いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第44号 村  
有財産の貸付について御提案申し上げます。

## 議案第44号

### 村有財産の貸付について

村有財産を下記のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第  
96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1. 貸付財産

##### 建物の所在及び面積等

所在：沖縄県中頭郡中城村字当間176番地1、1100番地

名称：旧中城村役場多目的会議室

構造：鉄骨造ルーフトラップ平屋建 床面積：117.59㎡

##### 土地の所在及び面積

所在：沖縄県中頭郡中城村字当間175番地1 面積：229.00㎡

所在：沖縄県中頭郡中城村字当間176番地1 面積：480.00㎡

所在：沖縄県中頭郡中城村字当間176番地2 面積：365.00㎡

所在：沖縄県中頭郡中城村字当間1100番地 面積：176.48㎡

所在：沖縄県中頭郡中城村字当間1101番地 面積：74.00㎡

#### 2. 貸付の相手方 沖縄県中頭郡中城村字屋宜82番地

有限会社 協同商会

代表取締役 稲嶺盛久

3. 無償貸付の期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日

ただし、貸付期間の満了する3カ月前までに、村又は貸付の相手方が、本契約の変更等に関し特段の意思表示をしない場合は、本契約を更に1年間更新し、以降も同様とする。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

中城村字当間地区を中心とした国道329号線沿いの地域の買物弱者支援、農産物等の直売所による農家支援及び地域コミュニティの場の創出による地域課題解決を目的とし、(仮称)「ごさまるしえ」の設置に取り組む事業者に対し、村有財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

提案理由といたしまして、中城村字当間地区を中心とした国道329号沿いの地域の買物弱者支援、農産物等の直売所による農家支援及び地域コミュニティの場の創出による地域課題解決を目的とし、(仮称)ごさまるしえの設置に取り組む事業に対し、村有財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号 村有財産の貸付についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号 村有財産の貸付については原案のとおり可決されました。

日程第17 報告第5号 令和6年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第5号 令和6年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告いたします。

報告第5号

令和6年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

令和6年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款   | 項         | 事業名        | 金額                         | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳          |           |             |            |      |            |
|-----|-----------|------------|----------------------------|-------------|-----------------|-----------|-------------|------------|------|------------|
|     |           |            |                            |             | 既収入<br>特定<br>財源 | 未収入特定財源   |             |            | 一般財源 |            |
|     |           |            |                            |             |                 | 国県支出金     | 地方債         | その他        |      |            |
| 2   | 総務費       | 1 総務管理費    | 防犯カメラ緊急整備事業                | 15,850,000  | 10,158,000      | 0         | 8,125,000   | 0          | 0    | 2,033,000  |
| 3   | 民生費       | 1 社会福祉費    | R6非課税世帯3万円給付金事業            | 151,807,000 | 96,721,070      | 0         | 96,706,000  | 0          | 0    | 15,070     |
| 8   | 土木費       | 2 道路橋梁費    | タウンセンター地区排水対策事業            | 3,135,000   | 3,135,000       | 0         | 2,920,500   | 0          | 0    | 214,500    |
|     |           |            | 村道久場前浜原線整備事業               | 8,833,000   | 8,833,000       | 0         | 0           | 0          | 0    | 8,833,000  |
|     |           |            | 橋梁修繕事業                     | 7,376,000   | 7,375,800       | 0         | 5,820,640   | 1,300,000  | 0    | 255,160    |
|     |           |            | 奥間南上原線整備事業                 | 6,755,000   | 6,754,000       | 0         | 5,343,691   | 1,200,000  | 0    | 210,309    |
|     |           |            | 舗装構成改良事業                   | 172,440,000 | 97,551,550      | 0         | 77,961,240  | 18,100,000 | 0    | 1,490,310  |
|     |           |            | 交通安全対策事業                   | 8,100,000   | 8,100,000       | 0         | 6,400,560   | 1,400,000  | 0    | 299,440    |
|     | 新川線災害防除事業 | 35,927,000 | 35,927,000                 | 0           | 28,661,600      | 7,100,000 | 0           | 165,400    |      |            |
|     | 4 都市計画費   |            | 久場・泊地区市街化区域編入等都市計画決定図書作成事業 | 5,346,000   | 5,346,000       | 0         | 0           | 0          | 0    | 5,346,000  |
| 10  | 教育費       | 6 保健体育費    | 吉の浦公園施設機能強化整備事業            | 28,260,000  | 28,259,000      | 0         | 10,000,000  | 7,800,000  | 0    | 10,459,000 |
|     |           |            | ごさまる・スポーツ観光交流拠点形成推進事業      | 218,095,000 | 218,093,558     | 0         | 174,354,080 | 43,600,000 | 0    | 139,478    |
| 合 計 |           |            |                            | 661,924,000 | 526,253,978     | 0         | 416,293,311 | 80,500,000 | 0    | 29,460,667 |

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和7年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 安里清市議員。

**○6番 安里清市議員** それでは、質疑をいたします。

繰越明許費の項目で、12項目ほど上がっているんですが、例えば都市計画費用の中で久場・泊地区市外化区域編入等都市計画決定図書作成事業とかいろんな事業が繰越明許費として示されていると。これは事業について、令和6年度で解決ができなかったようなことについての繰越しだというふうには理解しているんですが、ちょっと項目が非常に多いのかなというふうに思います。防犯カメラの設置関係ですとか、その項目について説明できるようなことがありましたら説明を求めてまいりたいと思います。お願いします。

**○議長 伊佐則勝** 住民生活課長 新垣 忍。

**○住民生活課長 新垣 忍** それでは、御質問にお答えします。

私のところでは、防犯カメラの緊急整備事業の繰越しについてですけれども、年度途中で沖縄総合事務局のほうから事業の案内がありまして、正式に事業の交付決定を受けたのが令和6年度末、7年の3月に入ってから交付決定を受けていますので、年度内の事業執行ができなかったための繰越しになります。以上です。

**○議長 伊佐則勝** 福祉課長 照屋 淳。

**○福祉課長 照屋 淳** 福祉課のほうでは、3款1項の令和6年度非課税世帯3万円給付事業ですが、こちらのほう国からの情報とかというのが昨年末を中心に出てきまして、実際の事業開始の準備に時間がかかりまして、4月に通知

を出すというようなスケジュールになりました。そのために繰越しをさせていただいて、今、執行しているところでございます。一応、6月いっぱいまで申請期限を延ばして、今、大体80%の給付率となっております。以上です。

**○議長 伊佐則勝** 都市建設課長 呉屋克行。

**○都市建設課長 呉屋克行** それでは、お答えいたします。

土木費に関しましてはほぼ道路事業となっておりますが、道路事業等、補助金などの交付決定を受けて、それからの発注とかそういうものがありまして、年度内に終わらなかった案件もありますし、また、追加交付決定などを年明けに受けたものとか、そういうものも含めて繰越しということになっております。

現在もこの繰越ししたものに関して完了しているものもございまして、その未契約繰越しというものもあって、既に発注しているものもございまして。道路事業に関しては様々な要因があり、繰越しとなっております。

**○議長 伊佐則勝** 生涯学習課長 渡久地 真。

**○生涯学習課長 渡久地 真** 計算書の下から2番目です。吉の浦公園施設機能強化整備事業に関しましては、吉の浦公園内に設置する防犯カメラの事業です。こちらは前年度設置を検討していたんですが、管理方法ですね、Wi-Fiを飛ばすかとか、あと、有線で集中管理するかとか、あとは設置場所などをちょっと検討して、再度検討し直しております。繰越しで今年度実施していく予定になっております。ただいま準備中です。

あと、ごさまる・スポーツ観光交流拠点形成推進事業というのが、先ほど議案で審議していただいた陸上競技場管理棟の6年度分の予算、今年度、7年度分と、これの中には工事とあと施工管理、磁気探なども含まれておりますが、こちら併せまして今年度中に執行していく予定です。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 事業が思うように進まなかったとか、国・県からの交付決定が遅れていたと、いろんな理由を今述べていただきましたけれども、やろうというようなことで事業計画が出てきておりますので、今後とも一生懸命、年度内完結を目指しながら、やむを得ないことについては今回のような明許繰越というふうなこともやむを得ないのかなとは思いますが。

あと1点、提案ですけれども、この一覧表に、今述べていただいたようなことを概略的に、どういう理由でこれがこうなりましたというようなことを記載できるような形で次回からお願いしたいと思います。御検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 御提案どうもありがと

うございます。

来年度からは、おっしゃっていただいたような内容の繰越理由書を資料として御提供させていただきますと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第18 報告第6号 令和6年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第6号 令和6年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告いたします。

報告第6号

令和6年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月13日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

令和6年度 中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款                    | 項                      | 事業名              | 金額      | 翌年度繰越額  | 左 の 財 源 内 訳     |               |    |     |      |
|----------------------|------------------------|------------------|---------|---------|-----------------|---------------|----|-----|------|
|                      |                        |                  |         |         | 既収入<br>特定<br>財源 | 未 収 入 特 定 財 源 |    |     | 一般財源 |
|                      |                        |                  |         |         |                 | 国庫            | 起債 | その他 |      |
|                      |                        |                  | 円       | 円       | 円               | 円             | 円  | 円   | 円    |
| 土地地区画<br>1 整理事業<br>費 | 南上原土<br>1 地区画整<br>理事業費 | 南上原土地地区画整<br>理事業 | 719,000 | 719,000 | 719,000         | 0             | 0  | 0   | 0    |

|     |         |         |         |   |   |   |   |
|-----|---------|---------|---------|---|---|---|---|
| 合 計 | 719,000 | 719,000 | 719,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-----|---------|---------|---------|---|---|---|---|

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (14時19分)

## 令和7年第5回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |              |                     |                      |        |
|--------------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------|
| 招集年月日                          | 令和7年6月13日（金） |                     |                      |        |
| 招集の場所                          | 中城村議会議事堂     |                     |                      |        |
| 開会・散会・<br>閉会等日時                | 開議           | 令和7年6月16日（午前10時00分） |                      |        |
|                                | 散会           | 令和7年6月16日（午後3時13分）  |                      |        |
| 応招議員<br><br>（出席議員）             | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号                 | 氏名     |
|                                | 1番           | 小橋川 恵美              | 9番                   | 大城 常良  |
|                                | 2番           | 玉那覇 登               | 10番                  | 欠 員    |
|                                | 3番           | 欠 員                 | 11番                  | 仲松 正敏  |
|                                | 4番           | 桃原 清                | 12番                  | 金城 章   |
|                                | 5番           | 新垣 貞則               | 13番                  | 新垣 博正  |
|                                | 6番           | 安里 清市               | 14番                  | 新垣 善功  |
|                                | 7番           | 新垣 修                | 15番                  | 石原 昌雄  |
| 8番                             | 屋良 照枝        | 16番                 | 伊佐 則勝                |        |
| 欠席議員                           |              |                     |                      |        |
| 会議録署名議員                        | 9番           | 大城 常良               | 11番                  | 仲松 正敏  |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長       | 比嘉 保                | 議事係長                 | 辰 さおり  |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長          | 比嘉 麻乃               | こども課長                | 比嘉 昌子  |
|                                | 副村長          | 新垣 正                | 企画課長                 | 金城 勉   |
|                                | 教育長          | 比嘉 良治               | 都市建設課長               | 呉屋 克行  |
|                                | 総務課長         | 大湾 朝也               | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲村 武宏  |
|                                | 住民生活課長       | 新垣 忍                | 上下水道課長               | 下地 良和  |
|                                | 会計管理者        | 照屋 郁子               | 教育総務課長               | 我謝 慎太郎 |
|                                | 税務課長         | 比嘉 聡                | 生涯学習課長               | 渡久地 真  |
|                                | 福祉課長         | 照屋 淳                | 教育総務課主幹              | 永川 幸徳  |
|                                | 健康保険課長       | 島袋 かおり              |                      |        |

議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、大城常良議員の一般質問を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 おはようございます。

9番、大城常良でございます。議長の許可が出ましたので、これから一般質問を始めたいと思います。

それでは、通告書に従いまして、大枠1番のほうから、犯罪被害者等支援条例の制定を。

①沖縄県では、令和4年7月29日に本条例が制定され、施行されました。その上で、本条例の目的を伺います。

②県内市町村の制定状況を伺います。

③本村でも制定に向けて計画的に取り組む考えはないか。また、制定に向けて課題はあるのか伺います。

大枠2番、救急医療情報キットの配布を。

①本村でも高齢化による救急車の出動回数が増加している中で、本人が症状を説明できない場合など、救急活動が迅速に対応できるように救急医療情報キットの配布を提案したいと思いますが、村長の見解を伺います。

②救急医療情報キットの配布を行う場合の財源はどの程度必要になるかお答えください。

大枠3番、保育士確保に向けて。

①村は5月21日保育士を専門に復帰や就労支援を行うエンパワーサポートと保育向上に関する連携協定を結んだと報道がありましたが、協定の具体的な内容を伺います。

②地域課題解決型スタートアップ事業を活用した実証実験になりますが、内容及び期間は決まっているのか伺います。

大枠4番、ごさまるしえの設置は。

①本件については、5月23日に行われた全員協議会で経過報告及び今後のスケジュールなど説明がありましたが、その上で5月13日に事業内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施していますが、選定委員会の中で協議した内容を伺います。

大枠5番、小・中学校建設について。

①中小、津覇小の学校建設の進捗状況を伺います。

中学校については、後にまた金城議員が聞くはずですので、中学校の件は後ほどお聞きしてください。

以上、答弁を期待していますので、いい答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めましておはようございます。

それでは、大城常良議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては住民生活課、大枠2は福祉課、大枠3がこども課、大枠4は産業振興課、大枠5は教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうからは、議員お尋ねの大枠2の救急医療情報キットの配布でございまして、そこで所見を述べさせていただきます。

情報キット配布の御提案、大変ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、体調を崩された方々にはうまく自分の症状を伝えることができないこともあるというふうに思っております。このキットの活用で迅速な救急医療を行うことで、また早急な処置につながるというふうに思っておりますので、村民の命を守るためには、必要なキットだと思っております。

今後は、前向きに検討してまいります。詳細につきましては、担当のほうからお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠5の①の2小学校の学校建設については、現在のところ大きな遅れはなく、おおむね計画どおり進んでいます。

中城小学校に関しては、先日工事の進行具合を教育委員の皆さんと一緒に現場を見学して来ました。現在は新校舎への引っ越し計画を学校と相談しているところです。

詳細については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 おはようございます。

大城議員御質問の大枠1の①から③についてお答えします。

①についてです。沖縄県犯罪被害者等支援条例第1条のほうに、「犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする」と規定されております。

②についてです。沖縄県内市町村においては、名護市、東村、国頭村、大宜味村、竹富町のほうで制定されていると把握しております。

③についてです。現在、住民生活課のほうにおいて、沖縄被害者支援ゆいセンターより情報収集や助言を受け始めたところでございます。制定に向けた課題についてですけれども、具体的に把握するまでには至っておりませんが、引き続き沖縄被害者支援ゆいセンターのほうから指導・助言をいただき、条例を制定した市町村等より情報収集を行い検討してまいりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 大城議員の大枠2についてお答えします。

まず、救急医療情報キットとは、在宅の独り

暮らしの高齢者などが万一の場面において、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先などの必要な医療情報を専用キットに入れて冷蔵庫等に保管したものとなります。当事者の意識がない場合や症状をうまく伝えられない場合に、救急隊員が当事者の医療情報を迅速に把握し、適切な処置を行うために役立つものと認識しております。

このキットは、東京消防庁が2008年5月に希望する区民（高齢者と障害者）を対象に無料配布を開始し、その後全国の自治体にも広がっております。県内の複数の市町村においても配布されております。

キットの内容は、1セット、容器、シール1、2枚、医療情報シートとなっております。この費用は、取扱い事業者によって差がありますが、インターネット等で確認したところ、1個当たりおおむね400円から700円で取引されております。

県内の実施自治体では、平成22年から24年頃の補助金等を活用して一括購入した事例が多く、今後本村で実施する場合には、一般財源での運用が想定されます。予算規模としましては、ちょっとデータを今まとめている最中なんですけれども、令和6年3月末のデータとして要介護認定者812名、手帳の身体障害、療育手帳、精神手帳の64歳以下の方が649名いらっしゃいます。合わせて1,461名となります。大体1,500名ほど対象になり得る方、最低ラインの方がいらっしゃると考えたときに、1セット500円の場合には75万円ほどかかります。1セット最大700円かかった場合には105万円ほどかかります。この予算については、今後どういった活用で財源確保できるかどうかを検討していきたいと考えております。

以上となります。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大城議員の大枠3に

ついてお答えいたします。

①本協定は、中城村の保育の質向上を目的とし、保育士確保のための調査研究やそれを踏まえた実証実験の相互協力について締結しております。

具体的な内容といたしましては、潜在保育士の数やニーズを把握するアンケートを行い、短時間からの就業につなげる実証実験を行う予定です。

②でございます。現在予定している内容は、7月から9月頃、潜在保育士の実態把握アンケートを行いまして、10月から11月頃に短時間からの就労実証実験を行う予定となっております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。

大城議員の大枠4についてお答えいたします。

選定委員会では、提出された企画提案書とブレゼンテーションに対し、選定審査を実施しました。

選定に当たり、事業者側の事業目的への認識を改めて確認した上で、7つの項目について審査を実施しました。

具体的には、利便性について、取扱商品について、商品の価格について、商品の供給体制について、行政取組への協力体制について、食の安全性、衛生管理等の取組、顧客満足度への取組について協議を行ってまいりました。

以上になります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠5の①についてお答えいたします。

両小学校の学校建設について、中城小学校については、9月16日開校に向け学校長と調整を進めています。現在、建設の進捗状況としましては、内装工事及びサッシや電気設備の設置を進めております。津覇小学校につきましては、

1階部分のコンクリート打設を完了し、2階部分の準備を進めております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、順を追って再質問を行いたいと思います。

まず、1点目の1番のほうです。犯罪被害者支援条例の制定ということで、現在、5市町村が制定を行っている。名護が令和6年12月、あとは国頭、東、大宜見、竹富が今年の3月の順でやられているんですけども、これについては、今現在本村は、この条例はないんですけども、例えばこれまでに村内で犯罪があったという段階で、警察のほうから村のほうにも何らか一報があるのかどうか。こういう事件が発生して村内の誰々というのは個人情報で分からないんですけども、ありましたというような話も村にも連絡はあるのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

警察のほうからそういった連絡というのは特にございませぬ。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば村民が犯罪に巻き込まれてしまったと。入院あるいは医療を受けなければならない状況になった場合、村としてはどういう対応を取っているのか、そのあたりちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

現在、相談とか具体的な事例というのはございませんけれども、もし相談があった場合は、丁寧に聞き取りを行って、例えば沖縄被害者支援センターゆいセンターというのがございますので、総合的な犯罪被害の相談を受けている団体になりますので、そういった場所への橋渡しができるようにということで住民生活課のほうでは考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私、今回の質問書は、2週間、3週間ぐらい早めに出したものですから、その中で一定程度の5市町村の状況はどういうふうに行われているんだろうなというところも担当課としてはちょっと調べてはいるんだろうというふうに感じて何日か早く出したんですけども、その中で課長の答弁では、検討したいという話にしかなくなってないものですから、そのあたり、私が質問書を出してからどのように動かされたのか、あるいは5市町村のどこからか情報をもって、その中において検討をされたのか、今からまた情報を引き取って検討をするのか、そのあたり、今までどういう動きをしたのかをお答えください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 まず、ゆいセンターのほうには、どういった条例になるんでしょうかということで問い合わせをして、実際こちらの役場のほうにも来てもらって内容を少し確認をさせていただいております。

制定市町村のほうにまだ直接お問い合わせとはしていないんですけども、ホームページ等でどういった条例を作っているのかというのは確認をしたところです。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今この条例を立ち上げている5市町村は、確かに先進的な事例ということで、これは新聞報道にもあったんですけども、村としては必要になるのか、あるいはまだまだその時期ではないというような判断をされているのか。例えば、重点的な検討をしたいという旨の発言というのはどれを指しているのか、そこを伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 具体的に窓口で相談というのはまだない状況ではあるんですけども、誰もが被害者になる可能性がある中で、

安心して相談できたり、支援が受けられたりするという環境を作るのは重要なことだと考えていますので、前向きに取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この条例については、今非常に米軍犯罪が多いと。本村では、そういう事故あるいは事件はないんですけども、やはりいつ何どき本村でもそういう事故が起こって、米軍との様々な対応の仕方が本人では到底できないというようなこと、私の友達もいるんですけども、その中でも大変だったと。そういうのがあれば一番本当はいいんだけどなというような話も役所のほうにあれば、話もしやすいと。

個人対米軍となれば、どうしても、例えば弁護士を雇ったりそういうところでしか話が前に持っていけないと、しかも期間も相当かかるといような中で、ぜひ今課長が言われたそういう事故が起こる前に例えば村民が何か不利益を被った場合には、しっかりした村の対応で犯罪に遭った方々を十分守ってあげるといようなところまで準備しておければ、いろいろな犯罪に巻き込まれた方も、そこまでやってくれるんだなという気持の問題で、非常にいいところまで行けるといいますので、そこはぜひ担当課として情報を十分いろいろ探して、あるいはあちこちから情報を集めて、前向きに捉えて、村民の安心・安全を守るためにはこれは必要だろうと、今課長答弁でおっしゃいましたので、ぜひ前に進めていって、しっかりやっていってください。できるだけ早めということで、私からは提案したいと思います。よろしく願います。

次、大枠の2番です。救急医療情報キットの配布ということで、村長のほうからもこれは必要なキットだというふうな話があったので、私

としても大変心強く感じております。

これなぜかと言うと、私もお父さん、お母さんがいて、急に救急車呼んだりいろいろ5、6回立ち会ってやっていったんですけれども、救急隊のほうから「おくり手帳ありますか、保険証どこですか」と言われたんですけれども、これ探すのにやはり家が分かっているものですかからなかなか大変で、見当たらないところも多かったものですから。

これ新聞でもやはり豊見城とかいろいろ見たんですけれども、非常に良い事業というよりやり方だなということで、救急隊が来ればすぐどこに保管してありますよというような取組ができれば、これから超高齢化に向かって本村でもさらに高齢化が進みこれから子供たちも少ない中で、独り暮らし、あるいは夫婦2人暮らしとかそういうのがどんどん多くなっていく時代が来るものですから、その中でこういうのがあれば救急隊のほうで迅速に対応できるということになると思いますので、そのあたり村長もう一声、これはもうやっていくと。検討するのではなくてもうこれからやっていくというような答弁ができるのかどうかですね。

さっき課長のほうからは、1人当たり500円から700円という話をしていたんですけれども、トータル75万円。課長の判断では、恐らく障害者あるいはそれに付随する方々の約1,500名ぐらいの方々だと思うんですけれども、私としては、やはり高齢者という方々も中に入れて、65歳以上の方々はずいぶん申請したいという人がいればそこまで枠を広げていくというのも踏まえてやっていただきたいというふうに思うんですけれども、そのあたりもちよっと村長と課長の答弁を求めたいと思います。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 先ほど、検討するのではなくて、前向きに検討するという事なので、「前向き」がついておりますので、もうほぼ協議を

行いながら、いつ頃の決定になるのかというのを決めていきたいというふうに思っております。

私のほうもいろいろ調べまして、本当にこのキットがあれば命も助かりますし、あと後遺症などのことも考えると、1分1秒早くこの情報を知って、これはシールが2枚ありまして、玄関側とあと冷蔵庫側にシールを張って、これを救急隊が見てここにはキットがある家だなということをもうすぐにキャッチをして、情報シートですとか保険証などのコピーが入っている。もうこれだけでもすぐにこの場所から救急隊が病院に電話をして、病院はその体制で待ってられるということは本当に素早い対応になってくると思います。

先ほどもお話しましたように、村民の命を守るには、これは必要なものだと思っておりますので、対象の年齢などに関しましては、今後これは協議していきますけれども、最低限のこと、先ほど課長が言ったところでは対応はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

先ほど大城議員からあった対象者の範囲ですけれども、先ほどの数字は最低限のラインとしての予算の規模を把握するための数値として捉えております。

基本的にやられている実施市町村9か所ほどいろいろお話聞かせてもらったんですけども、ほとんどが65歳以上の高齢者、障害者手帳をお持ちの者、健康に不安を感じる方というような形で多くの方を拾う内容となっております。

そういう意味では、対象者としては多くの村民に配布ができるような体制は整えたいと考えておりますけれども、どういうふうな体制づくりが効果的、効率的にやっていけるのかどうかというのは、またこれからいろいろ詰めなければいけない部分がありますので、そういった部

分を内部で検討しながら情報発信をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ情報キットというのは、家庭に65歳以上、あるいは障害者の方々がいれば必ず手元あるいは冷蔵庫の中にあると。あるいは玄関のほうにもシールを張って、ありますよというのがあれば、救急隊も動きやすいということも十分考えられますので、そういったところはぜひ、先ほど75万円という話が予算あったんですけれども、これをちょっと私が行った65歳以上に拡大した場合には、大体財源としてはどれぐらい必要なのか、そのあたりもちょっと計算していただいて、やはりこれは村の一般会計からの繰出しということになるものですから、そのあたりが可能かどうかも含めて十分検討していただいて、私はやられたほうがいいと。

やはりもう高齢者という名前は私はあまり好きではないんですけれども、やはり国の設定で65歳以上を高齢者と言うようになっていくものから、その中で本当に高齢になったのかなと思うぐらいですけれども、もうなってしまう以上は、これは私も日々体調は変化するような時代になってしまっているんで、そういうところを含めて、まず皆さんも十分留意しながら、こういった村民が安心して、救急車あまり呼んだら大変ですけれども、いざというときはしっかり対応できるような体制が作れるというのは、私は村として非常にいいことだろうなと思っているんで、村民としても安心・安全を考えれば、それは十分必要だと。

今、村長も前向きに考えてやっていきたいと、私はそういうふうな認識で捉えているものですから、私は早めに、他市町村9市町村がやられているということですので、そこを踏まえてしっかりできるところは対応していただきたいと。ほかではやっているんだけど中城でできな

いというような話には全然ならないと思いますので、そこはしっかり担当課として十分調査しながら、できるだけ早めに対応をしていただきたいと思います。

続いて、大卒の3番です。

保育士確保に向けてということで、これは今回新聞報道にあったものですから、私のほうもよく読んでみました。

その中で、例えば今課長が答弁したアンケートを行うと。これ7月から10月まで。これはどういうアンケートなのか、先ほど言った潜在保育士を探すアンケートなのか。そのアンケートは誰が率先してやるのか、村がやるのか、あるいはまたエンパワーサポートですか、そこ連携してやるのか。そこに例えば予算はかかるのかどうか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

この事業所のほうが村から依頼を受けてアンケート調査を行いますので、今現在担当レベルでアンケートの内容等を協議している途中でございます。ですので、来月からアンケートを実施する予定でございます。

予算に関しては、総合事務局のほうが。村からの持ち出しはございません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今までも村として様々な保育士不足に関しての手当てはしてきたと思いますけれども、それでもやはり足りないということがあって、待機児童が発生してしまっているという状況になるかと思っておりますけれども、課長の感触として、これで例えばエンパワーサポートと連携した結果、確実に保育士は探せると、あるいは何名かは採用できるだろうなというような感触をお持ちなのか、どうですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回は保育士として働いている保育士は対象ではなくて、あくまで

も潜在保育士の方々が対象としてアンケートを行って、その内容に基づいていろいろこちらもニーズを把握するというをやっていますので、また次年度に向けて待機児童は減るものと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、待機児童は減るものと考えているということですがけれども、こういういろいろな支援をいただいて、連携もして行って、報道を見てみましたら6名の待機児童がいて、1人の保育士がいれば対応できるという新聞に載っているんですけども、その中でも来期は待機児童が発生するかもしれないという予定なのか、いやもう来年からは中城はもう待機児童はいないというような私は断言できるというふうに思っているんですけども、課長の見解はどうですか。もう来年からは大丈夫ですと言える段階に来ていると思うんですけども、まず課長の認識を教えてください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和5年度は待機児童ゼロを達成しました。そして令和6年度が19名ということで、そして今年度6名ということで、また待機児童は発生しましたがけれども減っておりますので、次年度はゼロになるというふうに私は確信しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課長、いい答弁でしたよ。非常にいい答弁でしたよ。私はこれで安心しました。

やはり保育士が1人いれば6名の待機児童は救えるということですので、やはりいろいろと村長を含めてみんなの力で潜在保育士の発掘に当たると。

私、2年ぐらい前に9,000名の潜在保育士が県内にはいるということをここで発したと思うんですけども、やはり村にもそれなりの潜在保育士はいるというふうに思っているんで、や

はりこれはその潜在保育士は一旦やったんですけども、大変でやめてしまった、あるいはいろいろな理由がありますね、やはり給料が安いとか、その保育所の雰囲気とかいろいろなものがあるんですけども、そういうところを含めて村として関わって行って、状況はどうなんだろうなというのも含めて、ぜひとも来年の4月には待機児童はゼロですと。今、課長断言しましたので、私はそれに十分期待して待機児童の話はこれで終わりたいと思います。

まず、このエンパワーサポートとしっかり連携して行って、今後この待機児童の話が村内ではもうみんな入っていますよと言えるような状況まで持って行ってもらいたいというふうに思っています。

これは村長のほうもこの報道には関わっているんですけども、村長としての見解をちょっと伺いたいというふうに思っているんで、よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、大城常良議員の再質問にお答えいたします。

大城議員にとりましては、もう以前から待機児童について取り上げていただいております。

今回、内閣府からのこの補助を受けまして、エンパワーさんと提携を組むことができました。もちろん、そのときにもいろいろなサポート、アンケートの話をしていましたけれども、このアンケートは、どうして保育士を退職したのかとか、どうやれば復帰を考えられますかということまで聞くことができます。もちろん、待機児童ゼロを目指しているわけではあるんですけども、私は待機児童ゼロだけではなくて、今後保育士が休みを取りやすくなる、休憩を取りやすくなる、本当に落ち着いて保育士の皆さんがゆっくりお昼が食べられる時間がやはり離職を防止できるのではないかなというふうに思っていますので、保育士が全員そろったからゼロ

以上に、保育士の皆さんが働きやすい環境づくりのためには、フルのタイムならできなければ、じゃ短時間ならできるよというそういう人たちを登録をしてもらって、エンパワーさんとマッチングをさせて、いい保育の環境づくりを作っていきたいなというのが私としては本当の目標でございます。

以上でございます。

**○議長 伊佐則勝 大城常良議員。**

**○9番 大城常良議員** やはり子供たちを見る保育士の方々が安定した生活、あるいはゆとりのある生活を行っていかないと、子供たち非常に敏感ですから、担当者の保育士がやはり怒っているときはすぐ分かりますし、穏やかであるときはくっついてきますし、そういうところも含めて感受性が高い子供たちが多い時代ですので、今村長が言われた保育士の働き方、今学校の働き方改革というのをいろいろ新聞紙上でも大きく取り上げられているんですけども、やはり保育士の方々も同様に、小さい子供の命を預かっているという中では、やはり一番安定した職業でその保育所あるいはこども園でも、しっかりと連携して話ができる保育所、それからこども園を目指していかないと、例えば仲の悪い人がいて大変さとか言われた場合には、やはり園長も含めていろいろその対策にも一歩踏み込んで、私は行政としても中に入りたいというふうに思っているんで、そのあたりも含めて今村長にいい答弁いただきましたので、しっかりと担当課として、この中身を見てエンパワーサポートとしっかりと連携して行って次年度の待機児童、そして保育士が辞めない保育士をぜひ育てていただきたいというふうに思っているんで、そのあたりぜひよろしくお願いします。

それでは、大枠4番です。

ごさまるしえの設置ということで、私の質問は、今までこれは全員協議会でもいろいろと質

問をしましたし、説明も十分受けたつもりであります。

今1社に絞られて、これが今後の予定として、物件の引き継ぎ、準備が整い次第開店をとということも書かれているんですけども、その中で例えば営業開始が準備が整い次第ということになっているんですけども、大体いつ頃を担当課としてはめどにしているのか。まだ全然その期日というのは分からないのか。それとも大体大まかにはもう把握していらっしゃるのか、そのあたりはいかがですか。

**○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。**

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** お答えします。

今回の議会で仮契約ということで提案させていただきました。1つ開発行為のほうでまだ申請の段階で、今月下りの予定で進めてはいるんですが、産業振興課としましては、8月1日開業を目標に進めているところでございます。

**○議長 伊佐則勝 大城常良議員。**

**○9番 大城常良議員** 当初、ごさまるしえの開設は530ということで予定していたものから、私先走って老人会の集まりで5月30日には役所跡にごさまるしえ開場しますよと言ったんですけども、もう少し待ってくださいと、あと1、2か月後にはちゃんとしたものができると思いますけれども、小さいんですけども、いろいろ日用品から野菜から買えるところできるはずですから、怒られても仕方がないと思っていたんですけども、あとしばらくはちょっとお待ちくださいというふうに丁寧に断ったんですけども、やはり期日を設定するんであれば、その期日に向けて十分努力して行って、どうしてもできないというんであれば、我々にもしっかりとそれ説明していただいて、そうすれば我々もまた村民あるいは住民にいろいろと説明できますので、そういったところはしっかり対

応していただきたいと思っています。

あとは、さっき課長答弁の中で7つのヒアリングがあったと、利便性について、商品の取扱いについて、商品の価格について、商品の供給体制について、行政への協力体制、食の安全、健康志向というのも含めて、顧客満足度のための取組というのが書かれてきていたんですけれども、そのあたり例えば食の安全でこれは6番目になるんですけれども、残ったものの取扱いというのは、これは村も入って、売りたいんだけれども、どうしても買い手がなくてそのまま残ってしまったと。これが1日、2日、3日になった場合には、どうしてもそれを取り扱う場合にはこれをどうするのかというのが出てくると思うんですけれども、そのあたり残った商品についてはどういう対応をやっていくのか。そのあたり聞いたのか、ちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

運営業者に関わってくるんですが、産業振興課としては、運営の面までは中には直接は入って行かないつもりでございます。あくまでも運営業者のほうにこの残った部分とか足りない品物とか、その辺は任せていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この事業所、そこに全面的に運営から事業から全てを任せるといことなんですかけれども、これ例えば週に1回とか2週間に1回とか村が出向いて行って状況を確認というのはやられる予定でいるのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 そうですね、せっかくこの業者さんが短い

期間ではあるんですが、運営をしたいということでもありますので、また消費者の皆さんの声も聞きながら、何が欲しいのか、何を求めているのか、その辺は運営業者さんと話し合っ、いろいろ住民の皆さんのニーズに応えられるようにやっていきたいと思ひます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 当初、周辺住民が欲しいものをアンケートするというような話があったんですけれども、アンケートというのはその事業者自体が全て自分たちでやるのか、あるいはまた村としても何らかの形で広報に入れたり、そういうのも含めて連携してやっていくのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

アンケートというのは、大型ショッピング施設のもの……。そうですね、アンケートではなくて、消費者がどの商品を望んでいるかということがあると思ひますので、その辺は事業者さんといろいろ協議しながら補充とかやっていきたいと思ひます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回はやはり協同商会1社がしっかりとやっていただくということも決定していますので、私としても大変期待をしております。できるだけ早く立ち上げていただいて、そして地域住民がこぞってそこに買い物をして、日用品あるいは野菜を買えるいいところだなと、駐車場も大きいもんですから、そういったところもぜひやっていただいて、住民へのお知らせというのか、そういうのももう開設しますよ、開場しますよということも含めてしっかりやっていただきたいと思ひます。

皆さんも御存じのとおり、今中城モールのかねひでが閉まっているものですから、非常に厳

しいと。普通の人たちはコンビニへ行って物を買うというのが高齢者の方々はちょっと高過ぎるというような話もあるものですから、本当にいつからこっち開くのというような話が私のほうにも届いているものですから、できるだけ早く準備あるいはセットをして業者と一体となって村もできるところをバックアップしていただいて、早めの開設を望んでいきたいと思いますので、課長よろしくお願ひしますね。

それでは、最後になりますけれども、中城小学校、津覇小学校の学校建設についてです。

本日、後ろのほうに中城小学校の6年生の児童の方々がたくさんお見えになっております。わざわざ授業時間を使って議会の雰囲気、あるいはどういう状況でやられているのかなというのも見学しながら来ていると思います。校長先生の計らいで、これ初めてではないですね。教育長、今回見学というのは初めてですか。小学校あるいは中学校の見学というのは今までであったのか、そのあたりは、頭に入っているのであればお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 学習の一環として児童がこの議会の様子を学んでいますけれども、以前にも児童が見学に来た記憶がございます。初めてではないと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私は津覇小学校の子供議会は覚えているんですけども、こっちにきて見学したなというのはあまり定かではないものですからお聞きしたんですけども。

中城小学校が今年の9月に開設という予定になっております。幸い、ここにいらっしゃる児童の方々は、2学期から半年ぐらいしか新しい校舎には入れないのかなというふうに思っているんですけども、ぜひこの半年の間だけでも新しい学び舎でしっかりと勉強あるいは遊びにも十分仲良くみんなで中城小学校を盛り上げて

いただいて、今後中城小学校がさらに発展することを私は期待している所です。

これは9月16日開校という予定なんですけれども、例えば7月20日頃から夏休みに入ると思うんですけども、夏休み中には全ての引っ越しは中城小学校は終わるのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城小学校につきましては、現在8月には校舎が完成いたします。備品等の搬入につきましては、検査が完了しないとできないことになっております。ですので、今備品等の搬入が8月の下旬頃を見えていますので、大型のものとか随時使わないものにつきましては夏休み期間中、8月中で完了させたいと考えています。通常の学級で使用するものにつきましては、開校前、13日から15日の休みの期間について引っ越しを行いたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1つこれからの予定についてお聞きしたいと思います。

例えば、今8月に引き渡しがあって、9月16日開校という答弁ですけれども、その後、例えば現在入っている校舎の解体、あるいは運動場整備に移るというふうに思うんですが、そのあたりの周辺地域への説明会はどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

校舎完成後の外構工事につきましては、以前説明会のほうでも行っているというふうに考えております。さらにその説明が必要なのかは、ちょっと事務局のほうでも考えさせていただきたいと思っています。

基本的には周知と、あと周辺の住民への広報

等でいけるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 機会があればやるということに理解していいですか。

例えば、校舎解体、これは恐らく授業中にもやっていかないといけないと思うんですけども、それにつけ加えて運動場整備もやはりトラックの出入りとかそういうものも含めて非常に混雑とまではいかないと考えるんですけども、いろいろな面で不便を強いるのではないかとこのように感じているんですけども、そのあたりの計画というのはしっかりと、例えば児童生徒には全然危険がないようなやり方、これは説明でも前あったと思うんですけども、そういうのを含めてしっかりした対応が取られているのか伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

外構工事、周辺整備につきましても、当初の計画どおりきちんと進めていくことで、事業者とは打ち合わせを行っています。

どうしても運動場整備をするためには、早めの解体ということがありますので、校舎移転後につきましては、早めに中の備品等の整理、即時の解体工事を進めて、グラウンド整備を進めていきます。

その際に係る工事の騒音であったり、工事車両の搬入につきましては、基本的にあまり学校に影響がないように、あとは地域住民にも危険が伴わないようなコース順を考えて整備していきたいというふうにやっていますので、その点については大丈夫だというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 前、説明会の中で、農道の整備等もいろいろ話があったんですけど

も、今トラックが、例えばミキサーが入って行っているところとか、そういうところも含めて、そのあたりは最終的にはしっかりした道路を整備してから引き渡しになるのかどうか。ある程度のやり方でちょっと凸凹があってももうそのまま引き渡しになるのかなという状況なのか、しっかり対応して村としてもここまでは直してくださいよというような計画になっているのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 農道整備についてどの辺の農道なのかは、私のほうできちっと把握はしていないんですが、基本的に学校敷地内における出入りの状況まではきれいに整備することを業者のほうとは行っております。

これまでも工事車両の搬入等で一部道路を損傷した部分がありました。その部分につきましても、丁寧に修繕等を行っていますので、基本的に業者によって壊してしまった道路の舗装だったりにつきましては改修をしていきます。

その他の周辺の農道の整備につきましては、産業振興課とも確認をしながら、どの程度まで整備をしていくのかは調整させていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 最後になりますけれども、やはり令和7年度の予算編成、これは企画課長、非常に心配していることでもありますので、村長以下全員が心をつなげて補助金はどこに落ちているのかなと、どこに行けば補助金が採れるのかなと、そういうところもぜひ課長以下係長、それから職員も含めて十分、私は県庁にも随時通って行って、何なら県と動いてこれが取れそうだというのであれば、しっかりと予算も組んで、そしてその予算を捕まえて本村のさらなる発展にぜひ尽力していただきたいと。

今、予算が非常に厳しい状況だというのは我々議員も重々承知していますので、しっかりと

とその対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで終ひたいと思ひます。

○議長 伊佐則勝 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時59分）

~~~~~

再 開（11時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、12番、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、おはようございます。12番、金城 章、一般質問を行います。

ちょっと直す箇所もありますけれども、読み上げながら直していきたいと思ひます。では、通告書を読み上げて質問します。

大枠1番、今後の道路整備事業について。

①宜野湾横断道路（東西道路）の進捗状況は。また、県への早期施行と着手の要請を行ったか。

②西原バイパス、中城区域の進捗はどうか。バイパス施工後の除草作業は年に何回行っていく計画なのか。のり面施工の除草回数によっては、隣接する用地、畑等に影響を及ぼすことがあるが、どう考えているか。

③久場前浜原線、先日行って来ましたら開通しているようであります。国道329の交差点の信号の計画をどう考えているか。これも3月議会に少し答弁をもらいましたけれども、また要請を行ったかどうかですね。

④県道146号線の景観除草悪いが、村として要請を行ったか。

県道29号線の拡張計画はあるか。また、県道29号線の道路混雑解消をどう考えているか。

大枠2、中部広域移行はどうか。

①私は、中部広域移行は今年度にてほぼ移行か、移行しないのか決まると思ひます。中部広域移行の進捗と今後の中城村の取組計画、

要請はどのように行っていくかお答えてください。

②共同のまちづくり（北中城・中城）の進捗と両村の取組行動は。

③共同のまちづくりの取組が中城城跡等、城跡周辺の整備の計画はどのように行っていくのか。

大枠3、観光協会の中城村、北中城村との統合の考えはあるかどうか。中城城跡管理組合、観光客増、両村の関わることであり、観光に際しても両村が一緒に行動することによって予算のメリットも考えられるが、村長の考えを伺います。

これも以前から質問しましたが、考えに変わりはないかどうかです。

大枠4、新小・中学校についてであります。

中城小学校、津覇小学校の進捗はどうか。

先ほどの大城議員の答弁ありましたけれども、またよろしくお願ひします。

②中学校建設の企業は決定したが、今後の計画等の状況は。また、周辺整備計画はどうか。地域への説明会を行うと以前答弁ありましたけれども、いつ思うのか。

大枠5、交番所設置についてであります。

3月議会にて桃原 清議員の答弁に、交番所の質問が出て、南上原に交番設置との答弁がありました。この交番所の設置後、現駐在所があります伊舎堂・津覇、この駐在所はどうなるのか。

これによつては、私は交番所の設置は賛成ではありませんけれども、駐在がなくなることによつて、本村の安全・安心、住みよい環境が損なわれるのではないかと。また、駐在が関わっている今地域の事業等に参加している多くあります。そういうのがなくなってきたときに、果たして警察官とのコミュニケーションとか、何かそれに関わるのがどうなのかということで、この場所の考え方は、駐在所がなくなることによつて変えないといけないと思ひて今質問しまし

た。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、金城 章議員のご質問にお答えいたします。

大枠1と大枠2につきましては都市建設課、大枠3は産業振興課、大枠4は教育委員会、大枠5は住民生活課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうからは、お尋ねの大枠3の観光協会の統合についてでございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、メリットはあるというふうには思っております。しかし、この件に関しましては、両観光協会会長だけではなくて、事務局長ですとか、あと観光協会の会員の皆様もいらっしゃることではありますので、今後様々な協議が必要になるかというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠4の校舎建設についてですが、先ほど大城議員に答弁したとおり、大きな遅れはなく、おおむね計画どおり進んでいます。

また、中学校に関しては、生徒が充実した学校生活を送れるように、できるだけ学校現場の各教科の教員の意見も取り入れるように、学校と協議をしています。

詳細については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。

それでは、金城 章議員の大枠1番、①からお答えいたします。

宜野湾横断道路、中城地区については、中部土木事務所において令和6年度から道路及び修正設計及び橋梁予備設計を実施しており、景観及び地滑りに関する有識者の意見を踏まえ、本

年度中に成果を取りまとめる予定と伺っております。

早期事業化の要望は中部土木事務所、県土木建築部へ毎年要望を上げております。昨年はサンプライズ推進協議会に加盟する3町村とともに県主催の大型MICEと関連した会議へ大型MICE計画に貢献する道路であることを確認いたしました。そのほかに、中部市町村会と連携して、総合事務局開発建設部や県選出国会議員及び政府関係機関へ要望活動を行っています。

また、早期事業化に向けましては、行政のみならず議員の皆様のお力もお借りしながら進めていければと思っております。

②についてです。本年度は、3月の説明会で用地幅ぐいの設置及び用地測量業務を行っていくという報告がございました。具体的には、基準点測量と幅ぐい設置測量を5月から行っております。

のり面の除草作業については、バイパス完成時期もまだ未定であることや、のり面部をどういう形態にするか、例えば維持管理の面から張コンクリートにするなどの調整は、今後行っていく必要があると考えております。

③です。3月議会でもお答えいたしました。国道329号線交差点の信号機設置は、過去に警察と交差点協議を行った際に、既存の信号機との距離が近いことから、設置が認められませんでした。

④です。県道146号線におきましては、お手元に配付してあります資料1のとおり、沖縄県において令和4年度に策定された「美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」の重点管理路線に位置づけられており、その計画の中では、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観形成を目指すと掲げられており、除草作業や道路植栽の剪定などを行うことを確認しております。

現在、雑草が生い茂っている部分については、

中部土木事務所において6月に除草作業に入る
そうでございます。

⑤県道29号線についてです。

沖縄県の中部土木事務所へ確認したところ、
現在は県道29号線の拡幅について計画はないと
のことでございます。中城村では毎年要望を
行っており、引き続き要請してまいります。

道路混雑状況解消については、短期的な渋滞
対策として、ローソン中城登又店前交差点の改
良計画を行っており、長期的な取組としては宜
野湾横断道路中城地区の整備を検討している
のことでございます。

また、西原町翁長から上原までの区間の4車
線拡幅事業を進めており、上原交差点の改良を
予定していると回答を得ております。

大枠2番、中部広域移行について。

①中部広域都市計画区域移行は、沖縄県から
移行の可否について方向性が示されていないた
め、移行できるかは現在のところ見通しが立っ
ておりません。

進捗としては、令和6年度に中部広域都市計
画移行に向けた土地利用計画案と立地適正化計
画案を策定し、5月30日にホームページへ掲載
を行っております。

今後は、中部広域都市計画移行の可否につい
て早期に方向性を示してもらうよう、両村から
沖縄県へ要請書を出し、引き続き協議を行って
まいります。

②共同まちづくり計画の取組は広範囲の分野
に及びますが、中部広域都市計画区域移行に関
した両村の取組としては、中城村・北中城村共
同まちづくり計画で示された土地利用の保全と
活用の方針を基に、中部広域都市計画区域へ移
行し、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街
化防止や計画的な市街化の誘導について、土地
利用計画及び立地適正化計画案の策定を行いま
した。

③共同まちづくり計画の将来像「歴史・文

化・自然資源などを活用したまちづくり」にお
いて、実現化方策で歴史まちづくり計画の策定、
歴史文化拠点施設の形成に向けた取組を推進予
定としております。

その中で、歴史まちづくり計画は北中城村で
作成を進めており、歴史文化拠点施設は沖縄県、
中城村、北中城村で構成されている中城公園整
備促進連絡協議会でも整備の有無について検討
していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武
宏 金城 章議員の大枠3についてお答えしま
す。

観光協会の両村との統合なんです、現段階
では統合について具体的な考えは持っておりま
せん。

しかし、議員が御提案されることの可能性に
ついては、当事者である両村観光協会の意見も
お聞きした上で、検討すべきかどうか判断した
いと考えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠4の①、②
についてお答えいたします。

①について。両小学校の学校建設については、
中城小学校につきましては、9月16日開校に向
け学校長と調整を進めております。

現在の建設の進捗状況としましては、内装工
事及びサッシや電気設備の設置を進めています。

津覇小学校につきましては、1階部分のコン
クリート打設を完了し、2階部分の準備を進め
ています。

②について。中城中学校の建設については、
3月に契約しました事業者、株式会社なかぐす
く未来と基本設計を今進めております。

現在は、打ち合わせを毎月1回行っており、
あさつての水曜日に第3回目の打ち合わせを行
います。

移転周辺の整備につきましては、事業者や関係各課とも協議を行い、整備が必要なものについては依頼していきます。

また、地域住民への説明会につきましては、時期や説明内容などを今事業者とも調整し、開催する方向で進めています。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 金城議員御質問の大枠5についてお答えいたします。

交番設置後の両駐在所について宜野湾警察署に確認したところ、両駐在所の運用について、現時点で決定していることはありませんとの回答がございました。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では、再質問を行います。

宜野湾横断道路は要請を行ったという話ですけど、どういった感じの要請書を行ったのか。

それと、毎回サンライズ協議会と一緒にあって宜野湾横断道路の必要性は皆さんに訴えているという答弁が毎回のごとくありますが、このサンライズ協議会、どのぐらい横断道路の必要を感じているかどうか。これはほかの市町村からどんな意見があったのか分かりますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

この宜野湾横断道路におきましては、要請書というものではなく、各会議、先日も総合事務局との意見交換会、行政懇談会がある中で、中城村として要望を上げていたり、また県の土木建築部との行政懇談会において要望を上げていたり、昨年度はサンライズ推進協議会の中の大型MICE施設の誘致に関する会議において、宜野湾横断道路の大型MICEとの連携を説明しながら、沖縄県の副知事に対して要望を上げていきました。

すみません、休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時32分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○都市建設課長 呉屋克行 失礼しました。

サンライズ推進協議会において、与那原町、西原町、中城村、北中城村と4町村で行っているんですが、4町村においてもこのサンライズ推進協議会の部会においても、宜野湾横断道路の必要性というのは大型MICE、またサンライズ推進協議会の中の取組の中でも重要と位置づけているという回答を得ております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、課長、もう一度だけ。

今会議において要望しているということの回答がありました。書面によっては要請、陳情とかはやっていないのかどうか。県への要請は会議等での要望とかじゃなく、書面によって行うべきだと僕思っておりますけれども、こういうのは進めているかどうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほども申しましたとおり、毎年総合事務局、沖縄県という行政懇談会がございます。その中で、事前に回答文書というか、要望文書として総合事務局、沖縄県に上げております。これが要請に当たるかどうかというのは、私どもは、これで要望として上げているものと認識しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長がおっしゃるのは分かるんですけども、書面でぜひ県へは要請は今後行ってほしいと思います。要請文書で要請しないと、すぐは取り上げられないということも多々耳にすることがありまして、ぜひこれは今後行ってほしいと思います。

それでは、②について移ります。

除草回数は今答えられないという、総合事務

局の答えかもしれません。今、先ほど課長から渡された沖縄県観光にふさわしい良好な沿道景観形成。これは沖縄県が目指している。国道はいつまでたっても除草が行き届いていないと。実際、国道は年に2回ぐらいが義務づけで、県道もそうですけれども、それで観光沖縄を目指す段階では地元中城としては、意外と見苦しい景観だと思うんです。それでちゃんと要請はしないといけない。今度10年後にできる西原バイパス中城区域の進捗に合わせて、こののり面も先ほどの答弁はコンクリート張になるのか、どういう形成になるのか分からないということ。

しかし、年に2回行って、雑草だらけ景観が悪い状況では駄目だと思うんです。これからお互い国でも県でも中城に関することはこの地域から要望をしていかないと、これから作っていく段階で、これまずいですよということをはっきり意見しないと、それと文書で要請しないと、これから中城地域の景観はもっと悪くなる。ぜひこれは村として、これから計画的に行ってほしいと。

どうですか、村長、こういう意見とかは率先的に本村の意見を述べるべきじゃないかと思うんです。ただの会議で言うべきものじゃなくて、今後もっと解決していかないと、景観がもっと悪くなると。今、西原バイパスののり面、相当ののり面になると思うんで、そこにもしこれまでどおりののり面計画でしたらギンネムやら雑草が生い茂って、相当景観が悪くなる。ましてやギンネムとか雑草だらけになった場合、周辺の畑に相当迷惑かかってくるんです。これはぜひ作る前から年に最低でも6回ぐらいは除草してもらわないと、景観保てないんじゃないかと思うんですよ。

今国の調べた段階では、年に2回は除草するという計画があるらしいです。これだけでは景観保てないと思っていますので。どうですか、村長でも副村長でも答弁お願いできますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 章議員にお答えします。

国道も含めて、国道は毎月1回は都市建設課のほうで維持管理についても話し合いしていますので、その辺は管轄はあくまでも国道事務所ですので、僕らが何かしなさいというのは提言できないと思うんですよ。

今回、張コンにするのか土坡にするのか、それもまだ決まっていないですから、その辺が具体的に見えてくれば維持管理の話ももっとできるかなと思っています。

146号線についても年2回、今成田のほうからはほとんど管理していない状況ですので、この辺は都市建設課のほうで要請をしてみたいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長、もう一度だけ。

副村長が言うのも分かります。しかし、本村に係る部分は、国道だろうが県道であろうがここから求めていかないといけないというのが僕の考えです。これは確かに管理者が別と言えばそこだけになってきますけれども、しかし今先ほど答弁ありました146号線も景観が悪い。世界遺産に行くのに観光団が通って景観が悪い。そういうのを当たり前のごとく村で要望をしていかないとどうしようもならない。もう要請・要望がないところはそのまま済ませていくのが今の現状ですよね。国も県もそうですけれども。そこは本村に関わる部分は本村の管理が別であろうが何だろうが、悪いところは悪いということで、ぜひこれからやっていただきと。そこはぜひお願いできますか、課長でも誰でも。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 議員のおっしゃるとおり、この景観については、中城村からも引き続き要望してまいります。

あと、西原バイパスにつきましては、やはりのり面部が多くなってくることが予想されますので、維持管理の面とまたのり面の作業性からも考えて、張コンクリートで施工するように要望してまいります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長が張コンを要請はしていませんけれども、ぜひまた景観が見苦しくないように。

今、この傾斜地は別の方法も今出ていますので、雑草が見えないような。そういうこともまた考えてほしいと。要請はした方がいいですね。ぜひお願いします。

それと、西原バイパスに関して、今土地改良区で道路があります。6か所か7か所大きい横断、和宇慶から北浜、津覇も海に向かって山手のほうから海側に向かって道路が7か所ぐらいある。この横断道路は今西原バイパスは段差がつきますけれども、この横断道路は階段で歩行者が歩けるようにできるのかどうか。ここは答えは難しいか。

今、朝夕ちょっと僕も和宇慶、北浜地区よく行くんですけども、そこで朝夕の健康のために散歩をしている方が多いです。そしたらちょうどこの道路によって分断されるものですから、散歩をしている方に不便を感じるなど一瞬思ったんですよ。これは階段でもいいから歩行者がそこにつないで行けるようなものができるかどうか、そこは答え難しいですか。要請できるかどうかだけ、そしたら。要請してくれるかどうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 西原バイパスについては、中城のほうでは交差点は2か所しか今計画はございません。それ以外は機能回復道路ということで、そこで行き止まりとなっている部分をつなぐような、土地利用のためにその畑に行けるような機能回復道路しか計画は今のと

ころございません。

その部分に階段をつけるという要請はまだ行っておりませんが、ただ災害時の避難路として、西原バイパスで分断されている部分について避難する際に階段で上られるようにとか、そういう協議は今まで一応してきた経緯はございます。その辺も踏まえ、今後施行に向けて協議していければと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、課長、今多くの住民がこの畑の周辺を散歩していますので、ぜひ遮らないように歩道だけでもできるような感じで考えて要請してください。

それでは、次に、3番の久場前浜原線です。以前に課長、3月にも同じ答弁でしたけど、その後は要請はしなかったんですか。どういう回答が返ってきたのか、その後。要請していないのかどうか、もう一度。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この信号機設置については、要請というのではなく、警察のほうも現場に来て協議を行った中で、やはり道路交通法の中で、交差点が近すぎるということで設置はできないという回答を得ております。

ただ、いろいろ路面標示などにより出にくいとかそういうものに関しては、お譲りエリアとかそういう路面標示により解決できる方法があればそういうものも検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、久場の公民館前の横断歩道の信号機が近いですね。しかし、まだ北側のヨナシロモールの近くは、向こうも二重に横断歩道と車道との間近い部分はあります。大体同じ距離じゃないかなと思っております。横断歩道と信号が同じように変わる信号だったら設置できる。それか横断歩道を移動するかどうかです。これも計画しないといけな

いのかなと考えていますので、私、開通してから一度通りました。しかし、左折はできるけれども右折ができないですね、車があまりにも多くて。カーブの途中でありますので、急に右折することもできなくて、ぜひあの信号はどうにか考えていただかないと。

久場区民の横断が今の横断歩道で何名ぐらい渡るのかどうか分からないですけど、横断歩道を移動するのか、それか先ほど話したように一緒に信号を点滅にするのか、それを要請していただかないと、向こうは工業団地から実際泊、伊舎堂地区の工業団地から出てくる大型自動車が右折することが、できないもんだから、また泊からの329号線に出る車が多いんです。せっかく大きい道路を作っていますので、信号機の設置は考えていただかないと。こっちからいろいろな協議でやらないと解決がつかないと思う。断られたからということで諦めたらいけないと思うんですけどもね。

住民課ではそういう信号機の設置とかこんな要望とか考えませんか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

住民課のほうでも直接警察のほうに文書で要請というのは行っておりませんが、現場のほうは2月末に宜野湾警察署に見てもらっています。

現状の確認をしてもらって、現在公民館前にある信号との距離とかもありますので、設置は難しいね、厳しいねということで一応回答は得ています。

都市建設課の答弁とちょっと重なりますけれども、お譲りゾーンとかそういったものの検討になってくるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 お譲り道路は、前の信号機がよく止まる信号機だったらそういうの

もやっていいですけども、せっかく大きい道路作ったのに、先ほどから繰り返しになりますけれども、右折も可能な信号機をどうしても設置しないと、工業地区から出て来る大型車はどうしても向こうに回らないような気がします。ぜひ今後の課題として住民課、建設課ぜひ検討していただきたいと思います。

次に移ります。

県道29号線の拡幅はないという話ですが、道路混雑の解消は本当にできるのかどうか。まだまだ宜野湾横断道路も施工もまだですけども、拡幅なくてそこが解消できるのかどうか、混雑が。これもぜひ検討を行って、本村から県に要請しないと、早めの着手を要請しないと、いつまでも解決つかない。

南上原があれば高層ビルが建ったら、もう拡幅は難しいかもしれませんね。しかし、迂回道路なりいろいろなことを考えないと、またこれから計画的なものを考えていただかないと。まだ登又のサンヒルズ近辺ですか、あの辺はまだいろいろな解消的なのを、登又の地域もそうですけれども、計画できると思いますので、ぜひ考えていただきたいと。

次に移りましょう。

中城小学校の生徒が傍聴に見えていますので、大枠4からちょっと質問しましょう。

先ほどの大城議員からもありましたけれども、ぜひ小学校、今もう校舎はほぼ完成、9月からは移るということで答弁がありましたけれども、以前から私も求めている校庭の緑化です。緑化計画はできているのかどうか。

最初の計画で、ほぼ緑化計画は設計ではないような設計とっていて、緑化計画を提案しました。運動場の全面芝生化もそうですけれども、また周辺の植樹です。緑があることによって児童生徒も快適な学校生活を送れるんじゃないかと思ってここは私が緑化計画はお願いしましたけれども、設計に最初から入れていないという

ことが一番まずいところでありまして、ぜひ緑化計画をどう考えているかどうか。それと、計画書ができたかどうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

金城議員がおっしゃられる緑化計画、小学校の整備においては計画というよりは建設の中で、設計のほうで緑化については必要な場所については可能な限り整備していくとしています。

特に、緑化についてだけの計画書というのは作成はしていません。基本的に学校については、防風林とか日陰も必要です。あとシンボル、目隠し等に使う様々な役割を担っております。ただし、その維持管理等も含め緑化をする場所につきましては、学校の実際に現場の邪魔にならないところを想定して、可能な限りその植樹をしていくことで考えています。

芝生につきましても、グラウンド全面ではやらないことで一応今方針で決めています。外周のほうにつきましては、土等の流れを防ぐために一部芝生化をしていくところもあります。

ですので、全くやらないわけではないですし、必要な場所に必要な植栽、あと配置に合った植樹をしていくということで教育委員会が考えて計画して進めております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、設計にないから工事の施工業者が適当に植樹をするという答弁ですけど、ほとんど吉の浦線に向かって校庭ができると、周辺にも影響を及ぼす。課長から答弁ありますとおり、木陰が必要だということで、そこもあるし、景観的なものもそうです。

私がどうして緑化をよくこの議会で言うかという、本当に景観的な問題はどうしても譲れないですね。設計でないからそこで計画はここだけしかやりませんよと業者が言ったときには、そこだけで済みますか。これからまだ解体

工事が今年度あって、来年度から校庭に入るはずなんですけれども、ぜひ緑化の計画をしないと、教育委員会と業者が計画しないとどんな緑化になるか分からないじゃないですか。

計画書はないということじゃなくて、どういうふうな要するに学校に仕上げたいか。運動場周りはどういうふうにするのか。そのことによって周辺の住居にも影響を及ぼさないということ。今校庭の周辺はやりませんが、グラウンドの中はどうします、芝生化は。中もやらないですか。トラックはチップでやると以前から答弁がありますけれども、グラウンド内はどうします。ぜひ緑化計画を立てていただきたい。もう一度だけ答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

令和2年のときに学校整備計画の中では緑化をしていくということで、建設をしていく上での計画書の中で一部この緑化の計画等の文言が掲載されているというふうに考えています。

私が今回言ったのは、適当ということではなくて、設計を行っていく段階で学校としての必要な部分に必要な場所で適したものを植栽していくということを答弁していますので、あくまでも業者が適当に植えるとかというそういうものではないです。この打ち合わせの中では、どの部分にはどういう木をやっていくとか、あと今回学校のほうにつきましては、植栽を整備する場所も決まっております。ですので、必要な場所で必要な部分については整備していくことでやっていますので、やらないということではないですし、適当ということではないです。十分考えて場所を選定して行っています。

先ほどの質問でグラウンド内の施工につきましては、芝生化を行わずにクレー舗装による飛散防止で進めています。ただし、グラウンドの周辺につきましては、一部芝生化をしていきま

す。トラック等につまましてチップをという話がありましたが、チップをやる計画はありません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、そしたらもう一度だけね。

今課長がおっしゃったのは緑化の計画であって、僕らにもこの計画を示してほしいんですよ。本当にどのぐらいの植樹をやるのかどうか、それによっては本当に景観が損なわれる。業者と打ち合わせして植樹を計画していますよね。何の木を植えるのかでもまた環境が違うし、それから正門が移動になります。正門から玄関までのまた植樹帯の利用、それでも学校の雰囲気が大分違ってきます。ぜひこのことも考えていただき、グラウンドの中をぜひ芝生化に変更できればと思っておりますので、まだ先ですので、ぜひ教育委員会が考え直してくれることを願っておりますけれども、これちょっとまた9月の議会でもまたやりますので、計画も出せるかどうかですね、これを考えてください。

それでは、大枠5です。交番設置。

村長に伺います。去った3月議会に南上原に設置したいと考えているとおっしゃいました。私、先日宜野湾署に行って少し意見伺ってきました。先ほど住民課長が答弁したとおり、まだ交番所が設置していない状況では答えができないと。駐在所がなくなるのかどうか、答えができないということでした。

しかし、ちょっと別の地域を見ますと、交番設置で24時間管理になりますね、警察署常駐になります。そこで、6名から8名交代勤務で多分なると思います。その時点でほとんど別の地域調べてみますと、交番所ができた段階で駐在所がなくなっています。今、中城の駐在は、中小の交通安全とか、各地域の行事とかもよく参加して、住民とのコミュニケーションもいい

ですね。そういう安全・安心の中城を作るために、ぜひ交番の設置場所はまた考え直さんといけない。

今、村長、南上原は宜野湾署の管轄ですので、中城は。野嵩交番長田から、意外と近いですね。下地区が今この中城よりは久場地区、中小地区、伊集、この近辺が宜野湾署から大分遠くなってくるんです。このことを考えて、交番の場所はどうしても考えないといけない。

329沿いの東側に交番とか、駐在がなくなるんでしたらね、それ持って来ないといけない。全体を見回さんと。南上原は今人口は中城の3分の1が在住しています。しかし、あと3分の2は下地区が結構多いんです。そこの管理もしないといけない。ぜひこの設置場所はみんなで協議して決めていかないといけないと思っています。

村長、実際の公約で南に作ると言っていましたけれども、糸蒲公園内に作るのは、公園を小さくして交番を作るべきなのかどうか。それと、先ほど話したとおり、住民の3分の2の管理もしながら場所を考え直すのかどうか。それはぜひ3月議会で桃原議員が言ったみたいに、下地区とか中城の中心のところに移さんといけないと思っております。それで今回の質問に入れました。

もう一度設置場所について、村長、答弁お願いできますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、金城 章議員の再質問にお答えいたします。

3月議会のほうでも桃原議員に、今のところ南上原のほうで考えているということをお断りいたしました。今も私はその変わりはなく、今のところは南上原のほうで交番設置を要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、役職によっては、この事業がどうなるかということ全体を考えているいろいろなことを考えないといけないと。それで僕は質問しています。ぜひ今後は自分の出身地も分かりますけど、また住宅が多くなった、住民の多くなった南の地域の管理も分かります。しかし、宜野湾署としては、東側に駐在所が今あります。これがなくなるとなったら管理が難しくなる。

前回の災害のときにも宜野湾署から下地区にパトカーの到着が遅れました。このこともぜひ考えてみてください。

それと、先月ですか、吉の浦会館の近くでひき逃げ事故みたいなこともありました。そういう管理もあって、周辺と解け合う警察官、この交番所を求めていくには、ぜひ駐在は残すということも文句に入れて、ぜひ要請をしていただきたい。

南上原に設置するんでしたら、最低でも伊舎堂駐在は残さないで管理ができないです。その件、またどうですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、お答えいたします。

決して出身地が南上原だから交番を設置というふうには一度も思ったことはありません。今のところ、駐在所が海側地域には2か所ある、南上原のほうも人口も増えてきて、やはり犯罪なども増えてくるのではないかなというふうに思っているのです、そういうふうな南上原を設置場所へというふうに伺っております。

あと、警察署と私も同じような気持ちがあるんですけども、交番と駐在所はもう別物だと思っております。交番ができたから駐在所がなくなるということは警察署もおっしゃっていませんし、私も残すように、議会のほうでもこれは何年か前にしっかりと駐在所は残すようにということを付帯のほうで述べているというふうに思っております。その気持ちは今も変わらな

いです。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、もう一声だけ。

今、村長が交番所を望んでいることは宜野湾署から聞きましたけれども、ぜひ言葉に対して最低でも伊舎堂駐在を残すという要請は、もう一度やっているかどうか。そこを求めるかどうかです。要するにお願いしていくかどうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 そもそも、伊舎堂の駐在所がなくなるというふうな話も現在ありませんし、そういうことが出たらもちろん要望などはしていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私は、今村長の考えと別で、南上原へ交番が来たら駐在はほぼなくなるだろうなと思っております。北谷でそういう案件がありました。

ぜひ交番所設置も要請しながら駐在も残してほしいという要請してください。

ちょっと時間がないですけど、観光協会について。

村長、観光協会長でもあります。今、中城村全体、城跡観覧者が、これ令和5年かな。9万6,000人ぐらいの観覧者でしたけれども、今後村長、中城の誘客数何万人を目指すか、その答えは考えていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 来場者数ということではないですか。

もちろん、今も多く来場してほしいということでPRなどをさせていただいておりますけれども、今またここで人数を言うと後々またそういうことになってくると思うので、できるだけ多くの人に、今10万人を突破していますけれども、それ以上の来客数を見てほしいというふう

に思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、村長、目標何万人ということを考えて、もう一度また9月、12月に質問入れますので、ぜひ目指す数字を考えて、来るだけ来てほしいじゃなくて、このぐらい目指すよという考えをぜひ、観光協会長でもありますので、ぜひこのことも考えていただきたいと。

2番、3番はまた次の機会にやりますので。

それと、観光協会の統合も本当に今中城城跡管理協の予算から見て中城、北中一緒に取組まないとどうしようもならない。それによって観光協会の予算から管理協の予算、いろいろな予算が削減できるかと思えます。財政も厳しいという話ですので、ぜひこのことは考えて検討していただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時07分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、13番、新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 皆さん、こんにちは。

お昼後眠くなる時間ですけれども、頑張って起きていただいて、お話にお付き合いをいただきたいというふうに思います。

議長の許しを得ましたので、これより通告書の順番に従って一般質問を行います。

質問の前に、先だって6月5日木曜日に沖縄「平和の礎」の名前読み上げる集いを行いました。実行委員会の皆様、大変お疲れさまでした。

私も一参加者として参加いたしました。大変有意義な集いだったというふうに思います。これからもまた去る大戦で犠牲になられた方々の御霊、冥福を祈りながら、続けていくことを望みます。

それでは、通告書の順番に従って一般質問を行います。

大枠の1番、中部広域都市計画区域移行の進捗状況について。

(1) 土地利用計画案策定の進捗状況について、1) 具体的な風致地区、2) 特定用途制限地域、3) 用途制限地域の計画策定の進捗状況をお答えください。

(2) 立地適正化計画案の進捗状況について、1) 農業の地域計画、2) 地域交通計画、3) 地域防災計画、4) 歴史分野との具体的連携についてお答えください。

大枠の2番、浦添市新クリーンセンター施設整備の進捗状況について。

(1) 近年の社会情勢を鑑みると建築単価等の値上げが容易に予測されます。それに伴い本村の負担金も増加するものと考えられます。今後の物価高騰対策をどのように考えていますか、お答えください。

大枠の3番、平和行政の推進について。

(1) 職員に対し本村の歴史教育を学ぶ研修は行われているのか伺います。

(2) 職員に対し「村史」の講読を推進しているか伺います。

(3) 平和の日の制定について8月17日に決定した経緯について伺います。これは議案のときも質問を行っておりますので、重複する箇所はあるかと思えますが、お答えください。

1) 平和の日制定検討委員会等は開かれたのか。その際に、有識者の意見をどのように反映したか伺います。

2) 条例制定前に平和の日を8月17日にする予定である旨を広報紙で告知しているが、議会

軽視ではないか、所見を伺います。

3) 最初の「議会」という文字は取っていただけではないかと思えます。間違っているか書いています。戦後80年だから制定するのではない旨を3月定例会で答弁されましたが、「戦後80周年記念事業」と関連イベントして告知しているが、前回答弁と矛盾するが、所見を伺います。

4) 平和の日制定宣言について、起草委員会で検討し文案作成することが望ましいと考えるが、所見を伺います。

大枠の4番、中城村ハラスメント防止条例制定についてであります。

(1) 同条例案を早期に制定する必要があると考えるが、制定する考えはあるか所見を伺います。

以上、簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては都市建設課、大枠2は住民生活課、大枠3は総務課、企画課、大枠4は総務課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠3の平和行政の推進についての2)についてお答えいたします。

条例制定前に広報紙で告知したことに対し、議会軽視ではないかという御質問でございますけれども、私も含め職員もそのようなことを思って告知したわけではありません。真の平和を願う思いだけを考え、取り組もうとしておりますので、そこは御理解いただければと思えます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣博正議員の大枠1番、中部広域都市計画区域移行についてお答えいたします。

(1) 令和6年度に中部広域都市計画区域移行に向けた土地利用計画案と立地適正化計画案

を策定し、5月30日にホームページへ掲載を行っております。

中部広域都市計画区域移行が実現した際の土地利用計画案となりますが、1)の風致地区は、斜面緑地の指定を考慮しております。

2)の特定用途制限地域は、中城城跡周辺や農振農用地エリアの指定を予定しており、3)の用途地域は、既存集落や国道などの幹線道路沿道の指定を予定しております。

(2)立地適正化計画案においては、中城城跡を核とした歴史文化拠点や行政施設、商業施設と両村の各地域を公共交通でアクセスできる環境の維持を図り、地域の特性を生かした市街地が形成することを目的としております。

また、立地適正化計画では、災害リスクや人口密度、生活利便施設の集積や公共交通を踏まえ、居住を誘導する区域を設定しており、各種計画と整合を取るよう整理しております。

1)農業地域計画については、農地の利用を行う区域であることから、居住誘導区域から除外しております。

2)公共交通計画については、現在作成中の計画ですが、公共バスやコミュニティーバスの公共交通ネットワークと整合した形で居住誘導区域を設定する予定であります。

3)地域防災計画やハザードマップなどで示されている災害リスクのある個所は、居住を誘導する区域としては不相当であるため、居住誘導区域から除外しております。

4)歴史分野につきましては、中城城跡周辺集落の自然資源保全について、現在作成中である北中城村の歴史まちづくり計画と整合した形で居住誘導区域を設定する予定であります。

また、両村の核である中城城跡を交通結節点とした公共交通ネットワークの形成による連携も目指しております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 新垣博正議員、大

大 2 の (1) についてお答えいたします。

最近の物価高騰の状況から、施設整備に係る事業費増加が想定されますが、住民生活課としては草木の堆肥化リサイクルや生ごみコンポストの普及・推進等による減量化など、引き続きごみの減量化に取り組み、処理費の削減に努めてまいりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大 湾 朝 也。

○総務課長 大 湾 朝 也 それでは、大 2 の (1)、(2) についてお答えをいたします。

(1) でございます。全職員に対する本村の歴史教育を学ぶ研修につきましては行っておりませんが、毎年新規採用職員における研修の 1 つとして、本村の歴史文化の概要について、担当課長による研修を行っております。

(2) でございます。特別に講読を促すようなことは行っておりませんが、過去の歴史などに関連する業務を行う際に、資料として調べていると認識をしております。

続きまして、大 2 の 4 です。

村において、中城村職員のハラスメントの防止等に関する規定を令和 2 年に制定しております。この規定にハラスメントに関する相談体制、相談があった場合の対策委員会の体制、その他対応方法等について規定しておりますので、現段階での条例制定につきましては、時期尚早ではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金 城 勉。

○企画課長 金 城 勉 大 2 の (3) についてお答えいたします。

1) 庁内関係課検討会において、候補日 3 案の中から 8 月 17 日を役場素案としてまとめ、有識者、村の遺族会、教育委員会、自治会長会のそれぞれから御意見を伺い、8 月 17 日素案に対し「異議もなく、一番ふさわしい」との回答をいただいたところから、8 月 17 日として提案しております。

2) 村として 8 月 17 日を中城村平和の日とし

て制定に向けて取り組んでおり、議会、議員に対しましてもさきの 3 月議会で 8 月 17 日を主に検討している旨答弁させていただき、今議会開催前の全員協議会での条例制定に向けての取組を説明させていただいた上で、今議会への条例案を提案しております。段取りも踏み、事業実施のスケジュール上の広報期限もあつたことから、広報紙へ取組経緯としてその旨を掲載した次第でございます、軽視のつもりはございません。

軽視との御指摘を踏まえまして、今後このようなことがないように注意を払ってまいります。

3) 平和の日の制定につきましては、村長指示に基づき、昨年来制定に向け粛々と準備を進めてまいりました。有識者や遺族会などから御意見を伺い、今般条例を制定する段階までできたところから、条例案を上程させていただいております。

本定例会において条例案が可決されましたら、直近となる今年の 8 月 17 日に制定式典を開催することで準備を進めているところでございます。

一方、今年は戦後 80 年を迎え、村としましても戦後 80 周年平和祈念事業として講演・座談会や企画展、戦跡めぐりなどを実施予定であります。県や各市町村においても関連イベントの実施を予定されており、各メディアにて連日のように戦後 80 年に関する記事が掲載、または放送されております。

全県的に沖縄戦や平和に関する注目度が高まっている今年に、中城村平和の日が制定できることで、村内外の多くの方に知ってもらう機会になると考え、内包して御案内したところですが、議員からの御指摘のとおり、誤解を招く掲載になっている点は反省し、8 月 17 日予定の祈念式典及びシンポジウムにおいても、県内第一陣の引揚団到着日は正確に伝えるなど、今後も誤解を招かないような取組をしてまいります。

4) 平和の日の制定の宣言につきましては、

素案を作成し遺族会などにも御意見を求め、最終的に有識者に監修を依頼できないかと考えてあり、起草委員会の立ち上げは予定しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、順を追って詳細の質問を行ってまいります。

中部広域都市計画区域移行について、土地利用計画策定案と立地適正化計画案、これホームページで既に公表しているということでしたが、議会にはこれは説明されましたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 立地適正化計画案と土地利用計画案については、令和6年度よりたびたびこの計画の委託についてとか委員会の説明などは行っているつもりであります、策定できました、ホームページに公表しますというのまでは報告はしていないかと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そのあたりだと思うんですよ。順序として、議会にまずはこのように策定案がまとまりましたということで説明会を開いて、簡易版なりを作成して説明していただくという段取りの後にホームページに本来は掲載して公表すべきではないかなと思えます。議会基本条例にも、重要な案件についてはしっかりと事前説明を行うということがうたわれております。議員が知らないうちにホームページに載せているから読むものだろうというふうな形でやったかもしれませんが、このようなやり方はあまり私はよくないだろうなと思えます。

これからまた質問しますこの広報紙への掲載の在り方についても、私は少し勇み足的なやり方じゃないかなというふうに思っています。いわゆるフレーミングという言葉を使わせていただきますが、なぜそれを言うかという、北中城村ともこれは共通の課題でありますので、議会も北中城村とは常に連絡を取りながら、どのよ

うに進捗しているのか、皆さんのところではどのような思いがあるのかということも意見交換を常に議員間でもやっております。公式、非公式関係なくやっております。

北中城村では、ホームページに載せる前に議員の皆さんぜひ集まってください。全員協議会で説明をしたいのということを前提として説明を行ったそうなんです。その後にホームページに掲載しますということをやられたそうです。

我々のところがそれがなくて、既にホームページには掲載されて、議員が説明も受けないままこのように水面下で進んでいるという状況、これはいかがなものかなと思います。やはり、こういったものの一つ一つを丁寧に議会側とも足並みをそろえながらこういう重要議案は進めていく、お互いが理解し合うというところがとても重要だと思います。

この辺について、今後は事前にこういう細かな計画が進捗した段取りの中で説明してゆくという考え方がありますか、どうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 議員のおっしゃられるとおり、少し説明が足りなかった、思慮が足りなかったと感じております。

この立地適正化計画案、土地利用計画案、実際この案自体はホームページに当時は載せる予定ではございませんでした。今作っている案というものは、中部広域都市計画区域へ移行するための県への協議資料、移行した場合の無秩序な市街化防止、どういう土地利用をしていくのか、全て非線引きになった場合にどういった土地利用をしていくのかという案を、今、移行した場合の市街化調整区域が外れた場合の案を作っている状況なので、これをホームページに掲載するという事で住民の誤解を招かないか、今こういう土地利用ができるんじゃないとか、そういうものもあって、少し掲載するかどうかをちゅうちょしておりました。

ただ、両村で協議した結果、やはり委員会とかそういうものを昨年度3回行っている中で、どういったものを作っているかというものはやはり掲載するべきだということで、今回掲載に至りました。

この説明が少し議員の皆様には不足していたことに関しては、申し訳なく思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 村民のほうからいろいろな質問を議員は受けたりします。そのときに回答できないケースがどうしてもこういうふうなことが起こると出てまいります。議員は何も知らないんだなみたいに思われるのも、私たちの立場としては非常にあまりよろしくないなというふうに思いますので、今後、進捗したときには説明が必要だというふうに課長以下職員の方々が感じたら、しっかりと議員で協議できるような形を取っていただくように要望をいたします。

細かい計画については、ここで議論してもなかなか前には進まないものがあると思いますので、それでこの計画移行が大体令和9年ですから、もう大体年度内にはある程度の目星がつくだろうと思うんですけども、皆さんの感触としてはいつぐらいに区切りがつくものだというふうに、リミットのどのぐらいに中部広域移行が決定するのか、そうではないのかということが、分岐点になるのは大体リミット的にはいつ頃というふうに読んでいますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 令和9年度に沖縄県のマスタープランの改定がありまして、その中で都市計画区域についての改定があればそれに載せていく中で、両村としては令和9年度の中部広域移行ということで今動いております。

それで、これが今からまた細かい風致地区用途地域の指定、細かい土地利用を今現在行っているのはゾーニングで、活用する区域と保全す

る区域とかそういうゾーニングで居住をする区域を決めたりしている段階でございますので、これを本格的に進めていくには、今方向性は決められておかないと中部広域移行には少し難しい状況にはきております。

今、県としては、中部広域移行の要望、うちとしてはもう県から示された中部広域移行した場合の土地利用であるとか、中部広域との一体性とか、そういうものは全て示しているつもりであります。あとは県がこれから国と協議をするかどうか、これは国の大臣認可が必要になってくる案件なので、区域区分の変更というのは、大臣との協議、同意などが必要になってきます。それに対してまだ何も動いていない状況というのは少し厳しい状況かなと感じているところであります。

もしそれが今年度示された場合、例えば中部広域移行が令和9年度にはこの方向性で動かないとかそういうものがあつた場合は、この土地利用計画案が全て駄目になるということ是不本意であると考えておりますので、またそれからさらに方向性をどうするかという、今両村が考えている立地適正化計画や土地利用計画案を推進していくためにはどうするかというのをまた今後検討していかないといけないので、早めに県に方向性を示していただくということを今要望していこうと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時56分）

~~~~~

再 開（13時57分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 博正議員の再質問にお答えします。

今のタイムスケジュールなんですけれども、

これ県から令和6年7月にもらったものですが、県としてはマスタープランを中部広域の促進をしたいと。ただ、今県の都市モノのほうでは、中部広域の話が全然テーブルについていないもんですから、恐らく令和9年の区域区分に変更というのは厳しいんじゃないかなと見ています。

今般、今月27日から県議会で一般質問がありますけど、光栄県議にできるかできないか、はっきり一般質問してくれということ、本人もやると言っていますので、その辺が詳しく出ればちゃんとした計画できるのかなと思っています。

まず、令和9年の区域区分の見直しはもう厳しいです。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 副村長から答弁がありました。それでは、県議会の動向も注視しながら、判断していくということで私も理解していきます。あとはほかの議員さんからいろいろと質疑があると思いますので、そのときにもお答えいただければと思います。

次の質問に移ります。

新クリーンセンターの状況です。浦添市では、国からの財源、どのような取組になっているか、知っている範囲内でも結構ですので、お答えください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

財源については、環境省の循環型社会形成推進交付金、補助率2分の1になりますけれども、それを活用して事業を実施しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは何割補助になりますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

2分の1の補助率になっております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 浦添市が申請するわけですから、ここがどうのこうのというのは言える限界はあると思うんですけども、基本的に青葉苑もそうでしたけれども、当時は防衛施設庁でしたか、からの補助で7割でしたか、いろいろと高率補助があったと思うんですけども、その選択肢というのは全くなかったのかどうなのか。これも知っている範囲内で結構ですので、答弁してください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 過去に防衛省にお問い合わせはしたことがあるようなんですけども、浦添市のほうで。ただそのときは、防衛省の反応としては厳しいという回答だったということで伺っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 構成している本村と北中城村にとっても、非常に厳しい負担率を強いられるんじゃないかなというふうにとっても心配しております。

それと、物価高騰に伴って、国に対しての関係筋からは、2.5倍ぐらいまで上昇するんじゃないかなというふうな情報が入ったりするんですけども、当局にはそのような情報とかが入っていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

物価の上昇が2.5倍というのは、こちらのほうには情報としては入っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは冗談じゃないよというような感じがしてならないような、聞き捨てならぬ情報ではあったんですけども、国会関係から来るもんですから、非常に気になっております。ぜひ浦添市と連絡を密にしながら、本当のこの方向性がどうなるのかというこ

とは大変重要だと思います。ある意味では負担がもう破綻するのではないというふうなことになるかねない状況というふうに心配しておりますので、しっかりと情報も共有しながら、いずれにしても上がっていく方向は僕は間違いないだろうというふうに思っていますので、その辺の対策というのを逐一情報を共有しながら、もしおおよそ決定して上昇の見込みがついて我々にも説明ができるタイミングがあれば、ぜひ議員の全員協議会なりを招集していただいて、説明をしていくということだと思いますかね、これも。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 状況を把握しながら、議員の皆さんにも説明できる機会があればと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 先だっても総務常任委員会で所管事務調査でいただいた資料なんですけれども、この中でも新クリーンセンターの整備概要事業で令和7年から令和10年までの負担割合で、中城村がこれは29億余りを負担ということになります。今後ともこれが上昇していくというタイミングが分かりましたら、また書き換えて情報を与えていただくように要望いたします。

それと、青葉苑の件も含めて解体費用、これもまた上昇していく可能性があるのではないかなというふうに懸念しています。

建屋とか跡地利用について、今どのような状況でしょうか。議論もされていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 今まだ青葉苑の跡地の利用については、具体的にまだ話し合いは行われておりませんが、早めに北中城村の意向も確認しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今からやはり議論をしていく段取りをしないと、いざ近づいてきてからどうしようかというふうになると、考えがおぼつかないところも出てくるし、有効に利用できるのであれば、継続して何らかの形で私は利用したほうがいいんじゃないかなと思います。

浦添市に行く距離がかなり遠くなりますので、特に粗大ごみの自己搬入をするケースの場合は、浦添まで持って行くという方はかなり少なくなるだろうなというのを思います。仮置き場として何らかの形で整備できないかとか、それも北中城村の荻道、大城というのは近い位置にあります。また熱田とかも近い位置にありますので、一部は使えるようにして、北中城村は2か所でも仮置き場が作れるような形でやれば、住民サービスとしても何らかの形で活用ができるんじゃないかなというのが1点と、あとリサイクルプラザみたいな活用の仕方もあるだろうし、建屋もまだ会議室等も十分私は使えるんじゃないかなと思いますので、こういった会議室も前私が提案しました創業者の支援のオフィスとか、そういったところに活用していくとかできるのではないかなと思います。

焼却炉自体はもう解体しなければならないと思いますので、それはしょうがないとは思いますが、そういった多方面から意見を募って、いいアイデアを出してもらって有効利用して、できるだけ経費を節減していくということを私から提案をしたいと思っておりますので、御検討いただければというふうに思います。

続きまして、大卒の3番のほうです。

歴史教育を学ぶ。いわゆる地域史を学ぶというのは、本村の職員にとっても大変私は重要ではないかなと思います。なぜかと言いますと、私たち1年生の議員になった頃、当時の事務局長さんが村史を全て配付していただいたんですよ。そして、議員必携も含めて。ちゃんとこれ

に目を通すようにということで。分からないときは定期的にまた勉強会をしましょうという形で村史をいただいて、自分の住んでいる足元の歴史というのをしっかりと踏まえるようにというふうにアドバイスをいただきました。おかげさまで、村史を読むことによって、村の歴史というのが少しばかり大人になってから理解できるようになったというのもよかったなと思っています。

新しい職員の皆さんにもぜひ村史というのを目を通すように呼びかけてほしいなと思うんですけども、今後活用していく提案ですけども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の質問にお答えをいたします。

ただいま博正議員からありました中城村を知ることとは、職員にとっても重要なことでありますし、業務を遂行する上でも必要なことであると思っておりますので、村史のできればデータがあればそれを回覧していきたい、紙媒体での回覧、読んでいただける機会を作るよう、こちらも努めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 教育委員会にも聞きたいんですけども、在庫はまだありますよね、村史は。どうですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 たっぶりあります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そうということですので、ぜひ活用していただいて、自分の職務を担当している村の歴史というのを知ることによって、住民との理解も私は深まっていくものだというふうに思っておりますので、ぜひ活用して、村職員の皆さんの意識をまた高めていただくようお願いいたします。

それでは、(3)番のほうです。

課長から何度も答弁をいただいておりますが、検討委員会の会議録がないというふうに議案のときの答弁ではありましたが、会議録を作らないというのは何か理由があるんですかね。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

理由はございません。制定経緯としてまとめてありますが、録音はしておりませんため、メモを完全記載はしておりませんが、要点だけまとめたものはございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 後づけにはなりますが、要点筆記等でも公開していただければと思います。やはり平和の日を制定するというのは、歴史的なある意味では大きな節目といえますか、出来事になると思いますし、また未来につながっていく歴史の日というふうに私は理解しております。それを決めた経緯というのが歴史的に検証された場合に、残していくというのは私重要だと思えます

8月17日にこの検討委員会の中では、提案された方とかというのはどなたかというのはここで公表することはできますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 企画課が担当課でございますので、企画課で情報収集、史実の確認等をした上で、庁内の関係課会議において候補日として、史実上いろいろあるところ、ある程度情報が公開されている、よく知られている3つを候補日とした上で、役場として庁内会議で決定しました。誰がということではなくて、中城に関わっている日であることと、史実上明確な日である。プラス将来や復興等につながるプラスイメージがあるということで協議をした結果、8月17日を案としました。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 じゃ、それはもう当

局案でこういう会議が開かれたということで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 役場が何も決めずにはなく、3つの候補日の中の素案として8月17日と庁内会議で決まっております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 やり方はいろいろあるかとは思いますが、こういった重要な節目となるような決定には、やはり村民の意見あるいはまた有識者の意見というのは重視していただいて、その中から絞り込んでいって決定していく。プロセスというのは私は重要じゃないかなというふうに思いますので、今後村がぐいぐい引っ張っていくケースも必要なケースはあろうかとは思いますが、でもやはり平和の日というのは村民全体に及ぼすものですから、職員の思いとか村長の思いとかという中ではなくて、やはりそれにふさわしい意見というのはボトムアップで住民や有識者から上がっていくものだというふうに私は思っております。その認識の違いが多少はあったかと思いますが、制定することには私は全く異論もありませんし、賛成であります。ただ、このプロセスを大切にしていきたいということで、時間をかけて議論をしているつもりでありますので、これも理解していただきたいなと思います。

それでは、広報紙の件に移りますが、やはり議案になる前に広報紙に載せていくというのは、少し勇み足じゃないかなと思いますよ。今後もしこういったことがあるときは、どうしますか。やはり重要だから議会を通す前に載せちゃえ、村民に早く広報したいという思いで載せられるのかどうなのか。担当課としてどうですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

広報紙の件は何度も説明しておりますが、進捗中の事業の経緯として掲載させていただいて

いるつもりではありますが、議員のおっしゃることも十分理解できます。今回、議会開催前に全協で御説明して、いろいろな御意見をいただいた中で、事業実施のための周知の期限がございまして、失礼ながら掲載させていただきまうということを事前に了承を取っておくべきだったかなと反省しております。

今回、博正議員がおっしゃるように、軽視と考えるのも理解出来ますが、役場都合で申し上げて申し訳ありませんが、間に合わない状況下、全く知らせずということではなかった点で、安易に考えてしまったところを十分反省しております。今後タイムリミットで出さなきゃいけない場合には、必要な機関、もちろん議会も含め、事前に決定ではなくて取組経過として、載せまうと承諾を取った上で掲載する。事前に説明をして、掲載は理解を得て合意を得た後に載せるというのが筋でございますので、その辺は十分注意してまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 面倒くさいという思いもあるかもしれませんが、とてもこれは重要だと思いますので、例えば国においても、閣議決定する前には新聞報道もやらないと思うんですよ。やはり何かの決定を得たということをもって報道していくという姿勢があると思います。

タイムスも議案が上程されたということで最終本会議で可決される見込みであるというふうな書き方で書かれていますので、やはりこういうふうにも上程もされる前に広報紙でもう既に決定したがごとく書かれるというのは、私はいかなものかなと思います。

これは案件によっては全ての人が賛成するような方向の案件ですので、あまり異論は言わないと思いますが、意見が分かれているようなケースの場合には、これは激しいバトルになる可能性もありますので、広報の在り方というのはしっかりとプロセスを踏まえるということは今

後とも注意していただきたいということで要望いたします。

それでは、3番目はよろしいですので、4)番目です。

平和の日の宣言文です。起草委員会は全然作らないで議論するということですが、原文の作成というのはどのような形で作られますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 担当課であります企画課で素案を作ると思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 戦後80年ということで、新聞報道も毎日のように連載しておりますが、この平和宣言の中で、沖縄の県知事、7県知事が48回平和宣言をされたということで、各知事の平和宣言の主だった特徴というのが新聞に掲載されております。非常に重みがあるなということで読まさせていただきますが、特に「平良幸市知事におかれては、物欲と我欲に執着した国々の指導者たちは戦争を繰り返し、人類史上に一大汚点を残した。とさきの大戦を振り返るとともに、平和への念願をよそに安全保障の名のもとに今なお膨大な軍事基地が存在し、県民に不安を与えている」ということで、現在の問題にまで踏み込んでいます。それ以降、各知事も現在の状況もこの宣言文の中には盛り込まれております。

翁長雄志知事の場合は、「憲法が国民に保障する自由・平等・人権、そして民主主義は、沖縄県民に等しく保障されているのか」と問いかけた。そのようにして、また「辺野古に新基地を作らせないという私の決意は、県民と共にあり、みじんも揺らぐことはない」という県民の思いを託すような発言というのが盛り込まれているというのが特徴として挙げられます。

これに対して、いろいろな専門家とかいろいろな意見からは、追悼式とかそういったものに

政治的な話題を持ち出すべきではないといった意見があるんですけども、それに対する反論としては、「政治的だと思わない。ただ、沖縄戦で血塗られた大地を踏み出したのは政治。戦争を沖縄に持ち込んだのは政治である。沖縄は二度と戦場にしないために政治に物申すのは当然のこと」ということで、識者もそのようなコメントをしております。ジャーナリストからもそういった意見があるということです。

やはりこの文章の中には、現在置かれている状況というのもぜひ盛り込んでいただいて、宣言文が未来永劫に私たち村民に与えていく影響を考えて素案を作ってほしいと思います。

そこで、もう一つだけ聞きたいと思うんですけども、こういう節目のときには宣言文とか条約文とかいろいろな文章が書かれると思うんですけども、村長とか課長含めて、これまで第二次世界大戦の終結に向けて、ポツダム宣言とかサンフランシスコ講和条約、降伏調印文書とか、あるいは村山談話、こういうふうに政治的なメッセージというのが幾度もなされておりますが、文面を読んだこととかありますか。村長、どうですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 読んだことはあります。中身のほうはもう全て覚えているというわけではないんですけども、もちろん議員になる前からそういったことはしっかり学習もさせられてきましたし、読んではおります。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 全てを覚えるというのはこれは到底無理だと思いますが、ポイントポイントは常に読み返しながら意識していくことはとても重要だと思います。

そういう意味で、こういう節目に発せられる宣言文というのは、ぜひお目通しをいただくとか、村山談話とかあるいはポツダム宣言という

のは、こういった書籍にもいろいろと掲載をされており、もちろん、今はネットですぐに検索することは十分可能だとは思いますが、そういったものも参考にしながら、中城村にふさわしい平和宣言文を発信していただくことを希望いたします。

それでは、大卒の4番目です。

中城村ハラスメント防止条例の制定についてですが、現時点では予定はないということでありましたが、今全国的にも、県内でも条例制定をする動きというのが新聞報道でかなり出されておりますし、議員研修の中でも研修テーマとして取り上げられてきております。もちろん、私たちの議会にもそれは共通する課題だというふうに思っております。

特に、職員におかれましては、今現在ないからこそ作っておく。標準装備とまで言われてきていますよね、こういった条例を制定するのが、やはり未然にこれを防ぐのが一番いいんであって、罰則を適用するためというものよりも、きちんと意識づけをするというのが重要だと思いますので、時間はかかっても僕はいいと思いますので、ぜひ取り組む方向の検討ぐらいは、私はやったほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがですかね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、私どもの職員間であつたり上司、ハラスメントに対応する規定については設けてございます。

その部分で、博正議員がおっしゃいました各市町村で制定を進めているということで推進はしているということですが、今の現状としては、その規定の中でいろいろな委員であつたり第三者機関のものも網羅したものになっておりますので、その辺については対応はできて、今後も何か問題があれば対応できるのではない

かというふうに考えてはおりますが、今後どういったハラスメントが起きるかわかりませんので、それにつきましては、大きな市で言えば那覇市であつたり浦添市で、議会ハラスメント条例を制定したところもありますので、どういった制定の方法がいいかというのは、議会のほうとも協議する必要があるのかなというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今、村は規則になるんですか。規定ですね。規定の範囲内のものを例規集で私も見ましたけれども、やはり時代が進んでいくと、足りないものがどうしてもあるなという印象があります。

例えば、職員にとっては、職員間の内部で起こるハラスメントと、また住民とか来庁者からのハラスメントというのがありますよね。そこは踏み込んでいないですよ。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

確かに議員がおっしゃるような窓口での住民及び業者であつたり、その辺の対応をするものではないんですが、先にこの規定以外にモラルハラスメント、窓口業務、庁舎の管理規定ということで見直しをしなければいけないんじゃないかというのは感じているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そういった対策を踏まえて条例化していくと、さらに強化されていくのではないかなと思います。

私たちが通りがけに窓口を通るときに、長時間職員に迫っている来庁者を見かけるときがよくあります。これ職員かわいそうだなというふうに見ながら横を過ぎて行くんですけども、やはり度が過ぎるものも見受けられるのは事実ですので、やはり職員が気持ちよく来庁者に接することができて、来庁者もまた気持ちよく職員

が対応してくれるということが望ましい姿だというふうに私思っておりますので、そういった環境を作るといのがこのハラスメント防止条例の最も目的的なものじゃないかなと思っております。

そういった意味では、議論をぜひ重ねていただいて、作っていく方向。あと村長とかどう思われますか。条例がない状態よりは、ある状態のほうが私はいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、お答えいたします。

本日に連日のように新聞などで報道されておりますので、私も頭の隅にはそういうことも条例も必要ではないかなというふうに思っております。

実は、この件に関しましても副村長、担当課ともいろいろ協議をしている中でありますので、今後とも引き続きしっかり協議をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員、まとめてください。

○13番 新垣博正議員 はい。

前向きに答弁をいただいたというふうに理解しておりますので、今後とも議会とスクラムを組んで、よりよい方向に村政が進められるように私も努力をしてまいりますので、私の一般質問はこれで終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時29分）

~~~~~

再開（14時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、8番、屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 こんにちは。

質問の前に、奥間村道の凸凹道を直していただきました。当局の都市建設課の速やかな対処に感謝、評価いたします。ありがとうございました。

では、議席番号8番、屋良照枝です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問します。

大枠1番、漁具購入補助金について。

令和7年度一般会計予算における6款の農林水産業費の1目水産振興費から漁具購入補助金は12万5,000円について伺います。

①直近5年間の補助金の金額は幾らですか。

②漁師の会員の方への分配はどのように行っていますか。

大枠2、護佐丸バスの運行拡大について。

中城村で唯一バスの通っていない浜区に護佐丸バスはいつ通りますか。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては産業振興課、大枠2に関しましては企画課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠2の護佐丸バスの運行拡大について、見解を述べさせていただきます。

この件に関しましては、私を含め副村長、担当課長、一緒にバスのルート図を広げて、どうかここを通すことができないかということで、真剣にこれ話し合いました。

話し合いましたけれども、やはり浜区を全て通すには、途中で道がせまくなったりですとか、あとどうしても中道を通すためには、今現状の国道を通っているバス停を通すことが、今度はここを通すことができなくなるということで、課題がありました。

引き続き、道幅ですとか運行時間、そして運転手の休憩時間など、これが大きな課題ですねということで今協議をしてきましたけれども、この後はまた課長のほうから詳細のほうをお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 屋良照枝議員の大枠1の①、②についてお答えいたします。

まず、①について、直近5年間の補助金は、毎年12万5,000円の補助額となっております。

続きまして、②についてです。会員の皆さんへの補助金は、漁協に一括で支払っており、漁協が組合員へ配分を行っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

昨年度実施しました浜地区における乗車ニーズの把握のための実証実験の結果も踏まえまして、現状の日中便2系統1運行、約1時間半のルートでの利用者への影響及び運転手の基準等を考慮しますと、今すぐ浜地区に護佐丸バスを通すことは厳しいと考えます。

しかしながら、浜地区に限らず、将来的にますます高齢化が進み、移動制約者が増えることが予想されるため、護佐丸バス以外の方法がないのかも含め、地域公共交通全体として模索していくことが必要であると考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 再質問いたします。

大枠1の5か年間12万5,000円で動いていないという事実、把握いたしました。

先ほど、会員の方へ漁港でお願いしているということですが、会員は何名かは御存じですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

会員は、正組合員が14名いて、あと準組合員が18名おまして、合計32名おります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 この補助金の12万5,000円、これは何名で分けているかというそういう情報はお持ちではないですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 毎年漁具購入する組合員は人数は異なりますが、昨年度でしたら12名おりました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 じゃ、課長が把握している12名についての内訳をお聞きいたします。

私も去年と一昨年把握して調べましたので、まず前年度の令和6年度、12名で分けております。その申請、12万5,000円に対して幾らの金額を要請しましたか。

すみません、組合の方が幾らの、要するに要求というか、申請を、12名その会員の方がしていますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

これも年度で変わるんですけど、昨年度でしたら極端に網を購入する漁師さんがいましたので、87万1,770円の要求がありました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 12万5,000円の補助に対して、要請は87万1,000円。課長、これをどのように分配したか御存じですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 過去5年間の組合員からの申請額からすると、100%ではないんですが、平均で55.2%の補助率額となっておりますので、ほかの農家さんから比べるとかなりの高率補助になっているのではないかなというふうに産業振興課では思っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 過去5年ではなくて、去年度87万1,000円の何名で分けたのかということですか。その内訳御存じですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

12名で一応配分してはいますけれども、この内訳は一応資料をいただいております。

一番高い方で6万1,563円、一番低い方で228円です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 網を買った方がその中の87万のうちの6万ですよ、いただいたの。課長、55.2%というそういう数字ではないんですよ。一番下の最低の人は100円単位ですよ、228円ですよ。

漁師の方がどういったものを購入しているのか、その内訳とかそういうのは御存じですか。直近でもいいですし、分かるので、どういったのを買われたとか、そういうことでも結構です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

釣り針が主で、またサルカンとか、先ほど言った網ですね。その漁具の申請です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 請求書、領収書、そういうものを出して初めて請求できるシステムな

んですよね。領収書があって初めてそちらのほうに申請をします。ですから、一時立て替えをするんですよ、漁師の方は。長い人では1年近く、短い人でも半年。そして、それは必要、本当に消耗品、なくなっていくそういうものなんです。228円もらった方もいるんですよ。

12名のうちで普通にあれして1万円ぐらいのあれですよ。組合員が14名、大体申請したとしても準組合員はその予算ではしません。大体この14名の組合員の方が書類を手續して、大体均等に分けて1万円です。

でも、コロナを経てこの物価高、どのように漁師の工具ですとかいろいろなものが上がったかという最近の近隣の物価高を見ても分かると思いますけれども、非常に上がっています。でも12万5,000円、5か年間。私が議員になってからの7年間調べましたけれども、全然変わっていません。下手すれば何十年とこの金額だと思えますけれども、それに対してこの物価高の折、12万5,000円、足りているというふうに認識ですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

最近、数字からすると全然足りていない、毎年毎年そういった高額な金額が出る漁民がいるわけではなくて、たまたま令和6年度は網を購入したという方が出たので、そういう金額が上がってはおりますが、最近若い方も増えていると感じていますので、漁協の意見も聞きながら、今度目標値なども設定していただいて、水揚げ高等もちゃんと調べて、その辺で漁民が活躍できるのであれば、その辺はまた補助金を検討していかなければならないかな、担い手も育てていく意味で、検討していかなければいけないかと感じております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 じゃ、12万5,000円の
内訳を少しお聞きしたいんですけど、これにつ
いては消耗品関係というふうにお考えですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武
宏 漁具購入補助金に関しましては、消耗品関
係と認識しております。

また、ほかに団体育成補助金ということで35
万の補助金がありますので、それも皆さん活用
しておりますので、漁民にとっては優遇されて
いるのではないかなど今は感じております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 じゃ、1つ確認をいた
します。

消耗品関係、サルカンとか釣り具とかそうい
うものに関しては消耗品として認識しますが、
網を買われた40万余りの購入された方、これは
1年間で消耗する網ではありません。これを
買うに至って、何か年契約で彼が買ったとい
うふうに、本当に買うときに悩んだんですよ。
そして高いと承知しながらも、もうこの8年
間この網を使っているから買わざるを得ない
というその思いで立て替えもしました。そし
て返ってきたのが6万円ですよ。この差額
って、彼が思っていたのは10万ぐらいは返
ってくるだろう、もしくは12万全額自分
のものじゃないかなというそういう思いで
買ったと思うんですよ。

そういうことに対して、消耗品関係はそう
ですけど、そういうふうに5年、10年もつ
ようなそういうものに関しての補助というの
は、分けるべき、あとは考えるべきではな
かったかと思えますけれども、そのお考えは
どうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武
宏 お答えします。

今回だけ新しい網を購入したという漁業者が

おられるんですが、そこは私たちにヒアリン
グなりの中でこういう新しい網を購入する計
画を立てていますよとかという話があれば、
私たちも一応考えていかなければならぬとい
うものがありますが、前回なかったもので、
通常どおりの消耗品の使い方だと認識して
おりました。

今後、そういうのが新しいのが出てくるの
であれば、その辺はまたお互い協議しながら
考えていかなければならないと感じておりま
す。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ、本当に買いた
いもの、そういうものを漁師の方は計画を
立てたいと思っています。そして、買えるも
のならということで、今網を買い換えたい
という方が3名訴えております。でも、今
年の現状を見て、これだけお金出してこれ
だけしか返ってこないのであればというこ
とで、自分があと何年漁師を続けられるか
、そういうのを考えたときに買うのをちゅ
うちよするというそういう話も今回聞けま
した。それを踏まえて今回ちゃんと質問し
ますので、補助としてどういうふうにお考
えていらっしゃるのか当局のお考えをお聞
きしたいと思って今回提案をいたしました。

漁師の方、課長は今14名と言いましたけ
れども、実際12名です。12名の方が細々
とやっています。若い方が3名いらっしゃ
いますので、その方々が自分たちもこれか
らやっていける新しい道具を買って、あと
10年は頑張れる、そんな予算の組み立て
を立ててほしいと思います。1年1年消費
される消耗品を買わされて、1万円ぐら
いの補助をもらって補助を出したという、
補助をいただいていますけど、それではな
くて、やはり将来を見据えて買いたい道具
を買える、そういう補助の在り方であって
ほしいと希望いたします。

前向きに消耗品とそれから道具、そうい
ったものに対する補助の考えをぜひ漁師の
皆さんと考えていただいて、まずどれぐら
いかかるとか、

そういう見積りも取って、領収書でもって買ったから補助をお願いしますじゃなくて、これだけのものを買いたいんで少しお願いできますかというそういう相談もできるようなそういった組合体制というか、当局との姿勢を見せていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

漁民を活性化する意味でも、その辺はまた県の補助とかあるか、その辺も調査しながら漁師さんの計画に添えられるような形で考えていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ、前向きに、今冷凍庫も大きいのをそろえて、アーサとかモズクとかそういったものにも意欲を持って出来高を上げる努力をしておりますので、ぜひ前向きに検討していただいて、必要な道具が買える、そういう補助の体制をお願いいたします。

では、大枠2番に移ります。

護佐丸バスの運行拡大について、先ほど答弁を求めました。再質問をお願いします。

一言でよろしいです。私の任期中、あと1年半です。その間に護佐丸バス、浜に通りますか。そのお返事だけで結構です。お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、現行の護佐丸バスの運行が2系統で5便、約1時間半前後の運行時間で現在運行させていただいております。乗客も令和6年度実績で4万2,000人余りが年間乗車されており、もちろんベストとは言えないんですけれども、ベストに近いベターで村民の多くの希望を聞いた上での運行とさせていただいているつもりでございまして、もちろん新たな要望に対しても検討も行い、今回

も浜も検討してみました。

浜を追加することによって、先ほど村長の答弁でもありましたけれども、バス停の既存国道バス停を通過できないとか、浜を追加した場合には5分は超える時間が必要となります。今の護佐丸バスの最大の問題が運転手の連続運転時間基準というのがございまして、それがもういっぱいいっぱいございまして、各便で10分から20分の休憩しか取れていない。基準で言いますと、4時間以内または4時間経過直後に運転を中断し、30分以上の休暇を取るところで、現状がいっぱいいっぱいの中で浜を追加すると5分を超え、運行基準を満たさなくなる。また、時間が変わる事が想定される中、どうにか導入できる方法はないか。まずは物理的に大丈夫なのかを含め、検討した結果、今の運行状況を維持する上では、非常に厳しい。追加するのであれば、どこかを減らすところになります。現運行状況を見ますと、全域で乗車している状況もございまして、なければそこを廃止して、浜を追加というようなことも考えられたんですけども、あるいは今5便平均的に乗られていて、1日大体112人乗っているような状況なんですけれども、ざっと2便を間引くかというところを検討せざるを得なくなったときに、今乗られている方の、不利益、不便になるということもございまして、言い訳がましい答弁をさせていただいておりますけれども、現状厳しいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 いろいろ検討していただいていることは分かりましたが、今の現状の運行が基準なんですよね。それを外れることはなくて、浜を通すのは厳しいというそういうお答えだったというふうに認識しましたが、それでよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 公共交通の基本的な考

え方として、持続可能な公共交通を考える上で、できるだけ多くの方に利用していただくと。もちろん、安い費用で最大の効果を生むような計画というところで考えておきまして、費用対効果という言葉はいい表現ではないと認識はしておりますが、浜の実証実験におきまして10名程度の乗車がございましたけれども、その中で免許を持たない、買い物に使うというところの乗客が1人、2人という役場の認識でございまして、そこを追加するときにはほかを削るとなると、ほかが何名なのかというところで、どうしても比較検討しなければならないというところで、今の基準2系統5便というのはできるだけ維持した上で、今は考えていくべきなのかなというところでそういう判断をさせていただいております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 1つだけ要望したいことがあります。

浜は、住民健診ですとか、吉の浦を利用したりします。そのときにもバスは通りませんし、吉の浦に行くのも大変です。実質、私が時間的に間に合う方は乗せたりして受診はしていますが、今回の答弁にはちょっと漏れてしまいましたけれども、そういった役場での健診、あとは吉の浦での健診、そういった交通の便について浜の送迎なり、自治会長なり、みんなでも要請はしますので、そういったことはすみません、後にあとで、今回のものではないんですけど、考えていただける余地はありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 これも先ほどの答弁と重複しますが、これから高齢化ももちろん進みますし、移動制約者が増えますので、別な手段というのは考えるべきかなと思っておりますので、福祉バスとか、福祉タクシー運行目的や、健診のときなどは役場の車が空いていて、

かつ担当課も対応できるというのであれば、複合的な公共交通など、いろいろな方法はあると思うので、御要望をお聞きして、可能なのかどうかも検討させていただけたらと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 護佐丸バスが通るのが難しいというのは、今回の答弁でも分かりましたし、そのように浜の住民の方に伝えます。

ただ、住民健診とかいろいろ役場での用事、それに対して当局が善処して、送迎の件は検討してもらえるというか、自治会を通して要請したいと思います。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時13分）

令和7年第5回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	令和7年6月13日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和7年6月17日（午前10時00分）		
	散 会	令和7年6月17日（午後3時14分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	9 番	大 城 常 良	11 番	仲 松 正 敏
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	永 川 幸 徳
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、14番、新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 皆さん、おはようございます。

議長の許しを得ましたので、これから通告書に基づきまして一般質問を行います。

一般質問は通告書を読み上げて質問いたします。

第1点目、ふるさと納税と返礼品の開発について。

本村に対するふるさと納税は、令和3年度をピークに年々減少しているが、その要因は何なのか。対策はどのように考え、実行しているのか。また、返礼品の開発については、どのような対策を取っているか、説明を求めます。

2点目、コロナワクチン接種の健康被害について。

新型コロナワクチンを接種した方が全国で13万人の方が亡くなっているが、本村において死亡事例はあるのか。あるとしたら、何名の方が亡くなっているのか。また、現在、新型コロナワクチン接種で健康被害に苦しんでいる方はいらっしゃるのか。いるとしたら何名かを、説明を求めます。

3点目、公有財産購入後の対応について。

令和4年度に公有財産として購入するとして予算計上しました。中城村字屋宜犬川原707番地の2の地上の建物について、村に所有権は移転されたのか及び今後の対応について説明を求めます。

以上。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めましておはようございます。

それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては企画課、大枠2につきましてはこども課、大枠3は総務課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、大枠1のふるさと納税について所見を述べさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、年々ふるさと納税は減額しております。特に、令和6年度は前年度に比べますと激減しております。

今後は、この返礼品の開発、そしてゴルフ場の利用の現地決済型のふるさと納税導入に向けて、以前からはやっておりますけれども、より積極的に足を運んで取り組んでいきたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当のほうからお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠1についてお答えいたします。

寄附実績が減少している大きな要因は、制度内容が厳格化されたことに加え、近年の物価高騰も重なり、本村の返礼品のうち主力商品でありますオリオンビール類も寄附設定額を上げざるを得ない状況となり、申込件数と寄附額が大幅に減少しております。

対策としまして、新規返礼品の開発や返礼品発送方法の見直しによる経費削減等を検討しております。しかし、ビールに代わるニーズの高い返礼品を模索しておりますが、苦しい状況でございます。

また、返礼品の開発につきましては、既存の返礼品提供事業者と新商品を開発することに加え、新たな返礼品提供事業者の開拓に取り組ん

でおります。

また、ゴルフ場など、現地での申込ができるような方法等についても、導入に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長 伊佐則勝 子ども課長 比嘉昌子。

○子ども課長 比嘉昌子 大枠2についてお答えいたします。

本村において、新型コロナワクチンを接種したことによる死亡事例は確認されておりません。

また、現在も、新型コロナワクチン接種で健康被害に苦しんでいる方についても確認されておりません。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣善功議員の大枠3についてお答えをいたします。

令和4年9月定例議会において、公有財産購入費として予算を計上して、購入手続などを進めておりましたが、権利関連における相続手続に困難を要し、翌年度までの繰越予算として業務を進めておりましたが、年度内の相続手続完了とならず、購入契約は行っていない状況でございます。

今後につきましては、土地賃貸借契約書、契約期間満了に伴い契約更新手続は行っていないため、当該契約書条項に基づき、建物所有者による原状回復の調整を行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、1点目から順次再質問をさせていただきます。

このふるさと納税をした方々の住所、氏名は把握されていますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

把握しております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 把握しておれば、その中で、村出身の方が何名いらっしゃるのか、それは分かりますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 申込は現住所でございます。中城村外の方が中城に寄附して初めて税控除を受けるという制度でございます。寄付者の方が、中城出身かどうかという把握はできません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 把握できないんじゃないかと、把握しようとしていないから把握できないんじゃないの。

住所分かれば、その住所で連絡取れば、村出身であるかどうか分かるはずですよ。その辺まで細かく皆さん方やらんと。

それと、このふるさと納税に寄附する動機は、例えば、返礼品を見て、欲しくてやっているのか、純粋に本当にふるさとのために寄附をしているのか、そこら辺も把握はしていますか。どうですか、ほとんどが返礼品の目当てでこのふるさと納税を行っているのか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

議員がおっしゃるような本来のふるさと納税の趣旨目的で寄附していただくことが一番望ましいかと考えるところではございますが、実際は返礼品を重視して寄附される方がほとんどだと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それと、ふるさと納税について、先ほども村長からありましたように、令和6年度は1億円に達していませんね。令和3年度、2億9,000万円余り。これから段々どんどん落ちていって、令和6年度は、6,328万9,100円ですよ。もう半分にも満たないです。この状況を見て、対策は取らなかったのかどうか。今、要因については、課長、答弁しましたけど、それをどうにかクリアする方法は考えられなかったのかどうか。もうちょっと真剣に、このふるさと納税には向き合ってもら

いたいですね。

これは、ふるさと納税というのは、ある意味では、ふるさとを離れて暮らしている方が、これまで生まれ育ったふるさとに恩返し、あるいは貢献したいという気持ちでやるのがふるさと納税だと思いますが、そこら辺、村出身者であるかないかも把握すべきだと私は思います。その辺は、今後どうしますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

おっしゃっていることは分からないではないですけれども、出身地を調べるということは基本的にできないことでございまして、寄附者の希望で寄附をされるというところで、追って、出身者だからどうこうではなくて、純粋に応援していただく、もしくは村の返礼品を気に入っていただいた寄附者に対しては、村出身者であろうが村外であろうが、寄附していただいた方に対しては、改めてリピーターになってもらうような取組はしております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 どのようにリピーターになってもらうような取組みをやってきましたか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 寄附者の情報は、住所、氏名は存じ上げておりますので、メールマガジンということで、来た方に対してはこちらから、所得税控除になるための寄附金受領証明書を送ったり、その後、また来年もどうですかというような御案内はしておりますので、それでリピーターを増やすというような取組で行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 中城村にふるさと納税をした方々は、中城村にある程度何かしたいという気持ちがあってやったと思うんです。また、返礼品を見て、これが欲しいということで

やった方もいらっしゃると思いますけど、やっぱり何らかの形で中城村に関心を持っているということは、一つの考えられるんじゃないですか。そうであれば、今後もお付き合いをしながら、連絡を取りながら、何かあったら協力してもらおうように、私はすべきだと思うんですけど。

皆さん方は、もうちょっと深く掘り下げて、住所から村出身であるか、村外かは、分からんじゃなくて、やってみて分からなければいいんですよ。やりもしないで最初から分かりませんじゃ、答弁にはならないと思うんですよ。

皆さん方は、ふるさと納税をした方々に品物を送って、その後はお礼とか、またその後のいろいろ継続的な連絡は、例えばお礼状とか、あるいはまたこの中城村の広報なんか、あるいは中城村で起きたことなんかも知らせていくべきじゃないかと思うんですよ。そうすることによって、我が本村に関心を持ってもらうと。そして、何かあったら協力をお願いすると。そういうふうにしないと、ふるさと納税の額は上がっていかないと思うんですよ。

ちなみに、全国で1番この納税額の多い県といえば、宮崎県の都城ですよ。193億円ですよ。中城村の1年分の予算ですよ。その次が北海道の紋別市、192億円ですよ。

そういうところを研究して、どうしたらこのふるさと納税の額を上げていけるかどうか、それを検討したこと、あるいは協議したこと、ありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 まず、議員、寄附者の前住所、戸籍をたどって中城出身か調べるということは、基本的にできないことでありますので、それをやれというところもちょっと疑問符を感じているところで、こちらで目的もない中、調べるということはできませんので、これだけは御理解いただきたいと思います。村出身者かどうかというのを、ふるさと納税をもって調べ

るということは、役場、行政としてはできないことであるということは御理解いただきたいと思います。

先ほど来、出身者が中城を思って寄附されているというところもあろうかと思いますが、やっぱり現状、見聞きして御存じかもしれませんが、大方が返礼品目的というのが、中城においても顕著に出ているところで申し上げます。まず、令和2年からの、遡って5年見ますと、オリオンビールが寄附額の88%で、令和3年度が、オリオンビールが85%で、令和4年度は76%で、令和5年度も71%と。で、令和6年度に急激に下がって39%というところで、なぜかと申しますと、中城は競合が少なかったオリオンビールをメインに、パレートの法則というのがある、上位20品目で寄附額の8割を占める手法を用いてやっていこうという中間業者からの提案とその同意でそういうふうになっていったんですけれども、オリオンビールを買うということは、中城に魅力を感じているだけではなくて、沖縄に魅力を感じていると思うんですけれども、そのオリオンビールの競争の結果、中城は当初から手がけていたので、かなりの額をオリオンビールで占めているというのが現状でございます。先ほど言いました制度の厳格化、返礼品は30%で経費が50%というのが、今まで見なくていいよと言われていたものが、これも見なさいと、全て含みなさいということで、経費が50%の厳格化したものですから、どうしても、今まで僕らが経費外にしていたものも含んでいくと、どうしてもオリオンビールの寄附額を上げないといけないというところで、令和6年度上げてしまったものですから、急激に減っているという状況が見えました。

そこに、また課題が見えた。今まではそんなに積極的に動かなくても、それなりのオリオンビールの返礼品に基づく寄附額がきてはいたんですが、そうじゃないのが分かったので、どう

にか今年からは、議員がおっしゃるような、どうすれば上がるのかというのを、もう少し本腰を入れて考えていくべきだなと、非常に感じているところでございまして、要因としては、オリオンビールの寄附額が下がっているだけではあるんですが、だったら、じゃ、何をすべきかというのを、これから、人と金を入れてやるのかどうかも含めて真剣に考えていく時期だと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 課長、今、答弁したことは、今後本当に真剣に庁内で協議してやれるのか。それとも、ただ答弁のための答弁じゃ困りますよ、議会での答弁じゃ。言ったことはちゃんとやらんと。できないことは言っちゃいけない。発言してほしくない。発言したことはしっかりチェックをして成果を上げるようにしないと。今、答弁のための答弁だと私は感じるんですけどね。

今後、じゃ、どのようにこのふるさと納税の金額を上げていく取組をするか、これは、村長、施政方針の中にもうたわれていますよね。歳入の増額の可能性があるふるさと納税の活用につきましては引き続き、引き続きということは、今までやってきたんですか。魅力ある返礼品の開発に注力し、個人寄附の減少傾向の改善に努めてまいりますと。うたっているからには、しっかり計画をつくって実施するようにせんといかんと思うんですよ。村長、その辺はちゃんと指示しないと、各課に。施政方針は、ただ読んで、作文みたいに読んでいただけじゃないんですよ。施政方針というのは、その1年間の村の方針ですよ。施政方針をしっかり、毎日1回読むようなぐらいしないと。

課長の皆さん方は、その施政方針は課長の皆さん方がつくったんでしょう。村長は、読むだけじゃない。でも、村長も、その代わり、そのことはしっかり課長に指示してやらんと。

それと、この本村から流出していく額、分かりますか。例えば、令和6年度は6,300万円入ってきていますけど、出ていくのもありますよね、村民で。あとは他府県の方が自分のふるさとにふるさと納税をする方。これ、どのぐらいか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 お答えいたします。

すみません、今、直近の数字は持っていないんですが、令和5年のものですね、令和5年の寄附金控除、要は令和6年の住民税に係る部分でふるさと納税の寄附金控除を受けた方の人数が1,180人で、寄附金の控除額が4,667万5,000円になっています。

すみません、ちょっと最新の数字は、今、お持ちしていませんので、改めてまた御報告させていただきます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 令和5年という、ふるさと納税は1億3,000万円余り入っていますよね。それから、じゃ、4,000万円引くと結構、幾らになりますか。1億円切りますね。

だから、毎月毎月の状況も把握しておかんと、皆さん方は。せっぱ詰まってから動くのではなく、毎月毎月の目標をちゃんと把握して、ここにちょっと減ったら増やすほうを考えると。

そして、これは県内でもできますよね。中城村の人が、宜野湾市や沖縄市に住んでいる方でも、ふるさと納税はできるわけですよ。そういうことからすると、私は、どういう方々が村出身か把握できると思うんです。

そして、皆さん方、施政方針にうたわれていますけど、どういう計画をつくっていますか。このふるさと納税を増額する計画書、つくってありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 先ほど申し上げましたが、主力商品でありますビールが、激減してい

る状況で、新たな返礼品の開発のための改革をする。または、今、委託をしている会社を、プロポーザルにしてよりよい中間事業者がないかを含めて、で、今、取り組んでおります。御質問、御指摘もありますが、現在の企画課の担当が財政の起債と交付税担当している職員1人が兼務で対応している状況でして、マンパワ的にもふるさと納税に費やす時間が少ないと、去年1年見て感じたところでございまして、やっぱり考える頭と動く体がないと、その事業のよりよい成果を求める実施にはできないと、人とお金をつけるも含めて、寄付額を増やすには職員をあてがって、何が具体的に原因で、どういう改善方法があるのかも含めても考えていくところでございますので、その辺はまた来年に向けても調整していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 何かやるときは人と金は必要ですよ。これはあなたが言わなくても、当然トップの村長が分かるべきだと思うんですよ。

このふるさと納税制度というのは、ある意味では、我が中城村にとっては非常に絶好の制度だと思いますよ、これをうまく活用すれば。そのためにも、そこに優秀な人材を採用して、そして若干予算もつけて、そのふるさと納税の増額を目指すべきだと、それが自主財源の乏しい自治体ですよ。

課長、本当に皆さん方、庁内で、例えば、ふるさと納税の場合、特に産業振興課、農産物とかいろんな関係しますよね。そういう何名かがプロジェクトチームをつくって協議して、庁内で協議してどうしたほうがいいのか。そして、返礼品の開発についてはどうするかということ、皆さん方、真剣に議論、協議して、この増額をするという取組をしていくべきじゃないかと私は思うんですけど、課長、来年からじゃなくて今から、今日からですよ。今日からすべきだと。

新年度も2か月過ぎていますよ。

ひとつ、できましたら100億円ぐらいできるように努力すれば、中城村の財政は非常に豊富になります、潤いますよ。だから、全県で1番最下位の奈良県は、もう返礼品に取り組んで、今度100品ほど増やしたみたいですね、追加項目として。

ちょっと疑問ですけど、なんでオリオンビールなの、中城は。これ、地元の特産品が返礼品になるべきだと思うんですけど、そこら辺は、オリオンビールは沖縄県の特産品だと思うけど、そういうのはやってもいいんですか、返礼品として。であれば、オリオンビール以外にもたくさんあるんじゃないですか。ないですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 すみません、来年からではなくて、去年の落ちていく状況を見ながら、去年でも88品目、セットとかも含めてなんですけど、新たな商品というのはどんどん提供はしていて、全く考えていないわけではなくて、中間事業者と返礼品発送事業者とともに、微力ではあるんですが努力はしています。

各市町村、おっしゃるような特産品、生産品ではあるんですが、県内においてはオリオンビールとそばは全市町村使って良いため、とっかかりが早くて競合が少なかった中、オリオンビールを格安で提供できたものですから、それで中城は近隣よりもかなり高い寄附額を頂いていたのが現実でして、それから、毎年リピーターになるようメールマガジンなどを寄附者に送っていますので、あ、今年もまたやろうと申し込むとか、いろんな方法があって、去年やった実績が残ってそのまま申し込む方などオリオンビールはかなり県外からは人気商品でございまして、最初に中城村に関係を持った人たちがオリオンビールを続けて返礼品として指定していたのが実情でございまして、厳格化を真面目に実施するとどうしても価格が上がってしまい、全

体割合も80%から70%になり、令和6年にいきなり40%弱に落ちた、この値上げ後の競合して落ちている。これまでは、オリオンビールの人気に伴って村のふるさと納税がかなり引き上げられていたというのが実態でございました。村に関するものとしましては、例えば令和3年度、一番高いときですね、マンゴーが6.8%、オリオンビールが85%なんですけど、ホームルの加工品食品が3.5%で、海ぶどうが3.2%だったんですけれども、それが、去年はオリオンビールがかなり落ちていきますので、海ぶどうが23%まで割合としては上がっているんですよ。額は落ちているんですけど、海ぶどうはかなり上がって、で、マンゴーも21%加工食品も10%ということで、オリオンビールが下がったので割合は上がっています。地元産は顕著に伸びてきています。件数も額も伸びてきているので、その辺に注力していくところではあると思うんですが、やっぱりどうしてもこれまでのオリオンビールの実績が、何億円というものでしたので到底特産品だけでは、生産量にも限りがあり伸び悩んでいるところなので、その辺も含めて新たな返礼品参入会社また商品が、どういうものができるのかも真剣に考えていくところだと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 中城の一覧表を見た場合、ホームルが半分ぐらい占めていますね。

このホームルさんと協議したことありますか、新しい商品開発について。そして、このふるさと納税の金額の大きい、宮崎県の都城とか、あるいは北海道の紋別市の調査研究したことありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

ホームルさんも忙しい中、何回も話合いを持ってもらって、平成6年で88品目を増やしたのは、ホームルのセット商品とニーズの高いものを組み合わせたりしたことで、ホームルさんに

も御協力を願って商品開発はやらせていただいております。

今おっしゃっていただいた最先端の市町村のふるさと納税の調査は、したことはございません。できるだけ類似団体と村の財政規模とか人口規模で持っている資源と類似する団体を研究したほうが、実際取り組めるものなのかなと、あまりにも規模が大きいところだと、夢物語で結局実施できないところもあるのかなというところを考えておまして、類似団体の情報等あれば、ぜひ研究して取り込めるのは取り組んでいきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 中城の特産品といえば、皆さん方、島にんじんということ、よく言葉しますよね。

昔は島にんじんのカステラが農林大臣賞を受賞して大いに沸いたときもありますが、今何もない、音沙汰もない。そして、最近、島にんじんが農林省の何か指定、受けましたが。それを活用してお菓子とか、そういうつくるものをできないかどうかですよ。中城村にはすばらしい、県下でも有名なお菓子屋さんもありますから、その人たちも引き込んで、お願いして商品開発に取り組んでいけるんじゃないかと思うんです。それは、皆さん方が汗を流さないと、課長、汗を流してやらんと、腰かけに座って机を番していたら何もできないよ。ちゃんと現場を踏まんと、現場。現場主義でいってくださいよ。

ひとつ村長、その辺はしっかり課長の皆さん方に指示して、産業振興課長、特産品、特に農産物、あるいはいろんな、マンゴーもそうだし、いろんなのがあるんですよ。パッションフルーツもあるしね。そして、ホームルとは加工品ですかの開発については、ホームルさんをうまく活用していただければ、もっと上がっていくと思います。PR大使も、就任式で任命して、認証しましたでしょう。活用していただきたいと。

そして、できたら、このふるさと納税を元に戻して、最初の2億9,000万円まで、持っていけるようにやってほしいですね。2億9,000万円までいったんだから、できたら3億円を目標に取り組んでほしい。村長、予算もつけて、人員も配置して、優秀な人材を採用して取り組んでもらいたいです。

以上、1点目はそれで終わらしましょうね。時間がないので。

それと、2点目、コロナワクチンで健康被害を受けた方は、本村にはいないと言いますが、いないということは、調査しましたか。調査して、いないと言えば意味わかりますよ。調査したかどうかですよ。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 健康被害についての調査は行っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 課長、調査もしないで、確認されていないということは、これは答弁にはなりませんよ。

しっかり調査もして、それで、いなければ幸いですよ。

このコロナ被害というのは、全国で13万人の方が亡くなられていますよね。本県では何名ぐらい亡くなっていると思いますか。それ、把握していますか、皆さん方は。

沖縄県では死亡者が998名もいるんですよ。そして、今もコロナは、沖縄県は全国で感染者数は1番ですよ。1 医療機関の定点は、2. 幾らですよ、2名以上。全国は1人にも達していませんけど、沖縄はその倍以上いるんです。特に7月からは、去年の7月は、29.92ですよ、定点当たりの感染。

これ、調査する必要あるんじゃないですか。どう思います、なぜ取り上げたかという、自分の知人が2人も亡くなっているんで、この前マスコミ見た場合、13万人の方も亡くなってい

るということは、本当に大変なことだったなと思うんですよ。それで、今現在も、沖縄ではコロナの感染が全国1なんです。今でも、病院は、面会時間は10分とか15分と制限されていますよ、人員も。だから、安心するわけにはいかないと思いますよ。

これは、調査してもらえないですか。調査する考え、あるかどうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 予防接種に関しましては、国の予防接種法に基づいて、国の指示に基づいて市町村が実施するというので、法律が全てございます。

先ほど、健康被害につきましては、健康被害救済制度という制度がちゃんとありまして、それに基づいて申請が上がってきたら、いろいろな書類を準備してもらって、担当のお医者さんが書いてもらう書類でありますとか、本人が書いてもらう書類でありますとか、そういうのを全て準備して、県を通して厚生労働省のほうに送って審査をしてもらうという制度がありますので、そちらは活用して、それを活用するということが方法だと思っています。

健康被害について調査するということは、この予防接種法の中では一切うたわれておりませんので、実施する予定はございません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは、健康被害というのは、国もあれですけど、そういう法律ですか、制度ですか、予防接種健康被害救済制度というのは、1976年に制度化されています、施行されていますよね。

それは、全国民に周知がなされていなかったと、国もそれは認めているんです。この中城村も、村民に対して、そういう被害があったら届けるようにという周知はしていないでしょう。してあるのか。どっちなの。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 コロナワクチンにつきましては、対象者の方々に、予診票とともに説明書、このコロナワクチンの目的はどうか効果はどうか、そういう説明書きが全て、厚生労働省に全て統一された書類がありましたので、それを皆さんに送って、ちゃんと読みましたかということで、予診票の一番最初のほうにもうたっていると思いますので、その中に、健康被害救済制度については周知しております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃ、我が本村では、そういう健康被害もない、死亡事例もないということで理解していいですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 新垣議員の質問は、現在いらっしゃいますかという質問でしたので、現在はいませんが、過去には、健康被害を訴えまして厚生労働省のほうから認定を受けて、当時の担当が直接お会いして、完治をするまで直接お会いして確認しています。で、完治しています。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 とにかく、今からでも遅くはないと思うんですけどね、調査してくださいよ。

今、本村でも、コロナ感染者はいらっしゃるのか。5種類に移行してからですよ。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり お答えいたします。

5類に移行してからは、感染者数、市町村ごとに把握ができないので、村内の感染者はこちらでは把握できておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 把握していない。

把握できないということなのか。それとも把握していないということか。

皆さん方も、たまには新聞も読んでいますけど、読みながら関心を持って、我が中城村には感染者はいないのかいるかぐらいは、関心を持って調査するようにしてくださいよ。

それでは、3点目に移りましょうね。

課長、これ、買取りはしたけど、いまだ現状そのままですよ。

買取りはしたんでしょう。していない。じゃ、予算は、お金はどうなったんです、支払いしたんでしょう。

だから、これ、説明してくださいよ。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣議員の質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、令和4年6月定例議会のほうで予算措置をいたして、その年度、権利関係の相続手続等の関係で購入ができなかったの、それを繰越しをして、翌年度までということまで業務を進めておりましたが、購入には至っていない状況でございます。

現在は、購入はしておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それは、原因は何なの、これ、できないのは。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいたします。

建物の所有者の相続の手続が思うようにいかないということで、時間を要していることで、予算の期限であります繰越しの期限を過ぎてまで相続手続ができなかったということが要因でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これ、できる方法を顧問弁護士とちゃんと相談して、できる方法を考えるべきじゃないですか。

そのまま、じゃ、ずっと置くということなのか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいたします。

相続手続につきましては、所有者の部分の権利上の問題になりますので、そこにつきましては行政書士を紹介しまして、所有者がその行政書士さんと調整をしまして解決するように、いろいろと調整はしてきてはおりますが、どうにも相続人が複数名おりますので、その辺で解決ができないという状況であります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃ、もう、これはもう不可能ということなのかな。

ぜひ知恵を出して。

相続ができていないから買取りはできないということか。建物の主はもう亡くなられて、子供たちに相続ができないということであれば、誰が反対しているのか、その本人に会ってちゃんと理解を求めるようにすべきじゃないですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいたします。

相続の手続で反対ということでは、聞いてはおりません。複数名の中に、所在が分からないという部分で、遺産分割であったり相続の破棄であったり、その辺の手続が困難となっているというのが現状であります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃ、相続人1人が所在不明ということ。

探したらどうですか。探しているんじゃないの。もしそういう場合はどういう法的措置を取れるかどうかですよ。絶対取れないの。弁護士と相談しても、その人がもし印鑑押さなければできないのかどうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいたします。

今年度、賃貸借の契約は行っておりませんので、原状の回復ということで、以前の契約書にはうたっておりますので、所有者が原状の回復ということで、建物を壊す方向で、今、調整をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃ、早めに調整して撤去して、今、観光協会も何か体育館のほうに移るという話ですけど、観光協会の敷地として活用できればいいじゃないかと思っておりますので、ひとつ頑張ってください。

とにかく汗を流してくださいよ、課長の皆さん方。席に座って仕事していたら前に進みませんよ。現場を踏むということが大事です。現場主義でいってください。そして、発言したことは必ず実行する。できないことは発言しないでほしい。以上、終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時51分）

~~~~~

再開（11時06分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、2番、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 皆さん、おはようございます。2番、玉那覇 登でございます。

これより質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは読み上げてしたいと思います。

大枠1、空き家・空き地対策について。

近年、全国的に地域における少子高齢化、人口や世帯数が減少し、空き家・空き地が増えてきています。空き家を放置すると倒壊などの危険、衛生環境の悪化、近隣住民の生活環境の妨げ、景観の悪さ、犯罪抑止など、様々な影響が

懸念されます。

そこで、本村の状況について何点か伺います。

①本村の空き家の現状について伺います。

②空き家になる原因を伺います。

③空き家・空き地を減少させるための対策を伺います。

また、令和6年4月から、相続登記の申請が義務化されました。不動産登記簿に所有者が判明できなくて、判明しても連絡がつかないなど所有者不明土地があり、あらゆる行政支援の面で支障を来しています。空き家対策解消を行うためにも、登記の義務化の相応な法律だと思えます。

そこで、本村の現状と取組と成果・課題を伺います。

②教員の働き方改革について。

令和6年3月、沖縄県は、公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」を策定しました。この計画は、令和6年から8年を目標として、教職員が働きやすさ、働きがい、心身の健康を十分に実感できる環境整備「3軸・6視点」で行うとあります。

そこで、本村教育委員会での取組を伺います。

①6年度の取組と成果、課題について伺います。

②6年度の時間外在校等時間（45時間）（80時間）（100時間）以上の学校別の人数と前年度比を伺います。また、新学期に、初めに、精神疾患による休職者数を伺います。

③51ピース、このプランのピースプランの中に、50だと思うんですが、重複しているのがありますが、ピースリストのうち達成できたリストは何点か、説明も伺います。

④令和7年度は中間の年度となります。県からの指示、取組だけでなく、村独自の取組を伺います。

大枠3、新一般廃棄物処理施設整備に関する浦添市、北中城村、中城村による、ごみ処理広

域化について伺います。

①現在の青葉苑の耐用年数について伺います。

②ごみ処理施設広域化のこれまでの変遷について伺います。

③中城村が施設整備事業費ですね、運営事業費に支出した金額を年度ごとに伺います。

大枠4、今年度から実施された新たな入試制度について。

高校入試における特色選抜は、これまでの推薦入試と違い、志願者はWeb出願システムにおいて、志願者自ら志願情報を登録し、志願するようになりました。

保護者など戸惑いもあったようですが、そこで伺います。

①進路決定数。進学、県外、県内、で、県内の区域外、区域内、就職、未定者等。

②不登校生徒の特別支援学級の数や進路について伺います。

③変更された入試制度について、成果や課題等があれば伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 登さん、寒くないですか。クーラー大丈夫です。

それでは、改めまして、玉那覇 登議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては都市建設課、大枠2は教育委員会、大枠3は住民生活課、大枠4も教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠3の一般廃棄物処理施設について、所見を述べさせていただきます。

現在、浦添のクリーンセンターへ負担金を支出している中でありますけれども、その中で、青葉苑でも機械の故障ですとか、あと破損による修理代も発生しているところでございます。このようなことから、新一般廃棄物処理施設につきましては、スケジュールどおりに進めてい

きまして、令和11年度の供用開始後の負担金減のためにも、本村といたしましても、今からこのごみの減量化に向けて、さらなる取組が必要だというふうには感じております。

詳細につきましては、また担当のほうからお答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の教員の働き方改革については、沖縄県、そして全国的な課題となっています。

中頭の教育長会議や県の教育委員会の研修会、全国町村教育長会等で情報交換を行って、改善に向けて取り組んでいるところでございます。本村教育委員会としては、学校現場が一番望んでいることは、人的な配置だと考えています。

そこで、村費採用職員であるスクールサポートスタッフ、地域コーディネーター、村費事務、図書館司書、心理相談員等を配置し、教員の負担軽減を行っています。

大枠2の詳細と大枠4については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、玉那覇 登議員の大枠1番についてお答えいたします。

大枠1番、①空き家の定義については、1年以上居住、その他の使用、管理が全く行われていない建築物と考えております。都市建設課において、令和3年度に事務委託者を通じて空き家の調査をしておりますが、単に居住、使用されていない物件はございますが、1年以上全く使用、または管理されていない空き家はありませんでした。

②空き家になる原因は、人口減少による住宅需要の減少や核家族化、解体費用の捻出が難しいなど、様々な要因が考えられます。

③相続登記の義務化により、管理者を明確にすることも有効な対策と思います。また、市街

化調整区域における地区計画の導入などにより、活用の幅を広げることにも有効ではないかと考えております。

所有者不明土地の現状と取組と成果・課題について。

所有者不明土地については、法務局において探索作業が行われております。公共事業の実施予定箇所調査要望箇所がある場合は、法務局に要望しております。法務局が調査した後、登記簿で法定相続人が確認できるようになります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 おはようございます。

それでは、大枠2についてお答えいたします。

①令和6年度の成果としましては、先ほど教育長が説明をされました教職員の配置以外にも、特別支援教育支援委員、学習支援委員、教育相談委員等の人的な配置により、一定の業務量軽減につながっております。その結果として、時間外在校等時間が、村内小中学校全体として改善傾向にあります。また、公務のDX化による業務改善も進んでおります。

そして、職場の心理的安全性に関するアンケート結果も、肯定的な回答が見られました。

課題としましては、部活動の大会の運営、関係団体の各種コンクールへの取組、学校徴収金業務等において取組の改善が必要なことです。

続きまして、②についてお答えいたします。

時間外在校等時間の人数について、令和5年度と令和6年度を比較して、年間の平均人数でお答えします。まず、月当たりの在校時間等時間が45時間以上80時間未満の人数について、中城小学校は25人から6人に変化し、19名の減少です。津覇小学校は3人から3人で変化がございません。中城南小学校は5人から6人に変化し、1名の増加です。中城中学校は36人から4人に変化し、32名の減少です。全体として50人減少したこととなります。

また、今年度の精神疾患による休職者は、現時点でゼロです。

③についてお答えします。

私たちのピースリスト2023の50項目の中、教育委員会が主体として取り組むのは34項目であり、達成したものが20項目でした。

その内容としましては、長時間勤務の改善、年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保、メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実、各教育委員会から学校へ依頼する調査、報告等の整理、削減等となっています。

④についてお答えいたします。

村独自の主な取組例を5つ説明いたします。

1つ目は、校務支援ソフトやテストの採点ソフトの導入により、事務作業の効率化につながっていることです。

2つ目は、行事の精選に取り組んでいることです。

3つ目は、部活動の平日の時間を15分間短くし、部活動外部コーチを中学校に13名配置していることです。

4つ目は、学校の電話対応を勤務時間外は留守番電話にしていることです。

5つ目は、教職員のストレスチェックを実施し、メンタルヘルスケアに役立てていることです。また、学期に1回、各学校へ産業医を派遣して、必要に応じて相談活動を実施しております。

引き続き、大枠4についてお答えいたします。

①につきまして、令和6年度卒業生の高等学校等への進路状況について回答いたします。

令和6年度は152名受験して、全員が合格です。2名は受験しておらず、未定となっております。進路の内訳としましては、県内の県立高校が129名、うち区域外が15名です。県立以外の県内の高校が9名です。県外の高校が1名です。通信制の高校が10名です。高等特別支援学校が2名です。アメリカ進学が1名です。未定

が2名となっております。

②についてお答えいたします。

不登校生徒及び特別支援学級の数及び進路についてお答えいたします。

令和6年度卒業生の不登校生徒数は11名で、進路先は、県立高校3名、通信高校6名、グローバル学園1名、就職希望1名です。

特別支援学級在籍生徒数は5名で、進路先は、県立高校2名、通信制高校2名、未定1名となっております。

③につきまして、変更された入試制度の成果や課題についてお答えいたします。

成果として3つ挙げられます。

1つ目は、全員が学力検査を受検するため、受験に向かって卒業までしっかりと学習に取り組むことができたことです。

2つ目は、保護者自身が手続を行うWeb出願システムの導入により、教職員の書類作成作業が軽減されたことです。

3つ目は、入試制度が新しくなることで、保護者の関心も高く、一、二年生の保護者へも新入試制度の説明ができたことです。

一方、課題として2点挙げられます。

1つ目は、新入試制度は、保護者、生徒が出願できる制度ではありますが、出願期限や提出書類、添付資料等の出願システムが複雑であり、出願に向けた支援が必要となったことです。

2つ目は、保護者の出願後、住所や提出書類、添付資料等のミスが多かったため、確認作業を行う必要があり、教職員の対応が必要となったことです。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 玉那覇議員の御質問の大枠3、①から③についてお答えいたします。

①についてお答えします。

環境省において一般廃棄物処理施設の耐用年数は、一般的な目安として20年から30年と言わ

れております。青葉苑については、平成15年度から稼働しており、20年を越えたところです。

②についてお答えします。

廃棄物処理施設の建設には膨大な費用がかかり、また、廃棄物処理施設の運営は、施設規模に関わらず一定の費用がかかることから、ごみ処理の広域化が望まれております。そのような中、廃棄物処理施設整備を検討している浦添市と、平成27年2月から協議を進めてきております。

平成29年に施設整備推進室が浦添市に設置され、平成30年度から事務の委託として業務を開始し、令和6年度まで計画支援事業として、基本計画、基本設計、環境影響評価等の業務を行い、令和7年度から10年度までは施設整備事業として実施設計、建設工事が行われます。令和11年度の供用開始を目指して取り組んでいるところです。

③のこれまで支出した金額についてお答えいたします。

平成29年度が13万3,200円、平成30年度のほうが590万2,583円、令和元年度1,063万1,416円、令和2年度1,377万円、令和3年度815万6,000円、令和4年度507万7,000円、令和5年度633万5,000円、令和6年度694万4,000円、令和7年度、これ当初予算になりますけれども、1億326万6,000円を負担金として支出、または支出予定となっております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 それでは、再質問をさせていただきます。

空き家・空き地について、定義によると1年間使用されていないということで、中城村内には空き家は、そういった定義どおりの空き家はゼロであったということで、これは令和3年度自治会長会を通して調査したということですが、村内は空き家はないということ、ゼロということでもいいですか、理解して。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それではお答えいたします。

空き家の定義の中に特定空家という認定条件がございまして、これは単に今住んでいない状態とかそういうものではなく、管理者がいない。で、管理者が不明であるとかそういう、税金を納めていないとかそういうものに当てはまるものが空き家と認定されるという定義になっておりますので、令和3年度に調査した結果では、現在のところ、特定空家と認められるものはないと認識しております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ちょっと私の理解と、ちょっと離れていますけど、特定空家に指定されますと、倒壊しそうな、で、周りに相当迷惑をかけているというか、そういった環境衛生上悪いというふうなことをもって特定空家に指定されると思っているんですけども、その前の段階として、これはもう特定空家に指定されるということは、相当重症な空き家であって、その前の空き家というのは、1か年というふうないろいろ定義の中にもあるんですけども、で、何か月使用されていないというふうないろいろな資料がありますけれども、ただ、この水道も切られている、切って使っていないとか、電気も、そういうふうな空き家のことでありまして、要するに、これまで空き家がいろんな社会的に問題になって、平成27年度に国がそういった空き家対策の法律、これ、正式な名称では、空き家等対策の推進に関する特別措置法というふうに呼んでいるようなんですけれども、これ、ずっと読むと大変ですので、もう空き家特別法とかいうふうに言いますけれども、これが平成27年度に施行されて、で、そのときには、そのときもそういった特定空家というのがあるんですけども、その後、令和5年度に一部改正されて、その中身としては、活用できるものは活用しよ

うということで活用の拡大。で、管理をきちんとやろうということで、所有者であるとか、何ていいますかね、自治体もそういうふうに指導ができるようになるというふうなことで、所有者を指導できるというふうなことで、あともう1点としては、空き家の除去、いわばもう行政執行というんですかね、そういうふうなことで、総合的に強化されたのが令和5年度に改正されたというふうなことで、そのときに、各自治体もこの空き家等対策計画をつくるというふうなことで、つくって初めてその、この法律根拠に基づいて、例えば特定空家に指定するとかそういうふうなことができると思うんですけど、いきなり特定空家というのに指定されなくて、村内にはないですというふうなことではないのかなと私は思うんですけど。ただ、さっきも言ったように、特定空家に指定されるということは、もう村から指定される、自治体から指定されるということは、もう重症になっているわけですね。その前の軽い空き家というのは、村内には、私、周辺でも、中城回ってもかなりあるんですけども、これ、ゼロというのがちょっとなかなか理解が苦しいところではありますが、もう一度お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、先ほどちょっと漏れていたんですが、倒壊のおそれがあるとか、著しく危険であるとか、そういうものはやはり行政によっていろいろこういう対策を講じなければいけないと思っております。

令和3年度に事務委託者に委託して調査した結果では、93軒の、今、住んでいないとかそういう状態にある軒数は93軒ございました。その中で、やはり先ほど申した特定空家、管理者がいない、管理者が不明で倒壊のおそれがある、そういうものはございませでした。

いろいろ空き家バンクとか行政によって講じ

られる措置はあるとは思いますが、やはり管理者がいて、今現在、ただどういうふうにするか分からない、解体をするか分からない、また、仏壇があるとか、そういうものに対して個人の財産を行政が、今、何かやるという状態ではないと、認識しております。

また、今から中城村は、この土地利用に関していろいろ緩和措置も行っていく中で、今この状況で使えないだけであるとか、そういうものも考えられますので、今、行政において特別に措置するという事は考えておりません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今、行政のほうで措置するというふうな事、措置してほしいということではありませんし、私もそういうふうな、やはり人の財産でありますので、そう簡単にはできませんので、そういう思いはありませんけれども、やはりいろんなそういうふうな空き家に対する対処をするためには、やっぱりこの空き家対策法の中の6条で、空き家対策の6条で、各この市町村においては空き家対策計画を立てるというふうなことで、それを立てて初めてそれを根拠にいろんな所有者に対する指導、指導と言わないにしても通知であるとか何とか、そういったのが行われると思うんですけども、そういった、本村ではそういった計画はつくられているんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在においては、まだこの空き家のこの計画自体は作成しておりません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 これからやはり高齢化にもなっていくし、で、実際、私の周辺にも、もう夫婦で住んでいたのが旦那さんが亡くなって、で、奥さんのほうも施設のほうに入って、今現在もう誰もいない、もうずっと空き家と、空き家といいますか誰もいないというふうな状

況のところもありますし、私の地域でもそういった、回ったらもう何軒もありますので、要は、そういったのは、そういった空き地、せっかくもったいないねということで、地域の人たちはどうにかならんねというふうなことは、どこの地域でもそれは思っていると思います。それをまたちゃんと、先ほど言った相続が難しい、いろんなもう、誰か1人いなくて相続ができないと、分割相続のそういった所有権移転ですかね、そういったのができなくて、できればまたその空き地、空き家も、もし修繕とかしたらまた宿泊施設にも利用できたりとか、また移住とか、そういった県外からの移住の促進とかにもなるのかなと。せっかくの本当に空き地、空き家が結構ありますので、その辺のことをどうにか村と一緒にして少しでも解消できればなというふうなことで、今回のこの空き家、空き地についての取り上げました。

これまで村外から、例えば中城に移住したいというふうな問合せとかは、これまでありますか、何件か。どなたかお願いします。

移住したいという電話とか問合せは。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

個人的に役場のホームページ、メール、電話での御希望は記憶にございません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 村としては、特にもう移住を促進するとかいうふうな、まだ考えはないということですよ。そういうふうなちょっと理解します。

先ほど、またちょっと戻りますけど、こういった例えば壊したりとか、新しい、改正法では活用をするためにいろいろリフォームをすれば、で、実際壊すときに費用がかかるというふうなことで、やはり予算等がかかりますので、こういったものの補助とかがあれば、ありますか。よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

那覇市、沖縄市において、この空き家の除却費用の補助というものをやっている事例等がございますので、そういったものは活用できると思っております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ちょっと私が調べた範囲では、社会資本整備総合交付金というのがあって、空き家再生等推進事業というのがあります。

これは、あと個人的なものでは、空き家対策総合支援事業というのがあると、総合事務局のほうにあるというふうなことがありましたが、いずれにしても、空き家に対して重点施策というふうなことに取り上げて、そういった施策を打たないことには、そういった補助金にもたどり着けないだろうというふうに想像します。

空き家を、これから高齢化が進む中で、空き家が少なくなるように対応をしていきたい、いってほしいと、一緒になっていってほしいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で空き家については終わります。

次に、教員の働き方改革について、答弁では、やはり働き方改革、現場としては、人的な支援が一番だろうと思います。人が足りない。人はいろんな、何ですかね、1人でたくさんの仕事も持っても、これを人間がいればできるということですので、支援員を配置すると、取組としては、そういうふうなことで、で、課題についても、部活とかコンクールとか徴収金とか、そういったので課題があるというふうなことでありました。

この学校に長時間、やっぱりいわばもう残業とかいうふうなことで、非常に横、その数字については横ばいもありますけど、中小なんか25人から6人に減ったというふうなこと、中学校も36人から4名に減ったとありましたが、これ

も、いろいろピースプランを意識して、保護者も教員も行政も意識して取り組んだ成果であると思われませんが、その辺はどうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

玉那覇議員がおっしゃるように、ピースフル・プランの周知が、より広がりまして、教職員はじめ保護者の意識も大分変わってきたと思います。それによる労働環境の改善というのが進んでいると考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 この計画も、初年度、6年度、7年度、8年度と、今度、中間期に入りますので、教育委員会がやるべきこと、学校がやるべきことというふうに、このピースが50ピースあるということで、で、初年度の中にナンバー18番の教育委員会から学校へ依頼する調査報告書等の整理というふうなことで、これも先ほど答弁の中にありましたので、非常に私はこれも大きな仕事の量じゃないかなと。本来なら、学校の先生方というのは、教材研究をして、それに伴って授業を行って、PDCAといいますが、その繰り返しでやるのが本来の教員の仕事であると思いますが、いろいろまた教育委員会から、いろんな調査物とかきたときには、それも大きなものだろうと思いますので、これも今回は行ったというふうなことでありますので、非常にいいことだなと。常に、やはり調査物等は、整理できるものは整理する、削減できるものは削減するというふうなことで、その意識を持って学校のほうに発送してほしいと、今後は、思っております。

最後の入試の問題についてもかなり大きな、入試については資料作成から、特にミスは許されませんので、入試については。一つのミスも絶対に許されるものではないですので、かなり気を遣う仕事であります。だから、そういった

のもぜひ、今後のまた課題等もありますので、ぜひ改善して行ってほしいと思います。

ちょっとお聞きしますが、ちょっとメモが遅れて、成果としては、教員の入試、変更された入試制度についての成果としては、教員が入試の書類を作成の手間が省けたというふうな成果がありましたけれども、やはり今回から保護者と生徒が学校をある程度、学校の求める生徒像、いわばアドミッションポリシーといいますか、で、あと、選抜における重視する点とか、そういったのを事前に生徒が理解して、不本意入学も避けるというふうな利点もあるのかなど。学校を自分で調べるというふうなことで、親子で志願を決めて、それから発送するというふうなことでありますが、これは各生徒一人一人が持っている端末、これから、親子が決めたら申込を、Web志願をするのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

回答の際の端末、どの端末を使っているかというところまでは確認をしておりません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 県外においては、各個人が、資格をもらってやるということもありますけど、学校によっては、また、学校の中にある一つの端末から送ることもあるようですが、先ほども、答弁でもあった住所の間違いであるとかいろいろ、変更をするのにかなりの時間がかかるということで、一旦志願ボタンを押して志願したけど、よく考えたらということで、変更するのにかなりの時間と手間がかかるということがありますが、その辺のことは、中学校ではなかったでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 永川幸徳。

○教育総務課主幹 永川幸徳 お答えいたします。

今、議員がおっしゃったような具体的な事案

については、学校からは確認はされておられません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今後いろいろ県教委からの今回の入試を終わっての反省とか課題点とか調査があると思いますが、もう終わっているのかなとは思いますが、今後に生かせるようにお願いしたいと思います。

ちょっと飛ばして、ごみの広域化について、ちょっとまた戻りたいと思います。

最初に、平成29年に13万円ということが、こんな小さい金額かなと思って、あと令和元年から1,631万円、1,377万円というようなことで、ちょっとごみの広域化の歩みについて、これ、平成28年11月11日に、中城村、北中城村、浦添市、松本市長、浜田村長、新垣邦男村長が新一般廃棄物処理施設に関する基本合意書の締結というふうなものがされています。で、翌年29年2月7日に、新一般廃棄物の施設に関する協議書の締結というのが行われています。で、29年12月27日に、基本合意協議書の変更ということで、これで一部事務組合から事務委託に変更されております。平成30年度に、6月15日から27日の間、1市2村で事務委託に関する議案議決規約の制定というふうなのがなされているようです。

で、当初の建設工事が約302億円、令和7年から10年まで。で、運營業務が210億円ということで歩みがありますが、令和7年4月21日、今年の4月21日に、浦添市の臨時議会で工事請負の締結がなされて、議会で可決されております。その締結金、契約金額が307億1,200万円で、工程表によると、先ほど村長からもありましたように、11年4月から供用開始となるというふうなことでありますが、これについては、いろんな情報がなかなか入らない中で、先ほど答弁で平成29年度から建設準備室が発足しているというふうなことでありましたが、本村からのそ

ういった派遣職員とかは、そこには出ているんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

施設準備室のほうは29年度限りの設置でありました。その際は、中城村からも1人派遣されております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 現在はこういった、この節目節目の例えば決めたりする、そういったとき用の会議、定例の会議とかそういったのもありますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

市長、村長が出席して行われる連絡会議が、必ず年1回開催されておまして、あと、担当者との会議、幹事会というふうに呼んでいますけれども、これが年大体3回で、また必要に応じて開催して協議をしております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 いろんなこれまでこういった会議があった場合の情報提供等もぜひお願いしたいなと思っております。

昨日も跡地利用とか解体費用とかが出ておりましたがけれども、これから村内にあったごみ搬入が距離も遠くなって浦添までということになると、今までの金額では、恐らく金額上がると思いますので、そういったシミュレーションとか、そういったのも出して、また、分別の方法も、また変化があれば、また村民に対していろいろ情報を出すとかそういったのをやってください。

以上で私の質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時01分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、1番、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 改めまして、こんにちは。

議席番号1番、小橋川恵美です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に先立ち一言御挨拶を申し上げます。

先日、私たち議員有志が主催いたしました「平和の礎」名前読み上げの集いには、多くの皆様に御参加、御協力いただき、誠にありがとうございました。今年には戦後80年という節目の年であり、改めて一人一人の命の重みと、今ある平和の尊さを深く感じる機会となりました。名前を呼ぶという静かな行為の中に、記憶をつなぎ、平和を語り継ぐ力があることを実感いたしました。御支援いただいた皆様には心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

すみません、訂正箇所がありますので、読み上げて訂正したいと思います。

大枠1、こども誰でも通園制度について。

政府は、令和6年度に、150程度の自治体で試行的に導入し、令和8年度には全国全ての自治体で実施を目指しているが、今後の本村の取組について伺います。

①こども誰でも通園制度とは。

②「令和8年度に向けての」の「の」を削除をお願いします。令和8年に向けて村内保育所との協議を進めているのか。

大枠2、保育士不足の解消の取組について。

本村は、保育園の待機児童への課題へは、前村長から長期にわたり力を入れて取り組み、保育園施設整備は充実し、待機児童ゼロも達成したと認識しています。

しかし、近年は深刻な保育士不足から待機児童がいる状況が見受けられます。今後の保育士不足解消のための取組について伺います。

大枠3、各自治会の整備要望について。

令和6年から行っている各自治会からの整備等の要望を整備要望書として取りまとめることは、行政と自治会と双方が要望やその進捗状況、「や」を削除お願いします。進捗状況が分かりやすくなったと考えます。

そこで、令和6年度の状況を伺います。

①各自治会からの要望箇所は全体で何件あったか。

②どのような要望が多いのか。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましてはこども課、大枠3につきましては都市建設課、大枠2につきましては私のほうから、保育士不足の解消の取組についてお答え申し上げます。

私も就任以来、保育士確保に取り組んでまいりました。

その取組かどうかは定かではありませんけれども、待機児童は、令和6年が19名だったのが、令和7年は6名まで減少はしております。

令和7年度におきましては、内閣府の地域課題解決事業を活用いたしまして、潜在保育士の実態把握、例えば昨日もお話ししましたように、潜在保育士がどうして退職をしたのかとか、どのような勤務体制であれば復職できるかということですね、個々にあった条件を拾い上げまして、この村内の保育施設で就業していただく事業ですとか、そのほかに、村内保育施設を、バスツアーを行う予定もしております。短い時間での就業の保育士の協力をいただけるだけで、待機児童ゼロだけではなくて、現役の保育士が休憩ですとか、あと休暇が取りやすくなる環境

づくりで、離職防止につながるというふうに思っておりますので、今後も引き続きその事業、活動などを行っていきたいと思います。

そのほかは各課長のほうからお答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 小橋川議員の大枠1及び2についてお答えいたします。

大枠1の1、こども誰でも通園制度とは、認可保育施設に入園していないお子さんが、月一定時間までの利用枠内で、保護者の就労上要件を問わず利用できる通園制度となっております。

子供にとっては、保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる経験ができ、同世代の子供と家族以外と関わる機会が得られます。

保護者にとっては、育児負担の軽減や孤立感の解消につながることを期待されております。

続きまして、②令和8年度の実施に向けて、村内保育施設向けに意向調査を今後進めてまいります。

大枠2についてお答えいたします。

これまでも保育士復職応援事業などの補助事業を実施してまいりましたが、令和7年度においては、内閣府地域課題解決事業を活用し、潜在保育士の実態把握や村内保育施設就職希望者向けのバスツアーを行う予定となっております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 小橋川恵美議員の大枠3番についてお答えいたします。

大枠3の①令和6年度要望箇所は、全体で165件ありました。

②要望の多い内容としましては、防犯灯の設置や反射鏡の設置、あと、水路の浚渫要望などが多くなっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 それでは、順番に再質問を行っていきたいと思います。

こども誰でも通園制度についてなんですけれども、このこども誰でも通園制度は、一時預かり制度も今あると思うんですけれども、違いについてお伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 一時保育につきましては現在も実施されておりますけれども、親の就労であったり、病気であるとか通院とか、保護者の理由が必要ではありますが、こども誰でも通園制度につきましては、利用の理由は特に問われないという大きな違いがございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、このこども誰でも通園制度についてなんですけれども、本村として、現時点で制度の理解ですとか、今後の導入に対する基本的な考え方を伺います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 村内の認可保育施設のほうに、実施できるかどうか、実施したいかどうかという意向調査をこれから実施します。それで、手を挙げていただける保育施設で実施していただくこととなります。

もし認可保育施設で希望するところがない場合は、吉の浦こども園のほうで実施していくということで調整しています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この本制度は、今、保育の空き定員がある地域ですね、地方のほうでは全国的に有効とされていると思うんですけれども、沖縄県のような出生率が高く保育定員に余裕がない地域においては、現場負担や入所調整の面で課題が懸念されます。

こうした地域特性を踏まえた上で、どうなんですかね、本村における制度の、今後もし手を挙げるところがなければ、必ずこの村では、必ず設置はしないとけないという状況なのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和8年度からは義務化されるということですので、ニーズがあるかないかに関わらず実施していくことと考えております。

確かに小橋川議員がおっしゃるとおり待機児童の解消が最優先となりますので、もちろんそちらを優先していくということと、保育現場の人事配置であるとか、負担軽減とか課題は多くありますので、そこを少しずつ解決に向けて努めてまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この制度の中で気になるところが、主にゼロ歳から2歳、3歳、就学前ですかね、3歳までの子が対象となる、6か月から3歳までの子が対象となるようなんですけれども、こちらが月に利用できる時間が、月に10時間というところの程度の利用制限ということで、私も子育てをしておりますので、現実的にちょっと難しい時間帯なのかなと思うところもあります。

それはやっぱり保育士さんも、園に慣れない子供を預かって、慣れた頃にはお迎えがきてというところで、月10時間となると園にも慣れない状況で、子供も保育士にとってもあまりよくないというか見直す、時間帯とかの見直しの必要性もあるのかなと思うんですけれども、今後、この時間などについては見直しをしていく、本村独自で見直しをすることとかも可能なのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 要綱等はこれから整備するんですが、既に先行実施されております那覇市などの、既に実施している市町村の参考にしながら、この一月当たりの時間は、国のほうは10時間程度というふうに示されているんですけれども、その時間についても、今後また検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

このこども誰でも通園制度というのは、今、試験的に、全国的にも各地域で試験的に運用されておりますが、ちょっと現実的ではないのかなという制度なのかなと思うところもありますので、村につきましても、もう少し具体的な運用ですとか方針、あと課題を精査して取り組んでいただきたいなと思っております。

では、続きまして、それも関連するんですけども、大枠2の保育士不足についてお伺いしたいと思います。

今回、保育士の保育士不足解消ということで、中城村とエンパワー・サポートとの保育向上に向けて連携協定をされたということでございますが、協定に基づく具体的な取組内容とそれぞれの役割分担についてお伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今後、村はアンケート調査をエンパワー社に委託するんですが、お願いするんですが、その調査の内容であるとか、それを、今現在すり合わせをして、7月以降に調査を行って、そういう集計などはエンパワー・サポートさんがやまして、その内容によって、今後またどういう施策が必要かとかそういうことを詰めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今回、このエンパワー・サポートさんとの提携、連携、協定についてなんですけれども、保育士確保を目的、確保や定着に向けて、この協定がどういった効果を発揮する見通しかということをお伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 アンケート調査を行いまして、どういう時間であるなら手伝わってもいいかであるとか、施設側の手伝ってほしい時間帯であるとか、そういうマッチングをできて、実証実験が今後できたらなというふうに考えて

おります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この制度なんですけれども、これからアンケート調査をしていくということではあります、今後、アンケート調査後、アンケート調査を取った後は、今後のスケジュールなどが決まっておりますらお伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 あくまでも予定となっておりますが、調査アンケートの後に、登録ユーザーの登録をしていただいたり、あと、ワークショップなどを実施したり、ちょこっと保育という、そういう、先ほど申し上げましたスポット的に施設の手伝ってほしいところとか、保育士の方々の手伝うことができるかとかマッチングをして、それを実証実験していくということを予定しております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この取組については、各保育園などにはもう共有をされていらっしゃるということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 以前、協定式を実施しました翌日には、村内の認可保育所全て回りまして、こういう事業を始めますということで顔合わせは済んでおります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 決まっていればお伺いしたいです。

このエンパワー・サポートさんとの今回の連携協定に当たって、これは県の事業でしたっけ、内閣府の事業で行っているということでしたが、今後、この成果をどう評価して、もし好評であれば中城村でも継続して制度化とか本格運用とか移行していくことになるかと思うんですけども、判断基準ですとか評価の体制とかなど、ありましたらお伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 評価につきましては、今のところまだ未定でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 もちろん働いていただく保育士さんがいらして、園の施設側、受け入れる施設側もあるかと思うんですけども、このあたりは実施して行って、今後、意見を聞いたりですとか、今後の取組に反映していくという考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育施設が求めている、手伝ってほしい部分であるとか時間であるとか、その辺をまたみんな聞き取りしまして、そこを反映していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ園が求める人材がきちんと確保できて、また定着して、長く中城村の保育園で働いていただけることが何よりだと思いますので、この取組も大変期待しております。

で、それからまた、この取組によって潜在保育士がちゃんとした保育士になって、保育士として長く働いていただけたらなと思っておりますのでぜひ、この取組には大変期待しておりますが、村長の、この取組についての意気込みとかか思いをお伺いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、恵美議員の再質問にお答えいたします。

意気込みということでございますけれども、先ほどもお話ししましたように、就任以来、保育士確保のために様々なことを私なりにさせていただきましたけれども、今回、このような制度があるということで、もうぜひこれは進めてくださいということで指示をいたしました。

先ほどもお話ししましたように、やはり目標は待機児童ゼロではあるんですけども、それ

以上のことで、保育士が休憩をしたり、ゆっくりと御飯が食べられたりですとか、やっぱり自分の子供の行事のときには休んでほしいという気持ちがありますので、先ほど課長からもあったように、ちょこっと保育ということで、自分が働ける時間と、あと、保育施設が働いてほしい時間というのがやっぱりあると思うんですね。で、それをこのアプリでマッチングをしまして、あとはこの保育士さんとそのエンパワーさんとの連携になってきますので、それは本当に大いに期待しておりますし、どんどん県内外に広げていければいいなというふうに思っております。これがいいところは、やはり潜在保育士を探すというのが一番いいなと思っていました。私もやっぱり保育士確保には絶対に、言葉はこれが正しいのか分からないんですけど、引き抜きは絶対しないことということを強く言っていましたので、潜在保育士をどんどんどん探して、いい保育環境をつくりましょうというふうに思っております。

今後も引き続き努力してまいります。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

官民連携を通じた保育士不足の課題解決に取り組む姿勢が伝わりました。今後も実効性がある支援体制の整備と、現場の声を丁寧に拾い上げながら、継続可能な保育環境の実現に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

では、大卒3の再質問を行いたいと思います。

今回、この各自治会からの要望整備、これ大変分かりやすく、自治会長たちもきちんとどこに要望箇所があるのかというのが分かるかと思うんですけども、令和6年度165件ということでありましたが、令和6年度の要望箇所でのどの程度整備が完了しているのかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 答えいたします。

令和6年度は9月から10月ぐらいに大体まとまって出されてきたと認識しております。各自自治会ばらばらにきているので、大体まとまったのが10月ぐらいだったと思います。

で、この令和6年度のものをいろいろ予算とか、いろいろ検討しながら令和7年度にやっていくという形でやっていっていますので、今、どの程度終わっているかというのは、ちょっとまだ把握できていないんですけれども、また、この要望についてもできるだけ、これだけ件数が多いので、自治会に優先順位をつけていただくようお願いいたしました。ただ、この優先順位につきましても、金額が高いものが1位で、これはできないけど下のほうの比較的すぐ対応ができるというものになっていくとかそういうこともございます。特に、防犯灯とかそういうものがあるのが、一番設置に向けて動きやすいというものがあるので、それが今進んでいっていると思います。

また、この維持管理について、予算の財源の限りもございますし、この要望箇所だけでなく、少し都市建設課のほうで考えている冠水対策とかその辺に充てるものもございまして、その辺を今、年度初めでいろいろどこに充てるかというのを調整している段階でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

優先順位つけてくださいということは、つけてくださいと言われていたということはお伺いしていました。

やはり村の限られた財政の中で、どう予算を組んで確保されていくのかということも大きな問題だと思うんですけれども、この小さいものから多分大きいものまでであると思うんですが、短期、中期、長期で計画とかは今後立てていく予定でしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おっしゃるとおり長期的に見ないといけないものとかもございまして、その辺を今後、令和6年度に行政懇談会で各地区から様々な意見もございましたので、これも計画的にやっていかないといけないと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この計画については、今後きちんと書面等で整理して、自治会等にはお知らせする予定ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 その実際にやる際には、そのやる旨を各自治会報告したりとかはするんですけど、今後ここをいつやる、この要望をいつできるとかというのがはっきりと少しまだ計画できていないという状況ですので、今後こういうものも計画していきながらやっていかないといけないと思っております。

また、この計画して、計画というか予定してやろうと思っていたものも、例えば台風とか緊急なものに予算を使わないといけないとかいうことでできなかった案件も、今までも多々ございました。その辺も踏まえて、できるものから自治会長等と調整しながら、今後やっていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 なぜこの要望というか質問を出しているかということ、自治会長は、やはり村民に近いんですね。で、村民からの要望も多くそのリストの中には入っています。

で、自治会長の皆さんは、日々その進捗を尋ねられることが少なくないんですね。で、まだなのということで聞かれることもあるので、ただ、行政から出してはいるけど、いつ頃とかめどが立てば、住民にも話、回答がしやすいのかなと思っていたり、ちょっと無理なところは無理、すぐには無理だよというところの返事を出

していただけたら、その旨をまた村民の皆さんに、地域の皆さんにお話しすることができるのかなと思うんですけども、実際、この協議の場、進捗状況、この書類を出しっぱなしではなくて、この今出している書類を年に一度か、一度でも半年に1回でも進捗具合ですとか状況報告とかを自治会長と協議する場を、今後、設けていただくことは可能でしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 事務委託者会などで、この進捗というものを報告することは可能だとは思いますが、一応この業者の手配とかその辺も、村内業者で対応できる場所も今、少なくなってきたりして、その辺もあるので、あまりやると言ってもまたやらないのが一番駄目なことだと思うので、慎重に一応、確実にできるものは報告していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ちょっとお話が戻るかもしれないんですけど、この165件出ているものに関しては、もう現場とかは確認済みでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 出されている箇所につきましても、把握はしております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 というのが、今回この要望箇所、もうほぼほぼ整備、村内のいろんな箇所の整備だと思うんですけども、ちょっと教育委員会とまた関係するお話かもしれないんですが、学校でも毎年実施している危険箇所の調査がありますよね。危険箇所を出していただく。民生委員さんですとか、学校の教頭先生とかに出していただく危険箇所等も、毎年上げてはいるんですけども、やはりなかなか、何年も上げているのに改善しないとかというところが、という声をよく聞くので、その辺も一緒にリンクしてまとめていただいて、優先順位が

高いところからやっていただきたいなと思うところもありまして、毎回毎回、毎年出すんですけども一向に改善されない、返事も、何ていうんですか、できるのかできないのか返事もあやふやということであれば、自治会長は期待して待ちますし、地域の危険箇所も、何回も出すのに、もう全然取組がなされないというところもあるので、この辺は多分教育委員会と都市建設課ですとかそういうところはリンクさせて、同じものは同じで早く、優先順位高いところから改善していただくようにしていただきたいんですが、それが今回この要望書として書面に上がってきたことによって、私たち村民も、自治会長も含めて分かりやすいので、ああ、いいなと思ったんですけども、これ、また、毎回毎回出すけど、毎年毎年出すけど、要望箇所だけがが増えていって、できるのかできないかも分からないという状況はちょっと避けていただきたいなと思うんですけども、できるところから自治会長なりにちょっと御報告をしていただきたい、個別でもいいので自治会長と、各皆さんの自治会長会議でということではなくて、各自自治会の自治会長と、この要望書についての優先順位とかをお話をさせていただきたいと思うんですけども、その辺はできますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

民生委員からの要望書等は確認しております。その中で、やはり民生委員からの要望の中で多かったのは、公園の遊具。遊具がやっぱり危険箇所が多いと。それに関しては、今、これまで議会でも答えてきたとは思いますが、公園長寿命化計画というものを令和7年度に策定いたします。遊具というのは、やはりかなり財源が高いものになってくるので、この長寿命化計画を策定すれば、公園としての補助、遊具としての修繕の補助がもらえますので、これを策定して次年度から要望していこうと思っております。

この長寿命化計画の策定においても、簡易的な修繕というのは、これは補助対象から外れるものに関しては、昨年度もこの修繕を行っておりますけど、その辺に関しては維持管理として修繕していくという形でやっていこうと思っております。維持管理の要望の中にも、この遊具のものも入っているので、その辺は自治会長とも調整しながら、この補助メニューを使ってできるものとか、維持管理でやるものとか、その辺の調整はしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

できてもできなくても今の進捗を報告していただけたら、自治会長ですとか関係機関の民生委員ですとかは、この要望している村民に対してお返事がしやすいと思っておりますので、その辺のこまめな連携は取っていただきたいと思っております。

で、さっきの自治会長との懇談というか、書類を提出した後のやり取りとか進捗状況等に関しましては、せっかく書面で出ているので、めどだけでもちょっと自治会長に伝えていただきたいなと思うところもあるんですけども、そこで、すみません、ちょっと副村長にでもいいので、今後この進捗状況等について協議、自治会長に説明をしていくことが可能かどうかということをお伺いします。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 恵美議員の再質問にお答えします。

担当課とよく優先順位という話がありましたので、その辺も踏まえて、それと予算のつき具合もありますので、まずは危険箇所からやっていきたいと思っておりますので、165件の維持管理がありますので、これ一気にできるとは、まずあり得ないですから、その辺も踏まえて担当課とよく調整しながら、あとは各自治会長と話

をしながら決定していくと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 地域と行政が信頼関係を持って連携して、共にまちづくりを進めていくための基盤づくりを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時09分）

~~~~~

再 開（14時25分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、7番、新垣 修議員の一般質問を許します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議席番号7番、通告書に従って一般質問読み上げていきます。

大枠1番、「中城村平和の日」制定にちなみ、上陸碑周辺の環境整備と平和学習。

比嘉村長にとっては、議員時代より「中城村平和の日」の制定に向けては、平和の架け橋の発信を願う強い思い入れを持って提案し、取組実現に向け制定の日付や平和祈念事業の詳細など、村民に広報しております。

終戦後の引揚団が8月17日久場崎へ上陸した史実と合わせ、「中城村平和の日」として考えられたことは、そこに制定日の原点があり、現在、戦後引揚上陸碑は場所を移して建立されていますが、制定後の活用と周辺環境に伺います。

①平和の日制定において、いろいろな場面で祈念事業やイベントなどを考えているとのことですが、それによって上陸碑の場所も、今後観光スポットとして脚光を浴びるのではないかと

考えております。多くの観光客がこの地に訪れることに期待もいたしますが、そこまでの進入道路について舗装整備等の計画を考えているかどうか伺います。

②記念碑の場所の周辺は、雑草が生い茂り、雨天時は車両での乗り入れが困難な状況にあります。今後の周辺雑草対策や景観拠点としての観光拠点としての整備を図る考えはあるのかどうか伺います。

③教育部局のほうでは、これまで村内教員に対し平和学習を行い、平和教育の推進や児童生徒への平和への尊さの学習環境を高く評価いたします。これまで児童生徒の平和学習の一環で、この戦後引揚上陸記念碑の場所を実際に授業や春の遠足とかで訪れたり活用したことはあるのか伺います。

④番、記念碑の3本の一番高い石柱に、せん断クラック補修されたような跡が見られるが、今後に向けても安全性は保たれているのか伺います。

⑤番、記念碑制作建立から約30年が経過していますが、全般的に説明板や石柱の化粧整備等について伺います。

⑥番、令和2年9月定例会において、新垣貞則議員から沖縄県に対して、戦後引揚上陸記念館を要請する活動を行ってほしいと意見していますが、担当課内での審議状況はどのような取扱いになっているのか伺います。また、それを踏まえて、平和の日制定起案者の村長にも、戦後引揚者上陸碑周辺を取り巻く環境整備についてどのような方向性を考えているのか伺います。

大枠2番、大型事業に起因する債務負担行為。

小中学校建設工事、新クリーンセンター施設整備の大型事業に伴う支出により、債務担の増加で今年度末や令和10年度末頃には歳出が発生し、財政的にも厳しい状況になるのではと思います。将来負担比率にしても、令和6年決算予定では285%を予測し、令和13年度までに200%

を超える予測をしていますが、実際に起債余力が何年度まで安定して財政運営が図れるのか伺います。自主財政運営の観点から、ふるさと納税の取組強化について何か図っているのか伺います。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては都市建設課と教育委員会、大枠2につきましては企画課のほうでお答え申し上げます。

私のほうからは、お尋ねの大枠1の⑥についてお答えいたします。

議員からもありましたように、私は以前から中城村平和の日の制定を提案してきました。

で、その中で、本村久場崎港が引揚者上陸の地でありまして、ふるさと沖縄に帰ってきた方々が平和と復興を願い、第一歩を踏んだ大切な場所でもあります。その場所に、私も多くの方々に足を運んでいただきたい、そして平和を感じていただきたいというふうには思っております。私といたしましては、見学者が訪れやすいような環境整備は必要だと考えております。

また、令和2年9月定例会での新垣貞則議員からの上陸碑記念館の県への要請についてでございますけれども、確認いたしましたところ要請は行われていないものだと思います。

詳細につきましては担当課のほうから説明いたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の③についてでございますけれども、教育委員会としては、平和学習はとて大事なことだと考えています。

教職員に対しては、今年度も夏休みにフィールドワークを実施していきます。中学生は、学年ごとに村内の平和学習や南部に出かけていっ

ての平和学習フィールドワークを毎年実施しています。これまでに学級単位や学年単位で上陸記念碑現地での平和学習を実施したことはありません。来月の校長会等で学校側と話し合いをして、可能かどうか相談をしていきたいと思えます。

それから、②、④、⑤については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣 修議員の大枠1番の①についてお答えします。

①当該進入路は、一部里道と大部分が私有地となっているため、現段階では舗装整備などの計画予定はございませんが、上陸碑への道路として今後検討していくことはできると考えております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣 修議員の大枠1の②、④、⑤についてお答えします。

まず、②です。

教育委員会としましては、今のところ現状以上の整備は考えておりませんが、今後、平和の日制定に伴っての情報発信なども行い、人も増えてくると思いますので、この訪れる方々の利便性も今後考えないといけないので、すぐには言えませんが、よりよい見学環境の整備は、考えていきたいと思えます。

それと清掃についてですが、今後も可能な範囲で実施はしていきたいと思っております。

で、続きまして④石柱のクラックについてです。

こちらに関しましては、平成19年に修理を行っております。その当時の修理としましては、石柱の上部から数本のボルトを埋め込んで、亀裂から上が剥離しないようにした上で、亀裂部に石材用の接着剤を塗っており、安全性は保たれているものと思えます。

続きまして、⑤石柱や説明板については、建

立から大分たちますので汚れが目立ち、文字部分の塗装をはがれて見えにくくなっている部分もあることから、できるだけ早く改善を図っていきたくと思えます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

現在、村の中長期財政計画で予測している令和15年度までにおいて将来負担比率の最高値で284.7%となっており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で示されている早期健全化基準内となっておりますところから、15年度までは健全な財政運営は維持していける計画でございます。

また、ふるさと納税の強化については、中間事業者や既存の返礼品提供事業者と連携し、寄附者のニーズに応える新規返礼品の開発に加え、新たな返礼品提供事業者の開拓、事務経費の削減及び現地型申込の導入などに取り組んでいるところでございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時37分）

~~~~~

再 開（14時38分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

答弁漏れがございました。

⑥に関しまして、新垣貞則議員が令和2年度ですかね、県のほうに上陸碑の記念館をつくるようにということで要望してはどうかということに関して、私のほうで確認しましたが、うちの課では具体的な取組は行っておりません。当時、私は、文化係長ではあったんですが、そのような話は、当時の課長からは聞いておりませんので、具体的な取組はしていないと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、全体的な流れで、村長と教育長に伺いますけれども、この平和の日制定を、取組を発して以来、教育長も久場ですよね、地元ですので、この場所を訪れたことがあるのかどうか。で、仮に訪れていたとしたときに、その上陸碑の周辺を見てどのように感じられたか、その所見を伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣 修議員の再質問にお答えいたします。

もちろん上陸の碑は、自家用車ではありますけれども、中のほうに入っていました。そのとき、この周りの雑草とかそういったのに関してはそんなに思うことはなかったんですけども、やはり道幅が狭いなとか、あと、凹凸とかがあるなど、晴れていたときではあったんですけども、あったなということと、あと、説明板がやっぱりちょっと古くなっているなど。一生懸命見ようとはしたんですけども、読めることは読めるんですが読みにくいなというふうには感じております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 その場所は何度も訪れたことはあります。

草刈りがされた跡であったりとか、あるいは草が繁茂している状況であったりとか、いろんな状況がありますけれども、教育委員会としては、やはり平和学習ができる範囲はやっぱり整備しないとイケないと考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 皆さんに一応資料として写真のほうも配っていますけれども、私もこの一般質問の締切りの前に、5月30日に、移転後初めてこの場所を訪れたんですよ。

で、分からないからグーグルマップで検索して行ったら、この上陸碑の背後のちょうど昇工業、そこから道を案内されて、で、この工場の中に入ってフェンス越しに周りを見ながら、向かいに道があるなということでバックしてから、今の、写真の進入路のところを見つけて入って行ってこの周辺を見たんですけども、その際にも、この村長のその思いであるその平和の日制定のこの場所を見たときに、この案内も分かりづらい状況になっていて、今後、この場所というのは、やはり私たちが思うのは、この生涯学習課がつくられている戦前の集落久場のこの冊子。中にもありますように、戦後の沖縄復興はここから始まったと言えるという文面、これはもちろん冊子の文面のほうに書いているわけですが、やはり今後、平和の日制定とこの上陸碑のこの場所というのは、切っても切れない場所なのかなと思って、それで、見たことありますかと質問したんですけども、で、それで、この写真の2番ですね、この記念碑周辺、多分、車の跡がここにあるんですけども、雨降ったらちょうど、これ、どこが入り口なのか、要は、2の1に、記念碑周辺状況に階段があるんだけど、裏から入って、単純に裏から入って、そこからこの上陸碑を見るのか、それとも表側のこの2番の記念碑周辺のこの中から車で行くのかというのも分かりづらい状況で、で、手前側は30センチ以上の草が生い茂っていて、で、この北側はもう1メートルぐらい、葦というのかな、生い茂っていて、景観が何か保たれていないなど。で、その石碑の立場からすると、移転しないで東海産業のあの場所のほうが、雑草も生えないからよかったのかなと、見る場所としては難点があったんですけども。

そこで確認したいんですけども、渡久地課長のほうで、清掃については可能な範囲で行うという事ですが、この可能な範囲というのが、僕のほうでアバウトすぎて分からないんですけど

れども、整備はこれ以上やりません、でも、清掃は行いますということは、さっき教育長が言っていましたけれども、この上陸碑の、これ8メートル幅ぐらいなのかな、そこだけの清掃なのか。それとも、この2番の記念碑上陸、要するに、これ正面から入ってくとしたら、ここから多分歩いていくのかな、ここまで車入れられるんだけど、ただ雨の日は、やっぱりこの女性がスカートだったらなかなかここからは歩かないだろうなという思いがありまして、で、それをどの頻度で実際行っていく考えなのか、具体的に説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

可能な範囲に関しましては、私どもの課で年に3回ぐらい、人がいるときに清掃を行っております。大体、石碑から5メートルから10メートルの左右の範囲で清掃を行っております。

全面的にやるというのは、ちょっと人数、体制的に厳しいので、その見学に必要な範囲をやっています。夏場とかは特に、草刈りが追いつかない状況ですが、新垣貞則議員とあと久場の有志の方々、年に結構な数やっただいていて、こののを認識して、ありがたく思っているところですが、一応私どもとしましては、そういう今言ったような年に3回ぐらいのその範囲で、今手いっぱいな状態ということです。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 渡久地課長の回答議事録からも、令和4年6月に貞則議員ですね、ちゃんと答弁した中で、この地域というかなんていうかな、この地域の理解と、それから協力得ながら清掃を行っていきたいということをお願いして、で、貞則議員にお礼の言葉を述べているんですけども、ちょっと今回というか今後のことなんでしょうけれども、これって少し他力本願なのかなというちょっと思いで、僕はこの記事を読ませてもらったんですけども、やはりこ

の生涯学習課がこの場所、管理部局なのかは分からないんですけども、今後は、その平和の日制定のその場所というふうに捉えたときには、生涯学習課、その部分じゃなくて、やっぱりこの全庁でその環境を整えて、やはり一般のお客さんが来ていただいて、景観もすばらしいところですよ、太平洋を望んでいるという。そこで情報発信ができるような場所にしてもらいたいと思いますので、その辺はまた村長にも教育部局とか隔たりがなく、できればこの何らかの形でこの周辺の雑草対策を図ってほしいと。

で、これはあくまでも提案なんですけれども、これ以前にも、3年前にも提案したんですけども、先ほど恵美議員が、学校民生委員からの要望書というのかな、で、そのとき3年前に建設協力会と話を取りつけて、多少なりこのういった、以前はペンキ塗りとかタッチアップとか塗装が、溶接があるときに、建設協力会の当時は会長に、行政、要するにその建設協力会の本文の中に、福祉向上に協力するという本文があるものですから、それで、以前は副村長が課長時代に、我々建設協力会のときに、歴史の道とか、南上原を、年に3回掃除しましょうということで一緒に取り組んでいました。

で、そういった観点からも、今に年3回と合わせて、それと今のように村内のボランティアというか協力できるところに声をかけていただいて、で、これ声かけなければ、せっかく向こうにはこういうふうに、僕らも話を通したんですけども何の依頼もないよというふうに、これもう2年ぐらい、実際もう何もないよという状況になってきて、できれば新体制の中、やはり村内土木企業にボランティアの一環と、もう一つはやっぱり村をよくするためという意味合いを込めて、まずそういったふうに取りつけたらどうかと思いますけど、その辺どう。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、再質問にお答えいた

します。

もちろんこれは今後、行政がしっかりとやっ
ていかなければならないところだとは思って
すけれども、今、修議員がおっしゃってくれま
したように、ボランティアの方、あるいは具体
的なことを言えば建設協力会の皆さんに、一緒
になってこの碑の周りを清掃することによって、
これは清掃だけではなく、やはりそのときも平
和の大切さを皆さんで考えながら清掃ができ
るのではないかなと思いますので、私のほうと
しては積極的にボランティアのほうをお願いし
て一緒にやっていきたいなというふうには思っ
ております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 この平和の日制定に向
けての取組と、それとこの上陸碑の周辺の草刈
りの件も、一応こちらのほうからも建設協力会
のほうに要望を申し上げておきますので、何か
ありました声かけしてください。

で、都計課長が答弁で、上陸碑への道路とし
て今後検討していけるのではないかという前向
きな回答ですね、そちら心強く思います。

進入路1番見ていただいて、この左側、これ
ちょうど上陸碑を、海を背中にして左側に、何
か業者がいるんですけれども、この業者に聞い
たら、年4回、雨降りの日は、こっちがぬかる
みでわだちもできて車が入ってこれないとい
うことで、で、シャボとか持っていて、その業
者が、年に4回ほど整備していますよというふ
うな話をしていたんですよ。で、今後、あくま
でも今後なんですけど、やはり時間をかけて、今
都計課長が言われるように、あくまでも上陸碑
への進入路としてやはり整備していけば、この
もちろん里道と私有地も兼ねていますけれども、
物すごくいい環境づくりにできるのではないか
と思いますので、その辺もさらなる前向きに検
討していただいて整備してほしいと思います。

で、③に関してなんですけど、中学生のほう
ではフィールドワークを行っているけれども、
この場所についてはまだ授業等では使ってい
ないということなんですけれども、これ、新聞の
切り抜きで沖縄タイムス、多分教育長もこれ目
を通されていると思うんですけれども、中城小
学校6年生が特設授業ということで、戦後引揚
の苦難を学ぶという中で、抜粋して読み上げま
すけれども、中城小学校6年生が5月28日に、
久場崎の戦後引揚上陸碑と題して授業、特設事
業を受けたと。で、日頃皆さんが遊びに行っ
ている中城モールの近くに、海岸に碑がありま
すと説明すると、児童らは一様に驚いた表情を
見せた。これはあくまでも記者が捉えた子供た
ちの表情なんですけれども、やはり一様に驚い
たというふうな捉え方したということは、多分
子供たちにもまだこの場所というのは浸透して
いないのかなというふうに僕は受け取りました。
で、これは小学校なんですけど、あと、これ琉
球新報の6月6日の平和教育アンケートの中で、
高校生、あくまでもこれは高校生を対象にな
んですけれども、高校生を対象に平和教育に関
するアンケートを行ったと。で、その中で、沖
縄戦についても学ぶことは大事ではあるん
ですけども、戦後の沖縄に関する正答率が低
かったと。で、その平和教育の流通をもっと
図る必要があるのではないかというふう
に、これは高校を対象にしたアンケートが寄
せられていて、で、もちろん高校教育にお
いては、学習指導要綱には盛り込まれてい
ないんですけども、戦後の沖縄の歩みを含
めて体系的にやはり教える仕組みが必要だ
というふうに、これは社説で述べているん
ですけども、で、それで、せっかくこの機
会に、この上陸の碑がそこにあって、それ
と、その制定目的の中の一つであります復
興にかけたいという思い、そして制定目的
の中で、復興という、沖縄県の復興がここ
から始まったんだということ、じゃ、その
小学生、五、六年生程度から

でもいいですけど、そこに、百聞は一見にしかずなんですけれども、この中城小学校6年生の特設授業というのは、電子黒板を用いて、で、その中で、多分平和陸揚げのこの説明板を出したりとか、それから、写真でそのポイントポイントを多分皆さんに紹介したのかなと、僕、予測するんですけども、やはりその写真とかじゃなくて、百聞は一見にしかずの体験で、やはりそこに子供たちを連れて行って、で、そこで、その場所の、要は太平洋を望む本当に壮大さ、美しい景観、それとデーグスクというのかね、そこも見ていただいて、で、この生涯学習課がせっかくつくり上げたこの中にも引揚の要素の中にデーグスクのこととかいろいろとありますので、その辺も踏まえて体感的に子供たちに小さい頃から、この沖縄戦後の歴史の歩みがこの場所から、そういうふうに陸揚げの地から中城村のほうでは平和制定の日に向けての8月17日だよというのを教育の一環で教えるのもすばらしいことではないのかなと思うんですけども、その辺、教育長、どなたかお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 先ほどもお答えしましたが、来月の校長会で、その現地での視察が可能かどうか、学校側と話をしますので、そのときにいろいろ相談します。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ぜひとも本当に先生方の働き方改革もいろいろあって、そこまで誰が引率するねとかいろいろな問題あるかもしれませんが、できればせっかく中城村にすばらしい財産、観光資源がありますので、活用していただくようによろしくお願いします。

で、この4番の記念碑の状況、ちょっとこれアップで撮ったんですけども、で、課長言われるように安全性は保たれていると考えていると。で、亀裂があったのをこのボルトでつないで接着剤を塗っているということなんですけれ

ども、最近見られましたか。そのクラック部分に穴が開いていたりしていますので、その辺も再度見て、やはりそのクラック部分をこういったエポキシ系樹脂で穴埋めするかそういった対策も取られたほうがいいのかなど。

そして、記念碑、刻銘板の説明板の件なんですけれども、これ、東側を向いていますので、そこから細かい流砂が飛んできてサンドブラスト状になっていて、どんなに化粧しても多分二、三年とか四、五年には、この白いペンキというのは、はがれると思うんですよ。で、まず、そこを化粧直ししたら、その上から透明のカーボンファイルとかそういうのを養生すれば、その文字も見えやすくなって、訪れる人にも優しい場所になるのかなと思いますが、その辺も御検討していただきたいと思っております。

で、あと、渡久地課長にもう一点は、その記念碑を見たときに、南面と北面が、色が北面は真っ黒くして、何か違和感を物すごく感じる、その辺もちょっと専門的な範囲から、多分パワージェッターでやれば落ちるのかな、その辺もきれいにさせていただいて整備してほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、この上陸碑に関しましては、担当課長及び村長、あるいは教育長からも、前向きな回答というふうに捉えた回答が得られましたので、いよいよ観光資源としても活用できるし、それから平和教育の一環としても。それから中城村の景観地としても利用できるし、それから沖縄県全ての復興がここから始まり一つの架け橋になったということ踏まえて、大いに有効利用できるように取り組んでもらいたいと思います。

それでは、2番のほうに移ります。

まず、企画課長のほうから、令和15年度まで、その健全化基準値以内であるということで、運営が維持していけるというふうに考えているという回答だったんですけども、ちょっと財政

を預かる企画課長の答弁としては少し寂しいな
と思っております。

私が求めていたのは、起債緩く、健全化とい
うのは、正直言って、単年単年で計算しますの
で、だから350%超えることもなかなかない
と思うし、それと、実質公債比率も25%をなか
なか超えるというのは、破綻しない限り超えない
と思っております。

それで、これ令和6年3月に出された中長期
計画を基に、今回いろいろと質問を考えてきた
んですけれども、まず、だから、企画課長から
は、その辺の細かい詳細を踏まえて、この起債
余力が実際何年度まで保てるのかねという詳細
的なことを聞きたかったというのが本音であり
ます。そして、まず、課長にお聞きしたいん
ですけれども、今、課長のほうから、その350%
以内とかいう話していましたよね。で、これ多
分、課長の答弁の中に、17ページの実質公債比
率が令和15年度で10%ですよ、それから将来負
担比率は令和6年度でマックスの284.7%あり
ましたよというふうに、これを用いて回答なさ
れているんですけれども、私はこれ全部読み込
んでの質問をしているんですけれども、で、こ
の私がこの求めているその起債余力というのは、
以前、課長と、3月定例会のときに、今現在、
多分財政調整基金が令和6年度、7年度の見込
みで6億5,000万円ぐらいを見込んでおります。
で、そのときに、いろいろと予算調整の中で、
課長が言われた、予算厳しいと。で、その中で、
辛抱できるものを辛抱しないといけない。で、
優先順位があって、こういうふうに予算組みし
ないといけない。やっぱりその予算を舵取る財
政ですので、やはり物すごく予算面で、何てい
うのかな、危惧しているのは感じたんですけれ
ども、その中で課長が発した言葉が、このまま
だと令和9年度までには、この財政調整基金、
使い切ってしまうですよというお話が、僕の耳
の中に残っていて、で、この資料でいくと、財

政調整基金というのはずっと8億7,000万円ぐ
らいずっと推移して残っている状況なんですよ
ね、令和15年度まで。

で、それを踏まえてですよ、このページの、
課長、19ページに、今後の予算編成の考え方で、
方針の中に、歳入を注意事項というふうに、わ
ざわざ項目を何点か挙げてあるんですけれども、
現課長のほうで、要するに財政運営の安定性を
確保するために、この中からどの取組を優先的
に優先順位をつけて行っていくのかという回答
できますか。

今後の方針の歳入の中にいろいろと課題を挙
げていますよね。その中から、要は財源を確保
するための安定を図るためのいろいろと書いて
あるんだけど、何を、全てこれできるわけじゃ
ないですよ。その中から優先順位を決めて取
り組まないといけないのかなと思っているん
ですけれども。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

まず、私の答弁で、詳細が足りていないところ
からの御説明をしてもよろしいでしょうか。

私が申し上げたのは、地方公共団体の財政の
健全に関する法律というのがございまして、御
承知だと思いますけども、破綻する行政が出て
きた。しかし事態が深刻化するまでに明らか
にならないという課題があったんですね。それ
じゃまずいということで、この法律が制定され
ています。

財政再生基準がレッドラインでこの将来負担
比率350というのはイエローラインにして財政
破綻になる350以内であれば、イエローにもか
かっていないので、これが不健全とは言えませ
んと申し上げたつもりでございまして、どうい
うことかということ、350を超えると簡単には起
債ができなくなります。規制がかかるというこ
とです。現計画のマックス値で285ということ
は、起債には何ら問題ない状況で、将来負担比

率も含めて健全な財政運営はできますという答弁をしたつもりでございます。

この9年で財調がなくなるとかいうのは、どういう状況で申し上げたのか、記憶しておりません。中長期計画においては、緊急事態も想定しなければなりませんし、15年以降の学校PFIの償還もありますので、そのためにできるだけ基金は崩さないというところで計画されております。公共施設投資基金を崩しても15年には赤字になることから3%削減を目標としており、非常に厳しいという従来から私が申し上げている状況は変わらずに考えておりまして、財政側で切るのではなく各課の継続事業から当たり前に継続するのではなくて、事業を見直したり、経費削減したり、裏負担はないかとかと、基本的に各課で全ての事業において、緊急性、効率性再検証をして、優先順位をつけていこうと各課に指示は出しているところです。また特別会計では、独立採算の基本を考えてもらって、各特別会計においては経営の健全化に向けて取り組んでほしいと。一般会計からの繰出しも抑制しないといけないと強く考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 もちろん財政のコントロールというのは、課長のほうからの御意見を皆さんに伝えると思うんですけど、それで、課長、今11ページの表ありますよね。

で、これ、前課長が作成して、それを収支予測を出しているんですけども、これを、実質推計値、要するに、今、令和6年度93億5,600万円が実質は96億5,000万円を予算取った、つくったんですよ。で、令和7年度、今年151億円ですよ、予算が。で、133億円を見込んでた。で、これが大体112%増になっていて、物すごくこの表が、我々の指標となる表が乖離していると僕は思っているわけ。それで、やっぱりその実質、その数値、金額と合わせて、やっぱり修正周知を、できれば9月決算審査後にで

も出していただきたいなど。それを求めたいんですけども、その辺可能でしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

当初、計画策定した段階では、5年置きに見直す想定があったそうです。

議員がおっしゃるように、単純な歳出額で差がございます。大規模事業の事業額も上がっている。物価高騰が相当に響いています。あとは人件費が非常に増えています。5年置きに見直すというのが基本だったんですが、今の御時世、状況から、早めに見直すべきと話しているんですが、修議員が求めたように今年やるということは決めてもおりませんが、また簡単にできるものでもなく、決算が終わってからの処理になるかと考えます。この辺は早めの見直しを今後検討させていただきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 9月決算後じゃなくても12月でもいいんですけども、やはりこの定期的な報告によって、その今我々が持っている収支予測計画シミュレーションなんですけれども、これの数値があまり乖離しちゃうと、我々もどれだけの予算を消化しているか分からない。

で、正直言って、その村の財政状況をよりの確に把握もできない。で、持続可能なその財政運営に向けて、やはり議論を重ねたいわけですので、今、担当部署が総務常任委員会ですので、やはり企画は我々の所管に入っていますので、それで今その財政運営に向けて議論を深めたいがために、この令和7年度、12月でもいいんですけども、この表の修正後の数値を出していただいて、で、そこで議論を深めたいと思っていますので、その辺ぜひとも作成していただいて提出のほう、よろしく願います。

ふるさと納税に関しましては、有効な自主財源というふうに理解していますので、それはもう頑張ってください、やはり5,200万円じゃ

なくて1億円規模を目指して獲得するようにお願いいたして一般質問を終わります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時14分）

令和7年第5回中城村議会定例会（第6日目）

招集年月日	令和7年6月13日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和7年6月18日（午前10時07分）		
	散会	令和7年6月18日（午後3時22分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小橋川 恵美	9番	大城 常良
	2番	玉那覇 登	10番	欠 員
	3番	欠 員	11番	仲松 正敏
	4番	桃原 清	12番	金城 章
	5番	新垣 貞則	13番	新垣 博正
	6番	安里 清市	14番	新垣 善功
	7番	新垣 修	15番	石原 昌雄
8番	屋良 照枝	16番	伊佐 則勝	
欠席議員				
会議録署名議員	9番	大城 常良	11番	仲松 正敏
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比嘉 保	議事係長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比嘉 麻乃	こども課長	比嘉 昌子
	副村長	新垣 正	企画課長	金城 勉
	教育長	比嘉 良治	都市建設課長	呉屋 克行
	総務課長	大湾 朝也	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲村 武宏
	住民生活課長	新垣 忍	上下水道課長	下地 良和
	会計管理者	照屋 郁子	教育総務課長	我謝 慎太郎
	税務課長	比嘉 聡	生涯学習課長	渡久地 真
	福祉課長	照屋 淳	教育総務課主幹	永川 幸徳
	健康保険課長	島袋 かおり		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時07分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、4番、桃原 清議員の一般質問を許します。

桃原議員。

○4番 桃原 清議員 皆さん、おはようございます。議席番号4番、桃原 清、議長から許しを得ましたので、これより一般質問を始めます。

まずは、通告書を読み上げることで一般質問といたします。

大枠1番、陸上競技場管理棟改築工事の件。

このたび吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟改築工事を発注、入札を行っているが、その件について伺います。

①工事の当初予算、落札金額及び比較してどうであったか伺います。

②吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟等磁気探査業務についての当初予算、落札金額などはどうであったか伺います。

③磁気探査業務及び改築工事、それぞれの工期について伺います。

大枠2、公民館建設の件。

北上原公民館は築40年近くたっており、村内でも最も古い公民館の一つとなっております。北上原自治会においては、総会、役員会、餅つき大会など、年間を通して様々な地域活動の拠点となっておりますが、狭隘のため多大な支障が生じています。敬老会などは、吉の浦会館を借用して行っております。駐車場も狭く、集会のたびに交通量の多い県道に駐車をしています。

このような状況から、ぜひとも新しい公民館の建設が必要であり、今年度、資金造成基金を

立ち上げました。6月22日には北上原公民館建替資金造成チャリティーショーも開催予定をしております。

ただ、昔と違い、一自治会で資金をつくって公民館建設ができるような時代ではありません。ぜひ村当局には、補助金を活用して公民館建設が実現できるよう頑張っていただきたい。村長の見解を伺います。

大枠3、駐在所存続の件。

以前、津覇の駐在所の状況について質問したとき、駐在所の建物は使用していないが、野嵩交番に出勤した警察官が中城での駐在業務に当たるとの答弁を受けたことがあります。中城にとって津覇の駐在所、伊舎堂の駐在所は絶対に必要不可欠なものです。私は毎朝、津覇小学校の前を通りますが、最近では交通指導をしている警察官をあまり見かけなくなりました。

そこで質問いたします。

津覇、伊舎堂両駐在所は、以前と変わらず駐在所業務を行っているか、現状について伺います。

大枠4、観光協会について。

ごさまるしえ事業の進捗に伴い、観光協会は事務所の移転などあるが、今後の観光協会の事務所の場所及び事業計画について伺います。

大枠5、道路維持について。

北上原の村道愛知線は、道路状況が悪く、早めに対応していただきたい。以前、設計業務のために調査はしていたが、今後の道路改良工事の計画について伺いたい。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、おはようございます。

桃原 清議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては教育委員会、大枠2は総務課、大枠3が住民生活課、大枠4は産業振興課、大枠5が都市建設課のほうでお答えさせ

ていただきます。

私のほうからは、お尋ねの大枠2について見解を述べさせていただきます。

議員おっしゃるとおり北上原公民館はほかの公民館に比べますと、確かに狭いということで支障を生じているということは、私も公民館、お邪魔しましたときに感じましたし、また、自治会の皆さんからもそれはお伺いしております。

先日、北上原の役員の皆さんが来られましたときにも、そのときには自治会も、今後は村だけに頼るのではなく、自分たちも資金集めをしますという言葉に感銘を受けたところでございます。また、その結果、4月に基金を創設したということでございますので、行政といたしましても、何かいい方法がないか、何か補助金はないかと今模索しているところでございます。

詳細につきましては、また担当課のほうからお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆様おはようございます。

大枠1についてですが、吉の浦公園は村民の生涯スポーツ、健康づくりの場所として重要な役割を果たしています。陸上競技場も、競技力の向上等に大きな役割を担っていて、早急に工事を進めたいと考えています。

詳細については、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 桃原 清議員の質問大枠1の①から③についてお答えいたします。

まず①ですが、管理棟改築工事は、建築、電気、機械の3つに分けて発注しておりますので、各工事に分けて説明させていただきます。それと、御質問では当初予算とはなっているんですが、こちらのほうは設計額のほうで置き換えて説明させていただきます。それと、落札額に関しましては税抜き額となっておりますので、金額に関しましては全て税抜きでお答えさせてい

たきたいと思っております。

まず、建築工事に関しましては、設計額が3億4,490万円、落札額が3億2,418万9,000円で、電気工事、設計額が9,203万円、落札額8,788万円、機械工事は設計額が6,385万円、落札額6,335万円となっております。工事の契約額の総額は税抜きで4億7,541万9,000円、税込みですと5億2,296万900円となっております。

続きまして、②磁気探査委託の設計額に関しましては1,079万円で、落札額が1,003万4,000円となっております。

③工期につきましては、磁気探査委託が6月から9月末までです。あと工事に関しましては、6月20日が地鎮祭を予定しておりますので、そこから本格的な工事の準備に入っていきますが、それで3月末までには完成させていくというような工程となっております。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 おはようございます。

それでは、桃原 清議員の大枠2についてお答えいたします。

北上原地区の自治公民館の建設につきましては、令和7年4月に要請書として提出があり、地域活動の拠点施設として新たに建設したい旨の内容と、北上原分校跡地に自治公民館を併設した多目的複合施設の建設についての要請について把握をしているところでございます。

現在、北上原分校跡地を活用した建設事業などの計画は予定されておませんが、今後につきましても現在の学童クラブ、シルバー人材センターなどの利用を考えております。

自治公民館の建設予算につきましては、自治総合センターの助成金としてコミュニティセンター助成事業の活用が考えられます。対象となる事業費の5分の3以内に相当する額として上限額が2,000万円まで助成をされる補助金がございます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 おはようございます。

大枠3についてお答えいたします。

両駐在所の警察官については、以前と変わりなく駐在業務を行っている認識しています。小学校前の交通安全指導や車両を活用してのパトロール等、多くの駐在業務があるため、状況に応じて駐在業務を行っていると考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。

桃原議員の大枠4についてお答えいたします。

観光協会は、中城村民体育館内の事務所へ移転する計画で進めております。明日の6月19日より移転を予定しており、6月末には移転完了を目指しております。

また、体育館内での観光協会の業務開始については、準備が整い次第、再開する予定で動いております。

事業計画につきましては、1つ目に組織づくり、観光メニューの開発、商品開発、誘客促進、観光情報受発信の整備を進めていく計画と聞いております。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。

桃原 清議員の大枠5番についてお答えいたします。

村道愛知線につきましては、舗装構成改良事業にて今年度発注する予定となっております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、これから再質問を行っていきます。

まず大枠1、これ一括して質問していきます。

建設・電気・機械等は工期が令和8年3月31日になっておりますが、これから令和7年度は、

まず津覇小学校の運動会があるというふうに聞いてはいるんですが、それから体協行事、老人会連合会の行事など、あと年明けたらサッカーキャンプ、たくさんの行事がありますけれども、その間、トイレはどういうふうにして対応していくのか。今現在、この工事とは関係ない、周りにまだトイレはありますけれども、このすぐ目の前の今、工事の場所のトイレがないんですけど、このトイレはどのように対応していく予定なのか伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

議員のおっしゃるように周辺のトイレなどを活用して対応していくしかない状況です。一応それで調整していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 そうなりますと、遠くまで歩いていくということになりませんか。何とか工事の期間中だけでも仮設トイレを考えているのかなというふうに思っていましたけれども、やっぱりたくさんの方が集まる場合、グラウンド内に、トイレ遠いですよね。全員が今ある周りのトイレに行くということは、相当距離があるんで、仮設トイレでも短期間だけ置いて撤去するトイレと、また、こういう工事現場のときはよく、ちょっと幾つか並んだ仮設トイレを長期で設置できるようなものもありますけど、そういうものは全く計画する予定はないですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

今のところそこまでは考えておりませんでしたので、ちょっと状況も見ながら、もし必要性があるようでしたら、検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 すぐ目の前になりますから、小学校の運動会などは父兄がたくさん集まりますので、距離がある場所というのは大変だと思うんですよ。本当は、そういうときにはすぐ近くにトイレがないと。通常の体協とかの行事はまだいいですよ、まだ元気な若い人たちがたくさん集まるんで、自分で何とかしますけれども、学校の運動会とかで父兄が集まるようなところは、本当でしたら、この近くに短期間置いてすぐ撤去できるようなトイレもありますので。また、工事が長引く場合は、なるべくはこの仮設トイレでも幾つか並んだちょっと大型のトイレを設置していただきたいんですけど、これ今後はどうですか。副村長、ちょっとこういうのも考えてみていただけませんか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 桃原議員の質問にお答えします。

恐らく今のスタンドの工事の中では、共通仮設の中にトイレ等、云々等も確かにあると思いますので、その辺が今度、工程会議するときに、その辺も踏まえてやっていきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 それはよろしくお願ひします。

工事の期間って、業者も使いますから。実際、行事のときというのは工事は多分休んでいるときが多いと思うんで、一緒にこのトイレを利用できるように、工程会議で相談しながら進めていければ、大変いいことかなと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、工期についてなんですけど、磁気探査業務は9月末の工期になっているんですか。これ私の勘違いかな。お願ひします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

磁気探査、先ほどお話ししましたように、一応、9月末までの予定ではあるんですが、管理棟の場所だけじゃなくて照明なども含めて磁気探査をやります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 私が持っている資料の中で、磁気探査業務の工期の末が3月31日となっている資料があったもんですから、それでこれ工期は十分注意しないとイケないなということで、この一般質問に取り上げたんですけど。

先日、こちらで全協のときにもらった資料の中では、工程表を見ましたら、9月末で磁気探査終わるといふふうにかかれてはいるんですけども、その上で、私が別の資料を見たときに、ほかの工事と一緒に、管理棟とか照明、電気、機械等と一緒に3月31日工期と書かれている資料があったもんですから、これは大丈夫ですよ。9月末の工期ですか。そのときに、工事現場で磁気探査が必要になったときの対応というのはどういふふうにするんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

全協のときにお渡しした資料が最新のものではありますので、今のところは9月末までを予定しております。もし何か不測の事態といひますか、やる必要性が発生したときは、そのときにまた業者も含めて検討していきたいと思ひます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 先ほども言つたように私が持っている資料で、3月31日になっている資料があったもんですから、これが間違いということなんでしょうけど、これを見たときに、金額も1,003万、1,000万ぐらいの工事で10か月も引張られたら、この会社は大変だなと思つて、それで一般質問の中に工期を入れたんですよ。

じゃ10月から3月までにもし磁気探査が必要になった場合は、随契で、別の会社とかいろんな会社等をまた当たってやってもらうということになるんですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

おっしゃるような感じになっていくかとは思いますが、金額等も含めて、随契になるかというのも含めて、そのときにまた考えていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 この件は、私の勘違いということであつとよかつたんですけど、1,000万の工事なんで、間違つてもこの工期だけを延ばすようなことはしないようにしていただきたい。これは工期の間は代理人、主任技術というのは、主任技術はほかの工事は全くできないもんですから、こういうふうに長い工期で拘束されると、会社というのは大変なんで、経営状態も苦しくなるんで、そういうことはやめてほしいということで一般質問に入れたんですけども、今回はちょうどいいということになりますので、すみませんね。ありがとうございます。

続きまして、大枠2に移ります。

大枠2、北上原公民館なんですけど、実際には、県道に駐車をしていると、それと、ちょっと人が集まるときは吉の浦会館を借用して、それでやっているような状況ですね。特にコロナが始まってからは、あまり密で集まったりすることはよくないということで、吉の浦会館を利用したりしています。

実際に先ほどは大湾課長、5分の1補助で2,000万までですか、3分の1……、5分の3で2,000万まで、上限があるんですか。上限に目いっぱい補助を受けても、今の時代はちょっと足りないですよ。これが5分の1ぐらいの

金額になるのかなと、実際の必要な予算の。ですから、まず、ほかの公民館じゃなくて集会所で、よく農林水産省の農民支援センターとか漁民センター、あとは中城の上地区で防衛省の予算からの補助を受けての集会所とかありますけど、公民館建設だけで予算、補助を受けるとするのは難しいのではないかなと思うんですが、もう一回、総務課長、お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、桃原 清議員の質問にお答えをいたします。

御質問がありました公民館、自治公民館の建設につきましては、コミュニティセンターの助成事業が多く活用されております。中城村におきましては屋宜地区が活用して建設をしております。その他、村外の地域についても、コミュニティセンター助成を活用しながらいろいろな自治会で積立てを予算として建設をしているところでもあります。公民館のみという補助金については、コミュニティセンターの助成事業だけなのかなというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今の総務課長のお話にもあるように、実際、今の時代に、今の補助を受けても、すぐ簡単に建設しようというわけにはいかないと思うんですよ。やっぱり十分に研究しながら、補助金メニューも調べながらじゃないと、実際に実現は難しいのかなというのもあります。ただ、公民館については、実際、屋宜はこのコミュニティセンターの補助金ですか、それと併用しながらできるかもしれません。ただ、特に北上原とか上地区のももとの部落というのは、後で入ってきた、入植というんですか、後で入ってきた地区なもので。部落の敷地とか部落の財産とかってあまりないんですよ。ですから、年間を通しての収入とか、多分、下地区の自治会は少しずつあるかもしれませんが、上地区というのはなかなかそ

ういうのはないんですよ。年間収入も会費とかいろいろ、祭りをやりながら小さくやって行っているような状況なんで。

ですから、今の総務課長の話からも、すぐ大きな補助金がもらえるわけではないと。それで、北上原の公民館については、北上原だけの財産としての公民館ではなくて、何とか公共施設、村のいわゆる公共施設と一緒に考えていくことはできないかと。村の施設の中で、小さい事務所があれば、北上原の公民館の事務所として使って、あとは少し広いスペースがあれば、集まりなどはそこを利用してできますので、村の施設を建設していくということで考えることはできないかと。特に今、社協などは間借りしているような状態ですよ。以前は福祉センターがありましたけど、今そういうのいんですよね。ですから、そういう方向で、別の施設と一緒にやってタイアップして進めていけないかと思うんですけども、これについては、福祉課長などは全くそういう意見はないですか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時38分）

~~~~~

再 開（10時38分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

社会福祉協議会につきましては、一応、過去の検討の中で各種競輪とかそういった補助金を活用して、一応建てることのできる範囲内が、交付金とかがあるというのは確認しております。でも、土地がやっぱりちょっとネックになるもんですから、土地に関しては村が提供しないといけないのか、または何らか自分たちで購入しないといけないのか、その辺の話合いがまだ全然進んでいないという状況ではございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今、北上原の現状と、

あと村内の施設について、今すぐ何かに限定して進めていくということではできませんけどね、今後はこういうふうに北上原の公民館と、村の施設を利用すれば予算、補助金の上でも合致させれば話は進んでいくんじゃないかというのがありますので、ぜひ今後は執行部のほうでも考えていただいて、何かいい方法がないか。

ただ、今の北上原の公民館がある場所というのは、上のほうに児童公園もあるんですけど、児童公園を利用して建物を建てたりしても、今、北上原の公民館の場所を更地にして駐車場に利用しても、あまり広いところではないんですよ。そこは、県道があるために、県道って一つの壁みたいになってしまうんで、どうしても駐車場がいっぱいだから県道に止めようということになりかねないんで、ですから、そんなに今の場所が土地が余裕があるような感じではないんですよ。それも含めて今後検討して、執行部のほうでも検討していただいて、何か案を考えていただきたい。

それと、補助金メニューも何とか探して、そういうふうにご利用できるような補助金があれば、すぐ飛びついて、すぐ手をつけるような感じで、一生懸命やっていただきたい。よろしく申し上げます。

続きまして、大梓3、駐在所の件です。

以前、一般質問の中で住民生活課長から、先ほども話がありましたけど、津覇の駐在所、今、電気がついているんですけど、ロープで使わないようにしていますよね。その件について質問したときに、野嵩交番に出勤後、担当警察官は津覇に来て駐在所業務を行っていますとの答弁ではありましたが、その後、今年ですね、4月、5月と、私、毎朝、津覇小学校の前を通るんですが、交通指導している警察官をあまり見なかったんです、4月、5月です。6月に入って、この通告書、これ課長にも言ったんですけど、通告書を出した後に、朝、警察官が交通指導し

たりしているんですよね。これ何も言っていないよねという話をしたんですけれども、最近はこの一、二週間は朝、立ったりはしています。

ただ、津覇の駐在所は、今危ない状況で、使えない状況なのか、また確認のために聞きたいので、お願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 前回答弁させていただいたときに、駐在所の後ろ側の擁壁のひび割れで、建物が危険であるということで、今も駐在所は運用停止をしたいということのお話をさせてもらったんですけれども、その状況については、今も同じ状況だというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 伊舎堂の駐在所の件の話を聞いたことがあまりないんですが、津覇の駐在所、伊舎堂の駐在所、間違いなく今後も必要ではありますので、まだ駐在所をどうするという話は全くないんですよね。それをちょっとお聞きします。これまでどおり継続していけるかどうか。それと、全くそういう話はないんですよね。それを確認したいです。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

駐在所の今後の運用について、何か決まっているということはないというふうに宜野湾警察署から伺っています。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 分かりました。

両駐在所とも今後も必要なところなんで、あと、毎朝こちらでも屋良照枝議員とか登議員はよく交通指導していますので、よく分かると思うんですが、このお巡りさんがあまり来なくなったら、また注意していただきたい。やっぱり違うんですよ、信号の前にいつも朝立っていますよね、お巡りさんが。やっぱり一時期全然見えなかったんで、それで今回も一般質問に入れ

たんですけど、6月入ってからはよく見かけてはいますけれどもね。これまでどおり皆さん頑張ってください。

続きまして、大卒4、観光協会についてです。

観光協会、体育館の横に移るんですかね。これですね、だんだん観光協会、最初つくるときにも、なるべく看板じゃなくて標識の形にして、観光協会というものをつくったほうがいいですよという話をしたんですけど、あの旧庁舎のときに。その後また、庁舎こっちに引っ越したときに、今度は出入りさえできなくなっていましたよね、小さい看板で。今度はまた吉の浦のほうに観光協会が引っ越していくということになると、だんだん奥のほうに移っていくと。先ほどの話なんか、またこれから組織編成とか、また組織づくりをしていくんでしょうかね。さっきはその答弁もありましたか、それを確認したい。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

先ほどの組織づくりというものは、観光協会が出されている計画書、今度の総会に出されている計画書の中で、新規会員の目標数とか、セミナーを行うとか、そういったことの組織づくりでお答えしたつもりでございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 観光協会の皆さん、大変だと思います。特に北中城もそうですけれども、中城も観光資源が少ない。今、中城城跡ですよ。あと、昨日一般質問でも出ました戦後引揚者上陸記念碑の場所。あそこは学校ですよ、学生を連れて行って説明したりして、教育のためにはいいかもしれませんが、観光地としては道も小さい。あれすぐ直角に曲がらんといけないので、大きいバスで入っていけるような場所ではないですよね。車を止めて歩い

ていくにも、国道は危ない、中城モール辺りでどこかお願いしてバスを止めて、そこから海岸沿いで歩いていくんだったらまた話は別なんでしょうけれども、ただ、観光地として、観光資源として見るには、歴史教育の場ではいいんですけれどもね、観光資源としてはまだまだ弱いですよ。

あとは、ペリー一行の旗立岩、新垣の。あと歴史の道、あと令和6年度は伊舎堂でした、マーチューグラーとか、文化財ね。そういったところあったにしても、まだ観光地としては弱いですよ。

先日の一般質問の中で金城章議員から、北中の観光協会とタイアップしてはどうかという話がありましたけれども、実際、北中城も城跡ぐらいで、あとはイオンなんかはあれ、観光地ではなくてスーパーですよ。ですから、北中もあまり観光資源はないと思う。

どうするかという今、意見を私持っているわけではないんですけれども、この観光資源が少ない中での観光協会は本当に大変だと思います。内地へ行ってもね、観光協会というのはすぐ反応が来るようにやっていますよね。特に中城はだんだん奥に引っ込んで観光資源もないということになると、観光協会の職員も本当に大変だなと思うんで、今後のことについて、村長もいろいろ考えていきますみたいなことをおっしゃっていましたが、相当、村自体が勉強しないと、観光協会も動くことも難しいんじゃないかなと思いますので。

これについては、以前、企画課が、もう3年前からやっていますか、企画課は。金城課長が写真の、有名な写真の整理とかですね、あれがまた観光資源になれるかどうか。こういうのを全部調べて頑張っていたいただきたい。よろしくお願ひします。これ一般質問、質問にはなりませんけれどもね。観光について、皆さん頑張ってください。

最後に、大卒5、村道愛知線、実は2か月ぐらい前でしたかね。村道愛知線に穴があったんです。ちょうど宜野湾市のすぐ近くまで行ったら、車で走っていたら、がたんとしたんですよ。30センチぐらいの穴だったんですけれども、道の穴って大体なだらかですよ。これが筒みたくに落ち込んだ穴で、がんって相当な衝撃あったんですけれどもね、直径30センチぐらいの穴。2日後にこのタイヤ、パンクしていましたよ。以前パンクしたところ、修理したところから、多分この衝撃ですよ。漏れているんですよ。奥間の砂販売所で砂利を買って持っていったんですが、そのときにはちゃんと埋められていました。道は全部白いマーカーで、ひどいところはマーカーでしるしをつけて回って、その穴は埋められてはいました。

そういうことで、大変状況が悪いんですが、あれ設計は6年度でやったんです。ちょうど調査しているときに見に行ったことはあるんですよ。あれいつでした、設計は。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 村道愛知線におきましては、令和6年度で設計を行っております。今年度工事を発注する予定です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今、愛知線の状況もひどい状況なんで、今年度工事ということで、とても安心しております。またきれいに終わるように頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (10時52分)

~~~~~

再 開 (11時05分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、5番、新垣貞則議員の一般質問

を許します。

新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、議長の許可を得ましたので、5番、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番です。一般質問を通して地域活性化を図る。

①戦後上陸碑周辺海岸は、毎年のように雑草が大きくなり景観を悪化しているが、維持管理は。また、吉の浦発電所の泊側流末が詰まり、国道が冠水するが、排水路の完全と悪臭対策は。

②です。中城村水道業は昭和43年に創設され、57年目を迎えて水道管が老朽化しているが、本村の漏水の現状と漏水対策は。

③です。久場戦後上陸碑から屋宜地区まで、行政、村民、企業と連携をして護岸周辺の清掃活動と町田機工下や屋宜の共同商会下の護岸に釣り人が駐車して村民が困っているが、対策は。

大枠2番です。吉の浦公園の施設整備。

ごさまる陸上競技場は、午後6時以降はトラックなどが暗い状況です。「または」を削除をお願いしますね。ナイター設備設置及びゲートボール周辺のベンチやテント支柱がさびている箇所の修繕の取組は。

②です。陸上競技場は、管理棟からコンクリートが落下したので、令和6年度に壊しましたが、今後の陸上競技場の整備計画は。

大枠3番、手話の普及を図る。

①70歳以上の高齢者の半数は加齢性難聴となり、日常生活に不便を来すが、対策は。

②今年の11月に東京でデフリンピック、聾啞者の国際総合スポーツ大会が開催されます。手話を普及して、健常者と聾啞者の共生社会の実現を推進する取組について伺います。

次、大枠4番です。自治公民館に書記を配置して、地域活性化を図る。

①6町村、中城村・北中城村・西原町、北谷町・嘉手納町・読谷村、自治公民館の書記の配

置状況の説明をお願いします。

②中城村は子供会、青年会、婦人会、自主防災組織、老人クラブ、幾つありますか。各種団体の強化を図る取組について質問します。

③自治公民館に書記配置して地域活性化を図る取組について伺います。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては都市建設課、上下水道課、住民生活課、教育委員会、大枠2につきましても教育委員会、大枠3は福祉課、大枠4は総務課、教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠3の①加齢性難聴者の対策についてお答えいたします。

先日もありましたけれども、本村では現在、加齢性難聴者補聴器購入費助成を実施いたしません。そのことによりまして、議員がおっしゃっている、心配されている日常生活、聞きづらいというお悩みの解消になるのではないかなというふうに思っております。

詳細につきましては、担当課のほうからお答えさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の吉の浦公園の施設整備に関しては、年度ごとに計画に従って進めているところです。陸上競技場の管理棟及び照明施設の整備に関しては、今年度、整備に取り組んでいるところでございます。

詳細についてと大枠1の①、大枠2、大枠4の②に関しては生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣貞則議員の大枠1の①、大枠2の①、②、大枠4の②について答えさせていただきます。

まず、大枠1の①に関してですが、戦後引揚者上陸碑周辺の維持管理についてお答えします。

引揚者上陸碑周辺の清掃については、これまでどおり年に二、三回、上陸碑の周辺5メートルから10メートルほどの範囲の草刈りを実施していきたいと思います。

昨日も新垣 修議員のほうからありましたが、またボランティアの方も含めて、あと新垣貞則議員の協力も得ながら、できるだけ私たちとしましても清掃の回数を増やしていけるように検討はしていきたいと思います。

続きまして、大枠2の①ごさまる陸上競技場の照明についてですが、各コーナー部に1か所ずつ合計4か所に照明を設置して、夜間でもサッカーなどの競技を行えるようにする予定です。

大人の広場のベンチに関しましては、昨年度、既製品を2つ購入して設置しています。ただし、数量的には、全体的には不足しておりますので、今年度も予算の範囲とはなりますが、既存のものを修理したり、既製品を購入していきたいと思っております。

あと、天幕を張っている支柱等に関しましては、令和4年度に天幕張り直しの際に、その時点で危険な支柱は取り替えており、当課においてもさび止めを行っております。

続きまして、②陸上競技場の管理棟改築については、今年1月上旬に解体を完了しております。先ほども申しましたように、6月20日、地鎮祭を行いまして、それから本格的な工事に着工していく予定です。それから令和8年3月末までには完成させ、4月からの供用開始を計画しております。

続きまして、大枠4、②についてお答えします。

現時点で各自治会の状況としましては、子供会が19か所、青年会は3か所、婦人会及び婦人部が3か所の自治会で活動が行われております。

自主防災組織に関しましては8自治会、老人クラブについては17地区の単位クラブがございます。

生涯学習課としましては、今年度から地域のリーダー育成を図るための講座等を実施するため、現在準備を進めているところです。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣貞則議員の大枠1番の①吉の浦発電所の排水路についてお答えいたします。

当該排水路は、村管理ではないため、沖縄県、中城村、沖縄電力においての三者協議にて検討してまいります。

流末の水路については、閉塞した際には、その都度、中城村で浚渫を行って対応しております。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 大枠1の②についてお答えします。

水道管の耐用年数は40年とされていますが、村内では耐用年数を超えた水道管は21%に達しております。

なお、令和6年度の漏水修繕件数は40件でございました。

漏水対策としましては、漏水調査を年に2回から3回程度実施し、早期に漏水箇所を特定して修繕を行っております。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 住民生活課長が体調不良で、私のほうで答弁させていただきます。

大枠1の③についてお答えします。

海岸の清掃活動についてですが、ふだんより村内外のボランティア団体、事業所の皆様に清掃活動等御協力いただいております。年2回の一斉清掃の際などは事業所の皆様への参加等を呼びかけたいと思っております。

釣り人の駐車については、御指摘の場所の状況の確認を行いたいと思います。通行の支障、迷惑になるような駐車が確認された場合は、立て看板等の設置等、注意喚起を行ってまいりま

す。

ボランティア団体の事業所の御理解、御協力の下、定期的な清掃活動に御協力いただいています。また、ボランティア団体から清掃活動を実施していきたいとの相談もあります。あさってですね、20日も吉の浦周辺をボランティア団体が清掃したいという申込みがありますので、9時から行っていきます。ぜひ貞則さんも一緒をお願いします。

現状において、村が主導してのサークル化等は考えていませんが、引き続きボランティア袋の提供、ごみの回収処理の支援を行ってまいります。

トンブロックの話ですけれども、この共同商会の下、今、船揚げ場がありますけれども、ここから出入りしている船が何隻かありますので、トンブロックで閉めてしまうと、船が入っていけない等がありますので、看板等でやっていこうかなと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、新垣貞則議員の大枠3についてお答えいたします。

まず①です。こちらは、令和7年度当初予算に身体障害者手帳の聴覚障害に該当しない方、中等度難聴の方々を対象として、補聴器本体の1人1回の購入に限り2万5,000円を上限として助成する事業として、加齢性難聴者補聴器購入費助成事業を計上しました。今回、6月補正において広域連合の交付金を活用することが可能となりましたので、介護保険事業費に組替えをさせていただいております。

今後、広報紙の7月号にて、助成事業の案内を掲載する予定です。約2週間ぐらい、この周知期間を置いて、受付を開始したいと考えております。

②についてです。手話を普及するための事業としましては、社協に委託している手話奉仕員養成講座となります。講座の入門編、基礎編の

修了の方は、手話奉仕員として村及び沖縄県身体障害者福祉協会へ登録を勧奨しております。また、社協からは村内の手話サークルとよむを御案内しているところがございます。以上となります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣貞則議員、大枠4、①、③についてお答えをいたします。

①でございます。書記の配置状況につきましては、西原町、北谷町、嘉手納町、読谷村におきましては概ね全自治会で書記を配置しております。北中城村におきましては14自治会のうち、規模の大きい4自治会で書記を配置しているようでございます。

本村においては、常駐の書記を配置している自治会はないと認識しております。

③でございます。自治会に書記を配置するかどうかは、おのこの自治会の判断であると考えております。書記が常駐することによりまして、公民館等の活用が広がり、地域の活性化につながることも考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ大枠1番の一般質問を通して地域活性化を図るについて質問。

それじゃ皆さん、お手元の資料を配ってあると思いますので、この①です。ちょっと御覧になってください。

戦後上陸碑周辺の海岸ですけれども、これ戦後上陸碑が見えますかね。僕ら年3回ぐらい、ここの護岸の草刈りをやっています。大体2か月ぐらいで草は大きく伸びますので、伸びたときに護岸の草刈り作業をしています。それで皆さん、生涯学習課が6月ぐらい、草刈っていますがその前は何月に草刈りをしましたか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 すみません、去年だったと思うんですが、はっきり覚えていな

い、申し訳ございません。毎年、一応6月は慰霊の日もあつたりしますので、その関連で見に来る方もいるかということで、毎年6月の中旬からは草刈りを行っています、前回いつだったかというのはすみません、覚えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 2か月たったらこんなふうになるんですね。皆さんは6月に草刈りをしました。僕ら5月の連休前にこの周辺の草刈りを全部、久場のボランティアがやりました。

県もやらない、村もやらない、中城村の文化財なのに何でやらないかね。だから、皆さんがやらないから僕らはやっている。

それでちょっとお聞きしたい。なぜ県はやらないか、その理由を説明と県に維持管理の要請文書を出しましたか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

県の管理している海岸線については、なぜ刈らないかというのは分からないんですが、予算の問題等もあると思います。ただし、吉の浦公園の海岸線については、公園と一体となった活用のため、草刈りをできるだけやっていただけないですかということでの依頼文は出しております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 もう私はですね、この上陸碑、毎年質問をやっているんです。それで皆さんは護岸は県の管轄だと言いますよね。それで、やらない。それで僕らは県もやらないし、村は対応してくれということで、要請文書を出してくださいと言いました。それで僕らは12月に県の中部土木のほうに、ここは県で管理をやってくださいと要請文書を出してあります。それでも、5月になってもやらないから、僕らはここをきれいにしました。それで今また草が生えています。1か月たったら草が生えてきま

す。それで、久場のボランティアの皆さんはもう6年間も整備してやっていますが、12月でもうやらないことになりました。

それで、ここの維持管理はどこがやるんですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えします。

上陸碑の周辺に関しましては、この上陸碑の活用という面で、教育委員会としましては必要最小限の範囲、限られた範囲でやっていく予定ではありますが、海岸線全部というのはちょっと私たちとしましては範囲外になっておりますので、お答えすることはできません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この戦後上陸碑は中城村の文化財ですよ、世界平和を祈念して建てた。その大切な文化財ですので、それを県もやらない、村もやらない、僕らもやらなかったらどうなる、こういうふうになるんですね。

1か年たったら、もう見えなくなるような状況になります。そういうことがないように対策をやってもらいたいなど。

村長にお伺いします。中城村平和の日を制定して、8月11日、イベント事業を開催する予定です。戦後上陸碑は平成8年に戦後50周年の記念事業の一環で永遠の世界平和を祈念して建設されました。それで、今後の維持管理はどのように進めますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、貞則議員の再質問にお答えいたします。

貞則議員には、本当に日々のボランティア活動、感謝しております。今回も平和の日が制定をされましたら、恐らく見学者も増えてくるのではないかなと思います。その周辺の草刈りはもちろんのこと、そこまでに行く道路、それも整備のほうもしなければならぬというふうに思っております。

草刈りに関しましては、できる範囲で行政のほうで行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 昨日も村長がおっしゃっていたように企業も協力するんですよ。ブルースカイの職員の皆様と企業のボランティア、久場のボランティアでここをきれいにしました。企業、協力しないんじゃないかと、呼びかけたら協力しますので、そういった形でね、企業の皆さんとかボランティアとかやったら、僕らも協力します。何か僕らが当たり前のような感じでやられているものだから、それで久場のボランティア僕らだけではもうやらないということなんです。企業の皆さんと村と連携してぜひきれいにして下さい。

それじゃ次です。漏水対策についてちょっとお願いします。

ちょっと排水路の悪臭と冠水の対策、先ほど都市建設課長は、これ県の管轄ですので、三者協定ね。県とか、それから中城村、電力で三者協議会のいろいろやらないと改善しないと思うんですけども、そういった三者協議会、電力、県、それから中城村交えて、そういった三者協議やっているんだしたら、その内容の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、お答えいたします。

この排水路に関しては、現在は沖縄県の管轄となっております。それについて、沖縄県は三者協議を行った段階での話としては、沖縄県としては水路を中城村に移管したいと。中城村としては、やっぱりそのまま県に管理してほしいということで協議をしており、それについての県の提案としては、この水路を埋めて緑地帯として、これは中城村がやることになるんですけど、緑地帯として電力に売却してはどうかと。

この発電所については、この緑地面積というのが決められている中で、この部分を埋めて、管を布設してですね、埋めて緑地帯として売却してはどうかという提案がありました。電力としては、緑地面積はもう既に足りていると、この規定のものに関してですね。また、この計画も、細かい計画がないので、今は答えられないということで、終わっております。

村としては、やっぱり埋設するというので、維持管理的にも余計困難になってくるのかなと、詰まった場合とかですね。それと、勾配に関しても、実際取れるのかどうかも分からないので、今ちょっと難航している状況でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 久場の自治会長さんから10年以上がたってもまだ改善しない。それで、自治会長から早めに対策やるようにと言われてました。それでも10年以上これ経過して、まだ改善されていません。ヒューム管を入れましたけれども、1か月で土砂がたまって、また水が出ないような状況になります。

そういう状況で、この排水路を早く、改善するようにという要請がありました。先ほど都市建設課長が言ったように三者で、電力、県、それから中城村、3つで協議をやって早めにこの対策を進めてください。

次、②です。水道の漏水対策について質問します。

漏水の主な原因として、水道管の老朽化や工事などの破損などがあります。まず、村内で発生する漏水の多くは水道管の老朽化による破損が原因であります。令和6年度の老朽化による漏水の修繕件数は40件です。また、有収率は94.2%、令和6年度末です。漏水に生じる無駄な費用を軽減するために、漏水の監視体制を強化し、漏水の早期発見、有収率の向上に取り組み、経営の効率化に努めていますが、漏水の対策、取組として、①音聴調査、②流量監視シス

テムがありますが、この調査内容の説明と今後どういった漏水対策とかやる、その説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 下地良和。

○上下水道課長 下地良和 お答えします。

先ほどありました音聴調査、流量監視システムですが、これは漏水を調査するに当たって一番基本的な調査手法となっております。そのうち音聴調査は、現在採用している調査手法となっております。漏水箇所から発生する水の音、これを聞き取って漏水箇所を特定する調査方法となっております。ただし、広範囲の調査にはちょっと不向きな部分があります。また、流量監視システムは、現在導入に向けて準備中の調査方法であり、配水区域をブロック化して、各ブロックをそれぞれ流量監視して、もし漏水が発生したら、その漏水箇所、各ブロックごとに分けているところの漏水箇所を特定できるという調査手法となっております。

この調査方法に関しては、広範囲の調査には向いております。ただし、具体的な場所を特定するのがちょっと困難な調査方法となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 漏水は無駄な費用が生じるほか、水道水の安定供給を阻害し、また道路の陥没など不慮の事故にもなります。そのために新たに新技術を取り入れて、合理的な漏水調査をして、漏水対策に頑張ってください。

それじゃ次、久場のからですね、久場の戦後上陸碑から屋宜までの護岸整備について質問します。

先ほど、この資料を御覧になってくださいね。これでやったのを企業と、①はブルースカイの方々と連携をやって整備した。②モールの周辺を護岸は、友行さんという方が、この方がカナの花をうえて、そこをきれいにしてあります。そうしたら、ウォーキングする人が増えていま

す。③は吉の浦発電所の入り口は、発電所の職員のほうが伐採をしてくれにしています。そして下のほうに、伐採したら、僕らが護岸を草を刈ったらきれいになっています。

それで次です。泊から屋宜までの護岸、ここもプラント工業の人や久場のボランティアの方々がかれいにしたら初詣とかね、たくさんの人たちがそこに来ています。

それで、久場の拓南製作所工場の方も、ここも、職員の皆様が草刈りとか道路整備してくれにしたら、職員の皆さんも、ウォーキングなどで活用している。

④も、日本クレーン会社のほうも、ここもヤードを全部きれいにしてやっています。それで僕らボランティアのほうがこの下のほう、この草刈りをしてやって、そうしたら中中の陸上部の選手たちが護岸を活用して、朝練習頑張っていると、そうしたら優勝していますので。

それで、何が言いたいかといったら、この企業と、それから僕らと、サークル的なものをつくってやれば、もっともっと効果的になります。今、久場は僕らメンバーが立ち上がって、6名か7名のメンバー、毎月第1日曜日は護岸の整備をしています。それを広げようかなと思って。久場だけじゃなくて、「久場～屋宜」の護岸を整備して、村民の健康づくりを図る為にはそのためどうしてもサークル結成をしないとイケません。行政とタイアップしながらやらないとイケない。僕らだけでは、これはできないと思います。そういうサークル結成して、行政がやって、僕らも企業ともやって、そういったサークル結成する考えはないですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 貞則議員の再質問にお答えします。

今、サークル活動という話ですけれども、ボランティア活動で、さっき村長が言ったように、企業を取り囲んでやっていきたいと。これはも

うどうしても役場も業者も入ってほしいないと、なかなかできないんじゃないかと思っています。今、久場のほうで貞則さん中心にボランティア活動をしていますが、今の話聞くと、12月にはやめたいという話もありますので、そうじゃなくて、行政と一緒に、行政がお願いしていくというのを住民生活課のほうにも提案していきますので、逆にそういう提案があればいいのかなと。拓南の下辺りは拓南の会社がほとんど草刈りしていると。電力の河川について、電力がやっていると。それとスカイヒルかな。あの辺は今のボランティア、ブルースカイがやっていますので、その辺も行政からお願いしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今回の副村長からありましたように、どうしてもこういう事業は連携しないとできない、6キロぐらいあります。だから、その6キロを個人でやると非常に負担があります。そこを一緒に企業、村民、交えたらすぐにはできる。そうしたら護岸もきれいになって、村民の健康づくりと観光振興に役立ちます、ぜひ一緒に村と連携を取りながらやれば、もっとすごいチームができるなどと思って、それをぜひサークル活動頑張っていきたいと思います。

それじゃ次です。吉の浦公園の施設整備について質問します。

ゲートボール場の周辺のベンチやテント、支柱がさびている箇所がある。ゲートボール場は安里老人クラブが毎週火、木曜にゲートボールをして休憩場所を用意している。村老人クラブ主催のゲートボール大会が4月開催されました。それで、老人クラブの会員の方から、ベンチや支柱がさびているので対策してくれという要請があり、これは修繕ですので、そんなにお金かからないと思います。安里の老人クラブはここが休憩場所になっている。この修繕はいつ頃や

りますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

予算的な問題もありますけれども、できるだけ早急に対応はさせていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 そんなにお金はかからないと思いますので、修繕ですね。それで、高齢者の方々が休憩場所になっていますので、早めに進めて下さい。

それじゃ次です。ごさまる競技場のナイター整備と管理等について質問します。ごさまる陸上競技場は小中学校、琉大の陸上部が、大人の皆さんが陸上練習や健康づくりを図るために利用しています。第2、第3コーナーが暗くて利用者がけがしないように、私は令和3年度、ナイター設備の要請をしました。そして今回、令和7年度で工事をします。ナイター設備は、先ほどから言うようにいつ頃からスタートし、いつ頃終わりますか。

それから、ごさまる陸上競技場の管理棟はコンクリートが落下したので令和6年度の3月議会で整備要請したら、令和6年度で取り壊しています。令和7年度の工事を実施しますが、総事業費、それから新たな施設整備はどういうのを造りますか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、陸上のときに暗いというお話に関しましては、前もお話ししましたように、暗い時期になりますと、ポータブルのLEDライト投光機を10基ほど用意してまして、貸出ししておりますし、それと、今週か来週になるんですが、陸上競技場のテニスコート側のほうに放送設備用のポールが2基ございます。そちらに1基ずつ、LEDライト投光機をそのトラック用

につけていく予定ではあります。

このライトに関しましては、吉の浦会館のひさしの上につけている明るいライト、あれぐらいの光量があるということで、これをまた直近で整備していくということになっています。

あと、この陸上競技場の総事業費ということでしょうか。全協のときにお配りしました資料ですが、これは全ての委託とか工事を含めてですが、賃借関係含めて6億6,434万1,050円となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この資料を見て質問していますけれども、陸上競技場管理棟にトレーニング室を造るとありますが、それは造りませぬかね。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

陸上競技場、新しい管理棟にはトレーニングルームを設置する予定です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 すばらしいことだなと思っています。陸上練習終わってから、ウェートトレーニングができますのでサッカーキャンプでもトレーニング室が身近にあったら器具を使って筋力トレーニングもできるはずですから。そういった整備をすることが非常にいいことだなと思っていますので。

それで、教育長もよく言いますが、この陸上競技場を整備するのが目的じゃないですよ。陸上競技場を整備して、その利用度を高めないといけないと思います。それで最近、陸上競技場の利用者が減少しています。小中陸上大会もなくなって、村の陸上大会も利用者が減少傾向ですが、その陸上競技場を整備して、今後どういった形で利用度の拡大、利便性の向上とか、そういった取組はどういうふうに考えていますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、利用度の向上に関しましては、かなり機能的な強化がなされますので、情報発信、ホームページ含めていろいろ情報発信はしていきながら、あと、各種団体との調整、意見も聞きながら、できることはやっていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、大枠3番の質問をします。

①は手話の普及の取組です。ちょっと手話を入れながら質問しますので。私の名前は新垣貞則です。中城村の手話を普及するために質問をします。70歳以上の高齢者の半数は加齢難聴となる。日常生活に不便を来すが、対策はについて質問します。

それじゃですね、今、質問します。70歳以上の高齢者の半数は加齢性難聴と推定されます。難聴になると、家庭の中でも社会的に孤立し、人との会話や人と会う機会も減って、生活に不便を来します。コミュニケーションの困難と生活の質を落とす大きな原因となり、認知症やうつ病になる傾向が高いと専門家は指摘しています。

それでちょっと教えてもらいたいこと、中城村の大人のろう者は何名ですか。ろう学校ですね、小学校、中学、高校生は何名いますか。もし分かるんだったら教えてください。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

すみません、細かいデータが今手元にないので、後でまた確認したいと思いますが、昨年度の決算のときにお渡ししています年度末現在の資料の中では、聴覚・音声・言語・そしゃくの障害者というのは5名ほどいらっしゃいます。実際に手話の派遣等を活用されている方々は

体、三、四世帯で五、六名の方が利用されている現状でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 手話を普及するためには、ろう者が何名いるかとか、それから小中学校のを把握しないと普及できないもので、後で詳しいデータを下さい。

それで、手話を普及させる、令和6年度に中城村手話奉仕員養成講座入門過程を修了しました。その修了した参加者を対象に、手話サークルを結成する、育成する考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今現在、中城の手話サークルとよむというのが活動しております。このとよむ自体も過去のこの手話奉仕員養成講座を修了した方々が自主的に勉強を継続したいということで、当時の講師の方をお願いをして、勉強を継続するためのサークルとしてスタートしたと聞いております。現在行っている、この奉仕員養成講座も途中、間が中止している期間がありましたので、これが再開して後が、今回2クール目になっております。6、7では入門、基礎をやりますので、5、4ですね。令和4年度から再開をしておりますが、その令和4年度、5年度修了した方々については、サークルのとよむのほうを社協のほうからご紹介していると聞いております。

今現在、養成講座に参加されている方々も、一応修了した場合には、またとよむさんを紹介していくという方向性ではありますが、この別にサークルをつくるとかというのは今のところ検討しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 僕は社会体育担当をやっているときにスポーツ教室を開いたら、すぐサークル移行に取り組みました。そういう形で事業、この奉仕員講座35回やっています。それで、終わった人たちがやらないと忘れるんです

よね。それで今、とよむのほうはありますが、ここも毎月日程がはっきり分からない、そういう状況なもんだから、せっかく学んだものをやらないと忘れます。忘れないように、サークル結成することによって、この手話の人たちと連携を取って、やったら技術も高まる。手話の普及につながると思います。サークル結成しないと、僕は普及につながらないかなと、自分で体験して。

だから、ぜひ社協の手話担当の方に、手話を普及するサークルをやらないと普及しないと思います。それで、今後その手話を普及するためにどういった取組を考えていますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 手話の普及に関しての取組ということでよろしければ、今のところ具体的な取組は予定は何もございません。基本的には、まずこの奉仕員の養成講座を通じて、奉仕員の方々のレベルアップを図っていくということと、実際にはこの奉仕員の養成講座を終わった方々についてはまた社協の今後のボランティアの登録をさせていただいて、1年に1回ですけれども、身体障害者のスポーツ大会、そこではボランティアとして参加していただいて、その現場ではもう本当に手話の会話が飛び交っている状態でありますので、そこで生の手話を体感していただくということは、以前から社協とはお話ししているところです。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 僕、手話を普及するために手話の講習会を終了したら、サークル結成をし、担当の方と連携を取りながら会則をつくる。それから、他団体、西原、北中とかそういったサークルや団体と交流をする。それから、障害者のボランティアとか交流をやる、そういったもろもろのやらないと、手話の普及につながらないなと思っています。そういう行政の担当者や連携を取らないと、なかなかサークル活

動はうまくいきません。ぜひ一緒にね、サークル、普及するために御指導、御鞭撻をお願いしたいなと思っています。

それじゃ次です。自治公民館に書記配置について質問します。

先ほど総務課長のおっしゃったように、中城村だけが大体この6町村ある中で書記の配置はないです。それで、地域活性化を図るためには、ぜひ公民館に書記が必要だと思いますけど、それで、質問ですけれども、公民館に書記を配置したら地域活性化になりますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣貞則議員の質問にお答えいたします。

まず、自治公民館、地域の公民館と呼ばれている集会所ということにつきましては、地域の幅広い年代の方々が集いながら親睦を図る、そういった大変重要なところであると考えます。その場所でどういったことをやるのか、地域活性化に向けた取組をどうしていくのかというのが一番の重要なところで、他市町村につきましては、いろいろな講座であったり、生涯学習的な活動であったり、そういったメニューも含めたものがプログラムとして計画されているようであります。

そういった各地域で何をやるかというのをまず確認しながら、予算が一番の重要、課題となっておりますので、その辺については考えていく必要はあるかなと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 久場の自治会長さんもぜひ書記を配置してくれという要請がある。今の村からの補助金はありますが、あれは地域活動のためのお金で書記の配置は、値上げしないと書記を配置できない。必要だけれども、値上げしないと書記配置はできないと言っていたので。僕もそれ必要だと思っている。

これ教育長にお伺いしますのでね、中城村は

子供会、婦人会、青年会とかいろいろ、少ないですけど、村の子供会、青年会、婦人会は幾つありますか。地域ではたくさんいろいろやっているけれども、青年会、活動やっていますかね、地域での。あるとね。僕は低迷しているんじゃないか。各地区のリーダーがいない。これはもう各種団体はリーダー不足なんです。リーダーをつくらないと、次の中城村の活性化。今、高齢者ですね、老人クラブが活性化しているのは、青年会のようにこの人たちはみんなリーダーです、この方々がもう5年、10年も役員をやっていますよね。この方がやめてしまえば、もうなくなる。そういうことで、この各種団体を活性化しないといけない、強化しないと。

それで、教育長に伺いますので、公民館に書記を配置したら各種団体の強化、それから公民館祭りとかいろんな事業ができる。それで、公民館に書記を配置することで生涯教育の場となって、強化につながると思うんです。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 実際、校長を務めているときに、あげな中学校では全ての自治会に書記がいました。学校だよりを配布したり、あるいは自治会だよりをもらってきて学校に貼ったりと。それから、西原東で校長をしている頃は、全く書記がいなくて、西原町。行っても、何度ももう会えないというふうな状況があって、学校との連携が非常に難しい面がありました。

確かに議員がおっしゃるように書記を配置することによって子供たちの活動であったりとか地域の様子であったりとかを連携するには非常に役立ったなというふうな感じを持っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 村長に伺いますのでね、よろしくをお願いします。

それで、中城村もさっき言ったように各種団体が低迷をしています。人生100年時代を迎え

て、公民館を活用した生涯学習が重要になってくると思います。公民館に書記を配置して、生涯学び活躍できる環境の整備、誰もが学びを通して人づくり、人材育成、住民主体の地域づくりになっていくことで、学びと活動の好循環が実現することが求められています。

公民館に書記を配置すると、各種地域のイベント事業などが開催、リーダー育成につながり、地域活性化が図られると思います。各団体の組織の強化を、生涯学習の充実をさせるために、公民館に書記が必要です。教育長もよく言っているように、議会でも、人は人がつくと答弁しています。私もそう思っています。それで、公民館に書記を配置して各種団体のリーダー育成することが中城村の活性化につながる。それで、公民館に書記を配置する考えはないですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、再質問にお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるように書記を配置しましたら、いつ行っても公民館が開けられている。今、各団体、サークルが多く行われているところでも、もしかすると自治会長をはじめ書記の皆さんがいらっしゃらないというときが多いと思います。もちろん私としても、書記は配置すると活性化につながると思いますけれども、以前から質問はされていますけれども、どうしても予算等、そういったことに関わってきますので、今後、協議が必要ではないかなというふうに思っております。以上でございます

○議長 伊佐則勝 持ち時間が近づいています。まとめてください。

新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっと財政的な問題があると、公民館に書記配置したら、財源が1,000万とか必要です。久場地区をモデル地区にして、それで書記を配置したら、またモデル地区をつかって、つくったものを次の行政

でやるという。それが非常にいいかなって、教育委員会でも少人数のモデル地区をやりました。全てに対しては財源が1,000万円以上かかりますので、久場地区をモデル地区に指定してやる。それで地域活性化へと。そのモデル地区、次を見たものをほかの地区、学ばばいいと思う。

だから、そういうことで自治会長もぜひやってくれということではなりましたので、久場地区をモデル地区に指定して書記を配置する考えはないですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣貞則議員の質問にお答えいたします。

財源というお話でございますけれども、以前から書記の配置については新垣貞則議員の質問がございます。予算的な面で、大体月4万5,000円の12か月の21自治会とした場合は1,000万余りの予算が必要となりますので、その予算に関して、自治会に関する自治会活性化、補助金であったり、自治会運営補助金であったり。各補助金の見直しなども検討をしているところでございます。

公民館の地域活性化においてモデル地域を設定して、今後の中城村、本村の自治会活動を見直していくというのはいいことだと思います。その辺について、モデル地域を設定するのか、各21自治会を検討するのかを含めて考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員、時間ですので、まとめてください。

○5番 新垣貞則議員 なぜ私が公民館に書記をこだわるかといったら、中城村は各種団体のリーダーが不足していますよね。今のままじゃ中城村の発展につながらない。人は人がつくるんです。そのリーダーがいらないということは、中城村の活性化につながらない。だから、公民館に書記を配置して、人づくりのプラン事業をやったら、リーダーが育つ。そのためにはぜひ

公民館に書記配置し、予算がなかったらモデル地区を指定して、そのモデルをやったものが次々に山びこのように広がって活性化につながると思う。検討してください。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時09分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、6番、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 こんにちは、皆様。改めまして、ぐすーよーちゅーうがなびら。

議席番号6番、安里清市でございます。議長の許可を得て通告書に従いまして質問いたします。

大枠の1番です。セグロウリミバエ蔓延防止対策について。

各地で対策事業が行われ、名護市中山区ではゴーヤー祭りが中止になりました。危機感を地域で共有する狙いがあるとしております。

①村の対策を伺います。

②村での対策実施についての課題を伺います。

③農家のみならず家庭菜園の耕作者にも負担がかかっているものと思います。農業振興の立場から何らかの助成事業ができませんか。

大枠2です。村の物価高騰対策について。

①中城村独自の物価高騰対策の具体例を伺います。

②高騰を続ける米の購入補助を実施することは可能でしょうか。

③今後、県による物価高騰対策補助金を活用した事業の見通しはありますか。

大枠の3です。新垣と当間を結ぶ避難道路の

建設。

現在、子供たちが通学のために利用している道ですが、村では通学路としては適していないため、他の経路を通る通学バスを運行しているとしております。また、村においては、東西を結ぶ道路が少ないことは認識しており、県の補助メニューを探りながら県の事業としても要請しながら進めていきたいとしております。

①2年が経過しました。その後の進捗状況を伺います。県の事業として取り組んでいただくよう要請しましたか。

②本案件は大地震や大津波などの広域災害時における下地区にお住まいの村民の避難道としての提案であります。村では、自主防災組織の設置などを推進しておりますが、ソフト面での備えと併せてハード面での整備は欠かせません。このハード面の整備は、村がやるべきではないでしょうか。

③構想を具体化し、素案を作成し、県に示し協議しなければ実現できないと思います。村側が率先して動く必要があると思います。令和16年度に中城村第6次総合計画がスタートいたしますが、それに合わせてルートの素案の策定をしていただきたい。

大枠の4です。ごさまるしえ構想の進捗状況。

①進捗状況を伺います。

②本構想に加えて地域の買物弱者の解消のために下地区限定で買物バスを運行する考えはありませんか。地産地消を目指すごさまるしえ構想の地消の部分は解決できるのではないのでしょうか。

以上、御答弁をお願いいたします。ゆっくりとした口調でよろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、安里清市議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては産業振興課、大枠2は企画課と住民生活課、大枠3が都市建設課、大

枠4が産業振興課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうからは、お尋ねの大枠4の②についてお答えさせていただきます。

これまで多くの村民の皆様からごさまるしえはいつオープンですかなど、進捗について質問もされることがありましたけれども、運営事業者が決定をいたしまして、一つの課題が解決に向かっていくことに対して安心していただいております。

議員お尋ねの海側地域限定の買物バス運行についてでございますけれども、現時点では予定はしておりませんが、各公民館での販売などが可能かということを協力を求めているというふうに思っております。以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** それでは、安里清市議員の大枠1の①、②及び大枠4の①から③についてお答えいたします。

本村においても、昨年12月上旬にウリミバエのトラップからセグロウリミバエが確認されております。また、12月中旬には、果実調査において寄生果を確認しております。

村の対策としましては、那覇植物防疫、沖縄県病害虫防疫技術センター、沖縄県中部農業改良普及センター、JA中城支店及び農業委員会、県外からの応援といたしまして、横浜植物防疫と連携し、トラップによる誘殺された半径500メートル以内の県外出荷農家に対する収穫物等の検査を行っております。

また、寄生果が発見された箇所周辺における定期的な殺虫剤、ベイト剤散布、それと寄生果が発見された箇所を中心にテックス板、誘殺板の設置等の対応を行っております。

次に、②、③について一括してお答えいたします。

対策の課題としまして、限られた職員数で対応しているため、トラップによる誘殺や寄生果の発見数が増えた場合は迅速な対応が困難となってまいります。今後、県補助金を活用して会計年度任用職員を募集し、セグロウリミバエの防除対策に努めていきたいと考えております。

助成事業につきましては、現時点では農家の県外出荷を制限するまでは至っていませんが、家庭菜園をされている方には自粛を呼びかけさせていただいております。なので、農家の県外出荷制限には至っていないため、何らかの助成事業というものは検討していない状況にあります。

また、家庭菜園の方々もしっかりと管理していただければ栽培は可能です。ですが、できるだけ蔓延することを防ぐ観点から、ウリ科以外の作物を育てることを推奨し、御協力いただければと考えているので、現段階では栽培を控えてもらいたいとお願いしている状況です。なので、助成することは考えておりません。

次に、ごさまるしえ構想の進捗状況、①、②について一括して答弁いたします。

現在までの進捗状況としましては、令和7年3月21日から約1か月間、募集要領を配布しております。その後、4月25日までの応募書類提出期間までに1社の申込みがありました。申込事業者、有限会社協同商会の提出された書類の下、資格審査、経営的に問題がないか、税に滞納がないか、暴力団等の関係者ではないかなどを産業振興課にて確認し、選定の結果、募集のあった1社、候補事業者として選定委員会より村長へ報告しております。

5月15日に村長が最優秀提案者として決定し、5月30日に使用貸借契約を締結しており、今回の定例議会の議案第44号にて議決を求めて提案しました。

次に、下地区限定での買物バス運行につきましては、さきに村長が答弁しましたが、買物に

支障を来している方のために各公民館での移動販売などが可能か、運営事業者と協議し、御協力を求めていると考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方交付金の令和6年度は、保育所・小中学校給食に係る食材費の高騰分に係る補助を実施いたしました。

令和7年度の当初予算として、中学校給食費の完全無償化に伴う2分の1の補助及び小学校給食費の値上げ分に係る補助を予定しております。

③の物価高騰対策、県の事業実施としましては、電気・LPガス価格高騰対策事業、児童養護施設等物価高騰対策支援事業、わたた〜バス利用促進乗車体験事業などが予定されているようです。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 安里清市議員の大枠2の②についてお答えします。

米に限定した購入補助は予定していません。配分された限りある予算、補助の手法等を考えた場合、実施は厳しいものと考えています。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 安里清市議員の大枠3番についてお答えいたします。

大枠3の①以前に答弁いたしました東西を結ぶ道路の沖縄県への要請につきましては、現在、早期事業化に向けて要請を行っている宜野湾横断道路のみでございます。

②新垣と当間を結ぶ避難道路というのは、現在の村道当間新垣線であると思われませんが、そもそも災害時の避難には自動車の活用はふさわしくないことから、歩道に限定されていきますので、現況の当間新垣線は避難道として適して

いると認識しております。

③避難道路ではなく、東西を結ぶ道路としての必要性から検討していかなければならないと思いますが、沖縄県において道路計画がない箇所中城村において素案を作成し提出するには、道路交通調査による整備の必要性の検討、概略設計、路線の比較検討、また、地滑り防止区域内であることから現地の環境影響調査などを行わなければならない、現在の村の財政状況で委託業務としての発注の検討は厳しい状況であると考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。

大枠の1番のほうから少し質問いたしますけれども、昨年の12月にトラップにかかった件と、それから同じく12月には青果のほうからウリミバエが発見された。それ以降今日まで事例は発見されていないのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

それ以降については見つかっておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 この12月のほうでトラップにかかった場所は何か所で、それから寄生果実は何か所というふうなことであったでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 セグロウリミバエが発見されたのは2か所で、トラップにかかったのが1頭、あとは果実から1頭で見ついております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これは1頭、2頭という呼び方になるんですね、1匹、2匹ではない。

村での対策をお伺いいたしました。

今議会に上程されておりましたセグロウリミバエ対策予算も農業振興費として計上されておりました。それ以外に村独自の対策というものの実施については検討されていないのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今回、県からの100%補助のものを使いまして、任用職員を活用しまして、トラップ調査を随時行っていきます。その前に、県のほうからまたテックス板の、誘殺板ですね、誘殺板を無償で約2,000枚余り提供してもらっていますので、それに引かかるか引かからないかということで、伊集から屋宜の区間約800ヘクタールぐらいの地域に仕掛けを行っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 2,000枚というと非常に大きな数に感じるんですが、村全体にとすると大分少ないのかなというふうな気もいたしますが、頑張っていたきたいと。会計年度任用職員の費用についても、先ほどお話をいたしました補正予算の中に入っておりますので、確認はしてございます。

村での対策を実施する場合の課題を伺いましたが、非常に難しいというようなこともありましたけれども、村がさきに配布をした資料、チラシの中で、移動検査の実施に関しては、植物防疫官や植物防疫員（県職員、市町村職員）がトラップ調査と収穫物検査などを実施するというふうにあるんですが、これは防疫官というものと防疫委員というものは県職員なのか市町村職員なのかの違いだけですか。それとも何か特別な講習を受けて産業振興課の職員の方も防疫委員になっているのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 議員がおっしゃるとおり、産業振興課の職員も検査委員として任命されております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 やっぱりスムーズな出荷のために、検査自体もスムーズに行う必要がありますので、体制としては、職員の方がその任に当たるということは非常に欠かせないことなのかなと思います。

あと、セグロウリミバエの痕跡が確認された場合の対応について、その処分にかかる費用、経費、栽培農家のこれ出費になるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

見つかった場合の処分に関しましては、農家さんの負担にはなりません。全て県の補助を用いて処理していきます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 分かりました。

この場合でも、例えばゴーヤにこれがついていたというふうなことであったとしても、ゴーヤ本体に対する補償ではなくて、その実の処分についての費用だというふうなことでよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 先ほど助成事業ができないかお伺いいたしましたけれども、先ほど予算の中で、除去果実処分委託料50万円というのがございますけれども、それとあと、ビニール袋などの消耗品の使用についてどのような感じなのか、いわゆる使い方ですね。お願いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 委託料につきましては、調査をシルバー人材センターにするのかどうするのかはまだ決まってははいないんですが、そのような調査の委託料、もしくはまた、発見された場合に、ビニール袋を配布して、そこにものを入れてくるというものになります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これは課長、今、委託を予定しているシルバー人材センターとか、あるいはその他の機関の方が寄生果実を袋に入れて処分場に持っていくというふうな考えですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それも委託料に含まれております。あと、これが産業廃棄物になるかどうかというのがありますし、また、その大量なセグロウリミバエがこの果実に入っている場合とかには、その畑に穴を掘って埋める委託のものもありますので、二通り、今は考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 いろいろ聞いていると、ちょっと専門的に、出荷に向けて栽培をされている農家の方にとっては大分難儀な作業が出てくるのかなと思いますが、それについて補助的な予算、事業がまだないというふうなことで、やっぱり封じ込めていくということについて、村民の家庭菜園を営んでいる方も含めてですが、協力を仰いでいくというふうなことについては、ある程度の予算の枠づけも必要ではないのかなというふうに思います。

先ほどのお話ですと、昨年12月からの発見からこれまで約6か月間、新しい発見がないということで。私個人としては、もう終息の段階のかなと思っていたんですが、ところが、今日、

実は朝の新聞では、国頭と伊是名村でしたか、発見されたというようなことで、まだまだ蔓延の終息が見通せないのかなと思いました。そこから辺についてはどんなですか。これから県が取る対応とか、終息に向けたある程度のめどとかがあるのかお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

県のほうでもセグロウリミバエが発生したときから不妊虫のものを6月、今月ですけれども、まくというふうな方向で動いていました。それを完全に撲滅させないと、やはり農家にも大打撃がありますし、県外出荷ももう制限されてきますので。県としましても12月まではそういった根絶に向けて不妊虫なりの対策は取っていくと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 非常に根気の要る、目に見えにくい小さな害虫との闘いですので、頑張ってくださいと思います。

早期の終息に向けて、さらに村民、特に家庭菜園を営んでいる方々に自粛、それから栽培の方法についての協力をいただくというふうなことで、中城の農産物がまた守られますように期待をしたいと思います。

大枠の2について、村の物価高騰対策について伺いました。この中で、沖縄市においては物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用した商品券の発行が物価高騰対策として、1人当たり4,000円の発行がなされたとのマスコミ報道があります。一部は一般財源を使用するというふうなことがございました。また、那覇市においても同交付金を活用した物価高騰対応応援事業を8月をめぐりに実施するとの報道もあります。

この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、交付については、その内示は市町

村ごとにばらばらになされているものなのでしょうか。結局、沖縄市、那覇市とか、そこら辺は早くて村は遅かったのかというようなことです。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 県のほうから市町村ごとに配分額の通知があつて、それを基に申請して交付決定という形になっております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 なぜ新聞報道等でそういうふうなことが出るのに、私たちの中城村は対応できていないのかなというようなことをこの一般質問の質問事項を出した後、少し悩んでいたんですが、いずれにしてもまだこれから後、この交付金が遅れてというんですか、村のほうにも内示をされてこれから出てくるというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

令和6年の配分額が6,245万程度ございまして、先ほど説明した6年度実績におきまして、給食費等の補助で活用させていただいて、6年度の最終残として4,477万ございました。これは7年度の事業で活用できる分として、7年度に中学校の給食の完全無償化、県が2分の1補助しますので、残り2分の1を補助する。私立も公立も実施。また、物価高騰のあおりを受けて小学校の給食費も値上げしますので、値上げ分の経過措置分としても補助するなど、予算立てをしております、7年度の現在の使用予定額が3,313万で、現在1,000万程度の財源の使い道があります。

あわせて、7年度の国の予備費からも交付の通知がございまして、申請は今からですけれども、1,000万頂けるといふことで、現在2,000万超の財源があるので、今後、その予算枠を小学校でその分をあてがえないかというところで、現在、教育委員会、企画、村長と協議をさせて

いただいているところでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 対応が遅いのかなというようなことで、大変忙しい業務をされていらっしゃる方々ですので、大丈夫かなというふうなことも含めてお尋ねをいたしました。

米の購入補助のことについては、新聞で御覧になっているかと思うんですが、石垣市で約5,800万円を補正で可決したというふうなことがありました。それについて中城村ではどんどんお米が値上がりしているような状況でしたので、5キロ3,000円から4,000円、5,000円に迫るような状況もありましたので、この質問を入れさせていただきました。私個人として、ふるさと納税の収入の分と、それから村の予備費を少し充てれば1,000円の補助は可能なのかなというふうに思いましたけれども、昨今の落ち着いた様子に、しばらくは大丈夫なのかなと思いましたが、この質問は再質問とはしないようにいたします。

今後またいろんな補助金制度、交付金制度に基づく分がございましたら、村民への還元ということをぜひ念頭に置いて、早め早めに対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

大卒の3で、新垣と当間を結ぶ道路の設置についてお伺いいたしました。御答弁はよく承りましたが、津波の避難が呼びかけられたのが、実は2024年、去年の4月3日でした。そのときに国道から下の方々が、国道まで出るのに約30分ほどかかってしまった。道路が混雑していたというふうなこともありましてですね、そういうふうなこともございました。そういうふうなことで、やはりここまで出てきても、そこから上というふうな避難ができませんので、そこら辺についても一度考える必要があるのではないかなと思いました。

先ほど課長は、要請については文書ではなく

て、会議か何かの中でお話をされたんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時06分）

~~~~~

再 開（14時06分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

以前、私が答弁しました東西道路が必要ということは認識しているということで、その当間と新垣を結ぶ、その道路というものの要請はまだ行っておりません。今、この道路というのは確かに必要だと思われまます。議員のほうからもあった、村としてのハード面でも必要じゃないかということもありましたけど、この東西道路に関しては、今やっぱりこの事業自体が、この斜面地の勾配とかを考えると、道路構造令では今12%以下にしないといけないという縦断勾配の規定がありまして、ここに東西道路を結ぶためには、やはり橋梁とかそういう次元の問題の道路になってくると思いますので、県の事業としてのレベルになると思われまます。県道として今、新規で整備するという構想も沖縄県ではない中で、この事業を要請するのは、今現在、宜野湾横断道路というのが県の構想でありますので、その事業化もまだできていない中で、それはまだ時期尚早かなということで、まずは宜野湾横断道路からの要請を現在行っているところでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ありがとうございます。

この必要性については、共有できたのかなというふうにも思います。当間、屋宜、安里、それから中学校の避難路としての必要性というふうなことで考えれば、道は開けていくのではないのかなと思いました。

あわせて、ハード面の整備については村がやるべきだと申し上げました。呉屋課長のお話で

は、やはり費用的にも相当なことになるだろうし、県、国の事業としてやるのがこれから望まれるのかなと思います。

ただ、これは向こうが勝手に動き始めるのを待つというようなことではなくて、こちらの村としての長期の村の構想の中で、上地区と下地区を結ぼうじゃないかというふうな構想をぜひ持っていて、第6次総合計画、あるいはマスタープランのあたりに、一度こういうのが必要なんだというようなことを書いておくと。そうでないと、国・県に対してやろうじゃないかといったときに、その後ろ盾になるものはありませんのでね。そこら辺について少し、先ほど次の第6次の総合計画の中に入れていただけませんかというふうなことを考えたんですが、そこらについてどうなんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

もちろん村としては、東西を結ぶ道路というものの必要性は感じているところではございますが、このやはり構想をするというのは、それなりの必要性の検討とか、今、うるま市のほうで中部東道路というものの早期事業化に向けて、うるま市のほうは市で、その必要性の調査検討、また、新規道路に当たる基礎調査とか概略の設計とか、そういうものを行ってやっている事例もございます。やはりそういうものを持って、県に提出しながら早期事業化に向けて働きかけるというのも手だとは思いますが、今、それも構想があつての話ですので、何も構想がない中から概略の設計とか、今、先ほども答弁いたしました、村の財政では、今はまだ検討は厳しい状況にあるのではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 確かに限られた予算で、今年度、6年度、7年度においても何%かのカットが前提というふうな予算組みの中で非常に厳しいものだとは思っております。

ただ、やっぱりある程度の構想とか、こうあったらいいなというふうなことがどこかに書いてあるというふうな状況がないと、どうも閉塞感だけで行き詰まってしまう。村はもうずっと借金を払うだけで、あと十何年ですか、ほとんど目新しいことができないというふうなことではなくて、やっぱりそういうことで、そういった総合計画の中で位置づけをしておくとか、調査研究は、測量も含めて後ほどというふうなことがあったとしても、こういうことをやっておかないとどうも芽が出ていかないだろうというふうに思います。

似たようなお話の中で、よくコミュニティバスを各議員、取り上げられてお話ししているんですが、それについてもどうも中城村だけで考えるのではなくて、西原町も含めて、北中城も含めて、そういう広域でやろうじゃないかというふうな、そういった発想とか、そういうものを村の将来的な展望の中で位置づけていくというふうなことも必要なのではないかなと思って、そういうお話をしております。

このコミュニティバスの件については、ある方から、国土交通省とか、それから総合事務局も含めて、ある程度のもう話が進みよるといふふうな情報も聞いてはおりますけれども、それについて、やっぱり村としてもある程度の、今、バスの話になってしまいましたけれども、この新垣当間線のことについて、構想をどこかで具体化、できるだけ具体化をして示しておくというふうなことがないと、どうもいつまでも絵にも描かない餅になってしまうというふうな気がいたします。

村長にはまたぜひ大きな夢と構想を持って、この道路の実現に取り組んでいただきたいと思います。先ほどから申し上げているんですが、ある程度の素案をつくって、村民、県民に示しながら村の上位計画である総合計画やマスタープラン等についての反映をしていただいて、村

長のライフワークの一つに、上地区と下地区を結ぶ道路を造るんだというふうなことを入れていただきたいと思いますが、御所見をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、安里清市議員の再質問にお答えいたします。

本当に構想を持ってくださいということであるんですけども、海側地域と山側地域を結ぶ道路ということで、これは私も就任してからずっと思っていることでもありますし、実際に県や国などに対して要請はしているところでございます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。

村長のライフワークにしてくれというお話をしたんですが、やっぱり考えることをどういふふうに実現していくかというふうなことについて、最初はふわっとしているようなものを絵に描いた餅というふうなお話もあるんですが、まず絵を描いてみると。それを少し文章で後づけをしていくというふうなことから物事が始まっていくと思いますので、村としてはこういうものがあればいいんだというふうなことをぜひ何らかの形で発信をしていただきたいと思います。

あと、大卒の4番について、少しお話をさせていただきます。

今、村長から非常に前向きな御答弁をいただいて、また、ごさまるしえのことについてお話をするんですが、私の考える中では、昨年6月の村長選挙当時におけるごさまるしえ構想と今実現されようとしている状況とは、非常に大きな隔たりを感じております。西原町におけるうんたま市場、JAのですね。あるいはうるま市のようなマルシェの期待を持っていたので、非常に意外な気がいたします。今回、契約書の承諾もありまして、事態が進みよるわけですけれ

ども、実現に向けてまたなお一層頑張っていた
だきたいと思います。

この件でちょっと、普通財産使用貸借契約書
の中で、村契約書の第8条に公租公課の負担に
ついて、貸付け物件に対する租税その他の公課
を負担するというふうに、甲がですね、村がで
すね、なっているんですが、その他の公課には
何が該当するのでしょうか。公租公課その他の
負担というふうになっているんですが。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時18分）

~~~~~

再 開（14時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏 お答えします。

8条のその他の公課というのは、基本的には  
無償で貸出しするものでありまして、その他の  
公課が、ほかに課税がないというふうには思っ  
てはおりますが、税金はかからないものと見て  
おります。その他の公課はないというふうには  
思っていますが、万が一あった場合には負担す  
るといことです。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これから万一、そうい  
った何かの税の話があったとしても、それは免  
除、負担はさせませんという解釈でよろしいん  
ですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会  
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏 そもそも最初からもう無償で貸し出すとい  
うことでありますので、そのとおりでございま  
す。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これ電気料とか水道料

とかの件ではない、も無料。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会  
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏 光熱費に関しては原因者負担になります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 契約書の条文の中で細  
かくないのかなと思ひまして、今日改めて確認  
をさせていただきました。動き始めた事業です  
ので、本来のそういった地産地消を含めて、ご  
さまるしえがですね、仮称ですけれども、また  
立派に当初の目的を達成できるような方向で頑  
張っていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般  
質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時22分）

~~~~~

再 開（14時35分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、11番、仲松正敏議員の一般質問
を許します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ただいま議長のお許
しが出ましたので、通告書に従って質問してい
きます。

まず大枠の1番です。認知症について、前回
も質問を出したんですけど、前は後ろの先輩
が入りそうだったのでやったんですけども、今
回、何か自分が入りそうで、ちょっと怪しいも
んで、前もっていろいろと勉強しないととい
うことで、やります。

それでは、大枠1番、認知症について。

認知症については、以前も取り上げて質問し
たことがあります。最近、私の近くでも認知
症の人が増えてきましたので、今回も質問した
いと思います。

超高齢化社会に突入した我が国において、社会的に取り組むべき喫緊の課題の一つが認知症とされています。それで、認知症に寄り添った地域社会の構築について質問していきたいと思えます。

①認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組について、本村ではどのようにされているか。

②地域において、認知症ピアサポート環境の整備は、具体的にどのように取り組まれているのか。

大枠2、ふるさと納税について。

この制度は、2008年に創設されました。多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を他の市町村や都会に移し、その転出先で納税を行う。その結果、都会や他の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。そこで、今は他の自治体に住んでいても自分を育ててくれたふるさとに自分の意思でいくらかでも納税できる、そのような制度がふるさと納税であります。

そこで、中城村のふるさと納税の取組について、以下の質問をいたします。

①ふるさと納税の本村の現状について。

②ふるさと納税の増額への取組は。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては福祉課、大枠2につきましては企画課のほうでお答えいたします。

私のほうからは、お尋ねの大枠2番のふるさと納税について私見を述べさせていただきます。

ふるさと納税は、議員おっしゃるとおり自分が生まれ育ったふるさとや、また応援したい自治体に寄附ができる制度でございます。しかし、

最近、現実はですね、地域の名産地などの返礼品で寄附先を選択している方が多いようにも思えます。そのことから、本村も魅力ある返礼品の開発が急務だと考えておりますので、多くの方のアイデアを取り上げながら、今後、返礼品増に励んでまいります。

詳細につきましては、担当課のほうでお答えいたします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、仲松正敏議員の大枠1、①、②についてお答えいたします。

まず、認知症に関する事業につきまして、福祉課においては、地域包括支援センターでの総合相談及び認知症ガイドブックの作成、認知症初期集中支援チームの運営、認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、成年後見制度利用支援事業、認知症高齢者等見守り情報登録事業、地域見守り協力事業、QRコードつきシールを活用したどこシル伝言板を実施しております。

そのほか、介護支援制度の地域密着型サービスでは、認知症グループホームが1ユニット9人の定員の施設が2法人で運営されております。また、健康保険課では地域のふれあい事業にて、認知症に関する講話を実施しているところです。

議員の質問にあります①に関連する事業は、これらのうち包括支援センターの相談業務、ガイドブック、養成講座、健康保険課で実施する講座となります。

②に関連する事業は、初期集中支援チーム、認知症カフェ、高齢者等見守り登録事業、見守り協力事業、どこシル伝言板等となっております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

①本村の現状は、令和6年度の実績値で、申込件数が3,208件、寄附額が6,328万9,100円となっております。制度内容が厳格化されたこと

に加え、近年の物価高騰も重なり、返礼品の寄附設定額を上げざるを得ない状況となり、年間寄附者が減少している現状です。

②ふるさと納税の増額取組については、中間事業者や既存の返礼品提供事業者と連携し、寄附者のニーズに応える新規返礼品の開発に加え、新たな返礼品提供事業者の開拓、事務経費の削減及び現地型申込みの導入など取り組んでいるところでございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、再質問を行っていきます。

近年、高齢化の進展に伴い、自宅や施設で過ごされる認知症高齢者の方が増加していると推測されております。

本村では2024年度末でどのくらいの人数の人が認知症と言われているか、また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、介護や医療等の相談件数は、5年前の2019年度は何件あったか。それと、2024年度の相談件数は何件あったか。そのうち認知症の相談については2019年が何件か、2024年度は何件あったか、分かりましたらお答えをお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今の御質問の部分で、まず、認知症高齢者の全数把握というのはできておりません。参考となり指標としては、要介護認定者の占める認知症高齢者日常生活自立度というものがあります。この中で見守り程度と言われるレベルでⅡaというレベルがあるんですが、このⅡa以上の認定者の割合を今からお話ししたいと思います。

前回の議員の質問のとき、たしか令和5年12月の議会のお示ししたデータでは、その当時、令和5年10月1日現在で認定者データ900人中638名、70.8%の方がこのⅡa以上に該当する方でした。直近のデータでは、今手元にあるものでは、令和7年4月17日現在の認定者

数1,005人中745人で、74.1%となっております。このⅡa以上の見守りを要する認知症の方が一年半ほどで3.3ポイントの増加が認められました。

また、前回の議会のときにもお示した国民健康保険後期高齢者医療の受診者に占める認知症と診断された方のデータがございまして、これが最新が令和2年から令和5年のデータがございまして。この中では65歳から74歳、これは国保の加入者に限定されますけれども、令和2から3年については県平均より低い傾向にありましたが、令和4、5ともに県平均と同率というデータになっています。75歳以上では、令和2年から4年に関しては県平均より高い傾向にありました。しかしながら、令和5年度では0.1ポイントほど県平均より下回っております。

また、認知症の種類につきましては、大きく分けると脳血管疾患、脳梗塞とかで血管が詰まって、そのために認知症症状が出るものとアルツハイマーを代表とする脳が委縮していく認知症がございまして。それがどちらが増えているのかというのを調べるためには、脳血管疾患の診断を受けた方もこのデータの中にありましたので、村の状況を見ますと、県平均より、65歳から74歳、75歳以上の方は低い傾向にありました。年々傾向は低くなっております。なので、脳血管疾患の受診者、診断を受けた方というのは村のほうでは低くなっている傾向。しかしながら、認知症と診断される方々が多くなっている傾向がありますので、可能性としては、脳血管性の認知症よりもアルツハイマー型の認知症が多い傾向にあると推測されます。

続きまして、包括支援センターの総合相談の実績で、議員からの御質問にある2019年度、令和元年度は、トータルで475件でした。これが2024年度、令和6年度では708件となっております。かなり大幅な数字が増えております。相談件数の内容としては、主に介護保険制度やそ

の他福祉サービスの利用に関する相談が多くなっております。

この中に占める認知症の相談件数というものが、ちょっとシステムの統計が取れない部分がありまして、明確化ができておりませんが、認知症に関連する成年後見制度、認知機能が低下して代理人をつけるという成年後見制度に関する相談が2019年では2件、2024年度は8件となっておりますので、関連する相談は増えている傾向にあると考えております。以上となります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 大幅にこれといって増加はないと。ただ、やはり早めの認知症に関してですね、その人に対して支援ができるのがやっていただいて、早めに発見して、できるだけ抑えるような取組をやっていただきたいと思います。

最初にお話ししましたが、私の周りでも近年、友人や先輩などの家族、また本人の認知症に関する悩みを抱えている方は増えていると感じています。この前も地域でやんばるのほうに先輩方を引率して遊びに行ったら、その中の一人が全くバスまで戻ってこない。給油所で給油しているときに、もう自分のお家だと思って、ここでは今ガソリン入れとるんだよね、入れているんだよと言っても聞かなくて、降りようとするんですね、荷物を持って。これはちょっとびっくりしたんですけどもね。

しかしながら、認知症に関する認識として、同居の祖父母などがいない各家族の状況では身近な問題として認知症について考える機会が少ないのではと思います。特に20代、30代の若い世代の、その理解がなかなか進んでいないように思います。若い世代に対する啓発方法として、動画配信などが目に触れやすいと思いますが、本村ではそのような取組は今現在されているのかお聞きします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

村として若い方へ動画配信は行っておりません。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり今現在、今の世の中、若い人たちはこういった動画とかSNS、そういったのを利用して情報を得ていると思いますので、できるだけそのような取組をしたら、広域での啓発活動が効率的に、効果も見込めると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それと今、本村では認知症と共に生きるまちづくりとして、認知症高齢者及びその家族が住み慣れた地域で共に生活を送ることができるよう制度構築し、支援に力を入れていると思います。認知症の方が仕事などを通して社会と接点を持てるようにしたり、生活しやすいような仕組みを整え、村民の理解を深める取組を進め、ぜひ他の市町村との連携も含め、様々な方々の力を借りつつ、認知症と共に生きるまちづくりをすすめていただくよう要望いたします。

それと、このアルツハイマー病や脳血管障害など、様々な要因で発症すると言われている認知症ですが、多くの場合、やはり早期に症状を発見し治療を開始することが症状の進行を緩やかにし、治療しない場合と比較して、その人らしい生活を長く続けることができると言われています。そのようなことで、先ほども申しましたが、早期の治療につながるような取組をやっていただきたいと思います。

次に、②のほうに、次にピアサポートについて伺います。

ピアサポートとは、世の中に病気、障害、犯罪被害など様々な理由で苦しみ、生きづらさを抱える人が多くいると言われております。そんな生きづらさを抱える仲間同士での支え合うことをサポートと呼びますが、このピアサポート

の意義についてお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

議員おっしゃるようなピアサポート活動は、かなり大事なものです。特にお互いの境遇を理解し合って、お互いで支え合うという点では、ピアサポートの事業というのはかなりいい取組だと考えております。

しかしながら、今、村としてやれているものについて説明させていただきますと、基本的には、国が今推進している一つとしての認知症カフェというものの取組がございます。こちらのほうは月1回程度ではあるんですが、当事者、また家族、まあほとんど当事者の方ですね、認知症の疑いがある、認知症と診断された方々に来ていただいて勉強会をしたり、語り合ったり、コーヒー飲んでゆっくりしたりと、またうちのスタッフと大きな声で笑い合ったり。また中では、特に好評なのが護佐丸バスを利用してりうぼうまで買物に行くというようなプログラムを行っております。また、どうしても火の問題が出てきますので、調理実習等も取り入れております。

こういった形で、少し気分転換をしていただくという点での認知症カフェというものは、今現在実施しているところではありますが、御本人自身のピアサポートとしての活動、本人自身が活動して、ピアサポーターとして活動していくということの支える事業はまだ展開ができておりません。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今、課長のほうからピアサポーターという言葉があったんですけど、このピアサポーターになるためには、どのような資格が必要か。また、このピアサポーターの具体的な活動としてどのようなことをされているのかお聞きします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

ピアサポーターとして一番活動の効果を出しやすいのは、やはり御本人、当事者自身の活動というものになります。本土のほうでは当事者自身が大使として、認知症大使として活動するようなものも今、全国展開されていく状況ではありますが、本村においてはまだそこまでは至っておりません。

その認知症の方々を支えるサポーターとしては、認知症サポーター養成講座というものを地域支援事業が始まった頃からずっとやっております。2024年の末で今延べ2,009人を養成しております。基本的には、村民の方、職員、商工会の方々とか、いろんな場面、形で展開をしてきております。コロナの前までは巡回型として各地域を回って、公民館回りをして、ふれあい事業とか地域の催しの中でサポーター養成講座というのを1回限りの部分でやらせていただいたりしていたんですけども、これが今ちょっとコロナの影響で中止になりまして、その後は、令和4年度あたりからは、養成講座という形、1年間しっかり腰を据えて認知症に関して勉強していただくという講座を展開してまいりました。

こちらのほうが最近になってちょっと参加者のほうがかかなり激減という形になりましたので、今年からの方法をちょっと今、見直しをしているところでございます。なので、今出ている案としては、小学生対象に学校でできないかなというのも一つ考えております。また、地域の老人クラブ、商工会のほうにもお邪魔させていただいて、特にスーパーとか、どうしても小銭を使い切れない、札が数え切れないとかというような初期症状が出てくる場合で、スーパーのレジでもたつくというケースがよく見られることもあるものですから、そういった部分で、この方認知症なのか、こういったサポートが必要なのかということをお聞きしたいのと、

そういった日々の生活の中で気づくような場面、また、子供たちは活動範囲が広いので、おじいちゃん、おばあちゃんが何か迷っている人がいそうだとか、迷子になっているんじゃないかとかって、そういう気づく視点ですね。そういった部分も大事かなと思ひまして、そういった部分の展開ができないかどうか、今検討している最中でございます。

これは方向性が決まりましたら、また広報しながら各団体と協力してサポーター養成講座をやりたいと考えております。

もう一つ、国が進めている事業としては、チームオレンジという活動がございます。これは、当事者の方、サポーター養成講座を受けた方、また地域の方をコーディネートするコーディネーターを配置して、一つの地域として、チームとして認知症の方々を支えるという活動になります。このコーディネーターになる役割というのが認知症の支援員で、国のほうで養成している講座を受けた者が何名か今、うちの包括にいますので、そういった方々を専門性としてやっていくのか、またサポーター養成講座を少しレベルアップした形で、そこで受講された方々をチームのコーディネーターとして各地域に配置していくのか。この辺がまだ検討している段階の部分がありますので、今のところできておりませんが、将来的にはチームオレンジとして、いろんなパターンでのオレンジチームを村内に展開できたらいい形にならないかなということ今考えているところです。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 コロナの影響で近年、サポーター養成講座、今、休んでいる状態ということですね。展開だけですね。

先ほど子供たちにもそういうのを教えて、お年寄りの困っている……、結構子供たちって敏感で、お年寄りがちよっとまごまごしたりね、ちよっとおかしいなと思う、子供たちはよくそ

れを見抜く力がありますので、ぜひ子供のときからそういうのを子供たちに知ってもらって、年配の方のために、認知症の人のためになれるようよろしくお願いします。

次に、認知症の行方不明者対策の強化についてですけど、警察庁のまとめによると、2023年、全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が延べ1万9,039人に上ったことが明らかになっております。実際、認知症の行方不明者は2012年の9,607名から増え続けており、近年は2倍に迫る状況で推移していると言われております。

そこで、今後ますます増加していくことが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人一人の生命を守るための、このGPS端末の積極的な活用に向け、負担軽減の実施や、また衣服等に貼れるQRコードが記載されたシール等の普及が今進んでいると言われておりますので、そこで、このGPS端末や衣服等に貼るQRコードのシールについては、村では今取組まれているのか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、GPSに関しては、現在、村として事業化は行っておりません。過去の事案で、行方不明になった事案で、いつも履いている靴に御家族はGPSをつけていたんですけど、その日だけ違う靴を履いて行方不明になったというようなケースもありましたので、それよりかは、やっぱりふだん着る衣類、本人が着そうな衣類に全てQRコードを貼りつける。それで、そのQRコードを読み込ますことで御家族と連絡が取れる。本人がどこにいるという位置情報も送れると。そういうことが早急な対応としては、安く広くできるんじゃないかということで、こちらの事業のほうを今現在進めております。

そのほか、宜野湾署のほうと協定を結びまして、認知症高齢者の登録事業、顔のアップと全

身像と特徴とか、そういったものを宜野湾署と共有した上で、行方不明になったら、その情報をすぐ周りの市町村にも展開して、探していただくというような事業を宜野湾署のほうでは近隣市町村と協定を結んでやっております。

本村のほうでは、平成29年からこの事業を開始しまして、令和6年度末現在、延べ23名の登録がありました。その中で今現在、死亡とか転出を抜きますと、有効な登録者というのは11名の方がいらっしゃいます。この11名の方を対象に、まずどこシル伝言板、QRコードの部分をお奨奨したところ、3名の方が年度末現在、利用したいということで、QRコードを配布したところです。よりもっと多くの方に知らしめるために、広報展開をこれからもっと目立つような形でやりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 認知症の人がまず行方不明になって、翌日までに発見されると生存率は高いが、3日以降だと生存率というのはかなり激減すると、そう言われております。

今、課長がおっしゃった行方不明を探す、このGPS端末は確かに予算かかると思います。その代わり、このQRコードは安く上がるし、早くこの事業を進められると。でも、やはり人間の生命に関わることでありますから、QRコードもよろしいですけれども、ぜひGPS端末も活用できないか、その辺は検討していただきたいと思っております。

次に、大枠2番のほうに移ります。

先ほどもお話ししましたが、このふるさと納税は2008年に創設され、17年が経過しております。メリットとしては、自治体側の幅広く収入を確保できることに加え、特産品を返礼品にすることによって、地域の消費を拡大するとともに、観光PRにもつなげることができ、中城村のサポーターとして応援していただけます。料金はだまかに3割が返礼品に充てられ、2割は

ふるさと納税サイトへの手数料、残りの半分が自治体の収入になるわけですが、例えば村として1億円の寄附金が集まれば3,000万円が返礼品に充てられ、2,000万円が納税サイトの手数料、残りの5,000万円が村の収入になるわけですね。

都市部に集中する税収を地方へ分配し、地域活性化につながるということで、全国でふるさと納税が躍進しております。

そこでお聞きしますが、中城村の過去5年間のふるさと納税の実績の推移と納税額、件数、返礼品の動向を伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

令和2年度寄附件数1万2,629件、寄附額1億7,767万8,000円、令和3年度件数2万1,452件、寄附額2億9,307万7,000円、令和4年度件数1万5,936件、寄附額2億2,794万2,508円、令和5年度8,670件、寄附額1億3,384万200円となっております。どの年度においても断トツ、ビール類が1位でございまして、続いて果物のマンゴー、魚介類として海ブドウ、ホームルの加工品などとなっております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今年度の目標数値、これは幾らぐらいを考えているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

実施計画においては1億円という設定をしておりますけれども、まずは対前年度比の100%以上を堅持していくことを目指しております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 一時、2億円近く、2億円ですか、ありましたけれども、1億円というのは目標額としてまだ半分程度。やはりもっと頑張ってもらわないと。

それで、そのためにもふるさと納税のPR方法として、今どのような取組をされているのか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

全国の皆さんが閲覧できるように、楽天などのポータルサイトにおいて、中城専用のページをつくっていただいて、返礼品や、中城の村の取組などの内容を掲載していただいております。また、楽天などのポータルサイトにおきましては、会員に定期的に情報を発信するメールマガジンというのがあるんですけれども、それを活用して村のPRに努めております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 返礼品の品物を充実させるというのは大変重要なことだと考えております。中城では、3か年に一度ですか、中城護佐丸まつりというイベントもされていますので、それも含めたぜひPRも考えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、今まで寄附者へのアフターフォローと申しますか、お礼、寄附の使い道をこうしましたとか、丁寧に伝えて、さらなる寄附者へのフォローというのをしていくのが本来の中城村との関係をつなげていく大きな取組だと思います。寄附の使い道、何に使われているのか、また、寄附者へどういうフォローをしているのかお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

寄附者個別への使途のお伝えはできておりませんが、寄附者の皆様が村の実情、実績を閲覧できるように、村のホームページを活用して、使途の実績は公表してございます。中には直接お電話いただく方もおありまして、そういった場合には、今後も引き続き中城の応援をしていただけるように丁寧に御説明とお願いをしている次第でございます。

あとお礼状の発送をしていますので、気持ちを込めたお礼をさせていただいているつもりではございます。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ふるさと納税の寄附金の使い道を納税者が指定することもできると聞いておりますが、本村では主に何に使われているのか、具体的に伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 まず、本村では3つの使い道が大きくございまして、村長にお任せ応援、2つ目が子供たちの健全育成及び教育環境の整備に関する応援と、3つ目が世界遺産中城城跡の保全活用に関する応援という大枠がございまして、その中から具体的な使用例としましては、護佐丸歴史資料館の書籍、これは毎年必要な要求額を購入させていただいております。あとは学校での教材でございますごさまる科の副読本への活用、あとは子ども・子育て支援事業計画の策定、昨年は祭りもございましたので、城跡の城壁の草刈りなどにも活用させていただいております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この返礼品についてですが、新たな商品開発に関しては、昨日の新垣善功議員からまたありました。このリピーターに関してもありましたので、そこは飛ばして、この返礼品について、仮にクレームがあった場合は、丁寧な電話対応のほか、また場合によっては返礼品を再送、再度送るとし、次回の寄附につながるような対応を、私としてはその辺も取り組んでほしいと思っております。

そして、何より中城村を知っていただければ、寄附につながることはなかなか難しいと思います。今後もトップセールスやSNSを活用しながら、中城村の知名度自体を上げなければ、ふるさと納税の増額につながるの難しいかなと思います。

これからの村の財政を考えると、このふるさと納税というのは大変重要な財源を確保する一つの制度だと考えております。今、村のほうでは学校建設でたくさんのお金が必要になってき

ております。そうすると、ほかの村民へのサービスが思うようにできなくなって、住みたい中城、住み続けたい中城というスローガンが到底厳しくなってきます。

ふるさと納税が年々減少していると、昨日も答弁でありましたけど、私はふるさと納税を増やすということでは、ふるさと納税の専属の職員、私の考えでは2名ほど配置して、専属の職員、いわゆるふるさと納税プロジェクトチームをつくって、ふるさと納税だけに関わる仕事だけをしてもらう。どんどんふるさと納税が減少していっております。昨日、オリオンビールの単価が上がったということで、この減収の要因ではないかという話もありましたけれども、ふるさと納税を担当している職員がまたほかの仕事も見なければならぬという、そういう状況にもなっているということでありました。

村の収入を増やす意味では、ふるさと納税というのは相当魅力のある制度だと思います。それでですね、どうですか、村長。このふるさと納税のプロジェクトチームをつくって、ふるさと納税を増やしていく考えはないか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、仲松正敏議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように財源確保のためには必要な制度だと本当に重々、就任する前から、就任してからもずっと思っております、私なりにもいろいろやってきたわけではあるんですが、全く形になっていないのを本当に申し訳なく思っております。

議員からありましたように、ふるさと納税だけに特化した職員配置ということで、もちろんふるさと納税だけではなくて、別の業務も行っている状態であります。それを行いつつ、プロジェクトチームをつくっていくのか、あるいは本当に特化、このふるさと納税だけに業務を頑張ってもらう職員にするのかというの

は、今後協議はしていきたいと思っておりますけれども、昨日も善功議員からもありましたプロジェクトチームに関しましては、早速協議をして、しっかりと、この課だけではなくて、やはり庁全体でこれはもう取り組んでいく必要があるんだなというふうに重々皆さんの一般質問で思っておりますので、さらに本腰を入れて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この専属の職員2人配置して、2年後、4年後、本当にその職員を研修先、ふるさと納税で大分税収を増やしているところ、自治体に派遣して研修を受けさせ、これをいかに4か年間しっかりその仕事をしてもらったら、私は2年後、4年後には恐らくふるさと納税、少なくとも2億と言わず、5億、10億まで増やしていけるんじゃないかなと思います。そうすればこの2人の職員の給料の何倍も入ってくるわけです。このふるさと納税の税収でいろんなことができるわけですね。中城には恐らくこれから後、この大きな税収というのはまずほとんど見込めないと、そのように感じております。

ですから、今我慢して専属の職員を2人配置しておけば、この厳しい中城の財政、これから後、多分厳しくなると思います。それに対抗できるのはふるさと納税と思っておりますので、ぜひ何か年か後じゃなくて、早速その専属の職員配置、検討していただければと思いますので、ひとつ村長、よろしくお願ひします。

それで、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（15時22分）

令和7年第5回中城村議会定例会（第7日目）

招 集 年 月 日	令和7年6月13日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和7年6月19日（午前10時00分）		
	閉 会	令和7年6月19日（午前11時44分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	9 番	大 城 常 良	11 番	仲 松 正 敏
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり	教 育 総 務 課 主 幹	永 川 幸 徳

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	発議第3号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
第 3	発議第4号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程
第 4	発議第5号 中城村議会映像配信に関する要綱
第 5	発議第6号 中城村議会事務局処務規程の一部を改正する規程
第 6	議案第35号 中城村平和の日を定める条例

議 事 日 程 第 5 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 2	議案第46号 令和7年度中城村一般会計補正予算（第2号）
第 3	議案第47号 物品等購入の契約について

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これから本日の会議を開催いたします。

(10時00分)

本日、中城村長より、議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第46号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第2号)及び議案第47号 物品等購入の契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議案第45号及び追加日程第2として議案第46号を、追加日程第3として議案第47号を議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、追加日程第1として議案第45号 特別職の職員で非

常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第2として議案第46号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第2号)、追加日程第3として議案第47号 物品等購入の契約についてを日程に追加し、議題とします。

追加日程第1 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第45号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月19日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この条例を制定する必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年中城村条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表 1 (第 2 条関係)

職名	報酬の額	旅費の額 (県内)
選挙長	日額 <u>12,200円</u>	(略)
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	
開票管理者	日額 <u>12,200円</u>	
投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u>	
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>	
開票立会人	日額 <u>10,100円</u>	
選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>	

別表 1 (第 2 条関係)

職名	報酬の額	旅費の額 (県内)
選挙長	日額 <u>10,800円</u>	(略)
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	
開票管理者	日額 <u>10,800円</u>	
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>	
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u>	
開票立会人	日額 <u>8,900円</u>	
選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この条例を制定する必要があるためでございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時04分)

~~~~~

再 開 (10時06分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ただいまの議案、ちょっと、もう少し説明をお願いします。これ、国会議員の選挙だけなのか、また、条例を改めるときに、これ、ほかの選挙にも関わってくるから、これ、確認だけ。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、金城 章議員の質問にお答えをいたします。

今回の条例は特別職の職員で、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。この別表については全ての選挙に対応するものでございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これ、非常勤の特別職の給料が上がるんですけども、ほかのもの、選挙にも関わってくるけん、この説明書には国会議員の選挙の執行によってということが書かれていますけれども、お互いの地方選挙にも関わってくるという財政のもので、また、そういうのが出てくるのかどうか。ちょっと、今、国会議員だけ、国会選挙だったら分かるんですけども、地方選挙に関わってくる。全部の選挙に関わってくるということだよね。負担が増えてくるものがあるんじゃないかと思って。

これによってほかの特別職とかいろんな賃金

も上げないといけないということになってきますよね。これ、どうなんですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

今回の条例改正につきましては、別表に示しております選挙に関することでございます。予算については国の執行の選挙でございますので、補助的には対応をするものでございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。

6番 安里でございます。

質疑と言うか、この条例の形としてほとんどの村の条例は中城村何とかかんとかというふうな形を取っているのですが、今回のものについては、これは例規集でも確認をしたのですが、それが入っていないということについて何か理由があるのかをお聞きしたいということと、それから、2点目です。別表の示し方なんですけれども、別表第1には多くの項目が列挙されておりますが、その中でその部分だけを切り取る場合について、例えば、条例の改正でも何条までは改正がないので略しますとかいうことで、改正部分を載せてやっていくというふうなことがあるのですが、今回そういうふうな、改正部分だけをポツと飛び出してやるということについては、少し書面を見る側としては見にくいというふうに感じましたので、そこについて何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、安里清市議員の質問にお答えをいたします。

条例の見出しにつきましては、特に中城村が入っていない理由というのはございません。

別表に示すものは、別表1については各非常勤、特別職のものが、本来ならば条例に記載を

されている状況でございますが、今回は選挙に関する部分だけでしたので、それを表に記載をしているところでございます。

特に条文であれば削除であり、追加であり、そういう表示の仕方があったと思うのですが、別表に対してはより分かりやすく作成をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 分かりやすくというふうなことを総務課長はおっしゃっているのですが、ネットで検索する場合についても、その中城村というものが頭に付いていれば、特別職の関係は、これは全国統一のものではないんだろうというふうに思いますので、特にこだわって中城村というふうなことを付けることについて御検討をお願いしたいと思います。

それと、別表の件なのですが、表の中で多分、40項目ぐらいの職名が挙げられて、その改正が、その一部しかないというふうなことで、それを抜き出しているということは理解できますが、この書き方について、先ほど話しましたように御検討できる余地があればお願いしたいということでの提案であります。

以上、終わります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第46号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第46号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第46号

令和7年度中城村一般会計補正予算(第2号)

令和7年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,207,783千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月19日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|--------|---------|------------|-------|------------|
| 19 繰入金 |         | 584,998    | 1,234 | 586,232    |
|        | 2 基金繰入金 | 584,998    | 1,234 | 586,232    |
| 歳入合計   |         | 15,206,549 | 1,234 | 15,207,783 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款      | 項     | 補正前の額     | 補正額 | 計         |
|--------|-------|-----------|-----|-----------|
| 2 総務費  |       | 1,255,746 | 350 | 1,256,096 |
|        | 4 選挙費 | 17,326    | 350 | 17,676    |
| 10 教育費 |       | 6,057,153 | 884 | 6,058,037 |

| 款    | 項      | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|------|--------|------------|-------|------------|
|      | 3 中学校費 | 87,979     | 884   | 88,863     |
| 歳出合計 |        | 15,206,549 | 1,234 | 15,207,783 |

本案補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の金額に歳入歳出それぞれ123万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億778万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 令和7年度中城村一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、追加日程第3 議案第47号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第47号 物品等購入の契約について。

## 議案第47号

### 物品等購入の契約について

令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

##### 1. 契約の目的

令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業

|                         |                                                                   |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|                         | 務                                                                 |
| 2. 契約の方法                | 随意契約                                                              |
| 3. 契約金額                 | 金 52,912,035円                                                     |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 4,810,185円                                                      |
| 4. 契約の相手方               | CCC・興洋電子・学映システム共同企業体                                              |
| 代表企業                    | 住 所 沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号<br>名 称 株式会社 オーシーシー<br>氏 名 代表取締役 屋比久 友 秀      |
| 構成企業                    | 住 所 沖縄県那覇市字安謝638番地<br>名 称 株式会社 興洋電子<br>氏 名 代表取締役 古 舘 和 広          |
| 構成企業                    | 住 所 沖縄県島尻郡与那原町字東浜80番地4<br>名 称 株式会社 学映システム 沖縄営業所<br>氏 名 所長 古 賀 大 貴 |

令和7年6月19日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長 伊佐則勝 これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております

す議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号 物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号 物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (10時21分)

~~~~~

再 開 (10時24分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、日程第1 一般質問を行います。質問時間は答弁を含めず、30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、おはようございます。

一般質問、今回の最後の質問者になっていませうけれども、頑張ります。

議席番号15番 石原昌雄。一般質問を行います。

でも、質問に先立って、一言述べます。

これまで、南上原地区の交通安全については一般質問をして、要請などをしてきましたが、今回南上原ファーマーズ前の交差点に信号機の設置、そして、県道29号線、ドラッグモリ近くの交差点に横断歩道が設置されました。職員及び関係課の努力に敬意を表します。これからもよろしくお願いします。

それでは、通告書に沿って質問をいたします。

大枠1番、村内の空き家対策と住宅事情の解消は。

中城村も空き家が増えており、その対策を始める時期であります。また、下地区においては住宅事情が厳しく、若い方々の村外転出があります。その課題について伺います。

①村内の空き家の増加について、対策は必要

ですか。どのように考えるか。

②村内の各字ごとの空き家調査の実施はできるか。

③これまでに空き家について協議したことはあるか。

④他市町村で行われている空き家対策はあるか。

⑤下地区に住宅事情は十分、下地区のに比べて、下地区の住宅事情は十分と考えるか。

⑥住宅が確保できるような制度や方法はあるか。

⑦土地利用について住民に周知できているか。特に開発行為などです。

大枠2、ふるさと納税の取組について。

中城村においても各種事業をやるための財政の確保が必要であります。これまでの固定資産税や住民税などの村税だけでは取り組めない状況と考えます。

公共事業の補助金の裏負担となる村負担には、自己財源が必要です。そのためにも財政の確保が重要であり、これからの取組を伺う。

①ふるさと納税の取組について、村長の見解はどうか。

②本村におけるふるさと納税の5年間の実績を伺う。

③今後のふるさと納税の目標額はあるか。それはどれくらいか。

④ふるさと納税の担当職員は何人か。今後増員の計画はできるか。

⑤他市町村の取組について研究のための研修や視察はできるか。

⑥村内のふるさと納税対象返礼品の開発や、支援はどのように考えるか。

⑦現在返礼品を指定している村内の事業者や企業数はどれくらいか。

⑧どのような方法で募集をしているか。

答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては、都市建設課、大枠2につきましては企画課のほうでお答えいたします。

私のほうからはお尋ねの大枠2の①について見解を述べさせていただきます。

令和3年度からピークに年々寄附額は減少の一途をたどっております。議員おっしゃるように財政確保のためにはふるさと納税というのは本当に必要な制度だと重々分かっております。

私も就任後すぐに名刺の裏にふるさと納税のQRコードを入れるなどして、寄附につながるような行動はしてまいりましたけれども、この金額を令和6年度の、ふるさと納税寄附額を見ていると、まだまだ形になっていないなというふうに思っていて、非常に反省をしているところでございます。

制度が変わったことを理由にはせずに、今後はもう、現状課題やもう、取組を今一度精査して、本腰を入れてこて入れが必要だと強く感じております。これからもさらなる頑張っていくと思いますので、よろしく願いいたします。

その他詳細につきましては、担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。

石原昌雄議員の大枠1番、空き家対策についてお答えいたします。

①村内の空き家は管理者において管理されており、早急に対策が必要という状況ではないと考えております。特定空き家という状態になると行政において対策を検討していかなければならないと思われま。

②各字ごとの空き家調査は令和3年度に行っ

ております。地番と建物の状況、仏壇の有無、管理者の有無を事務委託者に御協力いただき、調査しております。今後の調査につきましては、必要性を検討してまいります。

③空き家に関する協議は特に行ってはおりません。

④他市町村においては空き家の除却、解体費用の補助を那覇市、沖縄市において。空き家バンクの活用を那覇市、沖縄市、石垣市などで行っております。また、国頭村定住促進空き家活用住宅、これに関しては国頭村が所有者から借受け、修繕して移住希望者向けに賃貸することなどが行われております。

⑤下地区の住宅事情はまだ不十分と考えております。そのため、現行の制度でできる市街化調整区域における地区計画の導入に向けて県と協議を行っております。

⑥現状でもリフォーム補助や住宅資金補助などの制度はございますが、今後は市街化調整区域における地区計画の導入により、現状より住宅が建てやすくなると考えております。

⑦住宅建築や土地活用について希望する住民は土地建設課窓口へ相談にいらっしゃり、開発許可制度の説明や沖縄県中部土木事務所や沖縄県建築指導課への案内を行っております。参考としまして、中城村役場周辺地区計画については計画策定に向けて住民説明会の開催や村ホームページ、LINEなどで計画の概要を周知しており、詳細の内容を知るために窓口に訪ねてくれる住民の方もいらっしゃいます。今後も村の土地利用計画などについては広く周知できるよう努めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

(2) ふるさと納税の過去5年の実績につきましては、令和2年度、1万2,629件、寄附額が1億7,767万8,000円、令和3年度、2万

1,452件、寄附額が2億9,307万7,000円、令和4年度、1万5,936件、寄附額が2億2,794万2,508円、令和5年度、8,670件、寄附額が1億3,384万200円、令和6年度、3,208件、寄附額が6,328万9,100円となっております。

③目標額につきましては、実施計画において1億円を設定しておりますが、まずは対前年度比100%以上を堅持していくことを目指してまいります。

④担当は財政係職員1名が兼務している状況です。兼務職員の主たる交付税算定や起債業務などは、業務量が膨大であるため、ふるさと納税業務に割ける時間に限界があり、注力できていないのが現状です。寄附額を増やすためには増員は必要不可欠だと考えておりますところからもしっかりと検討してまいりたいと考えます。

⑤類似団体において実績があり、本村において有効活用ができる事例を調査し、該当があれば今後検討していきたいと考えております。

⑥中間事業者や既存の返礼品提供事業者と連携し、寄附者のニーズに応える新規返礼品の開発に加え、新たな返礼品提供事業者の開拓に取り組んでいるところでございますが、令和6年度には88項目の新規返礼品を開発しております。

⑦返礼品提供事業者は32事業者となっております。

⑧楽天やさとふるといった各ポータルサイトを活用し、募集しております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 回答ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、大枠1について、1から4までをまとめながら、再質問します。

最初に、村長及び副村長にも確認を取っておきたいと思うので聞きます。

担当課においては、村内においては空き家状

況をそんなに大きな問題ではないという捉え方で今、見受けられます。というのは、特定空き家でも空き家は空き家なんですよ。そういう状況を見て、各字も既に見ていると思うんですけど、実際に空き家についてのちょっと所見をお願いします。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 今の石原議員のお答えします。

空き家については、各集落、空き家は何件かあると思いますけれども、先ほど都市建設課長が答弁したとおり、仏壇があつたりして、それからまた、管理している人もいます。それで、今の都市建設課の調査の中では管理者がいないという状況ではないものですから、空き家の定義では当てはまらないんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 確かに行政が積極的にやらなければならないという状況の空き家ではないと思うんです。でも、社会通念としては、じゃ、行政が手をかけないといけないまでほったらかしにするんですかというふうなニュアンスに聞こえるわけです。なってからやりましょうと、いわゆるね。泥縄式と言いますか、そうじゃないと思うんですよ、行政は。常に気を配りながら、こういう答弁にしても、何かやはり、回答の仕方がちゃんとあるんじゃないのかなと私は思うんです。こういうのは該当していませんよと。確かに、金をかけるとかないけれども、でも、こういうことはやっていきたいとか、そういうことを今のうちからやっていかなければ、これは全国的にも問題ではあるんですけど、ほかの他府県で国の制度が補助金になってから、積極的に壊しましょうとか、そういう話ではないと思うんです。困っているのは住民ではあるんですよ、実際。住民と共に私たちは行政は前

に進むわけですから、それにしても、やはり、しっかりやってほしいと思います。

空き家と、それから、空き屋敷があるんです。空き屋敷は、じゃ、どうするのかと言う事。建物はあるから触れんとか言う、でも、空き屋敷についてももっと積極的に取り組んでいかないといけないと。今、村内においては、例えば、住宅を造るにしても空き屋敷には造りやすいんですよ。だけど、畑、原野、そういうところは非常にハードルが高いですね。村内のそういう土地利用においては。そういう視点からすると、もっとこの真剣味を持って、毎年の動向も、あるいは、地域の声の聞き取りも、困っているかどうかの聞き取りも今のうちからやっておかなければ、ほかの市町村がそうやってから私たちもやりましょうでは遅いと思うんです。

もちろん、仕事はほかの業務もあって忙しいのは分かりますよ。でも、今のうちから取組については始めてほしいわけですよ。ですから、私たちは、ここに議員もこういう一般質問をするのは、ああ、中城村、空き家まんでいやと。僕らもいろいろ、字、地域を回るチャンスがあるときには、ああ、こんなのがあるのかと本当にびっくりするんですよ。それで、住宅事情が弱いとかいうことで、村の人口が減るとかそういう心配をしているわけですけど、それはそれで、感じることはあるけど、そこら辺、ちょっと真剣にやってほしいなと思います。

そういうところについて、もうちょっと関係課にも一緒にやってほしいんですけど、どうですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

先ほど石原議員の提案に関しては、僕も少し同調するところがあります。

ただ、空き家の本当に危険な箇所、隣接しているお家が危ないというのであれば、役場が、行政が積極的に解体してその管理者に連絡しな

がら、もし、管理者が解体できなければ、その分後で請求するとか、そういう対策もしないと、さっき言った危険な建物がある場合は、行政も積極的にやっていきたいと。

それと、集落については自治会長がほとんど空き家は把握していますので、その辺も自治会と都市建設課と一緒にタイアップしながら空き家対策については、今後本当に各市町村がやるから中城村もやるのではなくて、積極的にやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 もう、副村長の心強い答弁にほっとするところがあるのですが、毎回私たち議員もこういう、村内の空き家を見ていて、非常に大変だなと、そういう、今あったように個人の財産とはいえ行政が常に住民に寄りそって、住民の目線で支援を発揮してほしいという視点からの質問もありますので。

先ほどありましたように、また、県外においても不動産業者と連携をして、採用とかあっせんとか、リフォーム、あるいは、住宅の貸付とか、そういうのもやっているところもあります。私たちも政務活動で調査しに行ったときには、そういう市町村も見ました。

そして、もう1点は観光の面からしても、やはり、取り組んでほしいと。中城村は宿舎もないので、こういう空き家をリフォームして民泊にするとか、民宿にするとか、そういうことも取り組んでいますけど、これも業者とやはり、やっているのが本土の市町村の事例もあります。そのへんに対しても、ぜひ、この対策は頑張っしてほしいと思います。

次、また、5番、6番、7番のところにも移りますけれども、住宅については南上原地区の発展が目についてもありますけれども、近年も下地区でも住宅事情が進んでいるようにも見受けられます。

主な理由として考えられるのは、この既存宅地への住宅建築のあるのと、それから、集合住宅です、アパートの建築も見受けられています。

この既存宅地について、若干私の見解ですが、既存宅地って昭和49年にこの、那覇広域都市計画区域が制定された時点から始まるんです。規制が。それが昭和49年時点で、既に宅地であった土地は、個人の住宅とかアパート、個人、集合住宅も建築できると、今もできると僕は認識していますけど、そこら辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、昭和49年以前に宅地課税されている宅地と登記されている箇所については、この市街化調整区域の枠ははまりませんので、比較的接道条件とか、そういうものを満たしている限り集合住宅とかそういうことは、建築は可能であります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そうですね、そういうことで、そういう、既に空き家も含めて空き地状態になっている土地などについて、今、下地区でも若干分筆して新しい住宅ができるとか、あるいは、集合住宅ができると、アパートができるという状況が見受けられます。そういうところは、転入者にも購入してすぐ住宅ができるわけです。でも、ほかの地区では外からの人が中城で土地を買って、なかなか家を建てるのはハードルが高いですね。こういうハードルの低い土地について、もっと積極的にあっせんしてほしいというふうに思います。

そこら辺について、その土地利用、土地を持っている利用者もそうですけれども、住民に対してもそういう状況をもう一度、やはり、積極的に提供してほしいと思うんですけど、そこら辺、何か方法ありますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（10時48分）

~~~~~

再開（10時49分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

現行の中では、現在、この緩和区域とか市街化調整区域の中でも緩和区域とか、この、今、調整地区でできる地区計画の導入などにより、土地利用を広げる、活用の幅を広げるような制度を今、進めているところではございます。空き家についても先ほども活用できないかという、その発言もございました。これに関しては、やはり、少し財産というものはデリケートな部分になりますので、それは相続とかそういうものもございまして、できれば活用していきたいとは考えてはおりますが、その辺は慎重になって今後も調査を進めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひ、お願いします。

この那覇広域都市計画区域に中城村の相手の、今あったようにですね、緩和措置がもう、数回ほど行われて、大分緩くはなっています。それも理解をしています。だけど、たまたま僕はそういう関連のところでしたので情報が分かるのですが、本当に土地を持っている人たちは、そういう緩和の措置が自分の土地に該当しているかということ、なかなか本当は分からないわけです。ですから、この緩和措置が中城村において、もっと土地利用がよくなっていますよというところを周知してほしいというふうに、もっと考えます。

そういう意味からすると、先ほどは相談に来たらという、来たら案内していますよという答弁がありまして、それは非常にいいことではあるのですが、例えば、土地月間とか、そういうのがありますよね。土地利用月間とかいろいろ。そういう時などは利用して、もうちょ

っと村民がそういう自分たちもどうにかしたいという相談が増えるような窓口の案内をもうちょっと強化してほしいんですけども、そこら辺、できますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

今、中城村、北中城村と両村で、令和9年に向けてこの土地利用を、今、中城村が計画している土地利用計画案とか、その立地適正化計画案の中で土地利用を広げていける、今からこうなりますという説明会を令和6年度にも行いました。9年度に向けては、この土地利用案を活用できるような、どうにかこのマスタープランの改定に向けて今後も進めていくので、この中では今からも住民説明会において、この土地利用がこういうふうになっていくとか、そういうことは計画しておりますので、また、今後もホームページなどによりいろいろまた、策定が終わったものとかそういうものも周知しながら、住民には今後、両村がどういうふうに変わっていくかというのは周知していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 土地利用計画も、やはり、取り組んでもらって、大変御苦労さんであるんです。

併せて、個人の土地利用についての困ってはいませんかとか、そういうふうなキャッチフレーズで相談、役場に来たら相談できますよとかみたいな部分のキャンペーンもぜひ、やってほしい。役場行ったら相談になるんだなという部分、なかなか、いつ行っていいのかなとか、いつのタイミングで役場に相談に行けばいいかなというのをなかなか住民にとってはタイミングが難しいところがあるので、そういう土地月間とかそういうときに相談に来ませんかという部分をもうちょっとPRしてほしいんですよ。

人権相談は結構来ませんかということでチラ

シが毎月あるいは、2か月に1回ぐらい来ますけど、土地に困っていませんかとか、そういうところも相談に来ませんかというぐらいの優しいところもぜひ、發揮してほしいと思います。

そういう、村内の住宅事情が改善することによって、住民が定住して、村外に行かないと。職員も本当はもうちょっと定住してほしいんですけど、職員が定住するには住むアパートも南上原だけに偏っているような気もするので、下地区の土地利用がもうちょっと上がってくれたらよろしいかと思いますので、そこら辺もよろしくをお願いします。

それで、大枠2番に行きます。大枠2番も1から3については、さっき話されたようにふるさと納税、実績等々は昨日も回答を受けました。実際にこのふるさと納税にあったお金の活用をもう一度どのような形で活用していますか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

図書の購入、あとは、ごさまる科の副読本、子ども・子育て支援事業計画策定、城跡城壁の草刈りなどに活用しております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 使用先のほうが、さっき大まかに3項目というふうなこともあって、村長お任せという何か欄、項目もあったようですが、実際に村長お任せの項目ではどういふところにどういふ事業に活用されたか分かりますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

今のところ、村長お任せの事業として使った実績はないと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そうですね、まずは、ふるさと納税の金額自体が、金額自体がそんなに余裕があるわけではないので、護佐丸図書館

の図書資料とか、1,000万ぐらいでしたか、大きい予算で使うんですけど、それについても村長お任せにならないところが寂しいです。もうちょっと村長がこのふるさと納税を充てにしながら、思い切りあれもこれもとできるようなところまで持っていったらなというふうに思います。

あと、次の項目ですけども、本村においてはこの、金のなる木というのがありました。私の個人的な見解ですけど、新垣盛繁、元村長時代に始まった南上原土地区画整備事業であります。既に30年前に植えられた、この小さな木は着実に育って、今、果実を残し、中城村の繁栄に本当につながっています。こういう金のなる木、本当にいいなというふうに思います。

このたび、村長に付いた比嘉麻乃村長についても、ぜひ、金のなる木を植えてほしいと思っています。

そこで、私が考えるには、このふるさと納税という木こそチャンスではないかなと思います。今、やっておけば本当に次の時代につながると思います。村の財政はいつも、いつの時代も本当に逼迫ということではあるのですが、村民のニーズに絶えず応えようとすればするほど逼迫というのに陥ってしまうのですが、中城村はまだまだ、当分の間は財源運営も大丈夫かなとは思ってはいます。しかし、今般のニーズはもっと今、増えています。村長のやりたいこともたくさん本当はあると思うんですけども、先立つものがないとどうしようもない。

そこで、やはり、このふるさと納税を生かすということで、このふるさと納税の担当部署の強化、これを行うことでその取組が始まると思います。

そういう意味では、担当課では兼任の担当一人ということですけど、やっぱり、その前は、応援団が2名ほどいましたね。それも終わっちゃって、今はいろんな制度も変わって大変だ、

大変だと思いますけれども、やっぱり、一人の知恵では前に進めません。職員が逆につぶされてしまいます。1係制度は。もう、三人寄れば文殊の知恵式をぜひ、導入してほしいというふうに思います。

ふるさと納税を庁内の職員を始め、多くの人に認識させ、中城村全域で考える仕組みにしてほしい。そのためには、先進地の視察や返礼品の取組の強化も必要です。そのために、もう、職員を最低でも3人体制を実施して取り組んでほしい。そうすれば、2年ないし3年やれば、すぐにその兆しが期待できます。

村長も今1期、1年は終わったけど、あと3年あるので、この3年の期間で十分この、少なくとももう、種を植えてほしい。そういうことで、次年度からもぜひ、配置してほしいと思うんですけど、村長、どうですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、石原昌雄議員の再質問にお答えいたします。

本当にこれまでにふるさと納税のことを御提案いただきありがとうございます。本当に今回の質問で、ふるさと納税が質問が多いので、もう、一つ一つメモをしながら、まだまだやるところがたくさんあるなということで、反省もしつつ、すごくやる気になってはおります。

やはり、今回議会中に各議員からもプロジェクトチームという話もありましたので、今、来年度からというふうにおっしゃっていましたが、来年度の職員の確保というのは、また、今後考えていきます。その前にできることと言えば、やはり、プロジェクトチームをすぐにも立ち上げて、もう、1歩でも2歩でももう、進んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 配置については、次年度以降になると思うんですけども、ぜひ、

希望する職員を募って、もう、やってみたいという職員、いっぱいいると思うんです。そういうことをやって、ぜひ、次年度から走ってほしいと期待して、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時04分）

~~~~~

再開（11時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第2 発議第3号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を

議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 大城常良議員。

○議会運営委員会委員長 大城常良 それでは、読み上げて御提案申し上げます。

発議第3号。令和7年6月13日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

中城村議会運営委員会委員長 大城常良。

中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

発議第3号

令和7年6月13日

中城村議会議長 伊佐則勝 殿

中城村議会 議会運営委員会
委員長 大城常良

中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとして提案する。

中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、中城村情報公開条例（平成14年中城村条例第19号第20条において「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5～9 (略)

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本	人の生命、身体又は財産の保護のために必要

第2条 (略)

2・3 (略)

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、中城村情報公開条例（平成14年中城村条例第19号。以下_____「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5～9 (略)

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下_____「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本	人の生命、身体又は財産の保護のために必要

	人に提供するとき	がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員

	人に提供するとき	がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員

報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下 「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下 「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 (略)

報酬、給与又は報酬、福利厚生

に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」とい

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」とい

う。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

う。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役__又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役__又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役__又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

提案理由。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、

所要の改正をしようとして提案をいたします。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を

終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第4号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。発議第4号。令和7年6月13日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者。

中城村議会議員 安里清市。

賛成者。

中城村議会議員 新垣博正。

中城村議会議員 新垣貞則。

中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

発議第4号

令和7年6月13日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 安 里 清 市

賛 成 者

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正が行われたため、規程を改正する必要があるため。

中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年中城村議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定</p>

する被保険者番号等

(15)～(17) (略)

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証 _____、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

する保険者番号及び被保険者番号

(15)～(17) (略)

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定の際に通知すべき事項)	(開示決定の通知)
第11条 (略)	第11条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条第2項の改正規定及び第11条の見出しの改正規定 公布の日
 - (2) 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第10条第1項第1号並びに様式第1号、様式第10号及び様式第16号の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）
 - (3) 第3条第10号の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第四号に掲げる規定の施行日（令和7年3月24日）

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調製をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程に基づいて提出された書類とみなす。

提案理由。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律などの改正が行われたため、規程を改正する必要があるためでございます。

以上、提案を終わります。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第4号 中城村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程は、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第5号 中城村議会映像配信に関する要綱を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

2番 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 それでは、発議第5号。令和7年6月13日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者。

中城村議会議員 玉那覇 登。

賛成者。

中城村議会議員 屋良照枝。

同じく中城村議会議員 新垣 修。

中城村議会映像配信に関する要綱。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

発議第5号

令和7年6月13日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 玉那覇 登

賛 成 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会議員 新 垣 修

中城村議会映像配信に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

中城村議会の映像配信を行うにあたり、要綱を制定しておく必要があり別紙のとおり提案する。

中城村議会映像配信に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中城村議会（以下「村議会」という。）を広く村民に公開し、より開かれた議会を推進することを目的に、会議の生中継動画配信及び録画動画配信（以下「議会中継等」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生中継動画配信 会議の議事に関する映像及び音声を、インターネットを利用して生中継等を行うことをいう。

(2) 録画動画配信 生中継動画配信時に録画した映像及び音声データを編集した後にインターネットを利用して配信することをいう。

(議会中継等の実施)

第3条 議会中継等を行う会議は、本会議とする。ただし、議長が必要と認めるときは、その他の会議についても議会中継等を行うことができる。

2 録画動画配信の時期は、当該会議が終了した日からおおむね5年とする。

(議会中継等の内容)

第4条 議会中継は、原則として会議の開会から閉会までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは配信を行わない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条第1項の規定により秘密会が開かれたとき。

(2) その他議長が特別の理由があると認めるとき。

2 録画配信等は、次の各号に該当する場合、当該部分に限り行わないものとする。

(1) 議長が取消しを求めた発言

(2) 中城村議会会議規則第64条により取り消された発言

(3) 休憩中の映像及び音声

(議会中継等の中止)

第5条 この要綱にかかわらず、不測の事態、事故等が発生したときは、議会中継等を中止することができる。

(撮影方法)

第6条 原則として発言者を撮影する。ただし、表決については議員全景を撮影する。

2 議会事務局は、前項に掲げる議員全景について、傍聴席が撮影される旨を、事前に傍聴人に周知するものとする。

(著作権)

第7条 録画動画配信したデータの所有権は、議会に帰属する。

(庶務)

第8条 議会中継等の庶務は、議会事務局において処理する。

(免責)

第9条 村議会は議会中継等の視聴者が動画を視聴したこと、又は動画の情報を使用したことによって生じた損害について、その責めを負わない。

(議会中継等の位置づけ)

第10条 村議会は、議会中継等は法第123条の規定に基づく会議録とは異なるものであることを視聴者に対して明示するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議会中継等に関し必要な事項は、議会運営委員会で協議し、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由。

中城村議会の映像配信を行うに当たり、要綱を制定しておく必要があり、別紙のとおり提案する。

以上であります。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時32分）

~~~~~

再 開（11時33分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ただいまの発議第5号について、中城村議会映像配信に関する要綱について、賛成の立場で討論します。

この目的は、広く村民に公開することにより開かれた議会を推進することを目的に、会議の生中継、動画配信及び録画動画配信に関するために必要な事項を定めるために必要であるための提案、要綱です。

これから中城を担う若者、村民によりよく議会を知ってもらうために必要だと思います。百聞は一見に如かず、見てもらうことでより議会、中城に興味を持ってもらうことができると思います。正確に議会を配信するために必要であることから、賛成いたします。

○議長 伊佐則勝 本件に反対の発言を許します。

（「反対なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第5号 中城村議会映像配信に関する要綱は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第6号 中城村議会事務局処務規程の一部を改正する規程を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

議席12番 新垣博正議員。

失礼しました、13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 発議第6号。令和7年6月13日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

提出者。

中城村議会議員 新垣博正。

賛成者。

中城村議会議員 新垣貞則。

同じく中城村議会議員 安里清市。

中城村議会事務局処務規程の一部を改正する規程。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

発議第 6 号

令和 7 年 6 月 13 日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 新 垣 博 正

賛 成 者

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 安 里 清 市

中城村議会事務局処務規程の一部を改正する規程

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

中城村議会事務局処務規定が長年見直されてなく、現在にあった規程とする必要があり、別紙のとおり提案する。

中城村議会事務局処務規程の一部を改正する規程

中城村議会事務局処務規程（昭和58年中城村議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、中城村議会事務局（以下「事務局」という。）の組織、<u>その他庶務に関し</u> <u>必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(事務局の職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 書記の職名は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>係長</u></p> <p>(2) <u>主事又は主事補</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、中城村議会事務局（以下「事務局」という。）の組織、<u>事務の処理並びに職員の服務等に関し</u>、<u>必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(組織 <u>          </u>)</p> <p>第2条 (略)</p> |

(職務)

第3条 (略)

(事務分掌)

第4条 事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 庶務に関する事項

ア 議員名簿、委員会名簿及び職員名簿並びに履歴簿の整備に関すること

イ 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。

ウ 公印の保管に関すること。

エ 儀式、交際及び接遇に関すること。

オ 議員の出欠に関すること。

カ 議場及びその他関係各室の管理に関すること。

キ 職員の人事、給与、厚生及び服務に関すること。

ク 予算及び物品に関すること。

ケ 議長会議及び議員共済会に関すること。

コ 情報公開及び個人情報保護に関すること。

サ 議長会及び局長会に関すること。

(2) 議事に関する事項

ア 本会議に関すること。

イ 議案の取扱いに関すること。

ウ 議案、請願、陳情の收受、配布及び送付に関すること

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）のほか、次の職員を置くことができる。

(1) 係長

(2) 主事

(3) 主事補

2 前項の職（局長を除く。）は書記をもって充てる。

(職務)

第4条 (略)

(事務分掌)

第5条 事務分掌は、次のとおりとする。

庶務に関する事項

(1) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 儀式、交際及び接遇に関すること。

(4) 議員の身分に関すること。

(5) 議事堂の管理に関すること。

(6) 官公署、団体等の連絡に関すること。

(7) 職員の人事、給与、厚生及び服務に関すること。

(8) 予算及び物品に関すること。

(9) 議長会議及び議員共済会に関すること。

(10) その他庶務一般に関すること。

議事に関する事項

(1) 本会議に関すること。

(2) 議案の取扱いに関すること。

(3) 議決及び決定事項の通知及び報告に関すること。

エ 全員協議会に関する事

オ 議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会に関する事

カ 会議録の調製及び保管に関する事。

キ 議会の傍聴 に関する事。

ク 公聴会・参考人に関する事。

### (3) 調査に関する事項

ア 法令、条例、規則、規程等の調査に関する事。

イ 議案、請願、陳情等の調査に関する事。

ウ 資料の収集及び調査に関する事。

エ 図書室の整備及び管理に関する事。

オ 議会広報の発行 に関する事。

カ 政務活動費 に関する事。

(決裁)

第5条 (略)

(事務局長の専決事項)

第6条 (略)

(文書の收受及び配付)

第7条 (略)

(口頭又は電話の処理)

第8条 (略)

(文書の処理)

(4) 議員の出欠席に関する事。

(5) 議会の傍聴に関する事。

(6) 常任委員会に関する事。

(7) 特別委員会に関する事。

(8) 会議録 に関する事。

(9) 議事日程及び議会運営委員会に関する事。

(10) その他議事一般に関する事。

### 調査に関する事項

(1) 法令、条例、規則、規程等の調査に関する事。

(2) 議案、請願、陳情等の調査に関する事。

(3) 資料の収集及び調査に関する事。

(4) 図書室の整備及び管理に関する事。

(5) 議会だよりその他法規資料の編集に関する事。

(6) その他調査一般に関する事。

2 局長は、必要あるときは前項の規定にかかわらず、適宜職員に処理を命ずることができる。

(決裁)

第6条 (略)

(専決事項)

第7条 (略)

(代決)

第8条 局長に事故があるときは、係長がその事務を代決する。

(後閲)

第9条 代決した事務は、代決者において後閲の表示をし、取扱者は速やかに上司の閲覧に供さなければならない。

(文書の收受及び配付)

第10条 (略)

(口頭又は電話の処理)

第11条 (略)

(文書の処理)

第9条 (略)  
(文書の保管)  
第10条 (略)

(公印の押なつ)

第11条 (略)  
(文書の保存年限)  
第12条 (略)

(文書の閲覧)

第13条 (略)

第12条 (略)  
(文書の保管)  
第13条 (略)

(回議)

第14条 回議書(第5号様式)は、すべて係長及び局長を経て、議長の決裁を受けなければならない。

2 他の職員に係のある回議書は、その職員に合議しなければならない。

(発送文書の取扱)

第15条 発送文書は、決裁後浄書し、原議とともに担当職員に回付しなければならない。

2 発送文書は、担当職員において文書処理簿に記載するとともに担当職員に回付しなければならない。

3 発送文書は、担当職員において文書処理簿に記載するとともに、郵便電信発送簿(第6号様式)に記載し、処理の経過を明らかにしておくなければならない。

(公印の押なつ)

第16条 (略)  
(文書の保存年限)

第17条 (略)

(勤務時間中の離席)

第18条 職員は、勤務時間中一時所定の場所を離れるときは、上司又は他の職員に行先を明らかにしておくなければならない。

(文書の閲覧)

第19条 (略)

(出張命令)

第20条 職員の出張は、旅行命令簿をもって命じ、出張を終えて帰庁した者は直ちに復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭をもって復命することができる。

(職員の服務)

第21条 職員の勤務時間、休息时间、休暇及び休日等の服務については、村長部局の職員の例による。

(雑則)

第14条 (略)

第1号様式から第6号様式まで 削除

(雑則)

第22条 (略)

第1号様式 (第10条関係)

第2号様式 (第10条関係)

第3号様式 (第10条関係)

第4号様式 (第11条関係)

第5号様式 (第14条関係)

第6号様式 (第15条関係)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

提案理由。

中城村議会事務局処務規程が長年見直されてなく、現在に合った規程とする必要があり、別紙のとおり提案する。

以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

失礼しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、発議第6号 中城村議会事務局処

務規程の一部を改正する規程を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第6号 中城村議会事務局処務規程の一部を改正する規程は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号 中城村平和の日を定める条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正 令和7年6月19日。

中城村議会議長 伊佐則勝殿。

総務常任委員会委員長 新垣博正。

委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件番号、議案第35号。

件名、中城村平和の日を定める条例。

審査の結果、可決です。

令和7年6月19日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名           | 審査の結果 |
|--------|---------------|-------|
| 議案第35号 | 中城村平和の日を定める条例 | 可決    |

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、質疑します。

この平和の日に関しては、本議会でいろいろな議論がありました。委員会でどのようなことが意見として出ただけ教えてください。

○議長 伊佐則勝 総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正 お答えします。

本会議でもいろいろな議論がなされましたけれども、委員会では担当課長、係長の同席の下説明を受けて、制定に至る経緯を説明していただきました。それに対して質疑がありましたけ

れども、特に異論はなくて、条例に賛成の意見でまとまりました。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号 中城村平和の日を定める条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第35号 中城村平和の日を定

める条例は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句数字、その他の整理を要するものについてはその整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 (11時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 仲 松 正 敏